

2016年3月

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

ロシア編



JETRO

はじめに

我が国と諸外国との経済的相互依存関係が深まる中で、今後とも我が国企業の海外進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれます。今後、我が国企業が諸外国で事業を展開していく前提として、国内のみならず進出先においても商標・意匠・特許等の知的財産権が適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されています。しかし、未だに不備な部分を残しており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、進出先で知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁委託事業として、海外における我が国企業の知的財産権保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル・ロシア編」を作成しましたのでお届けします。また、ジェトロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です (<https://www.jetro.go.jp/theme/ip/manual.html>)。本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2016 年 3 月

日本貿易振興機構
知的財産・イノベーション部
知的財産課

エグゼクティブ・サマリー	- 1 -
序論	- 4 -
1. ロシアの法制度	- 4 -
2. ロシアの知的財産権法制	- 5 -
3. 特許及び商標代理人	- 5 -
4. 知的財産権の情報	- 6 -
第 1 章 ロシアにおける知的財産権の取得	- 7 -
第 1 節 特許	- 7 -
(1) ロシア特許制度とユーラシア特許制度	- 7 -
(a) 特許制度の概要	- 7 -
1) 管轄官庁	- 7 -
2) 最近 5 年間の統計データ	- 8 -
3) 特許制度の国際的なハーモナイゼーションのための政策及び施策	- 10 -
(b) 出願人適格	- 11 -
(c) 特許性要件	- 11 -
1) 特許を受けることができる対象及び特許を受けることができない対象	- 11 -
2) 新規性、進歩性及び産業上利用可能性	- 12 -
(d) 特許出願	- 13 -
1) 出願審査のフローチャート	- 13 -
2) 出願	- 16 -
3) 出願の方式審査の概要	- 16 -
4) 実体審査の請求	- 17 -
5) 登録に要する期間	- 18 -
6) 必要な出願手数料	- 18 -
7) 出願公開又は公告	- 19 -
8) 特許付与前又は付与後の出願に対する異議申立て	- 20 -
(e) 特許権	- 20 -
1) 特許権の基本的な内容と範囲	- 20 -
2) 特許権の存続期間及び特許証の発行	- 20 -
3) 先使用者権を含む特許に対する制限	- 21 -
4) 特許権の譲渡と使用許諾	- 22 -

5) 強制（非自発的）実施許諾.....	- 23 -
(f) 特許の審判.....	- 23 -
1) 不服申立て.....	- 24 -
2) 特許の無効.....	- 24 -
(g) 決定に対して不服を申し立てる裁判所とその手続.....	- 25 -
(h) 政府の特許手数料（年金を含む）.....	- 25 -
(i) 特許付与の公告.....	- 26 -
(2) ユーラシア特許制度.....	- 26 -
(a) ユーラシア特許制度の特徴.....	- 27 -
(b) 出願人適格及び特許要件.....	- 30 -
(c) 出願から特許付与までの手続.....	- 30 -
(d) 特許権.....	- 31 -
(e) ユーラシア特許の審判.....	- 32 -
1) 審判請求.....	- 32 -
2) 行政無効手続.....	- 33 -
(f) 手数料.....	- 34 -
(g) 公告.....	- 35 -
第2節 意匠.....	- 36 -
(1) 意匠制度の概要.....	- 36 -
(2) 意匠登録出願.....	- 37 -
(3) 出願の方式審査の概要.....	- 40 -
(4) 実体審査.....	- 40 -
(5) 登録に要する期間.....	- 40 -
(6) 必要な出願手数料.....	- 40 -
(7) 出願の公開又は公告.....	- 41 -
(8) 登録前又は後の出願に対する不服申立て.....	- 42 -
(9) 意匠権.....	- 42 -
(a) 意匠権の基本的内容及び範囲.....	- 42 -
(b) 意匠権の存続期間、その延長及び登録証の発行.....	- 42 -
(c) 意匠権の譲渡及び使用許諾.....	- 42 -
(10) 意匠の審判.....	- 42 -

(11) 審決に対する不服申立て・手続	- 42 -
(12) 登録及び登録更新の手数料	- 43 -
(13) 意匠登録の公告	- 44 -
(14) 最近 5 年間の統計データ	- 44 -
第 3 節 商標	- 46 -
(1) 商標制度の概要	- 46 -
(a) 管轄官庁及び担当官	- 46 -
(b) 最近 5 年間の統計データ	- 46 -
(c) ロシア商標制度の特徴	- 48 -
(2) 出願人適格	- 49 -
(3) 登録要件	- 49 -
(a) 商標の定義及び登録可能な対象	- 49 -
(b) 商標の先願主義及び先使用	- 49 -
(c) 出願拒絶理由、相対的拒絶理由（1483 条）	- 50 -
(d) 絶対的拒絶理由等、登録できない対象	- 50 -
(4) 商標出願手続及び審判部	- 51 -
(a) 出願の方式審査	- 53 -
(b) 実体審査	- 53 -
(c) 登録に要する期間	- 53 -
(d) 出願手数料	- 53 -
(e) 出願の公開又は公告	- 54 -
(f) 登録前又は後の出願に対する不服申立て	- 54 -
(g) 商標の審判	- 54 -
1) 出願に対する拒絶査定についての審判	- 54 -
2) 商標登録の取消し又は無効についての審判	- 55 -
3) 審決に対する不服申立てを扱う裁判所とその手続	- 55 -
(5) 商標権	- 55 -
(a) 商標権の基本的内容及び範囲	- 55 -
(b) 商標登録の存続期間、権利証書の発行及び期間の更新／延長	- 56 -
(c) 先使用者の権利をはじめとする登録商標に対する制限	- 56 -
(d) 登録商標の譲渡及び使用許諾	- 56 -

(e) 商標権と商号権の抵触.....	- 57 -
(6) 商標及び商品／役務の類似性に関する基準.....	- 57 -
(7) 商標の「使用」の定義.....	- 58 -
(8) 周知の商標.....	- 59 -
(9) ユーラシア経済連合の商標登録出願統一窓口.....	- 60 -
第4節 原産地表示（又は地理的表示）.....	- 62 -
第5節 著作権.....	- 63 -
(1) 著作権制度の概要.....	- 63 -
(2) 著作権局.....	- 64 -
(3) 著作権及び著作物の定義と意義.....	- 64 -
(4) 著作物の著作者と所有権.....	- 65 -
(a) 人格権.....	- 65 -
(b) 著作権を構成する権利の種類.....	- 65 -
(c) 著作権の期間（有効期間）.....	- 66 -
(d) 著作権の譲渡と使用許諾.....	- 66 -
(e) 著作権の登録.....	- 67 -
(5) ユーラシア経済連合の著作権集中管理制度.....	- 67 -
第6節 その他の権利.....	- 68 -
(1) 商号と取引名.....	- 68 -
(2) ドメイン名.....	- 69 -
(3) 半導体配置設計権.....	- 70 -
(4) 植物の新品種に対する権利.....	- 71 -
第7節 無方式の権利.....	- 73 -
(1) 技術ノウハウを含む営業秘密の保護.....	- 73 -
(a) 序文.....	- 73 -
(b) 営業秘密に関連する法規.....	- 73 -
(c) 営業秘密の定義.....	- 73 -
(d) 営業秘密の保護の内容とその管理.....	- 74 -
1) 機密保持契約.....	- 74 -
2) 秘密の管理.....	- 74 -
3) 従業者管理.....	- 75 -

4) 排他的権利の譲渡及び使用許諾	- 75 -
(e) 紛争解決	- 76 -
1) 民事上の救済措置	- 76 -
2) 行政上の救済措置	- 77 -
3) 刑事上の救済措置	- 77 -
(f) 治験データの保護	- 77 -
(2) 不正競争防止法	- 79 -
第 8 節 技術移転	- 80 -
(1) 政府方針	- 80 -
(2) 技術移転規制に関する法律	- 80 -
(3) ロシアへの、又はロシアからの技術移転に関する留意点	- 80 -
第 9 節 ライセンス	- 82 -
(1) はじめに	- 82 -
(2) 使用許諾契約の締結と登録	- 82 -
(a) 契約に関する法規	- 82 -
(b) 契約の作成	- 82 -
1) 言語	- 82 -
2) 契約作成上の規則	- 82 -
(c) 契約の登録	- 83 -
1) 登録の有効性	- 83 -
2) 登録のプロセス	- 83 -
(d) 技術保証、特許保証	- 84 -
(e) 改良技術の帰属	- 84 -
(f) 使用料の支払い	- 84 -
1) 使用料支払いに関する法制度	- 84 -
2) 使用料の支払いに関連する税制及び税務当局（移転価格税を含む）	- 85 -
(3) その他の事項	- 85 -
(a) 権利の移転	- 85 -
(b) 公募	- 86 -
1) 移転の公募	- 86 -
2) 使用許諾の公募	- 86 -

第2章 知的財産権の行使	- 87 -
第1節 知的財産権侵害の概要	- 87 -
(1) 模倣品被害及び著作権侵害の現況	- 87 -
(2) 日本企業が直面する知的財産権侵害問題	- 89 -
(3) 知的財産権行使制度の概要	- 89 -
(a) ロシア政府の知的財産権保護政策	- 93 -
(b) 法律事務所及び調査会社	- 94 -
(4) 非政府反模倣組織	- 94 -
第2節 権利侵害者の探索	- 96 -
第3節 権利侵害者への警告状	- 97 -
第4節 知的財産権侵害行為への民事上の救済措置	- 99 -
(1) ロシアの民事裁判制度とその特徴	- 99 -
(2) 知的財産裁判所	- 101 -
(a) 土地管轄	- 101 -
(b) 専属管轄	- 101 -
(c) 審級管轄、第一審、第二審及び／又は破毀審	- 102 -
(d) 裁判官の構成	- 103 -
(3) 知的財産権侵害者を訴えるための要件	- 103 -
(4) 裁判所の実事審理手続	- 104 -
(5) 正式事実審における証拠及び財産保全手続	- 107 -
(6) 特許権侵害訴訟	- 108 -
(a) 特許権侵害の判断基準	- 108 -
1) 文言侵害	- 108 -
2) 均等論に基づく侵害行為	- 109 -
(b) 抗弁	- 109 -
(c) 差止命令	- 110 -
(d) 損害賠償	- 110 -
(e) その他の救済	- 110 -
(f) 近年の実際の事件の概説	- 111 -
(7) 意匠権侵害訴訟	- 111 -
(a) 意匠権侵害の判断基準	- 111 -

(b) 抗弁.....	- 112 -
(c) 差止命令.....	- 112 -
(d) 損害賠償.....	- 112 -
(e) その他の救済.....	- 112 -
(f) 実際の事件.....	- 112 -
(8) 商標権侵害訴訟.....	- 114 -
(a) 商標権侵害の判断基準.....	- 114 -
(b) 抗弁.....	- 114 -
(c) 差止命令.....	- 115 -
(d) 損害賠償.....	- 115 -
(e) その他の救済.....	- 115 -
(f) 近年の実際の事件の概説.....	- 115 -
(9) 並行輸入についての民事訴訟.....	- 116 -
(10) 著作権侵害訴訟.....	- 117 -
(a) 著作権侵害の判断基準.....	- 117 -
(b) 抗弁.....	- 118 -
(c) 差止命令.....	- 119 -
(d) 損害賠償.....	- 119 -
(e) その他の救済.....	- 119 -
(f) 実際の事件.....	- 120 -
(11) 営業秘密の不正取得及び開示に係る訴訟.....	- 122 -
(12) (パリ条約第 10 条の 2 に明記されている)不正競争行為に係る訴訟.....	- 122 -
第 5 節 知的財産権侵害行為に対する行政措置の適用.....	- 123 -
(1) 行政措置の法的根拠.....	- 123 -
(2) 行政救済の保護対象.....	- 124 -
(3) 行政措置の要件.....	- 124 -
(4) 担当機関.....	- 124 -
(5) 行政措置手続き及びフローチャート.....	- 126 -
(6) 最終決定機関および救済措置機関.....	- 133 -
(7) 裁判管轄.....	- 133 -
(8) 訴訟費用支払.....	- 134 -

(9) 懲罰的判決の違反者への抑止効果.....	- 134 -
第 6 節 商標及び著作権侵害行為に関するロシアによる国境措置と税関.....	- 135 -
(1) ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア及びキルギスの ユーラシア経済連合における知的財産権のための国境措置の概要.....	- 135 -
(a) 国境措置の一般的状況.....	- 135 -
(b) ロシアにおける国境措置の特徴.....	- 135 -
(c) 並行輸入品.....	- 136 -
(d) 実例.....	- 137 -
(2) ロシア税関の組織.....	- 137 -
(3) 税関の知的財産権保護の職務.....	- 139 -
(4) ロシア税関規則の条項.....	- 139 -
(5) 行政違反法の条項.....	- 139 -
(6) 知的財産権侵害商品の押収に必要な書類.....	- 139 -
(7) 税関における登録制度.....	- 142 -
(8) 税関における保証書及び/又は担保証書.....	- 143 -
(9) 権利者への情報開示.....	- 144 -
(10) 倉庫保管費用などの負担.....	- 144 -
(11) 税関との連絡及び情報提供.....	- 144 -
(12) 税関の押収の関連機関及び専門機関.....	- 145 -
(13) 近隣諸国からの模倣品阻止方法.....	- 145 -
(14) 税関における模倣品押収通告の実例.....	- 146 -
(15) 税関押収の抑止効果.....	- 147 -
第 7 節 知的財産権侵害行為に対する刑事訴訟.....	- 148 -
(1) 知的財産権侵害行為に関する刑事訴訟を担当する官庁.....	- 148 -
(2) 知的財産権侵害関連犯罪に関するロシア刑法規定.....	- 148 -
(3) 警察への申立て.....	- 149 -
(4) ロシア刑事裁判制度及びその特徴.....	- 150 -
第 8 節 インターネット上でのコンテンツの違法なアップロード等対策.....	- 153 -
(1) 違法アップロード等の規制.....	- 153 -
(2) 担当官庁.....	- 153 -
(3) サービスプロバイダーの責任範囲.....	- 153 -

(4) 侵害者及び/又はサービスプロバイダー責任追及	- 154 -
(5) 削除要請とそのフローチャート	- 154 -
(6) 行政、民事又は刑事処分実例	- 155 -
第9節 ADR(裁判外紛争解決手続).....	- 156 -
(1) ADR 制度利用の一般状況.....	- 156 -
(2) ADR の法的根拠.....	- 156 -
(3) ニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認及び執行に関する国連条約)への加盟	- 157 -
(4) 知的財産権契約に関する国際紛争のためのロシア仲裁組織.....	- 157 -
(5) 実例	- 158 -
参考資料.....	- 159 -
ロシア民法第IV部 主要な改正点	- 160 -
関税同盟関税基本法.....	- 170 -
税関規則.....	- 175 -
行政違反法.....	- 183 -
競争保護法	- 187 -
刑法.....	- 191 -

エグゼクティブ・サマリー

本稿は日本企業向けのロシア知的財産マニュアルの第三版である。ロシア知的財産法は、この数年間で大きな発展を遂げている。新たに台頭した市場経済のニーズに対応して知的財産法が性急に策定された 1992 年を皮切りに、これらの法は数度の改正を経ている。2008 年には大改正があり、個別の知的財産法に多くの修正が行われたほか、個別に定められていた知的財産法がすべて民法第 IV 部に組み込まれた。それ以降は、細部のものから重要なものまで、継続的に変更が行われてきた。そしてついに、2014 年 10 月に重要な変更パッケージが施行された。

日本はロシアにとって主要な経済パートナーの一つで、自動車、電子機器、工作機械、工業用機械、化粧品その他多くのものをロシアに輸出している。またロシアの国民は、日本製品の品質を高く評価しており、日本製品を市場で求めている。日本の進んだ技術開発は、ロシアでその発明の保護を受ける必要がある。

ロシアには特許・商標代理人が存在し、個別の問題についてビジネスマンを支援することもある。しかし一方で、本マニュアルのようなロシアの知的財産事情の概要について総合的に、かつ簡潔にまとめられた文書も必要であろう。

本稿は、基本的には、概要、特許、商標、著作権及び権利行使(エンフォースメント)に分かれており、原産地表示やドメイン名などの付随的問題にも言及している。

本マニュアルには短い序論を設けた。ここではロシアの法制度、知的財産権の様々な面を担っている政府機関について、また、外国から出願する際その関与が法律で求められている特許・商標代理人について説明する。

第 1 章では、知的財産権の取得方法について説明する。ロシアの特許制度と、発明を保護するためのもう一つの手段となるユーラシア特許制度についても解説する。ロシア特許庁(以下「Rospatent」)の組織構造と職能を記載し、一部統計も添付した。また、誰が出願人になれるか、どのような事項が特許対象となるか、特許要件から除外されるもの、審査と不服申し立ての手続き、特許の処分の方法などを説明する。これらの情報は Rospatent、さらにユーラシア特許庁について記載した。また、ロシア国内特許とユーラシア特許との類似点と相違点について説明している。

発明の特許と実用新案について説明した後、本マニュアルは意匠の説明及び商標その他の識別手段について扱う。ここで過去数年の商標出願の統計を付記した。さらに、ロシアの商標権制度の特色について解説する。どのようなものが商標登録できるか、誰が出願人になれるか、登録の要件、および審査・不服申し立て手続きについて説明する。

原産地表示には数行を割いた。また近年、著作権がますます重要性を増してきたため、本マニュアルでも詳細にわたり、著作権制度がどのような構成になっているか、著作権の所轄がどこか、著作権で保護されるのはどのような作品か、著作権保護された作品の利用条件、期間、処分について記載している。ユーラシア経済連合内での著作権の集中管理についても触れる。

第 6 節 その他の権利 では、社名と商号との関係を説明する。ロシア語には「商号」を表す統一された訳語がないからである。このため、本マニュアルでは、双方の対象事項について詳細を記し、それぞれがロシアでのビジネスでどのような意味を持つか解説する。

経済活動におけるドメイン名の重要性もますます高まっている。ドメイン名は知的財産権とは見

なされないが、関連性は高い。ドメイン名により、情報資源へのアクセスが可能になるだけでなく、インターネット取引では広く利用される。その商標との類似性ゆえに、ビジネスが深刻な損害を受ける可能性がある。新たにキリル文字のドメイン“PH”が導入された。このドメイン名に隠された情報(権利侵害情報も)は、ラテン文字のドメインに慣れた人たちには見過ごされる場合がある。したがって、本マニュアルでは、ロシアにおけるドメイン名の種類、善意の商慣行に反して登録された場合に対抗する方法について説明している。

半導体配置設計権は、植物の品種と並んで その他の権利 という項目にもなっているが、著作権によっても保護される。植物品種に関する権利はこの事項は他の知的財産権対象事項に比べて知られていない。理由の1つは、外国の植物品種すべてがロシアの厳しい気候で栽培できるわけではないためであるが、出願件数は着実に増加している。これまでのところ、出願されたのは主に花卉と果樹である。

知的財産権対象となるその他の事項の1つは無方式権であろう。商業上の秘密やノウハウである。この事項は第三者に開示されるまで登録してはならず、ノウハウのままである。この特殊性に鑑み、本マニュアルではノウハウの扱いに数ページを割いて、秘密保持契約の重要性を強調し、ノウハウ契約を結ぶ際に従うべき非公式ルールを説明した。登録する必要がない分、他のタイプの契約よりも違反が起きやすいため、契約書の作成には特に慎重を期する必要がある。紛争が生じた場合には、ノウハウの権利を保護するのはより困難なので、本マニュアルでは紛争時に利用できる救済方法を説明して、この分野での紛争解決例をいくつか掲載した。

臨床試験データは知的財産権ではないが、密接な関係があり、常にロシアで発明を特許出願しようとする製薬会社の関心事となっている。ロシアの医薬品流通法(Russian law “On circulation of Medicines”)がこの事項を規制しており、薬事特許権者の期待に応える新たな規定を導入する。本マニュアルは新規制の解説の他、データ保護関連の紛争解決事例をいくつか挙げた。

さらに、本マニュアルは不正競争法令規定を明確にしている。不正競争防止法の規定は相当程度拡大され、法律に1条項ではなく1章を別途設けて、不正競争の救済方法の利用性を強化した。

第1章は知的財産権の処分に大きく着目している。処分とは、譲渡、ライセンス許可、質権等であろう。本マニュアルはそれぞれの権利処分法について詳細に解説し、ロイヤリティ支払いや税制といった関連事項を説明する。関連する他の節で技術について取り扱うが、これは商標にも等しく適用できる。技術が移転される場合、譲渡及び実施許諾契約が作成されることになる。契約の対象が特許であるか商標であるかにかかわらず、これらの契約には共通する点が多い。

本マニュアル第2章は、知的財産権の行使について扱う。各種の権利侵害について説明し、過去数年の統計を付した。さらに、行使の制度を解説し、知的財産権保護に関わる行政機関をリストアップして、いくつか司法統計を載せた。

権利を行使するには、侵害をタイミングよく特定することが重要である。どのように権利侵害者を見つけ出すか、警告状送付など当初段階でどのような手段が取れるかなど、様々な選択肢を記載する。

権利侵害者が特定されたら、優先される手段は訴訟である。これに関連し、本マニュアルでは裁判所の組織構造、司法手続き、侵害者に対してなすことのできる権利主張、利用できる救済方法、それに発明・意匠・商標・著作権に関する実際の訴訟例を多数記載した。原告に可能な権利主張と被告に可能な弁護を、それぞれの訴訟のカテゴリーで説明する。また、別途、並行輸入の場合につ

いても触れた。

司法訴訟の他、権利者は、侵害者に対して行政措置を利用することもできる。この種の訴訟は行政機関が提訴するものだが、権利者は行政機関に提訴を依頼し、第三者として裁判に参加することができる。行政裁判は民事裁判と多少の違いがあるため、その違いを該当する箇所で説明する。

ロシアの国境管理についても概要を説明した。税関は国境を越える模倣品の移動を取り締まることができるため、権利行使という観点から特に重要である。しかし、この手続きにおいては、権利者の協力が不可欠である。本節では、税関の組織構造、作業、権利者が権利行使のためにどのように協力すればよいかなどを解説する。ただし、ロシアはユーラシア経済連合の加盟国であるため、他の加盟国との間に国境がないことには留意する必要がある。

刑事訴追が知的財産権侵害事件で適用されることは稀だが、時に行われる。刑事裁判の提訴には制限があり、侵害が権利者に深刻な損害を与える、または頻発するなどでなければならないが、そのような事件でも、権利者が常に刑事訴訟の提訴を望むとは限らない。

最後に、その他の紛争解決手段について説明する。このような紛争解決方法はあまり知られていないが、そういう機会も存在すること、そしてそういった紛争解決手段に必要な全ての要素が決まっていることを知っておくべきである。

全般的に、本マニュアルは、2015 年末時点のロシアでの知的財産権対象事項登録・行使に関する法的状況について、全体像を述べたものである。また、ロシア法、Rospatent、司法実務及び法執行機関の実務に係る数多くの改正も考慮に入れている。これらの変更は実務的で、経済活動をより円滑にする。本マニュアルが日本企業にとってロシア市場参入の最善の道を見いだす一助となることを期待している。

序論

1. ロシアの法制度

ロシア連邦は、大陸法系(大陸ローマ・ゲルマン法系ともいう)であり、このことは、ロシアの法体系全体が包括的な階層構造をなしていることを意味する。このような制度では、理論上、立法機関(ロシア議会)で制定される制定法が主要な役割を果たしている。裁判所には、主に、新たな行為規範を創り出す権限はなく、法律を解釈し、適用する権限が与えられている。実務では、ロシア最高裁判所が下級審の判決を再審理し、時にはレビューを交付する。このレビューは、現実には、特定の部類の訴訟の判決方法について下級審に拘束力のある勧告をするものである。このような勧告に準拠しない下級審の判決は無条件に取り消される場合がある。法制度の中核には、ロシア連邦憲法がある。連邦憲法の下位法として連邦憲法的法律があり、これは、憲法で明確に定めた分野などで採択されている(例えば、連邦商事裁判所に関する連邦憲法的法(Federal Constitutional Law on State Commercial Courts))。民法、刑法等といった連邦法の地位を有する法典がいくつか存在する。

知的財産法は、民法の一部を構成する。民法は、私法のほとんどの側面を規律する制定法である。民法第 IV 部は、知的財産権のみを扱っている。債権債務の定義、債務の履行が不十分な場合の法的責任、第三者による履行、債務の履行担保、契約の締結、修正及び解除の手續などに関連するものを含む民法第 I 部総則の規定は知的財産の問題にも適用される。民法第 II 部は、売買、契約当事者の履行など、特別な種類の債務について規定する。知的財産事項に関連して、第 II 部には、フランチャイズ契約(「営業許可」)に関する比較的詳細な規定が盛り込まれている。さらに、民法第 III 部には、国際私法に関する規定が含まれており、これらの規定は知的財産権に係る取決めにも大きな影響を及ぼしている。

民法第 IV 部は、独自の広範かつ詳細な総則を備えているので、一種の「法典内法典」として構成されている。この第 IV 部(第 69 章)は、ロシアにおいて保護される知的財産の対象、排他的権利の説明、知的財産権の取得手續に関する共通の規定、存続期間、ロシアにおける外国人権利者の権利の効力、登録手續、知的財産の対象を扱う契約の種類、ライセンス、担保及び譲渡に関する一般的規定、知的財産権の保護、維持及び権利行使に関するルールなどを網羅している。総則に続いて、特別な種類の知的財産の対象に関する第 70-76 章がある。

さらに、連邦政府、経済発展省及びロシア特許庁により採択された従属法もある。この法律は、特許と商標などの出願、審査手續、特許の維持(商標登録)に関する詳細を含んでいる。特許と商標に関係する手数料の納付額について定める規則も存在する。このほか、憲法第 15 条(4)及び民法第 7 条(2)は、ロシア連邦の国際条約が国の法体制に不可欠な部分であり、直接適用されると定めている。ロシア連邦が加盟している国際条約に国内法と異なる規定が含まれている場合には、国際条約の規定が適用される。

ロシアは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(以下、ベルヌ条約)、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下、パリ条約)、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(ローマ条約)、衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約(ブリュッセル条約)、オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(レコード保護条約)商標法条約、特許手續上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定(以下、マドリッド協定)、マドリッド協定の議定書(以下、マドリッド議定書)、特許協力条約(以下、PCT)、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定(ロカルノ協定)、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニ

ース協定(ニース協定)、(国際特許分類に関する)ストラスブール協定、植物の新品種の保護に関する条約(UPOV 条約)、著作権に関する世界知的所有権機関条約、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、商標法に関するシンガポール条約、特許法条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下、TRIPS 協定)など、知的財産事項を規律するほぼあらゆる国際条約の締約国である。

ロシアは、意匠の国際登録に関するハーグ協定には加盟していないが、近く加盟することを予定している。

2. ロシアの知的財産権法制

知的財産権法

- ロシア連邦憲法(第 44 条及び第 71 条(o))
- ロシア連邦民法、特に第 IV 部(以下、「民法」)
- ロシア連邦刑法、特に第 146 条、第 147 条及び第 180 条(以下「刑法」)
- ロシア連邦行政違反法(以下、「行政違反法」)、特に第 7.12 条、第 7.28 条、第 14.10 条及び第 14.33 条
- 「競争の保護に関する」ロシア連邦法(第 2.1 章)
- 政府の政令と省庁の規則

民法第 IV 部は、8 章(第 69-77 章)で構成され、334 の条文が盛り込まれている。第 IV 部第 69 章には、全ての知的財産権に共通の規定が定められている。その他の章は、個々の知的財産権に関して定める。

知的財産問題担当機関

- Rospatent(発明、実用新案、意匠、商標、原産地表示、コンピュータ・プログラム、データベース、回路配置に対する権利の正式登録)。Rospatent を連邦政府の従属機関にする計画がある。
- 連邦反独占局(FAS)(知的財産権に係る不正競争の抑制)
- 連邦税関庁(国境における侵害防止)
- 内務省(市場での侵害防止)
- 国防省、内務省、保健省、産業貿易省、連邦保安局、国家原子力エネルギー公社(秘密発明の出願審査)

3. 特許及び商標代理人

外国人が特許及び商標の保護を受けるためには、ロシア特許代理人を Rospatent における代理人に任命しなければならない。2008 年 12 月 30 日付の「特許代理人に関する」連邦法第 316-FZ 号は、特許代理人の登録と業務に関連する関係を規律している。

Rospatent の登録簿には、2015 年末までに、約 1,800 人の特許代理人が登録されている。これらの者は、独立開業であっても契約による従業者であってもよい。同法は、特許代理人に対し、契約に基づく義務を履行する過程で得た情報の機密を保持し、依頼人の書面による同意を得ることなく、依頼人から受け取った文書に含まれる情報を漏えいしないよう義務づけている。特許代理人は、依

頼人が発行した委任状(公証されている必要はない)に基づいて Rospatent において依頼人を代理する。さらに同法は、利益相反の場合の特許代理人の活動を規制している。

Rospatent に登録されている特許代理人のリストはオンラインで入手可能である。
(http://www.fips.ru/sitedocs/patpov_en.htm)

4. 知的財産権の情報

Rospatent は、公報において、出願、登録特許、登録商標及びその他の知的財産の対象に関する情報を発表している(http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en/ofic_publication/)。

またその年報において、ロシアにおける登録活動に係る統計データを発表している。
(<http://www.rupto.ru/about/reports?lang=en>)

第1章 ロシアにおける知的財産権の取得

第1節 特許

(1) ロシア特許制度とユーラシア特許制度

(a) 特許制度の概要

1) 管轄官庁

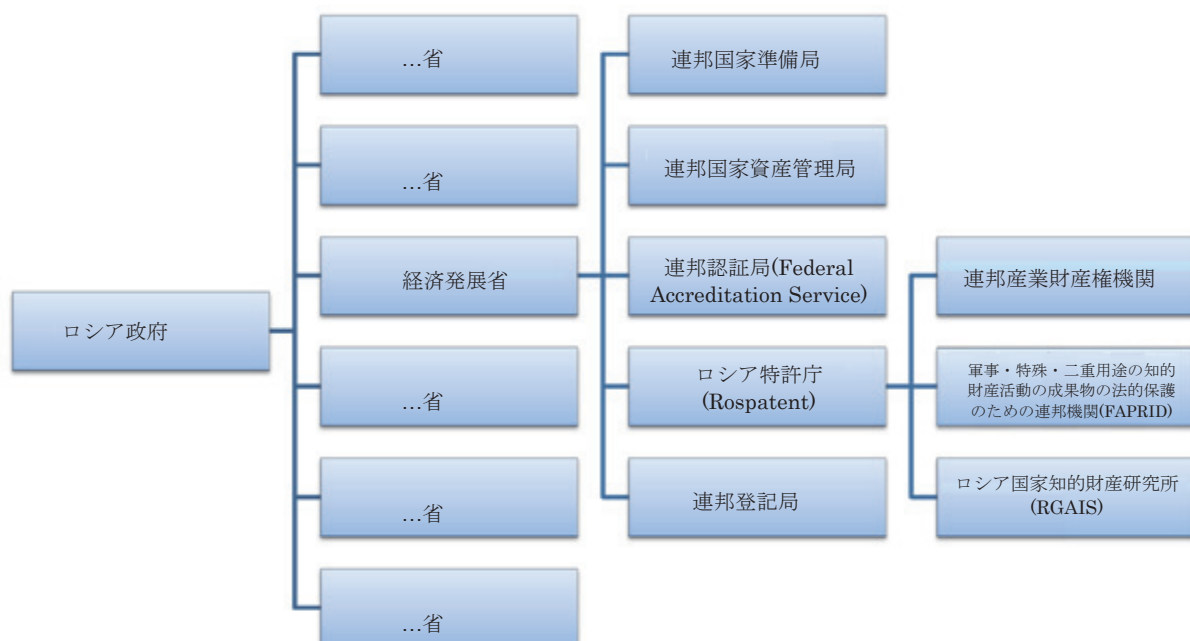
行政構造において、知的財産の対象に関する保護証を発行する権能は、ロシア特許庁(Rospatent)が担っている。

Rospatent は、主に次に掲げる機能を有する。

- a) 知的財産権の出願審査の管理、監督並びに権利登録証の発行
- b) 知的財産権、知的財産分野のライセンス契約及び譲渡契約の登録並びに登録された知的財産権に関するデータの公開
- c) 特許(年金/更新を含む)手数料及び登録料を支払う手続の管理及び監督
- d) ロシア連邦特許代理人の認定及び登録並びにその法律で定める要件への遵守管理

Rospatent は、発明、実用新案、意匠、コンピュータ・プログラム、データベース、(集積技術を含む)集積回路の回路配置、商標、サービスマーク、原産地表示の法的保護の分野における管理及び監督を担当している。また、連邦予算を使った民間の研究開発事業の成果の法的保護及び利用分野における監督も担当している。

ロシア政府の構造の中に見る Rospatent

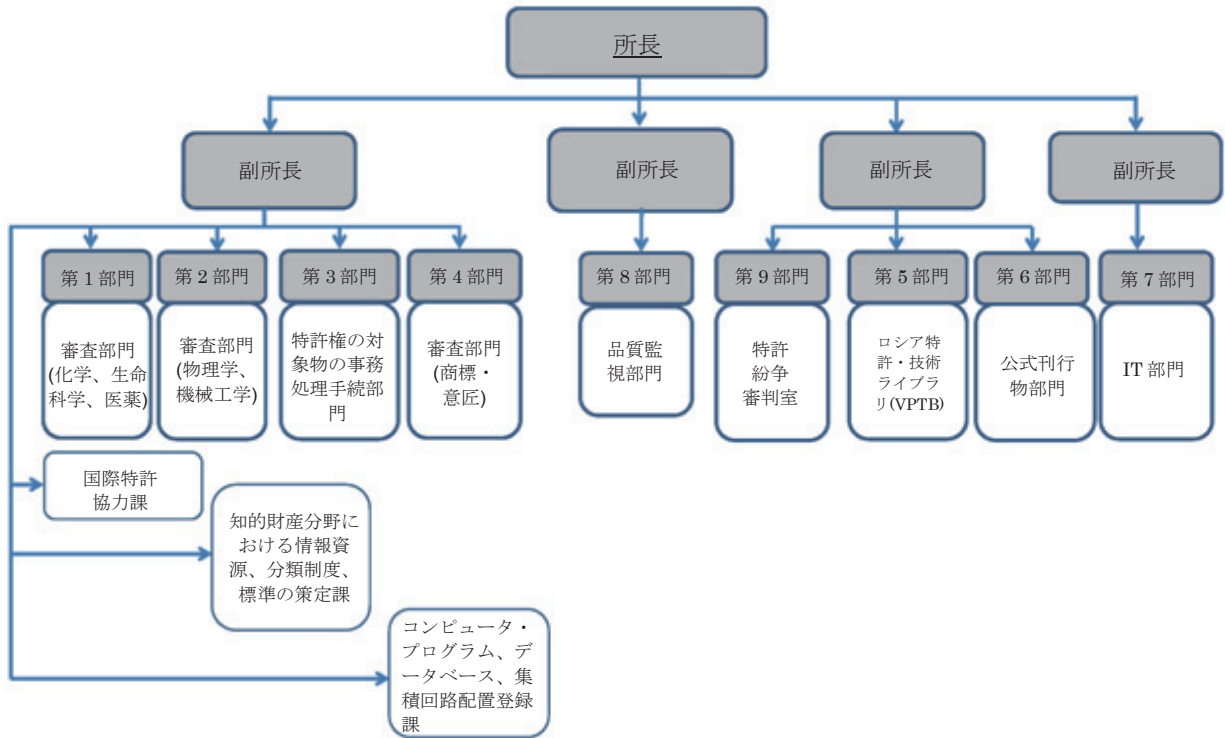


Rospatent は経済発展省の下位機関であり、2015 年末現在、連邦政府に任命されたグリゴリー・

イヴリェフ(Grigory Ivliyev)が長官を務めている。

Rospatent は、3つの組織を管理している。

- あらゆる対象の出願の審査、特許付与及び商標登録並びに原産地表示、コンピュータ・プログラム、データベース及び集積回路の回路配置の登録に携わる特許審査官の部門で構成される連邦産業財産権機関(FIPS)(FIPSの管理体制を以下に示す。)



- 軍事・特殊・二重用途の知的財産活動の成果物の法的保護のための連邦機関(FAPRID)
- 知的財産分野について、法律学又は経済学の学位を有する専門家に研修を行い、特に特許代理人を育成するロシア国家知的財産教育研究所(RGAIS)

特許及び商標出願の審査並びに知的財産権や登録済みの知的財産の対象に関係する契約(譲渡、ライセンス、質権など)の登録に関連するほぼすべての機能、さらには審判手続を FIPS が行っている。Rospatent の審判部は FIPS の所管であり、その部門の一つを構成する。したがって、FIPS の機能には、特許、実用新案及び意匠の出願受理、その審査及び登録、商標及びサービスマークの法的保護並びに商標登録証の発行、原産地表示の法的保護及び登録証の発行、コンピュータ・プログラム、データベース及び集積回路の回路配置の正式登録出願の審査及び正式登録証の発行が含まれる。(Rospatent)の事務職員は、約 80 名である。FIPS の総職員数は約 2,340 名(約 600 名の特許審査官、約 200 名の商標審査官、約 60 名の審判部の特許審査官を含む)である。

2) 最近 5 年間の統計データ

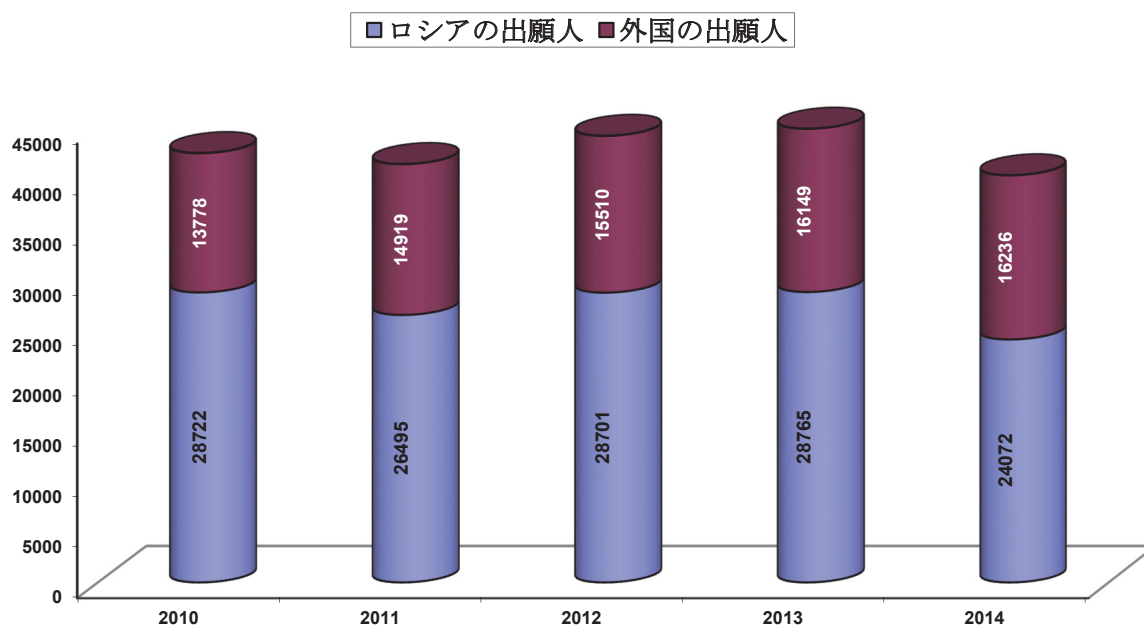
2010～2014 年の出願及び登録件数は次に掲げる通りである。

(出展 Rospatent 年報 : <http://www.rupto.ru/about/reports?lang=en>).

発明：出願及び特許

発明	2010	2011	2012	2013	2014	2014 vs. 2013 (%)
出願件数 内訳	42,500	41,414	44,211	44,914	40,308	89.7
ロシアの出願人 による件数(%)	28,722 (67.6)	26,495 (64)	28,701 (64.9)	28,765 (64)	24,072 (59.7)	83.7
外国の出願人 による件数(%)	13,778 (32.4)	14,919 (36)	15,510 (35.1)	16,149 (36)	16,236 (40.32)	100.1
登録特許件数 内訳	30,322	29,999	32,880	31,638	33,950	107.3
ロシアの権利者(%)	21,627 (71.3)	20,339 (67.8)	22,481 (68.4)	21,378 (67.6)	23,065 (67.9)	107.9
外国の権利者(%)	8,695 (28.7)	9,660 (32.2)	10,399 (31.6)	10,260 (32.4)	10,885 (32.1)	106.1
年末時点で有効な 特許	181,904	168,558	181,515	194,248	208,320	107.2

出願件数(ロシア及び外国の出願人別)



ロシア特許出願及び取得国上位(発明)

実用新案	2010	2011	2012	2013	2014	2014 vs. 2013 (%)
出願件数 内訳	12,262	13,241	14,069	14,358	13,952	97
ロシアの出願人 による件数 (%)	11,757 (95,9)	12,584 (95)	13,479 (95,8)	13,589 (94,6)	13,000 (93,2)	96
外国の出願人 による件数 (%)	505 (4,1)	657 (5)	590 (4,2)	769 (5,4)	952 (6,8)	124
年末時点で有効な 特許	54,848	46,876	50,746	54,420	54,848	101

実用新案：出願及び特許

出願/登録	2010	2011	2012	2013	2014
米国	3,735 / 1,971	3,707 / 2,341	3,964 / 2,514	4,388 / 2,371	4,383 / 2,427
ドイツ	2,237 / 1,443	2,302 / 1,609	2,266 / 1,784	2,346 / 1,632	2,120 / 1,697
日本	1,554 / 894	1,931 / 1,177	1,842 / 1,265	1,641 / 1,379	1,646 / 1,449
フランス	873 / 634	1,033 / 674	1,066 / 800	1,109 / 922	1,140 / 763
オランダ	765 / 352	989 / 493	878 / 564	992 / 552	1,064 / 682
スイス	748 / 498	803 / 523	960 / 567	1,126 / 572	1,035 / 564
中国	265 / 154	393 / 175	544 / 241	458 / 290	598 / 456
スウェーデン	379 / 314	340 / 326	415 / 321	472 / 323	503 / 314
イタリア	406 / 279	409 / 302	450 / 300	497 / 259	490 / 329
韓国	342 / 450	318 / 374	401 / 321	428 / 261	472 / 343

3) 特許制度の国際的なハーモナイゼーションのための政策及び施策

国際法及びロシアが加盟する国際協定の広く受け入れられている原則及び規範は、ロシアの法制度に不可欠な要素である。ロシアが加盟する国際条約は、直接適用可能であり、ロシアの法律と国際条約の規則に齟齬がある場合には、国際条約の規則が適用される。

政府は、Rospatent に対し、ロシアが加盟する知的財産分野の国際協定について、その要件に完全に準拠するための計画を策定するよう明確に指示している。

世界知的所有権機関(以下、WIPO)主導で締結した国際協定は、ロシアの知的財産法の発展に大

きな影響を及ぼしている。

政府は、ロシアの法律とロシアが加盟する国際協定との制度調和を常に支持してきた。知的財産分野における国際条約の内容は、民法第 IV 部にそのまま反映されてきた。これらの国際条約に含まれる知的財産法の統一規範の多くは、第 IV 部の対応する条文に再現されている。

(b) 出願人適格

発明又は実用新案について特許を受ける権利は、まず発明者に帰属する(民法第 1357 条(1))。その権利は、包括承継により又は労働契約を含む契約に基づき、別の者に移転又は譲渡することができる(民法第 1357 条(2))。特許を取得する権利の譲渡は書面で締結される。書面で締結されない場合、契約は無効とみなされる(民法第 1357 条(3))。

従業者が、自己の雇用義務の遂行により又は雇用者から受託した特定の職務の遂行の結果として発明をなした場合、特許を取得する権利は、労働契約に別段の定めがある場合を除き、雇用者に帰属する(民法第 1370 条(3))。

発明者が発明に関して雇用者へ通知した時から 4 か月以内に、雇用者が、特許出願を怠り、特許を取得する権利を第三者へ移転することを怠り、又は、発明を秘密にしておくことについて発明者に通知することを怠った場合は、発明者たる従業者が、出願し、自己の名義により特許を受ける権利を有する(民法第 1370 条(4))。この場合、特許の存続期間中には、雇用者は、特許権者に対価を支払って、自己の事業に発明を使用する権利を有する。この対価の額は、従業者と雇用者との間で決定され、かつ、紛争の場合には裁判所により決定される。

従業者が、雇用者の財政的又は技術的手段その他の資産を利用して発明しているものの、自己の雇用義務の遂行に関連せず、又は特定の職務の遂行の結果ではない場合、特許を出願する権利は、全面的に従業者に帰属する(民法第 1370 条(5))。

発明、実用新案の考案又は意匠の創作を具体的に規定していない業務請負契約、又は、研究開発の遂行に係る契約に基づき発明がなされる場合、当該発明につき出願する権利は、当該契約に別段の定めがない限り、請負人(業務遂行者)に帰属する(民法第 1371 条(1))。

(c) 特許性要件

1) 特許を受けることができる対象及び特許を受けることができない対象

特許を受けることができるもの：

- 製品：装置、物質(医薬品を含む)、微生物の菌株、植物又は動物の細胞培養、遺伝構造)
- 方法：有形的手段を用いて有形物に影響を与える手順。人の身体への治療は特許を受けることができる。
- 特定の目的のための製品又は方法の用途(第一及び第二医薬／非医薬用途を含む)

特許を受けることができないもの：

- ヒトのクローン化方法及びヒトのクローン；ヒトの胚細胞株の遺伝的完全性の修正方法；工業目的及び商業目的によるヒトの胚の使用；公共の利益、人間性及び倫理性に反するもの(民法第 1349 条(4))

- 発見；科学的理論及び数学的方法；専ら製品の外観にのみ関し、かつ、審美的要求を満たすことを目的としたもの；ゲーム、及び、知的活動又は事業活動のための規則及び手段；コンピュータ・プログラム；情報の提示にのみ関するもの(民法第 1350 条(5))

民法第 1351 条は、装置に関連した技術的なもののみが、実用新案として保護されることを定めている。製品の外観にのみ関係し、かつ、審美的要求を満たすことを目的としたものは、意匠としてのみ保護され得る。

植物品種及び動物種(育種の成果)並びにその生産物の生物学的生産方法は、特許保護から除外される。微生物学的方法及び微生物学的方法により得た製品は保護され得る(民法第 1350 条(6))。ただし、植物品種又は動物種に対する特許は、民法第 73 章に規定される手続に従い、農業省が付与する。集積回路の回路配置も、特許可能な対象から除外されており、民法第 74 章に従い、著作権として保護される。

2) 新規性、進歩性及び産業上利用可能性

発明

特許性要件は、新規性、進歩性及び産業上利用可能性である(民法第 1350 条(1))。

発明は、工業、農業、公衆衛生、その他の経済分野又は社会分野で利用可能であれば、産業上利用可能であると見なされる(民法第 1350 条(4))。

発明は、先行技術からみて公知ではない場合、新規であると見なされる(民法第 1350 条(2))。

発明は、当業者にとって自明でないときに、進歩性を有する(民法第 1350 条(2))。

技術水準は、当該発明の優先日前に、公衆が利用可能であったあらゆる情報で構成される(民法第 1350 条(2))。

実用新案

発明との比較で見ると、実用新案の主題として保護されるのは機器(装置)関連の技術的側面のみである。一方、製品又は製法であればどのようなものも、保護を受けることのできる発明の主題となり得る。実用新案として保護される場合には、進歩性は要件とされない。実用新案特許の出願の実体審査は、方式審査の合格後に自動的に開始される。一方、発明特許の出願の実体審査を開始するためには、実体審査の請求を行う必要がある。実用新案の新規性の審査では、その本質的特徴の組合せだけが考慮されるが、発明の出願の特許性審査では、クレームに記載されている全ての特徴が検討される。実用新案特許の出願は、特許査定が(なされる場合には、それが)公開されて初めて公衆に利用可能となる。一方、発明特許の出願は、取り下げられない限りは、出願日から 18 か月の経過をもって、特許庁により公開される。発明特許の保護の存続期間が 20 年であるのに対して、実用新案特許の保護の存続期間は 10 年である。実用新案を商品に使用することが決まっている場合には、均等論は適用されない。

実用新案は産業上利用可能であり、かつ、新規である場合は、保護が付与される(民法第 1351 条(1))。

実用新案に対する産業上利用可能性及び新規性の要件は、発明に対する要件と同一である(民法第 1351 条(2)及び(4))。

二重特許を避けるために、発明又は実用新案の新規性の判断に用いられる技術水準には、発明及び実用新案につきその他の出願人がロシア内で申請した、先の優先権を有するすべての出願、並び

に、ロシア領域内で特許が付与された発明及び実用新案も含まれるものとする(民法第1350条(2)及び第1351条(2))。

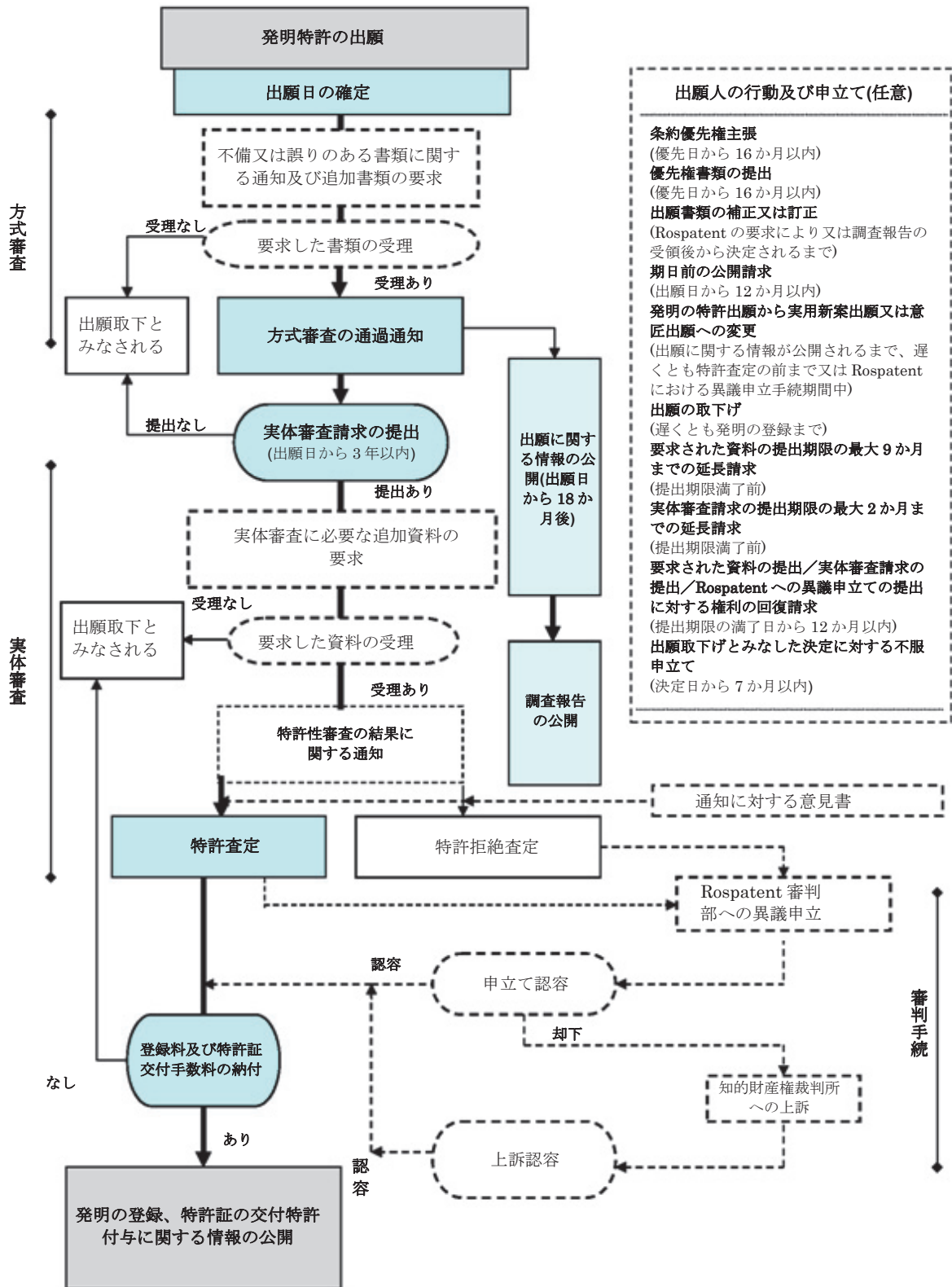
発明及び実用新案のいずれについても、当該発明(実用新案)に関連した情報につき、発明者、出願人、又はそれらの者から直接的若しくは間接的に情報を得た者による開示であって、当該発明(実用新案)の本質に関する情報を公表した場合でも、当該発明に係る特許出願が当該情報の開示日から6か月以内に Rospatent になされた場合には、当該発明(実用新案)は特許不能なものとは見なされない。以上に関する立証責任は、出願人が負担する(民法第1350条(3)及び第1351条(3))。

(d) 特許出願

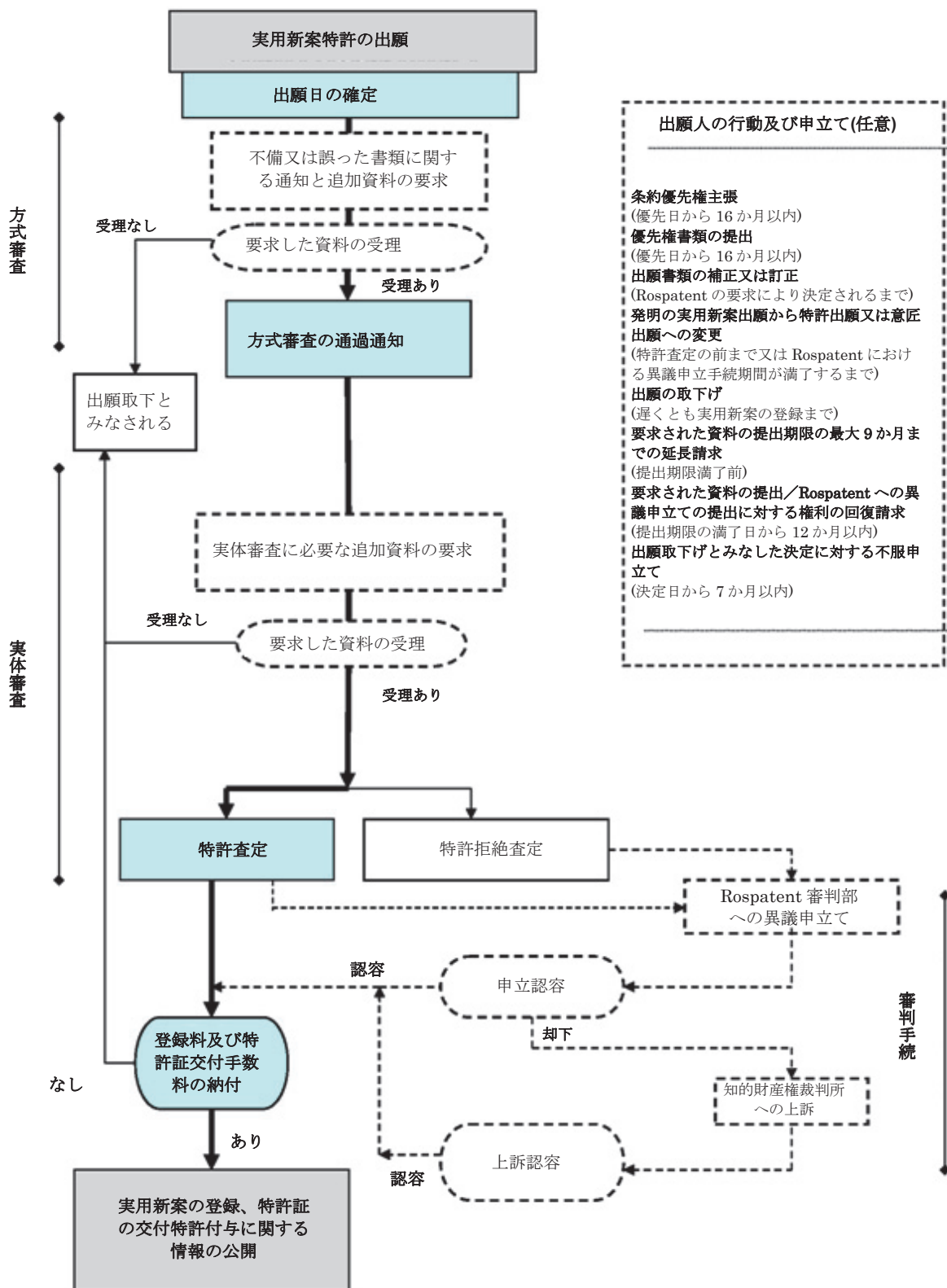
1) 出願審査のフローチャート

発明及び実用新案の手続並びに審判部における審判手続を以下のフローチャートに示す。

発明の出願審査フローチャート



実用新案出願の審査フローチャート



2) 出願

(1) 出願は、特許を取得する権利を有する者(発明者、雇用者又は上記の者の権利承継人)により、Rospatent に提出される。

(2) 外国人は、登録されている特許代理人を通じて Rospatent に対応する。

委任状は必要書類の一つであるが、このルールは以前ほど厳格に適用されておらず、委任状が求められることはほとんどない。しかし、Rospatent が必要と判断する場合、要求されることがある。

(3) 出願には、次のものを含めなければならない。特許の付与を求める願書(願書の様式は、オンラインで入手することができる。

http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/file_library/obr_zaya/)、発明を実施するために十分詳細に保護を受けようとする発明を開示する明細書、発明の本質的特徴を記載し、かつ、明細書により十分に裏付けられた特許請求の範囲、発明の開示内容を理解するために必要であれば、図面又はそのほかの資料、要約。

(4) 特許の付与を求める願書は、必ずロシア語で提出されなければならない。その他の出願書類は、ロシア語又は他言語で提出することができる。出願書類が他言語で提出される場合は、ロシア語による翻訳文を出願に添付するか、又は、正式な審査官通知に応答して事後に提出する。特許の付与を求める願書は、出願人又は出願人の特許代理人により署名される。

(5) 出願は、単一の発明又は単一の発明概念を形成するよう結び付けられた一群の発明と関連する(発明の単一性の要件)。実用新案出願は、単一の実用新案のみに関連する。

(6) 出願日は、特許の付与を求める願書、明細書及び明細書に記載がある場合には図面を提出した日に設定される。これらの書類を同時に提出できない場合、最後の書類を受理された日が出願日となる(民法第 1375 条(3))。

出願をなす権利の証明書類を Rospatent に提出する必要はない。

優先権書類の認証謄本は、優先日から 16 か月以内に Rospatent に提出されなければならない(民法第 1382 条(3))。

3) 出願の方式審査の概要

審査官は、発明の出願の方式審査において、次に掲げる事項を確認する。

a) 必要とされる出願書類の全てが揃っており、全ての書類が方式要件を満たしているか。ただし、発明の本質の審査は行われない。方式要件を満たさない場合、それを出願人に通知し、不備を訂正するために 3 か月が与えられる(この期間は、手数料を納付して請求することにより延長できる)。出願人が不備を補正できず、かつ、補正した書類又は不足する書類の適時の提供を怠ったとき、出願は、取り下げられたものとみなされる。

c) 手数料が適正に支払われているかどうか。

d) 発明の単一性要件を満たしているかどうか(発明の本質に立ち入ることなく、明白な矛盾のみについて判断する)。発明の単一性要件を満たしていないことが明らかである場合、出願人には、特許請求された発明のうちいずれが審査されるべきであることを 3 か月以内に示すよう審査

官から勧告される。出願人が上述の期間内に、どの発明が審査されるべきかを示さない場合、発明の審査は、特許請求の範囲中に最初に明記されている発明に関してされた発明についてのみ行われる。

- e) 国際特許分類(IPC)を利用している場合、分類が正しく行われているかどうか(誤っている場合には、審査官により分類される)。

4) 実体審査の請求

実体審査は、方式審査を通過した出願についてのみ行う。ただし、そのためには、対応する審査請求を提出し、該当する手数料が納付されていなければならない。

発明

発明の実体審査請求延期制度がある。実体審査請求は、出願人又は任意の第三者が提出しなければならない。請求は、出願提出時又は出願日(PCT 出願の場合には国際出願日)から **3 年**以内に行わなければならない。審査請求を提出する期間は、**2 か月**間延長することができる。審査請求が所定の期間内に提出されなかった場合、出願は取り下げられたものとされる(民法第 1386 条(1))。徒過した期間の回復の請求は、所定の期間満了から **12 か月**以内に提出することができる(民法第 1389 条)。

実用新案

2014 年 10 月 1 日以降になされた実用新案出願は、方式審査及び実体審査の双方が適用される。出願が、方式審査を通過したものは、(審査を請求することなく、自動的に)実体審査がなされる。

実体審査の概要

実体審査には、次のものが含まれる。

- 特許請求された発明又は実用新案の特許性について検討する審査官が基準とする先行技術を判断するための情報の調査。発明出願について先の優先権が主張されておらず、実体審査の請求が出願と同時に提出される場合、実体審査開示から 7 か月以内に出願人に対して調査報告が提供される。
- 出願が発明又は実用新案としての保護の適用除外となる対象に関連するものでないかの確認
- 発明又は実用新案が、出願書類において当業者が実施できる方法により、十分に開示されているかの審査
- 特許請求された発明又は実用新案が特許性基準に準拠しているかの確認

実体審査において、Rospatent は、追加資料の提出とクレームの補正を求めることがある。関係する審査通知から 3 か月以内に(この期間は請求により延長可能)、出願人は追加資料を提出しなければならない。審査官通知に応答してなされた追加資料又は補正は、出願の本質を変えるもの(「新規事項」を含むもの)であってはならない。もっとも、出願人は、当該資料が「新規事項」であることを述べる審査官通知を受領してから 3 か月以内であれば、「新規事項」の出願日について優先性を有する別個の「新規事項」の出願をなすことができる。審査官通知に対して、3 か月以内(又は適時に延長が認められている場合には、延長期間内)に適切に応答されないときは、出願は取り下げら

れたとみなされる。

発明又は実用新案が特許性を満たさないと判断された場合、特許付与は拒絶される。拒絶査定の前に、Rospatent は、審査結果の通知を、審査官の意見を分析するよう求める勧告を添えて、出願人に送付する。この通知への反論は、通知から 6 か月以内に Rospatent に提出されなければならない。説得力のある反論がなされないとき、又は、反論そのものがなされないときは、拒絶査定が出される。

5) 登録に要する期間

発明特許の出願から付与までの平均的な処理時間は、1 年半から 2 年である。早期審査は行われない。実用新案出願にかかる平均的な期間は 4 か月から 6 か月である。

Rospatent は、中国、デンマーク、ポルトガル、スペイン、フィンランド、日本、韓国、米国の特許庁との間で PPH(特許審査ハイウェイ)協定を、また中国、スペイン、フィンランド、米国の特許庁との間では PCT-PPH(PCT を利用した PPH)協定を締結している。さらに、日本、フィンランド、スペイン、米国の特許庁とは、PPH MOTTAINAI(もったいない)協定を結んでいる。

Rospatent は、2014 年 1 月 6 日からはグローバル PPH 試行プログラムに参加している。PPH 手続請求のための要件は、Rospatent のウェブサイトで閲覧することができる

(<http://www.rupto.ru/activities/inter/bicoop/pph/poriadok>)。

6) 必要な出願手数料

公式手数料表(単位：ロシアルーブル、2015 年 10 月時点)

(出典：2008 年 12 月 10 日付の連邦政府規則第 941 号により承認された特許手数料法、改正済)

手数料	Rb
発明の出願	1,650
-25 点を超えるクレーム 1 点につき	+250
実用新案の出願	850
-25 点を超えるクレーム 1 点につき	+100
出願の次の点に関する実体審査請求	
-1つの発明(1つの独立クレーム)	2,450
-一群の発明(一群の独立クレーム)	+ 1,950
国際調査報告書又は予備審査報告書が出願に添付されている場合、実体審査の手数料は 20%減額される。Rospatent が作成した調査報告が出願に添付されている場合、実体審査の手数料は 50%減額される。	最大で 10 点の追加の独立クレームのそれぞれにつき
	+3,400
	10 点を超える独立クレームのそれぞれにつき
条約優先権に対する権利の回復請求	400

出願の早期公開請求	400
新規クレームの導入：	
- 実体審査請求の提出前(追加クレーム1点につき)	650
- 実体審査請求の提出後(追加の独立クレーム1点につき)	+2,350
実用新案出願から2か月を経過した後に行う出願補正の請求	-
新規クレームの導入(追加クレーム1点につき)	650
実体審査請求を行う期間の(2か月を超えない)期間延長を求める請求	850
審査官通知に応答する期間の期間延長を求める請求(1か月延長するにつき)：	
- 最高で6か月まで	200
- 6～10か月	400
期限を徒過した出願の権利回復を求める請求：	
- 6か月以内	650
- 6～12か月	2,600
出願書類、引用等の認証謄本の請求	550
出願人の氏名・名称の変更登録の請求	400
発明に関する出願から実用新案に関する出願への変更請求	100
実用新案に関する出願から発明に関する出願への変更請求	850
- 25点を超えるクレーム1点につき	+200
特許紛争審判室への審判請求：	
- 出願放棄の決定に対する審判請求	400
- 拒絶査定に対する審判請求	2,450

7) 出願公開又は公告

発明

Rospatent への発明特許の出願の提出日から 18 か月の期間満了後に、発明特許の出願に関する情報を公開する(民法第 1385 条)。

出願の公開後は、何人も、出願書類(出願審査経過を含む)を閲覧することができ、出願書類の写しを請求することができる。

実用新案

実用新案の出願公開については定められていない。したがって、出願資料は、特許付与までは公衆の利用に供されない。

特許付与の公開後には、何人も、出願時の出願書類及び補正された出願書類の写し、並びに、出願人が出願審査手続中に提出した追加書類の写しを請求することができる。

8) 特許付与前又は付与後の出願に対する異議申立て

法律では、出願に対する異議申立ては定められていない。もっとも、発明出願の公開後は、何人であれ、出願書類を閲覧し、発明の特許性に関する自己の意見を Rospatent に提出することができ、この意見は出願審査において考慮される。ただし、このような意見の提出によって、その意見の提出者に出願審査における手続関与権が与えられるものではない。

(e) 特許権

1) 特許権の基本的な内容と範囲

発明の対象に係る排他的権利は、特許権者に帰属する(民法第 1358 条(1))。何人も特許権者の許可なく特許の対象を使用する権利を有さず、この使用には特に次の行為が含まれる。

- 特許を付与された対象を組み込む製品の、ロシアへの輸入、製造、利用、販売の申出、販売、その他市場に置くこと、又は当該目的による保管
- 特許を付与された方法により直接得られる製品に関して、上記の行為をなすこと。それが新規の製品である場合、反証がない限り、同一の製品が得られたものと判断される(証明責任は、侵害者が負う)。
- 装置であって、その機能が自動的に特許を付与された方法を含むものに関して、上記の行為をなすこと
- 特許を付与された対象を使用する方法を行うこと(民法第 1358 条(2))

特許を付与された対象は、独立クレームに明記されたあらゆる特徴、又は当該特徴と均等である特徴を、製品が含んでいるもしくは、方法が伴う場合には、製品又は方法に使用されたものとみなされる。特徴が均等であることは、発明の優先日前に当該技術分野で知られるようになっていなければならない(民法第 1358 条(3))。実用新案に関しては、均等論を適用しない。

ロシアには間接侵害の法理が存在しないので、発明又は実用新案の本質的部分のそれぞれを、個別の独立クレームにより保護することが推奨される。

2) 特許権の存続期間及び特許証の発行

民法第 1363 条によれば、発明特許の通常の有効期間は、各出願の提出日から起算して 20 年間である。しかしながら、使用するには販売許可を必要とする薬物、殺虫剤又は農薬に関連した発明については、特許権者の請求により Rospatent がこの期間を延長することができる。この延長可能な期間は、発明の出願の提出日から起算して、発明を使用する初回許可の受領日までの期間から 5 年を減じた期間である。またその延長期間は、5 年を超えることができない。

特許の存続期間の延長の請求(PTE)は、特許の存続期間中に、初回の販売許可の付与日又は特許付与日のうち満了が遅い方から 6 か月以内に Rospatent に提出しなければならない。PTE が認められた場合、使用が認められた製品を記述したクレームが記載された追加特許証が交付される。

実用新案特許の有効期間は、出願日から 10 年間である。

3) 先使用者権を含む特許に対する制限

侵害に該当しない行為とは？

次に掲げる行為を行うことは、侵害を構成しない(民法第1359条)。

- 特許を付与された対象を組み込む製品を、構築物、付属装置に使用し、又は、外国の輸送手段の運行に使用する行為。但し、当該輸送手段が、一時的又は偶発的にロシア連邦領域内に配置され、上述の製品が専ら輸送手段の必要のために使用され、かつ、ロシアの輸送手段に対してその外国が同一の権利を認めている場合に限る。
- 特許を付与された対象を組み込む製品又は方法の科学的研究又は実験の遂行
- 緊急事態における特許を付与された対象の使用。ただし、特許権者に対し、可及的速やかに通知され、かつ合理的な対価が支払われることを条件とする。
- 利益又は収入を得ることが使用目的でない場合における、私的、家族内、家庭内、又は非事業及び非営利の活動のための特許を付与された対象の使用
- 特許を付与された発明を用いた薬剤に係る医師の処方箋に基づいた、薬局における一時的調査
- 特許権者又は特許権者の許可を得た他の者により、製品がロシア市場に先に置かれている場合には、特許を付与された対象を組み込む製品の、ロシアへの輸入、利用、販売の申出、販売、その他市場に置くこと、又は当該目的による保管

先使用权

発明又は実用新案の優先日より前に、独力で着想された同一のもの又は特許発明に相当する発明を、ロシア連邦領域内において善意で使用していた(又は当該使用のために必要な準備を行っていた)第三者は、使用範囲が拡大されないことを条件として、それを引き続き無償で使用する権利を有する(民法第1361条)。先使用权は、先使用又は先使用の準備が行われた事業と共に移転する場合にのみ、他人に移転することができる。

共同所有

共同所有については民法第1229条(2)及び第1348条(3)によれば、共同所有者間で別の内容の契約が締結されていない限りは、共同所有者のそれぞれが自己の裁量で、発明、実用新案又は意匠を使用することができる。共同所有者は、別段の合意がない限りは、自らの知的財産権を共同で処分(譲渡、実施許諾)しなければならない。発明、実用新案又は意匠の共同での使用又は処分から得た収益は、権利者間での別段の定めのない限りは、権利者間で均等に分配される。各権利者は、自己の権利を独立して行使する権利を有する。

事後使用权

特許維持手数料を期限内に納付しないことを理由として終了した特許の効力は、特許の権利者の請求により回復されることがある(民法第1400条)。特許の効力の回復請求は、徒過した期間から3年以内に、ただし、特許の存続期間の満了前に、Rospatentに提出する。特許の効力が回復した特許に関する情報は、Rospatentの公報に掲載される。

特許の効力の終了日と、特許の回復に関する情報の公報掲載日との間に、特許の対象の使用を開始した第三者は、当該使用の範囲を拡張することなく、無償で事後的に使用する権利を有するものとする(民法第1400条(3))。

4) 特許権の譲渡と使用許諾

概要

特許権者は、自己に帰属する発明、実用新案及び意匠に対する排他的権利を、法律に反しない方法(他人への権利譲渡、又は、契約(使用許諾契約)に定める条件に基づく発明、実用新案若しくは意匠に係る利用権の他人への提供によるものを含む)により処分することができる。(民法第1233条(1))。特許権の譲渡及び使用許諾は、Rospatentにおける正式登録の対象となる。正式登録要件を遵守しない場合、譲渡又は使用許諾は無効となる。

譲渡

譲渡の記録の請求は、当事者双方により署名されているか、又は請求者が選択する場合には、一方の当事者が署名し、次に掲げるいずれかを添付しなければならない。

- 当事者双方による署名のある、認証されていない契約範囲の陳述書
- 契約からの抄本
- 契約原本

金銭面に関する条件は公開する必要はない。発明に係る排他的権利は、譲渡がRospatentに正式に登録された時点で、前の特許権者から譲受人に引き渡される。

使用許諾

使用許諾を締結できるのは、特許付与がなされた後のみである。係属中の出願については使用許諾を付与することができない。

使用許諾は、Rospatentへの登録日から付与されたものとみなされる(民法第1235条)。使用許諾契約には、次に掲げる事項を含めなければならない。

1. 特許番号
2. 契約の当事者の完全名称及び住所
3. 移転される権利の種類、すなわち、排他的な使用許諾か非排他的な使用許諾か(排他的使用許諾の許諾者は、使用許諾契約に別段の定めがない限り、被許諾者に排他的権利を許諾している範囲において、使用許諾の対象を使用することができない。)
4. 領域、すなわち、ロシア連邦か又はその一部地域か(領域が指定されていない場合、使用許諾の適用領域は、ロシア連邦全域であるとみなされる)
5. 存続期間(存続期間が定められていない場合、使用許諾契約は、5年間締結されているものとみなされる)

被許諾者は、使用許諾契約により定められている権利及び手段の範囲内においてのみ使用許諾を受けた対象を使用する。使用許諾契約に明記されていない対象の使用に係る権利は、被許諾者に付与されたものとはみなされない。

被許諾者は、使用許諾契約に別段の定めがない限り、使用許諾を受けた対象を利用する過程において、報告書を許諾者に提供しなければならない。このような報告書の提出を要件とする使用許諾契約が、当該提出の期日及び手続について規定しない場合、被許諾者は、許諾者の請求に応じ当該報告書を許諾者に提出する義務を負うものとする(民法第1237条(1))。

使用許諾契約の存続期間内に、許諾者は、被許諾者が使用許諾を受けた対象を使用することを妨げるおそれのある行為を行わない義務を負う(民法第1237条(2))。

使用許諾契約に定められた発明に係る、使用許諾契約に定めのない態様による利用、若しくは使用許諾契約の存続期間満了後の利用、又は、契約により被許諾者に付与された権利の範囲を超えたその他の態様による利用は、特許権の侵害とみなされ、相応する責任を伴う(民法第1237条(3))。

許諾者の書面の同意による場合に限り、被許諾者は、使用許諾契約に定める権利を他人に対し付与する権利を有する(民法第1238条)。この書面による同意がない場合、Rospatentは、再使用許諾契約の登録を拒絶する。被許諾者は、使用許諾契約に別段の定めがない限り、再被許諾者の行為につき、許諾者に対し責任を負う。

所定の対象に係る排他的権利が終了する場合、使用許諾契約は終了したものとみなされる。

後に無効と認められた特許に基づいて締結された使用許諾契約は、特許の無効が決定された日までに履行された限度において、有効性が維持される(民法第1398条(4))。したがって、使用許諾された特許が無効となる前に適切に納付された使用料は、返還を請求することができない。

5) 強制(非自発的)実施許諾

ロシア国内での特許を付与された発明又は実用新案の使用は、特許が有効となるために義務的な要件ではない。ただし、特許を付与された発明又は実用新案が、発明については4年間、実用新案については3年間、使用されないか、又は、使用が不十分であり、その結果、ロシア国内市場における各商品の提供が不十分となる場合に、特許権者が発明若しくは実用新案の不使用若しくは不十分な使用が正当な理由に基づくことを説明できない場合、特許は強制実施許諾の対象となされ得る(民法第1362条)。この目的でのロシア国内における特許製品の製造は義務づけられない。決定的となるのは、商品が市場で提供されているかである。したがって、ロシア国内で特許製品を十分な量販売すれば、強制実施許諾を回避することができる。

民法第1362条は、強制実施許諾が認められる理由を決定しているが、この理由は、TRIPS協定第31条に規定されている条件に対応するものとなっている。

さらに、民法第1360条は、国家安全保障の利益のために、政府が特許権者の同意なく、特許を付与された発明の使用を許可できると定めている。ただし、これに関しては、特許権者に対し、迅速に通知し、かつ、合理的な金銭的補償が支払われることを条件とする。

(f) 特許の審判

Rospatentの組織構造の中には、審判を担当する部署(具体的には、特許紛争審判室)が存在し、次の事項を審理する。

- 1) 特許付与の拒絶査定に対する不服申立て又は特許査定に対する異議申立て
- 2) 出願が取下げられたとみなされた決定に対する不服申立て
- 3) 特許の付与に対する(無効取消)不服申立て

不服申立てを考慮した結果出された決定は、インターネット上において閲覧することができる(http://www.fips.ru/sitedocs/pps_all.htm)。

1) 不服申立て

審査官の決定に対する不服申立ては、決定日から7か月以内であれば、Rospatentに提出することができる。

不服申立ては、特許紛争審判室のメンバー及びRospatentの対応する審査部門の審査官の双方から選出した3～5名の審査官で構成された審判部により検討される。出願人と不服の申し立てられた決定を出した審査官の双方が、審理に参加する。不服申立てを検討する際には、次の決定をなすことができる。

拒絶査定に対する不服申立ての場合：

- 不服申立てを認容し、既存のクレームで特許査定を下す
- 不服申立てを却下し、Rospatentの決定を維持する
- 不服申立てを認容し、補正された多項クレームで特許査定を下す

特許査定に対する異議申立ての場合：

- 異議申立てを認容し、特許査定を取り消し、出願をさらなる審査に付す
- 異議申立てを却下し、Rospatentの決定を維持する
- 異議申立てを部分的に認容し、補正された多項クレームで特許査定を下す

取下げの決定に対する不服申立ての場合：

- 不服申立てを認容し、出願を回復する
- 不服申立てを却下し、Rospatentの決定を維持する

決定は、特許紛争審判室が審理において通知し、その後書面による決定が出される。書面による決定は、2か月以内に作成され、出願人に送付される。

2) 特許の無効

発明の特許は、次に掲げる場合においては、特許の存続期間中のいかなる時においても、全部又は一部が無効と認められ得る(民法第1398条)。

- (a) 特許の対象が特許性の要件を満たすことができない場合。
- (b) 特許付与の査定書中に引用されたクレームが、出願の提出日における当初の明細書及びクレームにはなかった特徴を含む場合
- (c) 同一の優先日を有する、同一発明に係る数個の出願について特許が付与された場合
- (d) 発明者又は特許権者を誤って表示して特許が付与された場合

(a)(b)(c)の理由による無効取消訴訟は、Rospatentに提出し、(d)を理由とする無効取消訴訟は、知的財産裁判所に対して提起する。当事者双方(特許権者、不服を申し立てた者)と、特許付与の決定を出した審査官も審理に参加する。

無効取消訴訟を検討する際には、次の決定をなすことができる。

- 無効取消訴訟を却下し、特許の効力を完全に維持する

- 無効取消訴訟を認容し、特許の全てを無効にする
- 無効取消訴訟を部分的に認容し、特許を部分的に無効にする

特許が部分的に無効となる場合、新規の特許が付与される。

(g) 決定に対して不服を申し立てる裁判所とその手続

不服申立てに係る決定に対しては、3 か月以内であれば、知的財産裁判所に提訴することができる。

(h) 政府の特許手数料(年金を含む)

正式手数料表(単位：ロシアルーブル、2015年10月現在)

(出典 - 2008年12月10日付の政府規則第941号2008年改正、により承認された特許手数料法)

手数料	ルーブル
登録・特許証発行手数料	3,250
発明特許の年金(年間):	
3-4年	850
5-6年	1,250
7-8年	1,650
9-10年	2,450
11-12年	3,650
13-14年	4,900
15-18年	6,100
19-20年	8,100
21年以上	12,000
実用新案特許の年金(年間):	
1-2年	400
3-4年	850
5-6年	1,250
7-8年	1,650
9-10年	2,450
期限から6か月以内の期限に遅れた年金の支払いについては、50%の追加手数料を徴収する。	
年金の不払いによる消滅後3年以内の回復	当期の年金を2.5倍にした額
発明特許の存続期間の延長を求める請求	2,450
特許証の副本の取得	1,350
使用許諾又は譲渡の登録請求:	
- 特許1件につき	1,650
- 同一の使用許諾/譲渡契約に含まれる追加特許1件につき	850
登録された使用許諾又は譲渡契約の修正の登録請求	400
権利のオープンライセンスに関する請求	400
特許証の訂正の登録請求	2,050
特許査定に対する特許紛争審判室への異議申立て	3,250

正式手数料は、発明／実用新案の登録、及び、特許証の交付について納付しなければならない。手数料は、Rospatentによる特許査定が発行日から4か月以内又は4か月の期間の満了から6か月以内に納付されなければならない。後者の場合には、手数料額は、50%増額される。したがって、発明／実用新案の登録に係る手数料納付の最大期間は、特許査定が発行日から10か月間である。この10か月の期間の経過後は、出願の回復は不可能となる。

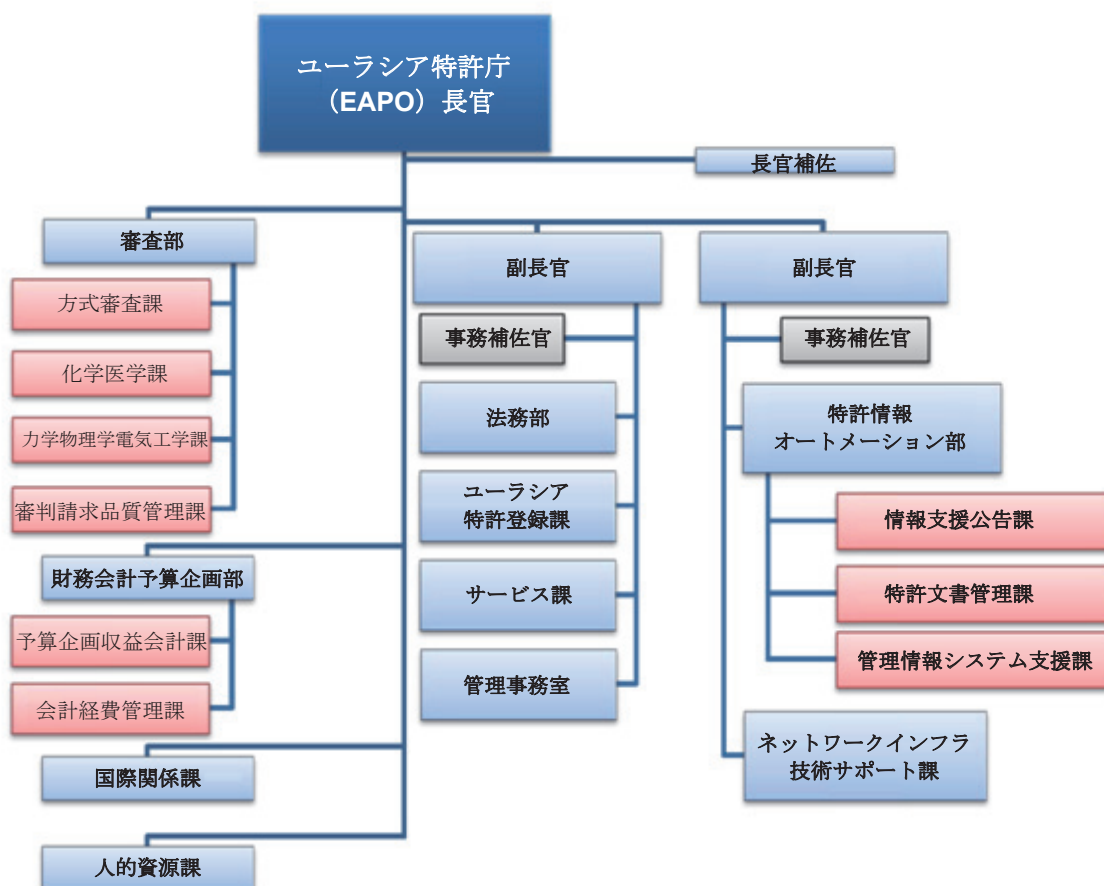
(i) 特許付与の公告

Rospatentは、特許に関する情報を国家特許登録簿に登録し、特許の付与に関する情報を公報で公告する(民法第1394条(1))。公報には、付与された特許に関して、その書誌情報及びクレームの範囲についての情報が含まれる。毎月3回、公報は発行される。公報は、Rospatentのウェブサイトで見ることができる。http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content/en/en/ofic_publication/ofic_bul_en/iz_pm_en1 公報の検索可能版は、CD又はDVDで購読可能である。付与された特許に関する情報は、オンライン公開登録簿(<http://www1.fips.ru/wps/portal/Registers/>)でも閲覧できる。特許に関する完全な情報(明細書の写しを含む。)を備えたデータベースを購読することも可能である。

http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content/en/en/Informational_resources/Retrieval_System/

(2) ユーラシア特許制度

ユーラシア特許は単一特許であり、登録されたユーラシア特許が効力を有する地理上の範囲は、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア、トルクメニスタン、タジキスタンの8締約国に及ぶ。ユーラシア特許は、その効力を及ぼしたい締約国のそれぞれにつき年金を支払うことで維持しなければならない。手続及び特許付与の使用言語はロシア語のみである。



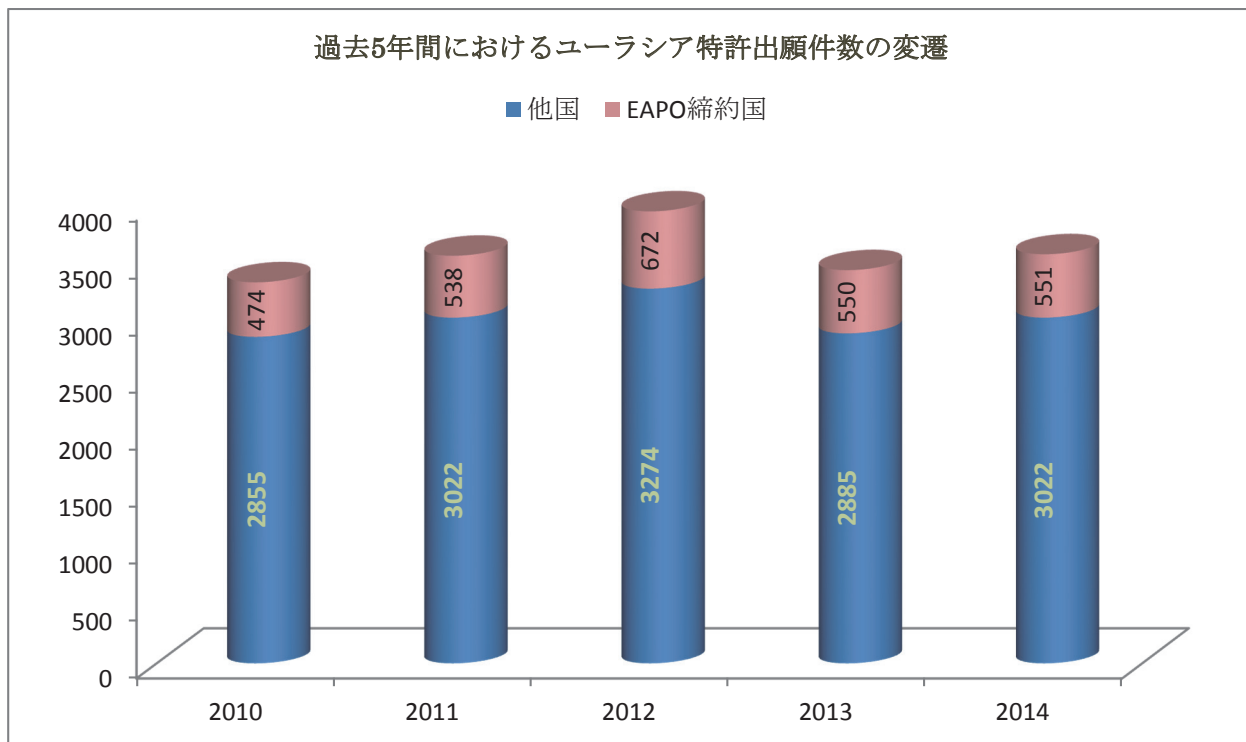
上記の表は、ユーラシア特許庁の運営体制である

(出所：ユーラシア特許庁ウェブサイト <http://eapo.org/ru/structure.html>)

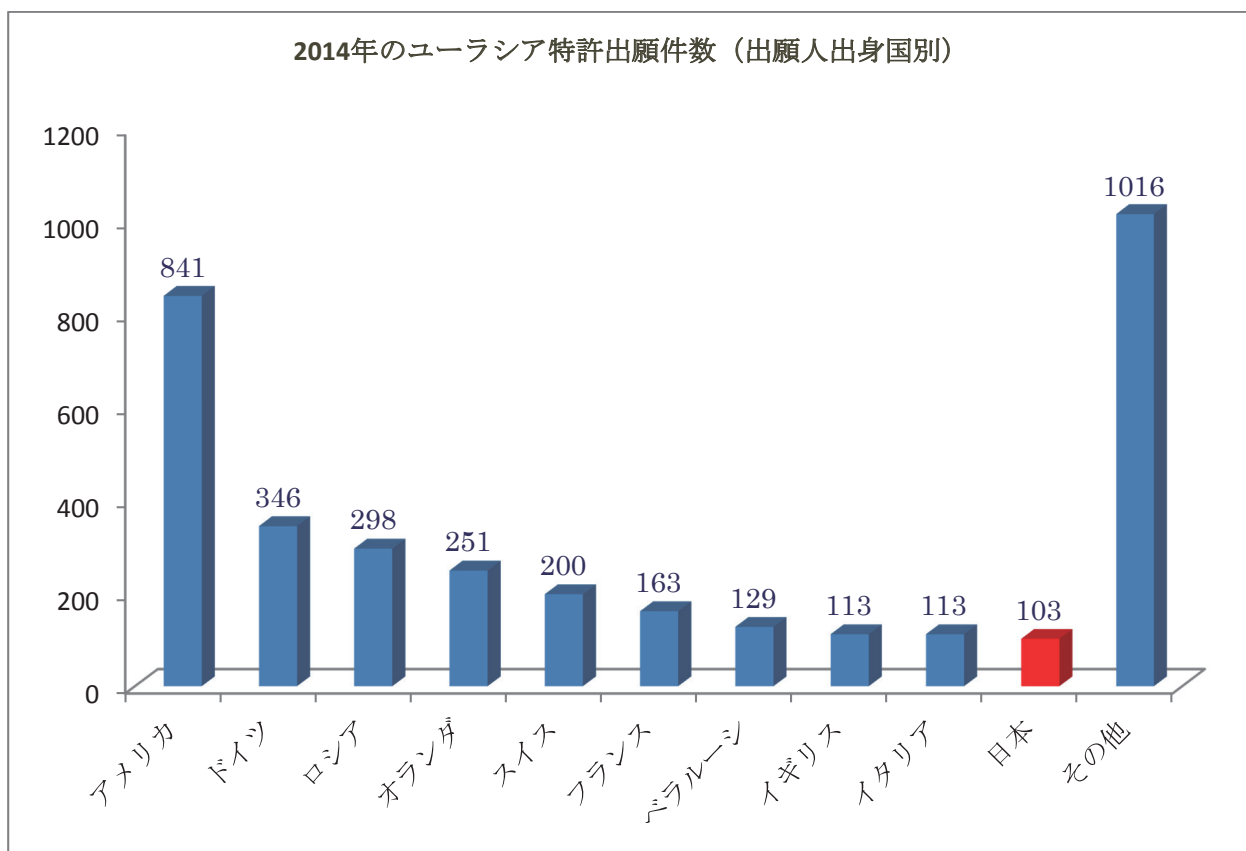
(a) ユーラシア特許制度の特徴

ユーラシア特許出願は締約国すべてを対象としており、個別の国の指定は必要ではないし、また指定することもできない。ユーラシア特許が付与され、その後発効すると(国内特許の束となる欧州特許とは対照的に)全締約国の領土に法的効力を及ぼす単一の統一特許となる。

しかしながら、ユーラシア特許は保護を受けたい締約国のそれぞれで維持しなければならない。付与された特許の維持は、付与された特許の効力を維持する国についてユーラシア特許庁に年金を支払うことで行う。



(出所：ユーラシア特許庁ウェブサイト <http://www.eapo.org/en/publications/reports/>)



(出所：ユーラシア特許庁ウェブサイト：<http://www.eapo.org/en/publications/reports/>)

ユーラシア特許制度は、締約国の国内特許制度と併存する。このため同一の譲受人に帰属する場合、同一の優先権を持つ発明について、ユーラシア特許と併せて各締約国の国内特許を出願、取得することも可能である。しかしながら、特にすべての又は複数の締約国で保護を受けたい場合、ユーラシア特許の取得が、複数の締約国で国内特許を取得することよりも有利となり得る。ロシア語による単一の手続により取得でき、複数の締約国に効力が及ぶ単一特許としてのユーラシア特許は、ロシア語以外の公用語を有する国(例えばアルメニア、アゼルバイジャン)でも広域特許権を取得することを選択する際の近道となり得る。

発明の対象となり得るのは、装置、方法、物質、微生物の菌株、植物や動物の細胞培養、さらに装置、方法、物質又は菌株の使用である。

特許を受けることのできる発明は、新規であり、進歩性を有し、産業上利用可能なものでなければならない。新規な発明は技術から公知のものであってはならない。進歩性を有する発明とは、当業者にとって自明のものであってはならない。発明は、工業、農業、公衆衛生、その他の人間の活動分野で使用され得る場合に、産業上利用可能である。

次に掲げるものは、発明であるとはみなされないため、特許を受けることができない。

- ・ 発見
- ・ 科学的理論及び数学的方法
- ・ 単なる情報の提示
- ・ 経済的組織及び経営の方法
- ・ 記号、計画及び規則
- ・ 精神的な行為を行う方法
- ・ アルゴリズム及びコンピュータ・プログラム
- ・ 集積回路の回路配置
- ・ 構造物及び建築物並びに土地開発の企画及び計画
- ・ 製品の外観のみに関する、美的要件を満たすことを目的とした解決方法

特許は次に掲げるものには付与されない。

- ・ 植物品種及び動物種
- ・ 公の秩序又は道徳を保護するために商業的な利用を禁止すべき発明

発明は、その発明の優先日における技術から公知であってはならない。技術水準は、優先日前に世界のどこかで公衆が利用可能であったあらゆる情報で構成される。また、出願日又は優先日が先行するユーラシア特許出願又はこれに付与されたユーラシア特許がその後公開された場合には、当該出願の内容も技術水準に含まれる。出願日又は優先日が先行し、ユーラシア特許庁を指定する PCT 国際出願の内容は、当該 PCT 出願がユーラシア広域段階に入った場合のみ、先行技術を構成する。このような先行する出願は、新規性を決定する目的でのみ先行技術を構成し、進歩性を決定する目的では先行技術を構成しない。

いずれかの締約国において未公開の出願から生じる先行権利は、優先権が劣後するユーラシア出願に不利な影響を及ぼし得る。同様に、ユーラシア特許から生じる先行権利は、優先権が劣後する締約国の特許に同様の影響を及ぼす。しかしながら、ユーラシア特許庁は自らへの出願を審査する際に締約国への未公開の出願を考慮しない(参照することさえできない)ため、この規定は審査には関係しない。

発明者、出願人又はこれらの者から直接又は間接に情報を得た者によるものである場合に限り、出願日又は優先日に先立つ6か月間における発明に関する情報の開示は、新規性の障害とはならない。

(b) 出願人適格及び特許要件

発明者又は権利相続人(例えば譲受人)、共同発明者又はその権利相続人はユーラシア特許を出願できる。同一のユーラシア特許につき二人以上の権利者がいる場合、特許発明の実施権は当該締約国の国内法の規定により規制される。

従業者によってなされた発明(職務発明)の場合にも国内法が適用される。職務発明について取得したユーラシア特許に関する権利は、従業者が主に雇用されているか、又は使用者の営業所のある国の法律に従って決定される。

ユーラシア特許出願ならびに付与された特許は、全締約国に対してのみ、譲渡することができる。譲渡は書面で行わなければならない、またユーラシア特許庁に登録しなければならない。

(c) 出願から特許付与までの手続

ユーラシア特許条約の締約国にとっての非居住者である出願人は、ユーラシア特許代理人を代理人にしなければならない。

適正に行われたユーラシア特許出願、すなわち出願日が決定された出願は、少なくとも次に掲げる書類で構成される。ユーラシア特許出願として出願を行う旨の文書、出願人の連絡先情報、及び一見して発明の明細書であることがわかる部分。出願書類は任意の言語でよいが、願書はロシア語でなければならない。さらに、すべての出願書類につきロシア語への翻訳文を提出する。

PCT 出願がユーラシア広域段階に入る期限は、優先日から 31 か月である。

ユーラシア特許庁は、出願が方式要件に合致しているか審査する。特許庁は所定の期間内に訂正又は補正を行うよう出願人に求めることがあり、この場合、方式審査の期間はそれに応じて延長される。

手続の続行を認められたユーラシア特許出願のそれぞれにつき、情報調査が行われる。この調査はクレームに基づいて、明細書と図面も考慮に入れて実施される。単一性要件が満たされていないことが調査の過程で明らかになった場合、調査の対象となる発明の群を選択するよう出願人に求めることがある。

ユーラシア特許庁は自前の調査機能を継続的に強化しているものの、現時点ではユーラシア特許庁との協定に基づき、引き続きロシア特許庁が情報調査を行っている。したがって、情報調査に関する要件と、調査された情報の出所の要件は、上述のロシア特許庁に関するものと同様である。ユーラシア特許条約規則は、国際調査報告及びその PCT の下での公開がユーラシア特許庁の調査報告の代替になると規定している。

ユーラシア特許出願は、出願日から 18 か月の期間満了後、又は優先権が主張されている場合は優先日から 18 か月の期間満了後、可及的速やかに調査報告書とともに公開する。出願の公開には、公開された書誌データを記載した表紙、要約書、明細書、クレーム、図面及びその他の書類、並びに調査報告書(可能な場合)が含まれる。調査報告書の公開を別個に行う場合は、出願の公開日と調査報告書の公開日及び要約書を含む公開された書誌データを記載した表紙をこれに添える。

出願の公開により、発明の仮保護の権利が生ずる。ユーラシア特許の付与後、特許権者は出願の公開日からユーラシア特許の公告日まで、自らの同意なく特許発明を利用した者に対し、補償を求めること

ができる。仮保護の範囲は付与された特許クレームの範囲に限定される。

すべてのユーラシア特許出願につき、クレームに記載された発明が特許要件を満たしているかについて実体審査を行う。この実体審査は出願人の要請によってのみ開始される。調査報告書の公開日から6か月の期間満了前に、審査請求を行い、審査手数料を支払わなければならない。国際調査報告書の公開日から6か月の期間を超えた後にユーラシア広域段階に入ったPCT出願については、審査請求は出願日に行う。審査請求が所定の期間内に行われない場合、出願が放棄されたものとみなされる。

出願人は実体審査の間に何度か拒絶通知を受け取る可能性があるが、ユーラシア特許条約規則ではその総数を定めていない。審査官は審査を行うために合理的に必要な回数 of 拒絶理由通知を行うことができる。出願人は出願の係属中、特許査定又は特許拒絶査定を受けるまで随時、意見書の提出及び/又はクレームの補正により応答することができる。

早期審査も利用可能である。追加手数料の支払いにより、ユーラシア特許庁は、方式審査期間を最低5日間まで短縮し、早期方式・実体審査の請求並びにこれに応じた手数料が納付された日から1か月以内に最初の拒絶理由通知を行うことができる。

審査は特許査定又は特許拒絶査定が行われることにより終了する。特許を付与できると認めた場合、出願人に中間報告(付与可能通知)を行う。出願人はそれ以上の補正を望まない場合、特許付与及び特許公告の手数を納付する。出願人は付与手数料を支払わずにさらに補正を行うことができ、この場合は審査が継続される。

分割出願は特許査定が行われるまで、又は拒絶査定に対する審判請求期間が満了するまで、行うことができる。分割出願は、元となった特許出願の出願日と優先日を保持する。

ユーラシア特許付与が拒絶された場合でも、出願人はユーラシア特許出願を、自らが引き続き特許を取得したいと考えるユーラシア特許条約締約国における一つ又は複数の出願に変更することができる。国内特許の付与を望む締約国を指定するこのような変更請求は、ユーラシア特許付与の拒絶通知又は(審判請求を行った場合には)審判請求却下の通知から6か月の期間満了まで行うことができる。変更請求を行うには手数料を納付しなければならない。こうした出願変更は例えばロシアにおいて進歩性の要件をみたしていないという点で、出願人がこれを締約国の実用新案出願に変更することができるということに意義がある。また、これにより出願人は出願を補正(クレームを含めて)しうるし、こうして変更した出願を分割出願とすることもできる。これにより出願の主題(目的となっているもの)は特許されうることになるのである。

(d) 特許権

ユーラシア特許により与えられる保護の範囲はクレームによって決定される。明細書及び図面は、クレームを解釈する目的でのみ用いられる。クレームを解釈する際、独立クレームに含まれる発明のすべての特徴又はこれと均等な特徴を適切に考慮する。締約国の法令により適用が認められている場合には、均等論を適用され得る。

侵害訴訟は、ユーラシア特許条約及びその規則に基づき、締約国の国内裁判所が審理する。侵害訴訟において国内裁判所が下した決定は、各締約国内でのみ効力を有する。各締約国はユーラシア特許の侵害に対し国内特許の場合と同様の責任を認める。

特許権者の同意を得ずに次に掲げる行為をした場合、特許権を侵害するものとみなされる。

- 特許を付与された製品の製造、使用、輸入、販売の申出、販売、又はあらゆる種類の市場取引又はその目的での保管
- 特許を付与された方法の使用又はその方法の使用の申出、さらに、特許を付与された方法によって直接得られた製品の使用、輸入、販売の申出、販売、又はあらゆる種類の市場取引又はその目的での保管

次に掲げる行為は侵害とはみなされない。

- 科学的又は実験の目的での特許発明の利用
- 私的な非商業目的のみでの特許発明の利用
- パリ条約加盟国の輸送手段の建設又は運行における特許発明の利用であり、当該輸送手段が一時的に又は偶発的にユーラシア条約締約国の領域に入っただけで、かつ当該発明が専ら上記輸送手段の必要性のために利用されている場合
- 薬局における医療処方に基づく薬剤の随時の調製
- 権利の消尽後における特許製品に関する行為

ユーラシア特許は、年金の支払いを条件として、出願日から 20 年間付与される。国内特許法が延長の可能性を規定している国では、延長が可能である。ユーラシア特許は専ら全締約国に関して同時に付与され、また各締約国において個別に使用許諾を行うことができる。

(e) ユーラシア特許の審判

ユーラシア特許庁の決定及び行政手続による無効処分に対する審判請求は、それぞれにつきユーラシア特許庁長官が任命するユーラシア専門家の合議体が審理する。

1) 審判請求

拒絶査定を受領日から 3 か月以内にこれに対する審判請求を行うことができる。

審判請求書類がユーラシア特許庁規則に適合しているかどうかは 1 か月以内に審理され、その後ユーラシア特許庁において審理を行う日時を出願人に通知する。審判請求書類が要件を満たしていない場合、出願人はユーラシア特許庁が定める期間内、通常は 2 か月以内に、その内容を訂正するか、不備の書類を提出するよう求められる。審理の日程は通常、審判請求が行われた日から 2~3 か月以内の日が指定される。審判請求は 3 名からなる審査官の合議体による審理で検討される。出願人と、審判請求の対象となった決定を下した審査官も、審理に参加する。出願人はクレームが認容されるよう、合議体から補正を求められることがある。

補正された多項クレームが提出された場合、審判請求の検討を延期し、次の審理日を指定する。そこで補正された多項クレームを検討し、審判請求について決定を下すか、又はさらなる審査のために出願を審査課に差し戻す。補正は、元の明細書及びクレームのみに基づいて行わなければならない。合議体は、審判請求の検討後、次に掲げる決定を下すことができる。

- 審判請求を認容し、審理しているクレームで特許査定を下す
- 審判請求を却下し、ユーラシア特許庁の決定の効力を維持する
- 審判請求を認容し、補正された多項クレームで特許査定を出す
- さらに審査を行うため、出願を審査部へ差し戻す

合議体は審理において決定を言い渡し、その後 2 か月以内に書面による決定を作成して出願人に送付

する。

ユーラシア特許庁による審判請求の審理は、申立てから合議体の決定の受領まで、平均して4～6か月を要する。

合議体の決定は、合議体による書面による決定の発行日から4か月以内にユーラシア特許庁長官に上訴することができる。上訴に関する長官による決定は最終的なものであり、争うことはできない。

2) 行政無効手続

ユーラシア特許庁に対して、発明に対するユーラシア特許の公告日から6か月以内に異議申立てが行われた場合、ユーラシア特許庁における行政手続を通じて、これを無効化することができる。

以下に掲げる理由に基づき、行政無効手続を開始することができる。

- (a) 特許対象が特許性の要件を満たさない場合
- (b) 出願日における元の明細書及びクレームに含まれていなかった特徴が、特許を受けたクレームに含まれている場合

異議申立書類がユーラシア特許庁規則に適合しているかどうかは1か月以内に審理され、その後異議申立に対する応答書をユーラシア特許庁に提出するよう促す内容の通知を添えて当該書類が特許権者に送付される。特許権者からの応答書は、応答書に対する意見書を提出するよう促す内容の通知を添えて、異議申立を行った当事者へ送付されることがある。両当事者の意見書の受理又は提出期限の満了のいずれかの後に審理の日時が指定される。

異議申立書類が要件を満たしていない場合、異議申立を行った当事者は対応する通知を受領した日から所定の期間内に、これを修正するか、又は不備の書類を提出することを求められる。

審理が開かれる日として、通常異議申立ての提出日から6～8か月以内が指定される。

異議申立ては、3名で構成するユーラシア特許庁審査官の合議体による審理で検討される。

両当事者(特許権者及び異議申立てを行った当事者)及び特許査定を行った審査官も審理に参加する。

特許権者はクレームが認容されるよう、合議体から補正を求められることがある。

補正された多項クレームが提出された場合、異議申立ての検討を延期し、次の審理日を指定し、そこで補正された多項クレームを検討する。

特許を受けたクレームの補正は、元の明細書及び特許を受けたクレームの両方に基づいて行うことができる。

合議体は、異議申立てを審理した後、次に掲げる決定を行うことができる。

- (a) 異議申立てを却下し、特許の効力を全範囲にわたって持続させる
- (b) 異議申立てを認容し、特許を全範囲にわたって無効化する
- (c) 異議申立てを部分的に認容し、特許を一部無効化する

特許が一部無効とされた場合、新規特許が付与される。

合議体は審理において決定を言い渡し、その後2か月以内に書面による決定を作成して特許権者に送付する。

合議体の決定は、合議体の書面による決定の発行日から4か月以内にユーラシア特許庁長官に上訴することができる。上訴に関する長官による決定は最終的なものであり、争うことはできない。

ユーラシア特許庁による異議申立ての審理は、申立てから最終決定の受領まで、平均して10～24か月を要する。

またユーラシア特許は、その効力が及ぶユーラシア特許条約の各締約国における国内無効手続により、その存続期間中、随時無効化することができる。その場合でも、他の締約国では当該特許の効力は持続する。

(f) 手数料

手数料表(ロシアルーブル、2015年10月時点)

(出所：ユーラシア特許庁手数料規則- http://eapo.org/en/documents/norm/poshlina_txt.html)

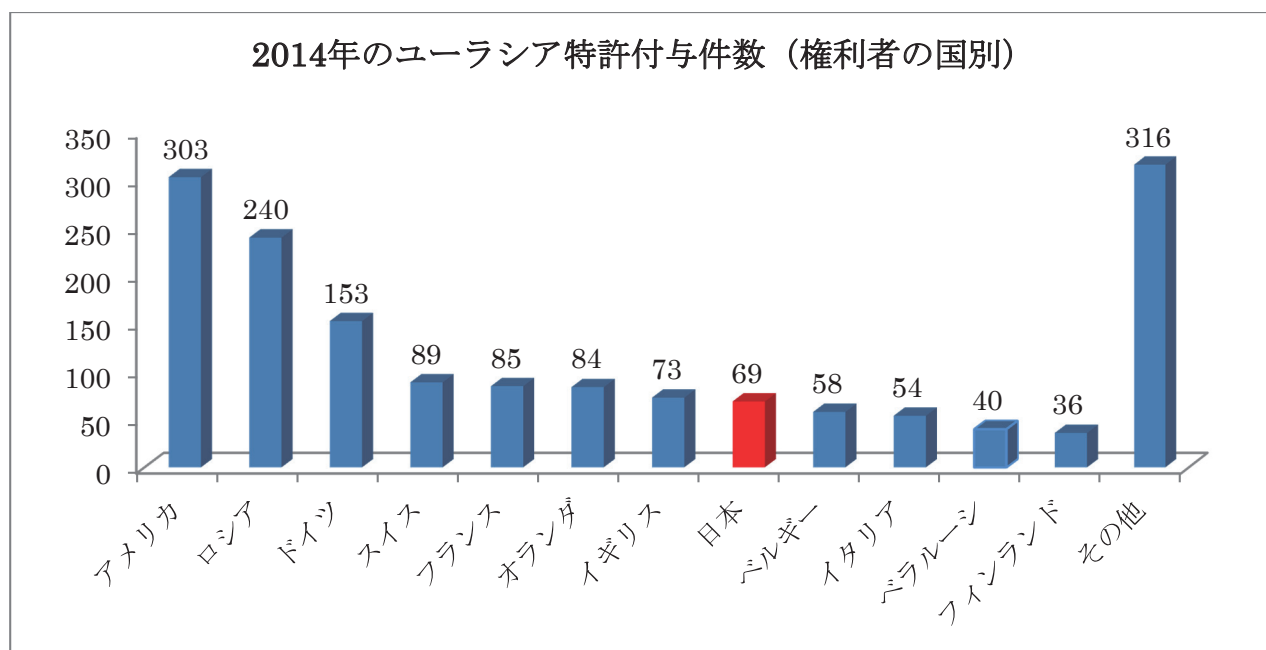
手数料	ルーブル
ユーラシア特許出願のための単一手続手数料	25,500
- 5点を超えるクレーム1点ごとの追加手数料	3,200
※PCTに基づく国際調査機関の作成した国際調査報告書(ISR)が、出願書類に含まれているか、出願人が出願の際にこれを提出した場合 - 調査報告書が提出されている発明につき、単一手続手数料と追加クレーム手数料が25%減額される - ロシア特許庁がISRを作成している場合、単一手続手数料と追加クレーム手数料は40%減額される	
特許代理人の権限による提出遅延に対する手数料	950
審査手数料	
- 1つの発明に対して	25,500
- 第2の発明に対する追加手数料	19,000
- 第3、第4、第5の発明に対する、発明1件ごとの追加手数料	9,500
方式審査中の出願の補正又は訂正に対する手数料	3,200
方式審査終了後の出願の補正又は訂正に対する手数料	6,400
審査官の要求に応じた追加書類提出期限の延長手数料	
a) 指定された期限の満了から12か月まで	延長開始から2か月は1か月につき1,000ルーブル、その後1か月延長するごとに前月比で500ルーブルずつ増加
b) 指定された期限の満了から13か月以降	1か月延長するごとに前月比で1,000ルーブルずつ手数料増加
ユーラシア特許庁からの手続における通知のために設定された期限に遅れた出願に関する、権利回復のための手数料	25,500
ユーラシア出願を国内出願に変更するための手数料	6,400
特許拒絶査定に対する審査請求を行うための手数料	17,500

ユーラシア特許付与および公告の手数料	16,000
・ 35 ページを超える 1 ページごとの追加公告手数料	160
ユーラシア特許付与に対する異議申立の手数料	25,500
ユーラシア特許出願の譲渡の登録手数料	6,400
ユーラシア特許の譲渡の登録手数料	12,800
ユーラシア出願の質権登録手数料	3,200
ユーラシア特許の質権登録手数料	6,400
特許権者の氏名、居所又は住所の変更の登録請求	1,600

(g) 公告

ユーラシア特許の登録日から 6 か月以内に、特許の細目がユーラシア特許庁官報で公告される。同時に同庁は明細書、クレーム、図面も公告する。特許付与日が官報における特許の細目の公告日となる。

ユーラシア特許庁公式ウェブサイト：www.eapo.org



(ユーラシア特許庁 2014 年次報告書中のデータに基づいて作成)

第2節 意匠

(1) 意匠制度の概要

意匠制度は、次に掲げる法律文書をその根拠としている。

- 1) 民法第IV部
- 2) 意匠特許出願の提出、審査及び登録に関する行政規則(以下「規則」)
- 3) 工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定
- 4) 工業所有権の保護に関するパリ条約

意匠とは、工業的又は職人により製造された物品の外観を決定する解決手段をいう(民法第1352条)。規則9.4は、このような物品が、工業的又は職人により製造された物品、特にパッケージ、ラベル、紋章、活字体、複合品、複合品を組み立てるための構成部品を含む物品の独立した部品、共同利用される一組の物品、内装であってもよいと定めている。

物品の独立した部品とは、機能的に独立した部品であって、当該物品の使用中に目に見えるものだとみなされる。部品を複合品に組み立てるための構成部品とは、複合品の機能的に独立した部分であって、その組立てを目的とし、取り外して複合品を組み立てるために繰り返し使用することができるもの(例えば、ヘッドライト、バンパー)である。複合品とは、複合品(例えば、自動車)を組み立てるための構成部品で構成される物品である。複合品は、分解し、繰り返し組み立てることができる。組物とは、共通の目的及び複雑な用途を有する1群の物品である(例えば、家具一式、カップと皿のセット、フォークとナイフのセット等)。意匠は、かみそり、やかん又は電気掃除機の美的及び構造的解決方法のような立体的な意匠であってもよい。壁紙、カーペット又はラベルの美的なもののように平面の意匠であってもよい。ロシアでは、秘密の意匠は認められていない。

次に掲げる解決は、意匠として保護されない。

- (I) 公共の利益、人間性及び倫理性の原則に反するもの(民法第1349条(4)) ;
- (II) 次に掲げるものを含むもの、複製又は模倣するものは、保護を付与されない(民法第1231.1条)
 - (a) 国家の象徴又は標識(旗、紋章、記章、紙幣等)
 - (b) 国際組織及び政府間組織の略称又は正式名称、それらの旗、紋章、その他の記号及び標識 ;
 - (c) 正式な管理、保証の標章又は品質証明、印鑑、賞及びその他の記章 ;
- (III) 次に掲げるものは、意匠として保護されない(民法第1352条)。
 - (1) 専ら物品の技術的機能によりそのすべての特徴が決定されるもの
 - (2) 物品の製造者又は製造場所に関して消費者を誤認させるもの、又は製品の中身に関して消費者を誤認させるような包装(ラベル)

次に掲げるものと同一又は混同を生じさせるほど類似するものにも、特許は付与されない。

- 類似商品に関して保護又は登録出願され、かつ、先の優先日を有する他人の商標
- ロシアで保護される原産地表示と同一又は混同を生じさせるほど類似するもの

同一の意匠、又は情報に通じた使用者に同じ印象を与える意匠は、先に保護を付与された意匠権者による同意があれば、保護されることがある。

意匠登録出願前にその意匠にかかる著作権が第三者に生じていた場合の権利の調整については、2009年3月26日のロシア連邦民法第IV部の制定に関連する特定の問題についてのロシア最高裁判所及び最高商事裁判所共同決議第5/29号の24項(Para. 24)によれば、次のとおりである。

24. 著作権の対象が(権利者の承諾を受けて)意匠として登録されている場合、侵害行為から排他的権利が保護されるかは、当該侵害の性質によって決定される。侵害者が意匠を使用する場合(民法第1358条)、特許権者は、特許権の保護に関して適用される保護措置を申請することができる(民法第72章第8パラグラフ、及び第1252条)。美術の著作物の利用に係る排他的権利が侵害される場合(民法第1270条を参照)に、当該侵害行為が意匠の使用に関連するものでないときは、著作権者は著作権の保護措置を申請することができる(民法第1301条、第1252条)。意匠としての美術の著作物の登録及びさらなる使用が著作者の承諾を得ずに行われる場合、当該著作者は、各特許の取消しを求める異議が申立てられているかにかかわらず、自身の著作権の保護を受けることができる。著作者の請求が認められたとしても、それは特許が取り消されることを意味するものではない。

著作権侵害に係る裁判所の決定は、権利者が美術の著作物の著作者とライセンス契約を締結することを妨げることができない。

意匠特許を取得する権利は、意匠の創作者に原始的に帰属する(民法第1357条)。意匠特許を取得する権利は、他人に譲渡することができる。

意匠の特許要件については、基本的に、新規性と独創性の二つの基準が定められている。物品の表示に表れた意匠の本質的特徴の組み合わせが、意匠の優先日までに世間一般に知れ渡っている情報からは知りえない場合、当該意匠は新規である。また、創作者又は出願人による意匠に関する情報の開示がなされても、意匠出願がその情報の開示日から12か月以内に行われた場合には、意匠の登録性の判断を妨げられない(新規性の猶予期間)。審査官は、意匠出願の新規性の審査において、当該意匠の優先日前にロシア連邦において提出された他の出願人によるすべての意匠出願、発明出願、実用新案出願及び商標出願を検証する。

意匠が独創性を有するのは、その本質的特徴が物品の特異性の創造的性質によって決定される場合、とりわけ、情報に通じた使用者にとって当該意匠と同じ印象を与えるような、つまり外観や機能が類似したものが、意匠の優先日前に世間一般に知れ渡っている情報からは知りえない場合である。この基準の意義は、意匠に有効で信頼できる保護を付与すること、すなわち製品の外観の軽微な改変から成るあらゆる侵害を防ぐことである。

新規性及び独創性の要件のほかに、単一性の要件がある(民法第1377条)。単一性の要件は、意匠出願が一つの意匠、又は単一の創作的概念を形成するように相互に関連付けられた一群の意匠集団から構成されえることを示唆している。

(2) 意匠登録出願

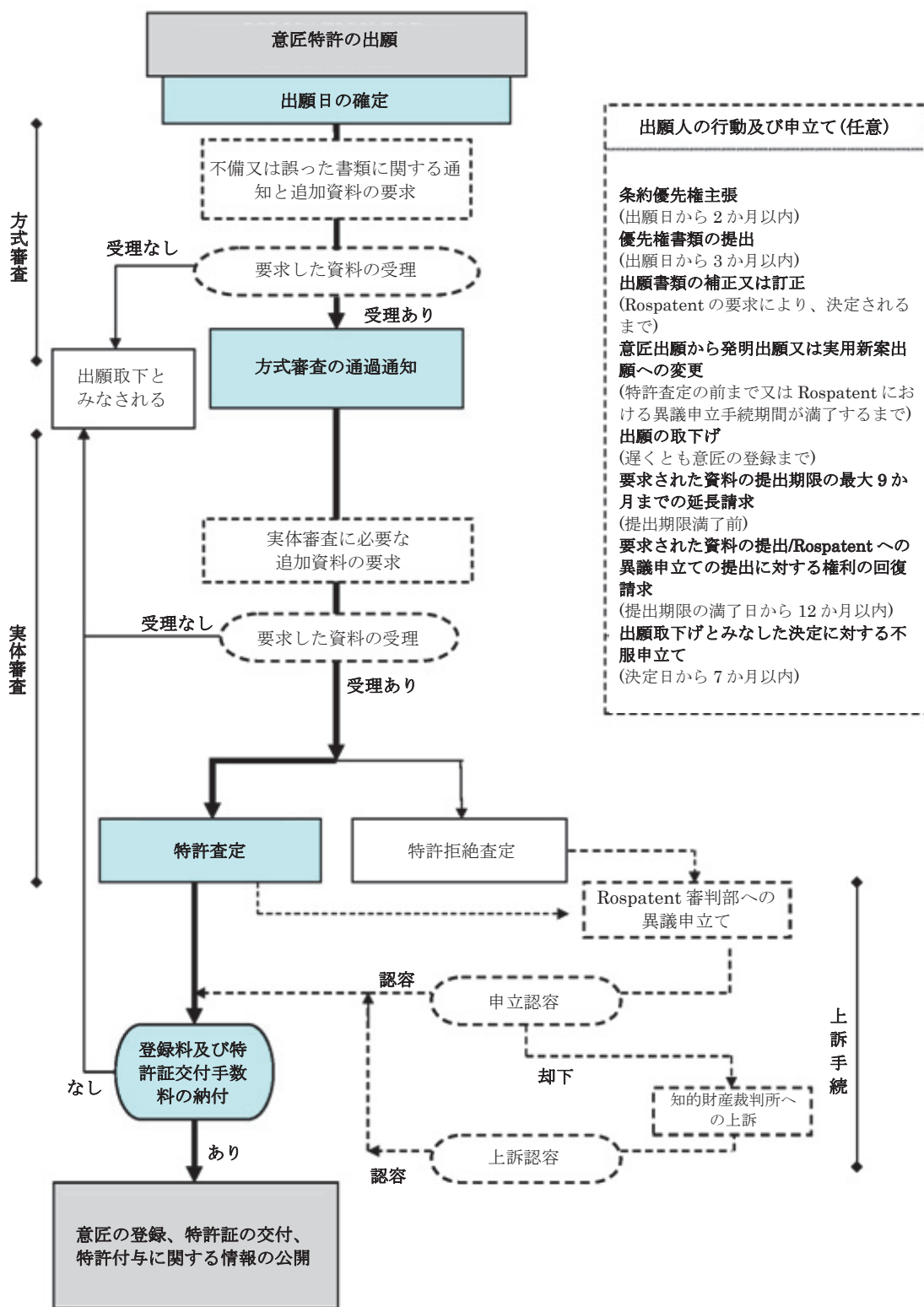
意匠出願は、次のものを含む(民法第1377条)。

- 1) 意匠の出願人及び創作者の氏名・名称とそれぞれの住所を記載した意匠特許の付与を求める願書
- 2) 物品の外観の美的特異性を決定する意匠の本質的特徴の全面的な認識を示す意匠の一連の表現
- 3) 意匠の本質を開示するために必要であれば、全体図、人間工学図
- 4) 意匠の明細書
- 5) 委任状
- 6) 優先権書類の謄本

意匠の出願の提出日は、上記の 1)と 2)が提出された日である。

意匠の出願から発明又は実用新案の出願への変更は、特許付与の査定日の前において認められ、特許付与に対する拒絶査定の場合は、当該査定に対する異議申立期間満了前において認められる(民法第1379条)。意匠出願の審査手順のフローチャートを以下に示す。

意匠出願の審査フローチャート



(3) 出願の方式審査の概要

意匠出願には、方式審査及び実体審査が実施される(民法第 1391 条)。方式審査では、次に掲げる事項が確認される。

- 意匠出願書類が完全かつ正確であるか
- 必要な手数料が納付されているか
- 単一性の要件が遵守されているか
- 意匠が正確に分類されているか

特許出願が上記の要件を満たしていない場合は、Rospatent から要求が出される。要求に対する応答期限は、要求が出された日から 3 か月である。この期限は延長できるが、最大で 10 か月までである。要件が満たされている場合は、方式審査の通過通知が出願人に送付される。

意匠出願には、署名入り委任状を含めなければならない。委任状は Rospatent の要求を受けて出願の提出日の後に提出してもよい。

条約優先権を証明する書類、すなわち、最初の出願の認証謄本は、当該出願が特許庁に提出された日から 3 か月以内に Rospatent に対して提出されなければならない(民法第 1382 条(2))。

(4) 実体審査

実体審査は、方式審査の通過後に自動的に開始され、次に掲げる手順が含まれる。

- (a) 特許性の確認を行う際の基礎となる一般に入手可能な情報を決定するための、特許を受けようとする意匠に関する情報の検索
- (b) 特許を受けようとする意匠の民法第 1231.1 条、第 1349 条(4)及び第 1352 条を遵守しているかの確認
- (c) 意匠の優先権の確定

意匠特許の出願が拒絶された場合、出願人は拒絶査定が送付された日から 7 か月以内であれば、これに対する審判請求をすることができる。出願人が審決に不服である場合は、さらに知的財産裁判所に上訴することができる。

(5) 登録に要する期間

現行では、出願日から特許付与の査定日までの期間は 6～12 か月である。

(6) 必要な出願手数料

2015 年 10 月現在のルーブルでの手数料表。

(出典 - 2008 年 12 月 10 日付の政府規則第 941 号 2008 年改正、により承認された特許手数料法)

手数料	ルール
意匠出願	2500
- 1点を超える意匠クレーム各1点につき	+ 1400
- 1点を超える実施例各1点につき	+350
従来型の意匠出願の出願期間の延長請求	400
拒絶理由通知に応答する期間の延長請求(延長1か月につき) :	
- 6か月まで	200
- 6~10か月	400
期限を徒過した出願の権利回復を求める請求	
- 6か月以内	650
- 6~12か月	2600
出願書類、引用等の認証謄本の請求	550
出願人の氏名・名称の変更請求	400
Rospatent 審判部への審判請求	
- 拒絶査定に対する審判請求	2450
- 出願放棄の決定に対する審判請求	400
- 登録特許に対する異議申立て	3250

(7) 出願の公開又は公告

Rospatent は意匠出願を公開しない。ただし、意匠特許の付与に関する通知を公開した後は、何人も、出願書類及び調査報告書を閲覧することができる(民法第1394条(2))。

(8) 登録前又は後の出願に対する不服申立て

意匠出願に関する不服申立ての制度はない。ただし、利害関係者は、非公式の書状を送付することができ、これが審査官の判断により考慮されることがある。登録前不服申し立て制度がないため、利害関係者は意匠特許後に特許紛争審査室に無効審判の申立をするしかない。

(9) 意匠権

(a) 意匠権の基本的内容及び範囲

権利者は、特許付与された意匠の使用に係る排他的権利を有する(民法第1358条)。何人も、権利者の許可なく特許を付与された意匠を使用する権利を有さない。当該使用には、特に、特許を付与された意匠を組み込む物品の輸入、製造、利用、販売の申出、販売、その他の態様で流通に置くこと、又は、当該目的による保管といった行為が含まれる。

付与された意匠が物品に使用されているとみなされるのは、当該物品が同じ分野の用途を有する場合に、当該物品が当該意匠のすべての本質的特徴、又は情報に通じた使用者に当該特許を付与された意匠が生じさせる印象と同じ印象を生じさせる特徴の組み合わせを含む場合である。

(b) 意匠権の存続期間、その延長及び登録証の発行

2015年1月1日以降に出願された意匠特許は5年間有効であり、その後5年ずつ4回にわたる延長が可能である(民法第1363条)。

特許の存続期間延長を認められるために、「特許が実施されていること」を立証する必要はない。

(c) 意匠権の譲渡及び使用許諾

概説

特許権者は、譲渡又は使用許諾により意匠に係る排他的権利を処分することができる(民法第1233条(1))。

譲渡

上記の第1節の(1)(e)(4)に同じ(p.22)。

使用許諾

上記の第1節の(1)(e)(4)に同じ(p.22)。

(10) 意匠の審判

上記の第1節の(1)(f)に同じ(p.23)。

(11) 審決に対する不服申立て・手続

Rospatent の審判請求に関する決定については、3か月以内であれば、知的財産裁判所に提訴することができる。

(12) 登録及び登録更新の手数料

意匠の登録及び意匠特許証の発行について、3,250 ルーブルの正式手数料を支払わなければならない。手数料は特許査定が出された日から4か月以内に支払わなければならない。上記期間の満了後であっても、その満了後6か月以内であれば、更新手数料を支払うことができる。この場合、手数料は50%増額される。上記の10か月の期間の徒過後は、意匠特許に関する権利を回復することができなくなる。

2015年1月1日より前に出願された意匠特許は15年間有効であり、10年間の延長を1回することができる。意匠特許の最長の有効期間は25年である。意匠特許の存続期間を通して特許維持年金が支払われなければならない。意匠特許維持のための更新手数料を特許存続期間の3年目より毎年支払われなければならない。特許存続期間中は、翌年分の維持手数料を特許存続期間の前年中に支払う必要がある。手数料は、上記期日後も支払うことができるものの、期間満了後6か月を超えてはならない。この場合の手数料は、50%増額される。

維持手数料の金額(ロシアルーブル、2015年10月時点)

(出典 - 2008年12月10日付の政府規則第941号2008年改正、により承認された特許手数料法)

年	ルーブル
3-4	850
5-6	1,250
7-8	1,650
9-10	2,450
11-12	3,650
13-14	4,900
15	6,100
16	6,100+400=6,500 (特許の存続期間を延長するためには、400ルーブルの額と特許存続期間の16年目に対する支払い額を支払う必要がある)
17-18	6,100
19-20	8,100
21-25	12,000

年金が所定の期間に支払われない場合、意匠特許の存続期間は早期終了する。意匠特許は、年金の支払期日の満了から3年間であれば、回復することができる。意匠特許の回復手数料は、請願を行った年の手数料額の2.5倍とする。

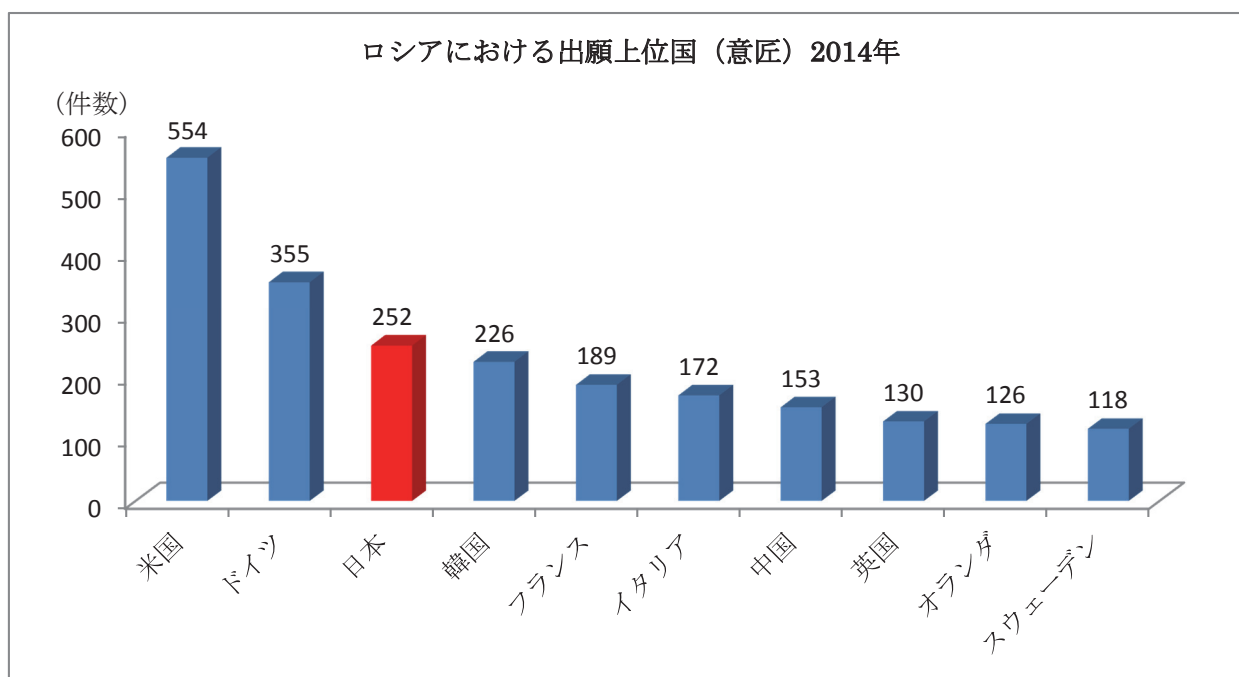
(13) 意匠登録の公告

登録料が納付されると、Rospatent は公報で意匠特許に関する情報を公告する。公報は、月1回発行される。公告では、意匠の書誌情報及び意匠の表現が含まれる。この公告を延期することはできない。意匠創作者が公報において自己に関する情報が記載されることを拒否する場合は、創作者の情報は掲載されない。

関連情報はインターネットからも入手できる。[\(http://www1.fips.ru/wps/portal/Registers/\)](http://www1.fips.ru/wps/portal/Registers/)。検索は、ロシア語でのみ可能。Rospatent の意匠データは意匠ビュー検索ツールを通じて入手できる
 [\(https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome\)](https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome)。

(14) 最近5年間の統計データ

(出展：Rospatent 年次報告書 <http://www.rupto.ru/about/reports?lang=en>)



意匠：出願及び意匠特許

意匠	2010	2011	2012	2013	2014	2014 vs. 2013 (%)
出願件数：	3,997	4,197	4,640	4,994	5,184	104
内訳						
ロシアの出願人 による件数(%)	1,981 (49.6)	1,913 (45.6)	1,928 (41.6)	1,902 (38.1)	2,200 (42.4)	116
外国の出願人 による件数(%)	2,016 (50.4)	2,284 (54.4)	2,712 (58.4)	3,092 (61.9)	2,984 (57.6)	97
登録特許件数：	3,566	3,489	3,381	3,461	3,742	108
内訳						
ロシアの権利者	1,741 (48.8)	1,622 (46.5)	1,390 (41.1)	1,278 (36.9)	1,394 (37.3)	109
外国の権利者	1,825 (51.2)	1,867 (53.5)	1,991 (58.9)	2,183 (63.1)	2,348 (62.7)	108
年末時点で有効な 意匠特許	22,946	21,295	22,630	23,976	25,490	106

第3節 商標

(1) 商標制度の概要

(a) 管轄官庁及び担当官

Rospatent は、商品の商標、サービスマーク、原産地表示の正式登録に関する職務、並びに、マドリッド協定及びマドリッド協定に関する議定書に基づく本国官庁及び指定国官庁の職務の遂行を委嘱された所管政府機関である。

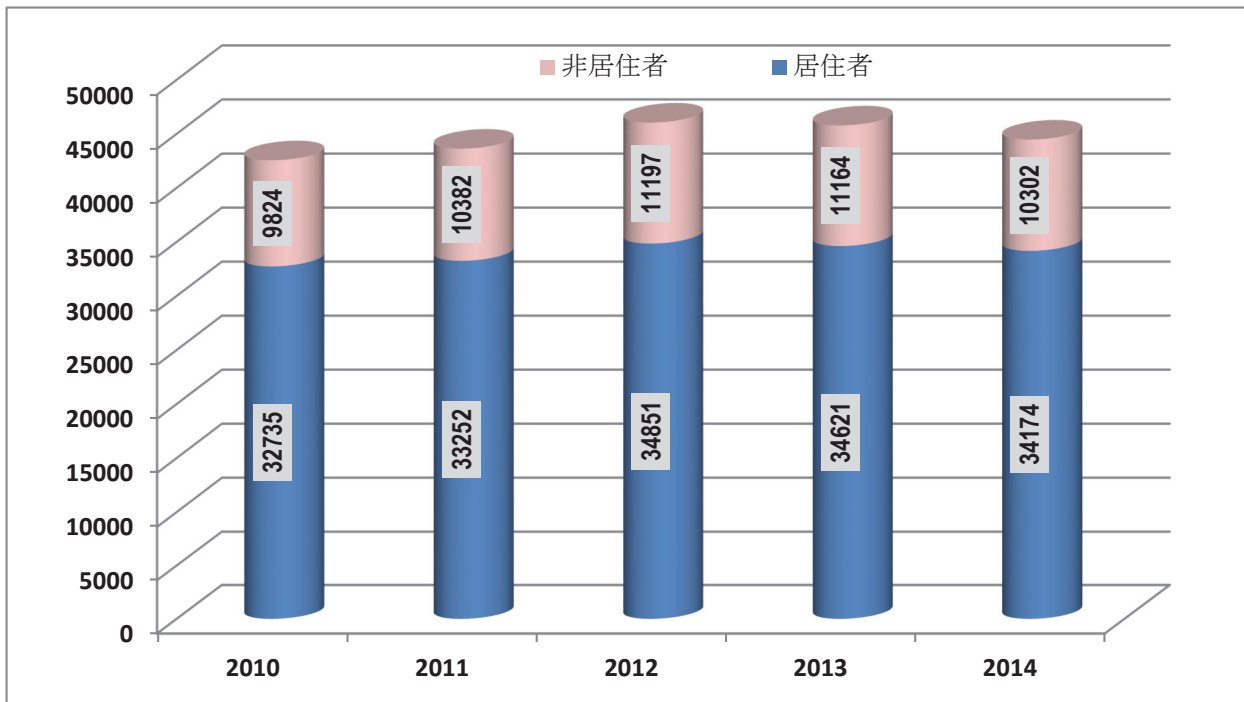
(b) 最近5年間の統計データ

Rospatent の統計によれば、ロシアにおける商標の出願及び登録の推移は次のとおりである

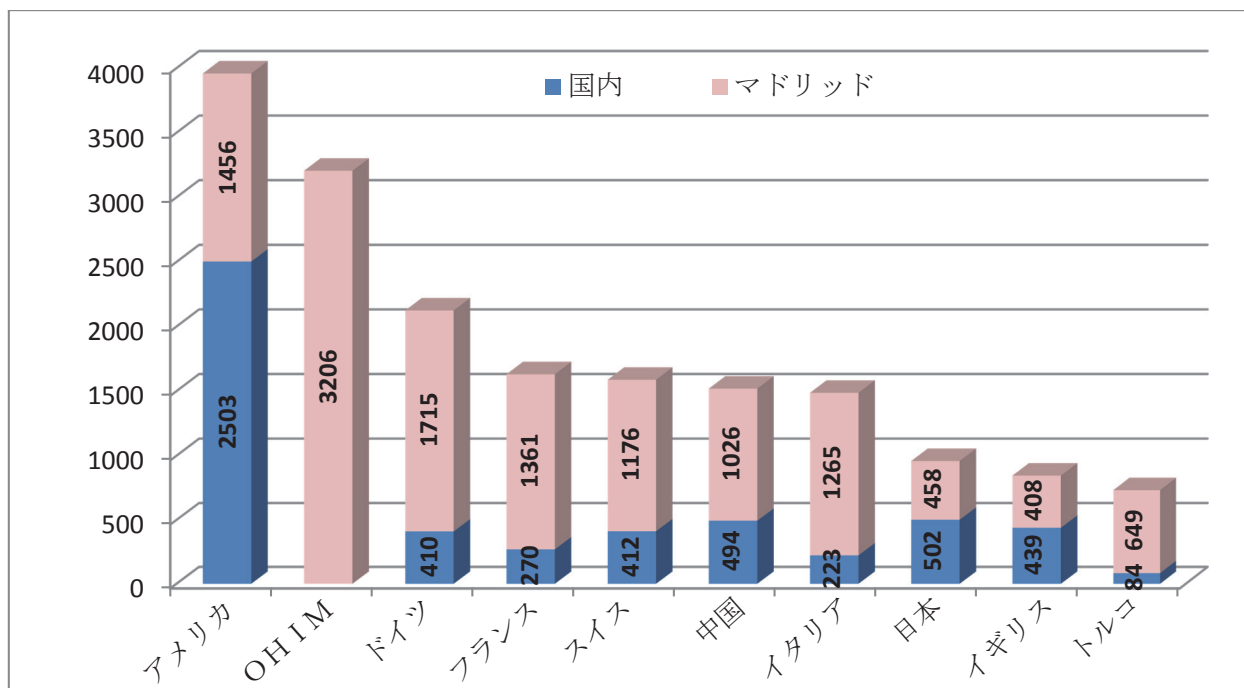
(出典- Rospatent 年次報告書 <http://www.rupto.ru/about/reports?lang=en>)。

	2010	2011	2012	2013	2014
ロシアにおける商標登録出願件数：	42,559	43,634	46,048	45,785	44,476
内訳					
ロシアの出願人による出願件数	32,735	33,252	34,851	34,621	34,174
外国人の出願人による出願件数	9,824	10,382	11,197	11,164	10,302
国際(マドリッド)登録においてロシアを指定した出願件数	14,289	16,083	15,875	19,143	16,712
国内登録簿に登録された商標：	29,159	23,230	27,039	25,360	27,735
内訳					
ロシアの権利者	20,116	16,311	19,284	18,095	19,601
外国の権利者	9,043	6,919	7,755	7,265	8,134
国際(マドリッド)登録に付与された保護件数	6,019	12,724	13,067	12,453	14,563
年末時点で有効な国内登録件数	268,165	281,784	296,631	312,392	320,930

居住者及び非居住者別の2010年～2014年のロシアにおける商標出願件数
(マドリッドシステムに基づくか否かであるかを問わない)



2014年のロシアにおける出願上位国



商標又は商標として用いられる標識について、ロシア連邦における周知認定の申立ての審査：

		2010	2011	2012	2013	2014
周知商標としての認定の申立件数	認定	14	8	14	12	8
	不認定	10	2	2	5	2

(c) ロシア商標制度の特徴

ロシアは商標に「先願主義」を採用している。商標権は、商標の国家登録の瞬間から生じ、Rospatent が発行する登録証によって証明される。

単語、図、立体及び他の表示又はそれらの組み合わせは商標として登録されることができる(民法第 1482 条(1))。商標は、あらゆる色彩又は色彩の組み合わせでこれを登録することができる(民法第 1482 条(2))。

法律は、商標として法的保護を付与される対象を限定していない。登録される客体についての主な基準は、製品又は役務の識別性及び同一性である。

商標として登録できるものは文字、図形、立体、音、動き、色彩/色彩の組み合わせ、ホログラム、その他標章である。

- 複数区分の出願が認められる。
- 商品及び役務の国際(ニース)分類
- 類見出しは、当該区分に含まれるすべての商品又は役務に自動的に及ぶものではない。
- 最初の外国からの出願の優先日の主張が認められるのは 6 か月以内とする。
- 出願と登録は分けて行うことができる。
- 集中的使用によって獲得された識別性が考慮される(例えば、2、3 の子音から構成される文字商標)。
- 文字商標に関しては、ラテン文字の元々の商標の登録とともにキリル文字での別個の登録が望ましい。これは医学関連の商標に特に推奨される。
- 商標登録は出願日から 10 年間有効となり、さらに 10 年ずつ何度でも更新できる。

日本語、又は/及びラテン文字、又は/及びキリル文字？

普通のロシア人は日本語がわからないので、そのような標章を図形とみなすだろう。日本語の文字から構成される商標を有する日本企業も同様にラテン文字又はキリル文字か、その両方で商標登録することが望ましい。

- 普通のロシア人は、ラテン文字の商標を容易に認識する。
- 商業的利用をする間は – 文書、値札、コマーシャル等に – 製品名にロシア語の相当語句を付けることができ、一定の場合には必ず付けなければならない。
- ラテン文字及び/又はキリル文字の相当語句の登録は、ロシアにおける商標の法的保護を強化し、他の製造者によりラテン文字/キリル文字での混同を生じさせるほど類似する潜在的登録を防ぐだろう。

(2) 出願人適格

事業活動を行う法人又は自然人が、商標出願をなすことができる(民法第1478条)。団体商標を登録することも可能である。団体商標は、人的結合体(すなわち、法人及び／又は自然人の団体)が所有することができる(民法第1510条(1))。団体商標とは、団体の構成員である者が生産し又は販売する商品であって、品質又はその他の共通の特性において共通の特徴を有するものを表示することが意図された商標である。団体商標は、団体の構成員の各自が使用できる。

(3) 登録要件

(a) 商標の定義及び登録可能な対象

商標は、法人又は個人事業主の商品を識別することが可能な標章である(民法第1477条)。商標に関連した民法の規定は、サービスマーク、すなわち、法人又は個人事業主が遂行した業務又は提供したサービスを識別することが可能な標章にも適用される。

法律には商標として登録できる標章の一覧が含まれるが、それは網羅的なものではない。標章は、後述する登録可能性基準に従うことを条件として、商標として登録することが可能である。具体的には、一つの文字又は文字の組み合わせであり、単語の性質を持たない(例えば、子音のみ)標章は識別力を持たないとみなされ、独創的なグラフィックデザインでない限り、又は出願日前にロシアにおいて使用により識別性を獲得していたことを証明することが可能でない限り、通常は拒絶されることに注目すべきである。法律は商標として登録できる標章の種類を限定していないが、色彩又は色彩の組み合わせのみから構成される標章は、審査官に識別力がないとみなされる可能性があり、識別性を獲得したことを証明する資料が必要になることがあるので、それ自体のみ、すなわち図形の要素なしで法的保護を得ることができるかと断言することは不可能であることに注目すべきである。

法律は、周知の商標、団体商標及び原産地表示の登録についても規定している。

団体商標

設立及び活動が設立国の法令に反しない団体は、ロシア連邦領域内で団体標章を登録する権利を有する(民法第1510条)。

団体標章とは、上記団体の構成員である者が生産し又は販売する商品であって、品質において共通の特徴又は他の共通の特徴を有するものの標章とすることが意図された商標である。

(b) 商標の先願主義及び先使用

ロシアは「先願」商標制度を採用している。商標保護はその登録に基づいてのみ付与される。無登録での商標の使用それ自体は処罰されないが、なんらかの先行する権利の侵害とみなされる可能性があるため、登録なしに商標を使用するのは安全ではない。

同一又は類似の商標について先に係属している出願又は先の登録が新たに出願された標章の登録の障害として引用される場合、先使用の主張のみではその引用を覆すことはできないだろう。当該商標の集中的使用によってそれは特定の法人を連想させるので、別の者の名称でそれを登録することは顧客を誤認させる可能性があるという事実に基づき、引用された商標の出願日前のロシアにおける当該商標の集中的先使用を証明する資料を用い、引用された商標に対する取消訴訟を準備及び提起することができる。

(c) 出願拒絶理由、相対的拒絶理由(1483条)

1. 標章は、同一又は類似商品に関してロシアにおいて保護又は登録出願され、先の優先権を有する他の者の商標と同一又は混同を生じさせるほどに類似する場合は、商標として登録されない可能性がある。そのような商標に類似する標章は、先の商標の権利者の同意がある場合に限り、類似商品に関して商標として登録される可能性がある。
2. ロシアにおいて保護される原産地表示と同一又は混同を生じさせるほどに類似する標章は、いかなる商品に関しても商標として登録されることはない。この適用除外は、そのような標章が保護されない要素として商標に含まれ、商標が法人の名称で登録出願され、原産地表示の使用権を有する場合で、原産地表示が登録されたものの識別のために、同じ商品に関して当該商標の登録が要請されることを条件とする。
3. 標章がロシアにおいて保護される社名又は商用標章(商号)(又はそのような名称又は標章の別個の要素)と同一又は混同を生じさせるほど類似する、又は保護植物の品種及び動物の種の国家登録簿に登録された植物の品種又は動物の種の名称と同一又は混同を生じさせるほど類似する場合、ロシアにおいて上記に対する第三者の権利が登録出願された商標の優先日より先に生じた場合には、類似商品に関して標章が商標として登録されることはない。
4. 次に掲げるものと同一である場合、標章は商標として登録されない可能性がある。
 - a) 商標登録出願日にロシアで有名な、学術、言語、美術の著作物の名称、そのような著作物の登場人物又は抜粋、美術品又はその断片で、各著作物の権利が登録出願された商標の優先日より先に生じ、権利者の同意のないもの。
 - b) 商標登録出願日にロシアで有名な者の名称、そこから派生する雅号又は標章、肖像又は複写で、本人又はその相続人の同意のないもの。
 - c) 商標登録出願の優先日より先に権利が生じた、意匠、適合マーク。

(d) 絶対的拒絶理由等、登録できない対象

1. 識別性がなく、次に掲げる要素のみで構成される場合、標章は商標として登録されることはない。
 - a) 特定の種類の商品の表示について一般的に使用されるようになった要素
 - b) 一般に受け入れられた記号及び用語である要素
 - c) 特に種類、質、量、特性、機能、価値及びその生産又は販売の時期、場所及び手段について、商品の特徴付ける要素
 - d) 商品の特性又は機能によって専ら又は主に決定される、商品の形を表す要素

上記の要素は、保護されない(占有権を持たない)要素として商標に含まれる可能性がある。上記の項の規定は、使用を通じて識別性を獲得した標章には適用されない。

2. 次に掲げるものを表す要素のみで構成される場合は、商標として登録されない。
 - a) 国家の紋章、旗、又はその他の国家の符号及び記号
 - b) 国際及び政府間組織の略称又は正式名称、その紋章、旗、又はその他の符号及び記号

- c) 正式な証明、保証、又は検定マーク、印紙、賞、及びその他の識別マーク
- d) 本項で示された要素(a) – (c)に示された要素に混同を生じさせるほど類似する標章

それぞれの所管当局の同意があることを条件として、そのような要素は保護されない要素として商標に含められる可能性がある。

3. 次に掲げる要素を表現し又は含む場合、標章は商標として登録されない。

- a) 商品又はその製造者に関して、虚偽又は消費者を誤解させる。
- b) 公共の利益、又は人間性又は倫理性の原則に反する。

4. 標章が、ロシア国民の文化遺産の特に貴重な対象の正式名称及びイメージ、又は世界文化遺産又は世界自然遺産の対象、及びコレクション、基金に保有される文化的価値のイメージと同一又は混同を生じさせるほど類似する場合、それらの所有者ではない法人の名称で、それらの所有者又は所有者に権限を与えられた者の同意なしに、標章が商標としての登録を要請される場合には、そのような標章は商標として登録されることはない。

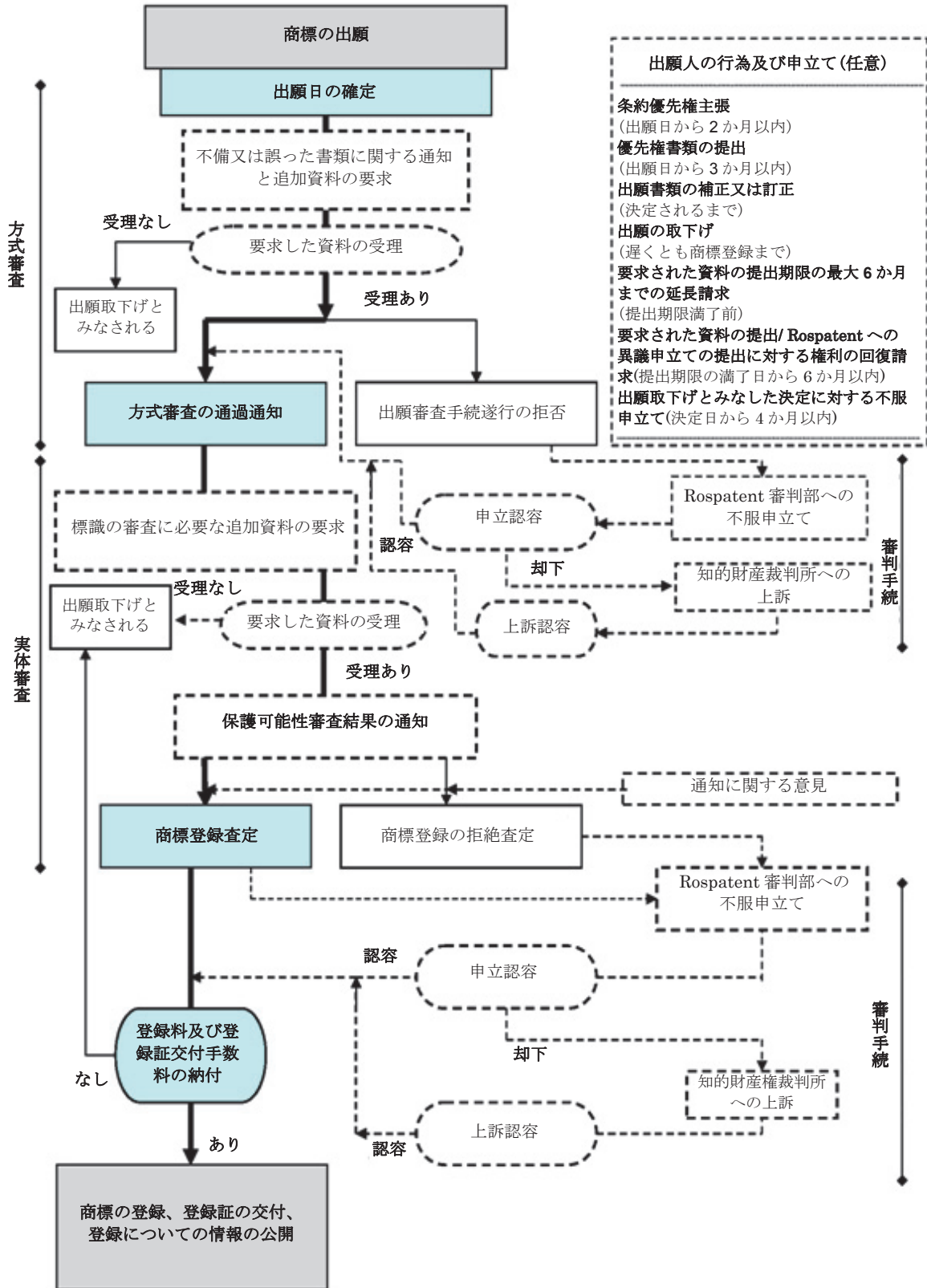
(4) 商標出願手続及び審判部

商標出願は、Rospatent のウェブサイト

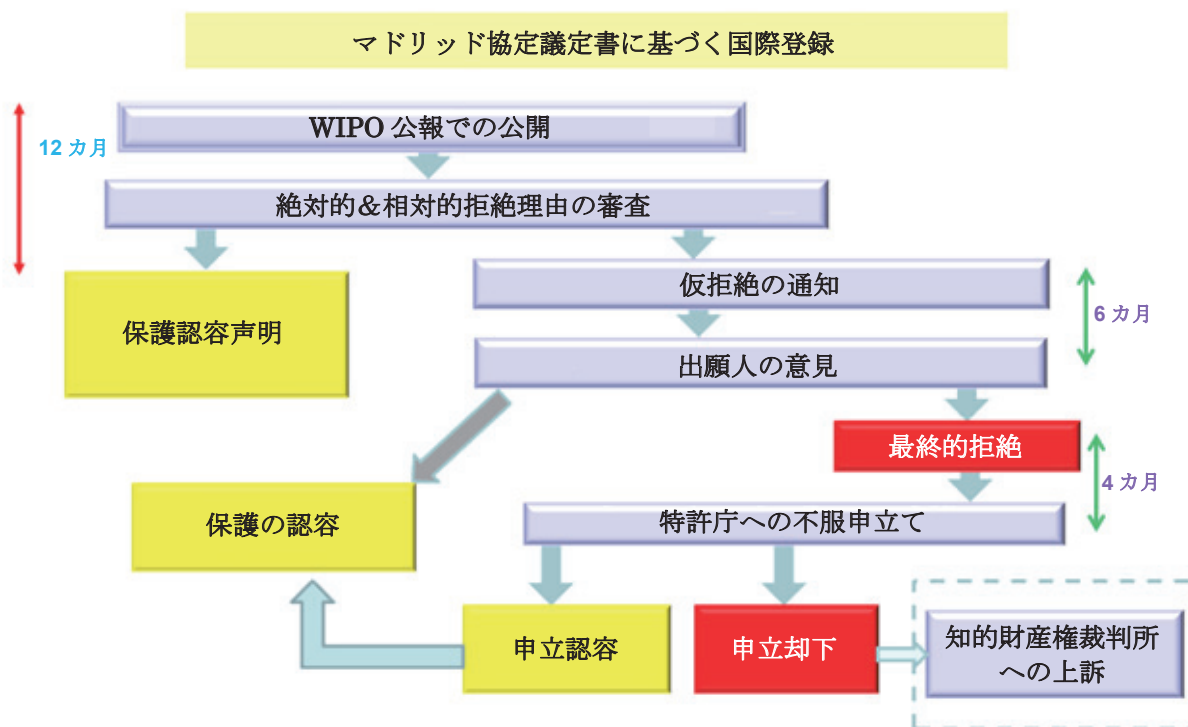
(http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/file_library/obr_zaya/)で入手できる所定の様式で行い、出願する標章、その説明及び保護を求める商品又は役務の一覧を含むものとする。必要な場合には、標章及びキリル文字の書き起こし(音訳)のロシア語訳を付けなければならない。団体標章出願には標章の使用に関する規則を定める団体標章の設定証書を添付しなければならない。

出願の審査は、最初に方式審査、その後に出願された標章の登録可能性についての審査(実体審査)の二段階から成る。商標出願手続及び審判手続を以下のフローチャートに示す。

商標出願の審査手続のフローチャート



以下は Rospatent における国際登録の審査手続のフローチャートである。



(a) 出願の方式審査

方式審査中に、審査官はすべての必要な出願書類が提出されているか、及び法的要件を遵守しているか審査する。方式審査の結果、出願は認められてさらに審査を受けるか、又はそれ以上の審査を拒絶される。Rospatent は出願人にこれらの方式審査結果を通知する。

(b) 実体審査

出願の審査が認められる場合は、登録可能性自体、並びに、類似商品に関して登録若しくは登録出願されており、先の優先日を有するかにかわらず、第三者の標章との類似性について、及び、第三者の原産地表示、社名及び意匠との類似性について、審査される。実体審査の後に、登録査定又は拒絶査定で Rospatent による査定が出される。出願人は査定日から 2 か月以内であれば、出願に対して引用された資料の写しを請求することができる。

(c) 登録に要する期間

方式審査は出願後 1 か月以内に行われる。実体審査については、所定の期限は定められていない。平均すると商標登録手続には 1 年ほどかかると考えられる。

(d) 出願手数料

以下に 2015 年 10 月現在の手数料をルールで示す。

(出典 - 2008 年 12 月 10 日付の政府規則第 941 号 2008 年改正、により承認された特許手数料法)

手数料	ルーブル
商標、団体商標の登録出願：	
- 1 区分	14,200
- 1 区分追加ごとに	+ 2,050
登録及び証明書発行手数料：	
- 商標	16,200
- 団体商標	20,250
更新手数料	20,250
- 商標	20,250
- 団体商標	27,000

(e) 出願の公開又は公告

Rospatent はすべての商標出願を公衆の閲覧に供する。登録直後に、登録に関する情報が公報及び Rospatent のウェブサイトで公表される。Rospatent を通じて登録された商標は Tmview (<https://www.tmdn.org/tmview/welcome.html?lang=en>)でも閲覧することができる。

(f) 登録前又は後の出願に対する不服申立て

法律は付与前の不服申立手続について定めていない。ただし、商標出願の公開(合理的に可能な限り速やかになされる)後は、何人も出願審査中に検討される標章の登録可能性に関する自身の意見を Rospatent に提起してよいが、提出者はいかなる手続的権利も有さない。

法律は、類似商品／役務についてロシアにおいて保護される同一／混同が生じるほど類似する標章の優先権に基づく、登録商標に対する無効及び取消の可能性を定めている。上述の根拠に基づく取消訴訟の提出期限は、係争商標の公報での公表日から 5 年間である。(以下の(g)2)を参照)。

(g) 商標の審判

ロシアには審判部というものはないが、その代わりとして審判部を有する国での審判部と同様の機能を持つ行政機関 (Rospatent の下部組織である特許紛争審判室) がある。

特許紛争審判室は、不服申立て、無効及び取消訴訟を検討する公的権限を有する。Rospatent は、特許紛争審判室が作成した報告書に基づいて審決を下す。

不服申立て、取消又は無効訴訟が審査されるべき期限は決まっていない。不服申立手続の審査を終えるには通常およそ 6 か月かかるが、事案の複雑さによって上記の予想審査期間は異なることに注目すべきである。

1) 出願に対する拒絶査定についての審判

商標出願に関する Rospatent の査定に対して、出願人は対応する査定日から 4 か月以内に不服を申立

ることができる。

不服申立ての期限は延長できない。その間不服申立てについて定められた期間を出願人が逸した場合、出願人が期限内に申立てを行わなかったことを正当な理由で説明できる場合には、正式な回復手数料が支払われたことを条件として、期限を回復できる。申立期限満了日から6か月以内に回復がなされる。

すべての出願された商品及び役務に影響する拒絶査定と、商品及び役務の一部に係る拒絶査定のどちらに対しても不服を申し立てることができる。加えて、出願人が標章の特定要素の放棄に従ってクレームされた標章の登録に異議を申し立てる状況で、不服が申立てられることがある。

参加人は審理で自身の立場を説明する機会を与えられる。当事者のいずれかに追加の情報又は文書を求める必要がある場合を除いて、特許紛争審査室が訴えについて決定を下す。

審判部は、出願人に登録資料の補正を提案することがある。ただし、提案された補正が認容されるものであり、商標の許可に対して提起された拒絶理由の解消に役立つことを条件とする。

2) 商標登録の取消し又は無効についての審判

類似商品に関して登録又は出願された同一又は類似の商標の権利者は、第三者による登録の無効を求めることができる。

商標登録に対する無効審判は利害関係者が請求することができるが、当該請求が他人の標章又は原産地表示との類似性に基づく場合は登録広告から5年以内が請求可能期間である。

その他の根拠(例えば、識別性の欠如、記述性、欺瞞性、誤認を生じさせる可能性、真の権利者の許可なくその代理人名義での違法な商標登録等の絶対的拒絶理由)に基づく場合は、当該商標の存続期間を通じて、申し立てることができる。

無効訴訟が勝訴となれば、登録取消しとなり、登録がなされなかった場合と同じ結果となる。

無効訴訟は、争われる商標の登録時に違反した法律の規定を引用し根拠としなければならない。同時に複数の適用可能な根拠に基づく不服申立てが可能である。

3) 審決に対する不服申立てを扱う裁判所とその手続

不服申立て(無効訴訟)、取消訴訟又は上訴の検討の結果下される **Rospatent** の審決に対しては、3か月以内であれば、知的財産裁判所で争うことができる。

特に、争われた審決から自身の権利が影響を受ける当事者は、知的財産裁判所に訴訟を起こして、争われた審決を不適法と認めるよう求める権利を有する。

Rospatent の審決が覆された場合、知的財産裁判所は、**Rospatent** に対し、各場合に依じて、登録を回復又は取り消す義務を負わせる。

(5) 商標権

(a) 商標権の基本的内容及び範囲

民法第1484条(1)によれば、自身の名で商標が登録される者は法に反しない方法で商標を使用する排他的権利を有する。権利者は商標に係る排他的権利を処分することができる。

商標の排他的権利は、当該商標が登録されている商品又は役務の識別を目的とする。特に商標権は次

に掲げる当該商標の使用によって実現される。

- 生産、販売の申入れ、販売、展示会及び見本市における展示がなされ若しくはその他の態様でロシア市場の流通に置かれ、又は、当該目的における保管、輸送、若しくはロシアへの輸入がなされる商品(ラベル及び包装を含む)における使用
- 業務遂行中又は役務提供中の使用
- 商品を流通に置くための書類における使用
- 商品の販売申入れ、業務遂行及び役務提供、並びに、通知、看板及び広告における使用
- インターネット上(ドメイン名及び他のアドレス指定手段を含む)の使用

商標権は絶対的権利である。商標権の絶対的特質とは、同一又は類似商品／役務を特徴付けるために同一又は類似標章の使用を希望する者に対して強制できることを意味する。識別のために商標が登録された商品又はその類似商品につき、商標権者の商標に類似した標章の使用による混同のおそれがある場合、何人も、商標権者の許可なく当該類似標章を使用する権利を有しない(民法第1484条(3))。

(b) 商標登録の存続期間、権利証書の発行及び期間の更新／延長

Rospatent は、国家商標登録簿に登録された商標について証明書を発行する。

商標に係る排他的権利の効力は、商標の登録を求める出願が Rospatent へ提出された日から 10 年間存続する(民法第1491条)。商標の排他的権利の存続期間は、商標存続期間の最終年に権利者からの申立てを受けて 10 年ごとに更新できる。

商標の存続期間が満了した場合、権利者は過料及び更新手数料を支払い、当該商標を回復する 6 か月間の猶予期間を有する。商標の更新は何度でも可能である。商標存続期間の延長は、Rospatent によって国家商標登録簿に登録され、追加証明書が発行される。

(c) 先使用者の権利をはじめとする登録商標に対する制限

登録商標権者の権利に対する制限は、権利の消尽によってのみ存在する。商標権者本人により又は商標権者の同意を得て、ロシア連邦領域内における民間の流通に置かれた商標が商品に付されている場合、何人も当該商標を使用することができる。すなわち、何人も、当該商標の付された製品を転売してよい(民法第1487条)。この規定は並行輸入に関連してしばしば言及され、それについての規制は後述の第2章第4節及び第6節で述べている。

(d) 登録商標の譲渡及び使用許諾

商標権者は譲渡契約又は使用許諾契約によって商標の排他的権利を処分することができる。排他的権利全体が譲渡されるとの直接通知がない場合の契約は、使用許諾契約とみなされる。商標権者との契約なしの排他的権利譲渡は、特に商標権者の財産の包括承継及び課徴の場合に認められる。

譲渡により商標権者は登録の対象となった商品のすべて又は一部に関して商標の排他的権利を全面的に相手方(譲受人)に譲渡する。商品又はその製造者に関して消費者を誤認させる可能性がある場合、譲渡は認められない。

使用許諾の場合、被許諾者は自身によって製造販売される商品の許諾権者の品質要求事項への品質適合を確実なものとしなければならない。許諾権者はこの規定の遵守について監督権を有する。被許諾者

と許諾権者は商品の製造者として前者へのクレームに対する連帯責任を追う。

使用許諾契約は商標の使用が認められる地域を明記するものとする。明記されない場合、被許諾者はロシア連邦全域でそれを使用することができる。使用許諾契約の期間は商標の排他的権利の存続期間を超えないものとする。契約に期間が明記されていない場合、契約は5年の期間について締結されるとみなされる。

商標の新たな所有者への譲渡が前商標権者によって締結された使用許諾契約の変更又は取消しにつながることはない。

商標権の譲渡及び使用許諾は、Rospatent への正式登録を必要とする。正式登録の要件の不履行により、譲渡又は使用許諾は無効となる。

(e) 商標権と商号権の抵触

商標と商号との間の抵触は、権利の先行性の原則(民法第1252条(6))、すなわち、様々な識別手段(商号、商標又は取引名)又は意匠が同一又は混同を生じさせるほど類似しており、その結果として消費者方が混同するおそれがあるとき、先行する識別手段又は意匠が優先される。先願権者は、商標又は意匠の無効を主張するか、又は当該商号／社名の使用の全面的又は部分的な使用禁止を主張することができる。

(6) 商標及び商品／役務の類似性に関する基準

商標の類似性

審査手続中に判明した出願された標章とその他の商標との類似性の評価は、商標登録書類の提出及び検査に関する規則第42-45項で制定された側面に基づく(経済開発省、2015年7月20日命令第462号により承認)。

類似性の側面とは、**称呼上**、**外観上**及び**観念上**を指す。

称呼上の類似性は、次に掲げるような基準に基づいて決定される。

比較される標章における近い又は同一の音声の存在、比較される標章を構成する音声の近さ、近い音声及び音声の組み合わせの互いの位置、同時音節の存在とそれらの位置、比較される標章の音節数、比較される標章の同一の音声組み合わせ箇所、母音の組み合わせの近さ、子音の組み合わせの近さ、比較される標章の同一の部分の特徴、標章の重複部分、比較される標章のアクセント等。

外観上の類似性は、次に掲げるような基準に基づいて決定される。

一般的な視覚的印象、印刷の種類、文字の特徴(頭文字、小文字又は大文字)を考慮した比較される標章の図形的特徴、文字の互いの位置、比較される標章が表現されるアルファベット、色彩又は色彩の組み合わせ。

出願された標章と出願審査手続中に明らかになった標章との**観念上の類似性**は、次に掲げるような基準に基づいて決定される。

比較される標章における観念の類似性(異なる言語における比較される標章の意味の一致)、論理的意味を有する一部の一致、比較される標章における観念を逆にしたもの。

Rospatent の審査官はこれらの側面及び基準を組み合わせ、又はそれぞれを個別に検討してよい。

商品及び役務の類似性

比較される標章の商品／役務間の類似性を検討する間に、原則として、そのような商品／役務が同一の商品製造者又は役務提供者に属する可能性が判断される。比較される標章の対象となる商品間の類似性を決定する一般基準は、商品／役務の種類、商品／役務の用途、商品の原料の種類、商品の互換性及び相補性である。商品／役務のその他すべての特徴は、審査手続中に検討すべき追加要素である。さらに、審査手続の間、個別に又は組み合わせで類似性の一般基準を考慮することができる。審査官の一般的アプローチは、比較される標章間の類似性は広範囲の商品／役務を類似するとみなし、ほとんどの場合商品を類似とみなすための主な根拠はそのような商品が同じ種類の商品に属するという点である。

(7) 商標の「使用」の定義

商標の適正使用

- 商品及びそのパッケージへのインターネット、商業書類、広告での使用
- 商標権者、被許諾者、フランチャイジー、又は商標権者の管理下での他人による使用

商標は、商標権者又は使用許諾契約に基づき商標権が付与された他人により、商標が登録されている商品及び／又は当該商品の包装に使用される場合、使用されているものとされる(民法第 1486 条(2))。商標は、商標権者の監督下で他人又は事業体が商標を使用する場合にも、使用されているものとされる。「監督下で」という用語は法律で説明されていないが、商標権者は最終使用者(販売者、流通業者)による商標の使用について認識していることが推論される。その目的で、商品が一連の仲介業者を通じて商標権者の製造施設から最終流通業者に渡る場合、そのサプライチェーンのリンク間のすべての契約は商標の言及を含み、不使用行為が検討される場合に商標権者が事業協定全体を認識していることを明確に示す契約を提示できるようにしなければならない。

修正された商標の使用が認められている。識別力のある特徴を変えずいくつかの要素を変更した商標の使用は、商標の使用とみなすものとする。変更が重大かどうかは知的財産裁判所によって判断される。商標を登録されたとおりに使用されることが推奨される。最善の方法は、商標が使用されるあらゆる変型例を登録することである。

商標不使用の正当な理由

- 所有権者の支配の及ばない状況
- 不可抗力
- 災害
- 軍事行動
- 商標権者の体調不良
- 予想されなかった市場の変化

商標の不使用による取消し

商標の法的保護は、正式登録後 3 年間における商標の継続的不使用の結果として、商品の全部又は一部につき早期に終了されることがある(ただし、商標が当該請求の提出日まで使用されていないことを条

件とする)(民法第1486条)。

不使用による取消訴訟は、知的財産裁判所に申し立てるものとする。商標権者は自身の商標が適正に使用されたことの立証責任を負う。手続には、通常4～6か月かかる。

不使用に基づく取消訴訟を起こす者は、当該訴訟における自身の利益を示さなければならない。現行の慣習に従えば、取消しの利益は、不服を申し立てられた標章が別の係属中の標章の登録の障害となるという事実だけでは説明できない。不使用により先の商標を取り消すことによる出願人の利益を確認する追加書類を知的財産裁判所に提出する必要がある(ロシア以外の国・地域の登録又は当該標章を使用する意図等)。

(8) 周知の商標

次に掲げる標章は、周知の標章としての保護に適格である。

- ロシアの国家登録商標
- マドリッド協定制度に従ってロシアで保護される国際商標
- ロシアで商標として使用される無登録標章

ロシアにおける周知の地位の認定手続

主な段階：

- ロシア及び世界における使用の証拠収集、特に世論調査の実施
- 商標が周知となった商品／役務と周知となった日の特定
- Rospatent への申立ての準備及び提出
- Rospatent による申立ての検討

周知の商標の認定申立て

商標又は標章が周知であるとの認定申立ては、申立人がロシアで自身の標章が周知されたとみなす時期を示して Rospatent に提出するものとする。

- 決まった標準様式はない
- 申立てには、次に掲げる事項を含める。
 - 申立人(商標権者)についての情報
 - 周知の商標と認識されるべき標章
 - 商標が周知となった商品(役務)の表示
 - 出願人の考える商標が周知となった日付
 - 当該商標がロシアで広く知られるようになったと証明する書類
- 手数料－4万500ルーブル
- およそ6～10か月間検討

評判の証拠

申立てには、商標の集中的使用を示す書類を添付する。そのような書類とは、次に掲げるものである。

- 商標の付された商品が販売された場所の一覧
- 商標の付けられた商品の販売量
- 商標の使用方法
- 商品の年間平均消費者数
- 商標が広く知られるようになった国の一覧
- 広告費(例えば年次報告)
- 年次会計報告書に基づく商標／標章の価値の計算
- 専門団体によって実施された世論調査の結果
- 特にロシアにおける商標の使用範囲に関する情報
- 広告及び販売促進キャンペーンに関する情報、広告の見本
- 見本市及び展示会参加についての情報、ロシアの定期刊行物への掲載
- 商標が広く信用を獲得した国に関する情報
- 商標に関連する価値に関する情報

実際には、世論調査の結果は、商標又は標章が周知と認定されるために審査官が考慮する最も重要な書類の一つである。この点についての手引きとして、Rospatent の「ロシアにおける商標の評判に関する消費者調査実施のための提言」がある。それらの提言に従って、ロシアの少なくとも 6 つの大都市で世論調査を実施しなければならない。モスクワ及びサンクトペテルブルクでの調査実施が望ましい。他の都市は、活動領域に応じて申立人が選ぶことができる。

規則と提言のいずれも、商標が周知と認定されるために必要な商標を熟知している消費者について、特定の人数を定めていないことに注目を要する。リプトンの商標が周知と認定されたときは、紅茶飲用者のおよそ 60%が熟知していた。商標 ИЗВЕСТИЯ(イズヴェスチヤ)は消費者の 96%に認知されている商標だった。

必要な場合には、申立人はロシア連邦における商標の評判を証明する他の資料の提出を求められることがある。

2010 年、初の日本の周知標章(ブリヂストン)が Bridgestone Corporation の名義で No. 94 として登録された。また、Nikon Corporation (“Nikon” No. 142)及び Casio Computer Co. (“CASIO” No. 157)の商標がロシアで周知と認定された。

2015 年 11 月までに 157 件の商標がロシアで周知と認定された。3 件の周知標章登録(Nos. 14, 44 及び 59)は争われ、取り消された。

(9) ユーラシア経済連合の商標登録出願統一窓口

ユーラシア経済連合(EAEU)における商標保護広域制度は依然として詳細を詰めている段階にある。EAEU 商標及び商品の原産地表示保護の広域制度(地理的表示)を確立する広域商標及びサービスマーク保護制度は、ユーラシア経済委員会(EAEC)の主導で起草された、商品の商標、サービスマーク及び原

産地表示に関するユーラシア経済連合条約に基づいて規制される。

一般に、本条約案は広域商標事務局の創設を定めておらず、すべての EAEU 加盟国で同時に有効となる連合商標の登録出願の審査におけるすべての EAEU 加盟国の特許庁の協力について定めている。条約案は、EAEC が連合商標の統一登録簿を管理することも定めている。連合加盟国領内での連合商標の排他的権利の侵害に関する争いは、その国の法律に従って処理され、連合商標権侵害の責任は国内手続又はその国で有効な国際登録に基づいて登録された商標権の侵害に対するものと同じとなる。EAEU 商標制度はそれほど遠くない将来、おそらく 1、2 年後に実施される見込みである。

第4節 原産地表示(又は地理的表示)

保護の法的根拠

民法第1516条～第1537条は、原産地表示の保護を規制する。

ロシアで保護を付与されるには、原産地表示を表示国家登録簿に登録しなければならない。原産地表示が登録されている場合、同一の地域内において同一の基本的特性を有する商品を製造する者は、登録された原産地表示の使用権を確認する証明書を取得することができる。

原産地表示の登録

原産地表示の登録出願は、Rospatentに提出しなければならない。出願は次に掲げるものを含む。

- 原産地表示の登録又は登録された原産地表示に対する使用権の付与を求める請求
- 原産地表示として使用される標章
- 登録が請求された商品の表示
- 商品の原産地である地理的客体の境界の表示
- 原産地表示の付される指定商品の明確な特性の明細

外国の原産地表示に係る出願には、原産国における保護を受けようとする原産地表示に対する出願人の権利を確認する書類が添付されなければならない。例えば、所管する官庁が発行した原産地表示使用権の証明書の原本又はその認証謄本がそのような書類となり得る。

Rospatent は登録された原産地表示についての情報、及び原産地表示使用権者についての情報を公報及びウェブサイト(<http://www1.fips.ru/wps/portal/Registers/>)に公開する(ロシア語のみ)。

ロシアにおいて保護される原産地表示の例

2015年に原産地表示の国家登録簿にはおよそ140件が登録されており、その大多数はロシア人の権利者が所有し、ミネラルウォーターの原産地表示に関するものである。いくつかの原産地表示は外国の権利者の名義で登録されている。例えば、チェコ共和国の酒類についての「KARLSBADER BITTER」(登録番号第38号)、イタリアのワインについての「ASTI」(登録番号第114号)及び「DUORO」(登録番号第133号)、イタリアのハムについての「PROSCIUTTO DI PARMA」(登録番号第116号)、イタリアのチーズについての「GRANA PADANO」(登録番号第130号)、メキシコの蒸留酒についての「TEQUILA」(登録番号第126号)、フランスのチーズについての「COMTE」(登録番号第138号)である。

原産地表示に係る権利に関連する権利

原産地表示に係る権利に関して、譲渡又は使用許諾は認められない(民法第1519条)。

原産地表示の証明書の所有者は、当該原産地表示が登録されたものと同一の商品について商標が登録されている場合には、そのような原産地表示で構成される商標を自身の名義で登録することができる。登録された原産地表示の証明書を有しない者は、原産地表示で構成される商標も、それに類似する標章も登録できず、また使用許諾に基づく当該商標の使用権を取得することもできない。

登録された原産地表示の証明書を有しない者は、該当する原産地名称を使用することができない。これは、たとえ、実際の原産地が明記されているか、又は、翻訳により原産地表示が使用されているか、又は「ふう」「タイプの」「似の」等の言葉と結び付けて表示が使用されている場合であっても同様である。また、いずれの商品であれ、その原産地及び特別な特性に関して需要者の誤認を招く可能性のあるものに対する類似の表示の使用は禁止される(民法第1519条(3))。

第5節 著作権

(1) 著作権制度の概要

ロシアの著作権制度は、全体が国際的に認められた原則に基づいて構築されている。著作権法は、2008年に民法第IV部に統合された。第IV部第70章は、その全てが著作権に充てられている。第71章には、関連する権利についての条項が盛り込まれている。行政違反法(第7.21条が著作権侵害に関する行政上の責任を定めている)、刑法(第146条は特定の著作権侵害行為に対する刑罰を定めている)、並びに一般には海賊行為防止法や著作権侵害対策法として知られ、インターネット上に置かれた著作権を侵害している著作権対象コンテンツを著作権者がブロックできることを定めた情報、情報技術及び情報保護に関するロシア連邦法の改正法に、著作権に係る条項が存在する。さらに、税関規則に関する法律が、著作物の海賊版の輸出入に適用される国境管理措置を定めている。

著作権保護の分野で最も重要な法整備は、2013年に行われた、いわゆる海賊行為防止法の導入である。同法の正式名称は、「情報及び電気通信ネットワークにおける知的財産権の保護に関するロシア連邦の特定の法の改正についての」連邦法第187-FZ号である。同法は、2013年8月1日に施行され、当初はインターネットを含むさまざまな情報・電気通信ネットワークにアップロードされた著作権のある映画及びその他の動画コンテンツについて、特別差止手続によって、海賊版動画コンテンツへのアクセスを提供するウェブサイトのブロックを許可することによって保護することを定めていた。

2015年5月1日、海賊行為防止法がさらに改正され、同法による保護の範囲は写真のみを除いた全ての著作権のあるオンラインコンテンツにまで拡大された。

したがって、海賊行為防止法及び民事訴訟法(以下、「民訴法」と呼ぶ)の対応する条文、具体的には第144条第1項に従い、著作権及び隣接権の権利者は、仮差止救済を求める申立てを、そのような申立ての審理について専属管轄権を有するモスクワ市裁判所に対して行うことができる。

仮差止救済の申立てを行う際、申立人は裁判所にインターネット上で著作権のあるコンテンツが使用されていることを裏付ける書面と、申立人がこの著作物につき権利を有することを証する書面を提出する。申立て及び証明書類は電子形式で裁判所に提出することができる。これらの書類の提出を怠った場合、申立てが却下される可能性がある。

裁判所は仮差止めを認めた後、請求原因の陳述提出期限(15日以内)を設定しなければならない。重要であるのは、申立人が所定の期間内に請求の原因の陳述を提出しない場合、仮差止命令が取り消されるということである。

裁判所は仮差止命令に基づき強制執行令状を発行し、さらにこれを特別国家機関である通信、情報技術及びマスメディアの分野の連邦通信・情報技術・マスコミ監督局(Roskomnadzor)に送付する。連邦通信・情報技術・マスコミ監督局(Roskomnadzor)は3営業日以内に、該当する情報仲介者(インターネット・ホスティング・プロバイダなど)を特定し、この者に侵害通知書を送付する。侵害通知書では、そのような違法コンテンツを削除するために必要なあらゆる措置を取ることを要求する。

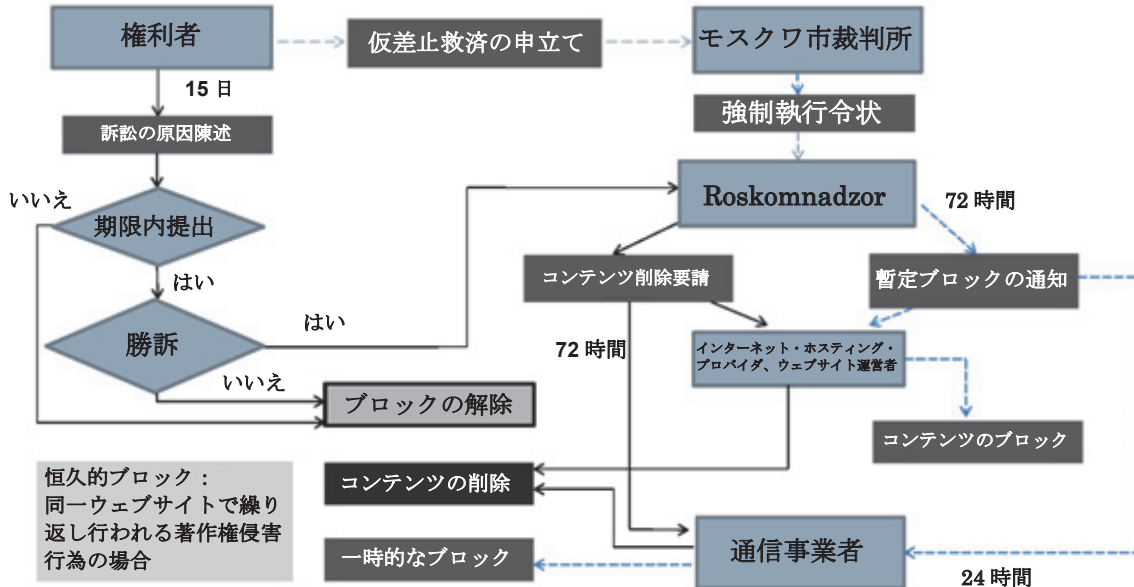
ホスティング・プロバイダ(又は別の情報仲介者)は、侵害通知書を受領すると、オンラインリソース(ウェブサイト)の所有者に侵害通知書を受領した旨を伝え、所有者に対して違法コンテンツを直ちに削除するか、そのような情報へのアクセスを制限する措置を取るか、その両方をする必要性を知らせる。

この侵害通知書を受領から1営業日以内に、オンラインリソースの所有者は、対応するコンテンツを削除するか、そのコンテンツへのアクセスを制限する義務を負う。所有者がこれを拒否した場合、ホスティング・プロバイダは、3営業日以内にそのウェブサイトへのアクセスを制限する。

ウェブサイトの所有者も、ホスティング・プロバイダも、これを怠った場合、連邦通信・情報技術・

マスコミ監督局(Roskomnadzor)の要請により、通信事業者がそのウェブサイトを 24 時間以内にブロックする。

以下に、ブロック手続の詳細を図示する。



(2) 著作権局

Rospatent は、ソフトウェア及びデータベースなどの著作物に係る任意の著作権登録を処理する管轄権を有している。他の著作権の対象となる著作物に関する登録は不要である。

著作権の分野における政府方針の設定及び著作権の分野での法規の策定(規制機関による管理及び監督を除く)は、ロシア連邦文化省が管掌している。ロシア連邦文科省は、特に、著作権集中管理団体の国家認定及び認定団体の活動に対する国家管理監督を行っている。

(3) 著作権及び著作物の定義と意義

法律は、創作活動の成果物であれば、目的又は利点を問わず、科学、文学又は芸術の作品に対し著作権保護を認めている。また同じ独創性の要求事項に適合する作品の一部(その表題、作品のキャラクターを含む)も保護する。

法律は、すべてを網羅するものではないが、次に掲げる著作権客体となる著作物の一覧を定めている。すなわち、言語の著作物、演劇及び楽劇の著作物、映画の著作物、舞踏又は無言劇の著作物、歌詞を伴い又は歌詞を伴わない音楽の著作物、視聴覚著作物、絵画、彫刻、グラフィックス、デザイン、劇画、漫画及びその他の造形美術の著作物である。コンピュータ・プログラムは、言語の著作物として保護される。翻訳その他の二次的著作物(翻案、動画版、編曲、舞台版又はその他の類似作品)又は編集著作物も、著作権により保護される。

法律では、映画、歌劇、劇場上演などの一部の著作物を複合著作物として取り扱っている。「複合」

と呼ばれるこれらの著作物は、その不可分の部分とみなされる二つ以上の著作物で構成されている。

著作権は、公表された著作物、さらには未公表の著作物にまで及ぶ。しかしながら、著作物は、書面、口頭の形式(演説、公の実演及びその他すべての形式)、描写、音声録音又はビデオ録画の形式、又は三次元形式等、客観的な形式で表現されなければならない。

思想、概念、原則、方法、製法、システム、手段、技術的・組織的若しくはその他の課題の解決法、発見、事実又はプログラミング言語は著作権の客体として保護されない。

また法律は、著作権保護の対象から、次に掲げる作品を除外している。

- 1) 国家機関及び地方自治体の行政機関の公文書(制定法、司法判断、立法・行政・司法の性質を有するその他の資料を含む。)、国際組織の公文書並びにそれらの公式翻訳
- 2) 国家の象徴及び紋章(旗、印章、記章、貨幣等)、並びに地方自治体の象徴及び紋章
- 3) 特定の著作者のない民間伝承(フォークロア)の著作物
- 4) 専ら情報提供的な性質を有する、事象及び事実に関する報道(日々のニュース報道、テレビ放送用番組表、交通手段の時刻表等)

(4) 著作物の著作者と所有権

著作者は、自身の著作物に対して著作権(人格権及び著作物に係る排他的権利)を有する。

(a) 人格権

人格権には、次に掲げる著作者の権利が含まれる。

- 1) 著作者人格権
- 2) 著作者の氏名表示権
- 3) 著作物の同一性保持権
- 4) 著作物の公表権

人格権は、一身専属かつ不可譲である(著作権に係る排他的権利を第三者へ譲渡又は移転する場合、及び著作物の利用権を第三者へ付与する場合を含む)。これらの権利に係る放棄は無効である。著作者は自己の著作物の公表を許可し、氏名を表示せずに著作物を使用し又はその改変をすることができる。

(b) 著作権を構成する権利の種類

著作物を使用する排他的権利は、著作物の著作者又は法律の特定の条項及び著作者と締結した契約により権利者となった人物／企業(雇用契約又は委託契約に基づき著作物が創作された場合など)に帰属する。著作物の利用には、利用行為が営利目的によるか否かを問わず、具体的には、次に掲げる行為が含まれる。

- 1) 著作物の複製。あらゆる有形的形式(音声録音又はビデオ録画を含む)による、著作物又は著作物の部分に係る一部以上の作成。電子媒体への著作物の記録(コンピュータ・メモリへの記録を含む)もまた再製とされるが、当該記録が一時的であり、かつ、専ら記録の適法な利用又は著作物に係る適法な公衆への伝達を目的とする技術的過程の不可欠かつ本質的な部分を構成する場合はこの限りではない。
- 2) 著作物の原作品又は複製の販売等の譲渡による著作物の頒布

- 3) 著作物の公の実演。自由参加のために開放されている場所、又は、通常の家族の範囲に属しない多数の者が現存する場所における、直接的、又は、映画その他の技術的手法を用いたスクリーン上での著作物の原作品又は著作物の複製のあらゆる上映、並びに、視聴覚著作物の個別の映像の順序を遵守しない直接的若しくは技術的手段を用いた実演をいい、著作物が実演された場所で知覚されるか、実演と同時に別の場所で知覚されるかを問わない。
- 4) 頒布を目的とした著作物の原作品又は複製の輸入
- 5) 著作物の原作品又は複製の貸与
- 6) 著作物の公の公演。自由参加のために開放されている場所、又は、通常の家族の範囲に属しない多数の者が現存する場所における、生の実演又は技術的手段(ラジオ、テレビ等の技術的手段)を用いた著作物の提示、及び、視聴覚著作物の上映(音を伴うと否とを問わない)をいい、著作物が実演された場所で知覚されるか、実演と同時に別の場所で知覚されるかを問わない。
- 7) 無線による伝達。有線による伝達を除く、ラジオ又はテレビ(再伝送を含む)による著作物の公衆への伝達(上映又は実演を含む)。
- 8) 再放送。放送機関又は有線放送機関により行われる、完全かつ変更のないラジオ若しくはテレビ番組又はその大部分の無線(衛生を含む)又は有線による受信及び同時伝達。
- 9) 著作物の翻訳又はその他の翻案。著作物の翻案とは、二次的著作物(改作、動画版、編曲、舞台版等)の創作として理解される。コンピュータ・プログラム又はデータベースの翻案(又は改変)は、その一切の改変(当該コンピュータ・プログラム又はデータベースの一言語から他言語への翻訳を含む)として理解される。ただし、専らユーザー向けの特定の技術的手段を使用してコンピュータ・プログラム又はデータベースを機能させる目的による改変は除かれる。
- 10) 建築、デザイン、都市計画、又は、公園若しくは庭園の設計の施工
- 11) 何人に対しても場所を問わず各人の選択する時に著作物を利用可能とする態様で、著作物を公衆に対して伝達すること(インターネットへの著作物の投稿など)。

上記の排他的権利の一覧はすべてを網羅するものではない。

(c) 著作権の期間(有効期間)

著作者の人格権は、永久に保護される。

作品における排他的権利は、著作者の存命中に加え、著作者が死亡した年の翌年の1月1日から起算して70年間存続する。

共同著作により創作された著作物に係る排他的権利は、共同著作者のうち最も長く生きた著作者の存命中に加え、当該著作者が死亡した年の翌年の1月1日から起算して70年間存続する。

著作者の死後に公表された著作物に係る排他的権利は、著作物が著作者の死後70年以内に公表されたことを条件として、著作物の公表が属する年の翌年の1月1日から起算して70年間存続する。著作物は、公表されたか未公表であるかを問わず、排他的権利の有効期間の満了時に公知となる。

(d) 著作権の譲渡と使用許諾

権利者は、著作物に係る排他的権利を譲渡又は使用のために許諾することができる。

譲渡契約においては、著作物に係る排他的権利は、その全部が新たな権利者に移転される。つまり、権利者の変更が行われる。

使用許諾契約においては、著作者又はその他の権利者(許諾者)は、他方の当事者(被許諾者)に対して、契約に定める限度で著作物を利用する権利を付与し、又は当該権利付与する義務を負う。

契約には、著作物の利用方法の一覧、使用許諾の有効期間、及び、契約により対価が定められている場合には、その対価の金額(又は計算の順序)が含まれていなければならない。

譲渡契約及び使用許諾はいずれも、書面で締結され、当事者双方の正式な代表による適切な署名が行われなければならない。

Rospatent に登録されているコンピュータ・プログラム又はデータベースに係る排他的権利が譲渡される場合は、その譲渡も Rospatent に登録されなければならない。

(e) 著作権の登録

著作権の発生、具現化及び保護のためには、著作物の登録のみならず、いかなる方式の履行も要しない。

法律では著作権の客体となる著作物の登録を義務付けていないものの、一部の営利及び非営利企業／団体が著作物の登録及び登録された著作物の複製の預託に係るサービスを提供している。このような選択的登録は著作権者の裁量により行うことができ、著作権者は当該の著作物に係る著作権を有することを証明するために登録を利用することができる。

コンピュータ・プログラム及びデータベースに関しては、Rospatent への選択的登録が可能である。

著作権者は、外国法域の著作権局及び／又は Rospatent 若しくはロシアの団体による登録証に加え、その著作物の原作品又は複製を自己の氏名を表示して裁判所に提出することもできる。

追加の証拠として、著作物が創作されてその著作権が譲渡されたことを記載した契約書を提出することができる。

(5) ユーラシア経済連合の著作権集中管理制度

ユーラシア経済委員会は、2013年11月12日付決定第261号により、著作権・著作隣接権の集中管理手続に関する協定案を採択した。

協定の主な目的は、加盟国における集中権利管理機関(CRMOs)による活動を規制する法律を調和させることである。

協定は、著作権及び著作隣接権の分野における CRMOs の規制に関する加盟国の法令の基本条項を統一する。また、私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製に係る使用料の徴収、分配及び著作権者への支払いに関する手続も定めている。

協定案は、各場合に依りて著作権者による著作権及び著作隣接権の行使が妨げられた場合又は加盟国の法令が著作権者の承諾を得ずとも使用料の支払いにより著作権の客体の使用を認めている場合の、加盟国における著作権及び著作隣接権の集中管理手続を規定している。

協定案はとりわけ、CRMOs による活動の透明性を保つために、CRMOs の財務諸表と、使用料の徴収、分配及び支払いの機構の双方を監査すること、そしてその結果を CRMOs の公式ウェブサイトに掲載することにより著作権者に通知することを義務付けている。監査は、少なくとも2年に1回は行われなければならない。

協定はさらに、CRMOs の経費に充当する金額及び特別基金として拠出する金額として、徴収した使用料の総額から控除できる最高額も定めている(徴収した使用料の最高50%)。

第6節 その他の権利

(1) 商号と取引名

パリ条約における「商号(trade name)」には「商号(company name)」というロシア語が充てられているが、必ずしも全ての場合において意義が一致しているわけではない。

また、ロシアの法律には英語の「取引名(trade name)」に直接相当するものはない。最も意味が近く、英語で trade name (取引名) と訳されるものは「取引上の表示(commercial designation)」というロシア語であり、企業が取引を行う際に使用する名称を指す場合に用いられる。

商号(company name)

民法第 1473 条(1)条は、商号とは商業組織の名称であり、市場で法人を識別するものであるとしている。ある法人の商号は設立定款に記載されている。商号は、統一国家法人登記簿に登録しなければならない。

外国企業の商号もロシアで保護される。

商号には企業の組織形態(「有限責任会社」や「株式会社」など)及び商号そのものを含める必要がある。商号は企業の事業分野を示す言葉のみで構成することはできない。ロシア語での正式名称のほか、ロシア語での略称、ロシア語と外国語による正式名称及び/又は略称も認められている。ロシア企業の名称に外国の企業組織形態を示す用語及び略称を含めることは禁止されている。一方、他の外国語のロシア語翻訳を商号に含めることは認められている。

さらに制限があり、ロシア企業は、次に掲げるものを商号に含めることができない。①外国の国の正式名、略称又はこれらから派生した語 ②国家機関の正式名又は略称 ③公共機関の正式名又は略称 ④公益、人間性及び道徳性に害となる表示。

ロシア連邦政府が許可した場合を除き、会社名に「ロシア連邦」、「ロシア」及びこれらからの派生語を含めることは禁じられている。商号が法的要件に適合していない場合、法人登録担当局は商号の変更を求めて裁判所に提訴することができる。

商号の所有者の排他的権利は、看板、レターヘッド、インボイスその他の文書、広告、商品とそのパッケージに使用するなど、適法な方法で識別手段として商号を使用するというものである。商号の処分(譲渡や使用許諾を含む)は許可されていない。

登記簿に先に登録されている商号と同一又は混同を生じるほど類似する商号を類似の事業の実施に使用することはできない。かかる使用があった場合、優先権の所有者は類似の活動による損害を主張して当該商号の禁止又は強制的変更を求めることができる。

商号に対する権利は、その表示が所有者により商標として登録されているか又は取引名/取引上の表示として使用されているかにかかわらず保護される。

商号又はその一部の要素は、当該商号の所有者に帰属する取引名に含めてもよい。

取引名(trade name)/取引上の表示(commercial designation)

取引名とは、法人及び個人事業主が取引、工業等の事業との識別手段として使用する表示であり、商

号とは異なる。事業活動を行う法人及び個人事業主は、これらに帰属する取引、工業等の事業を識別するため、取引名を使用することができる(民法第1538条)。これらは商号ではなく、設立文書に含めてはならない。また、法人単一国家登録簿に登録してはならない。商号は、一又は複数の企業の識別に使用される。

取引名に係る権利は、当該表示に識別力があり特定の地域で知られるようになった場合に発生する。この権利は、所有者が1年間連続して使用しなかった場合に消滅する。

法律が定める取引名に係る権利は、商号と商標が使用される方法と主として同じ方法で、適法に取引名を使用する権利であるとされている。取引名はそれが識別する企業に付されるものであり、取引名の処分はその企業と併せて行わなければならない。したがって、企業リース契約により又はフランチャイズ(「営業権」)契約の一部で取引名の使用权を付与することは認められる。

取引名の所有者は、同一又は混同を生じる程度に類似する商標、商号、取引名を使用する者が後日出現した場合には、使用停止及び使用により発生した損害賠償を要求することができる。同一権利者の商標又は商号に使用されている要素と類似の要素を含む取引名は、かかる商標又は商号とは別個に保護される。

法律では取引名(取引上の表示)について非常に詳細に説明しているが、事業におけるその重要性はあまり高くない。取引上の表示そのものが訴訟提起の根拠となった極端な事例があった。その他、商号、ドメイン名及び商標が関係するものの、取引名(営業権)がほとんど言及されない事例もあった。

(2) ドメイン名

ロシアに割り当てられているドメインは、.SU、.RU及びキリル文字の.PΦである。

SUドメインはソ連のドメイン名空間として作成された。1991年にソ連が崩壊した後、.SUドメインは引き続きロシアのドメインとなった。.SUゾーンは、ロシアのインターネットの中で中規模ではあるが安定したゾーンでありこのドメイン名もロシアで引き続き使用されている。

ロシア連邦の国ドメインである.RUは1994年に創設された。2014年末までに、約500万のドメイン名が.RUを使用している。

.RUを使用するドメイン名の登録規則は自由度が高い。法人も自然人もドメイン名を登録できる。非居住者によるドメイン登録は禁止されていない。

.RUドメイン及び.SUドメインはロシアのドメインとして問題なく機能しているが、インターネット用にさらにロシアのドメインを作る必要性が感じられた。当初、インターネットは英語を話すユーザー向けであった。したがって、ドメイン名には英文字が使用されていた。その後、インターネットが世界中に普及して英語を使用しない国でもインターネット通信が可能になった。ロシアのインターネット・ユーザーはどんどん増加したがその多くは英語を話せない。したがって、ロシア国民が利用しやすいようにロシア向けにキリル文字が使用できるようにすることが決定された。トップレベル・ドメインにキリル文字を導入した国はロシアが最初である(現在では数カ国がキリル文字を使用している)。.PΦを登録してから1年未満のうちに、.PΦの使用者の大半がロシア連邦の住民であることが明確になったが、外国人による登録も存在している。2014年末までに約90万の.PΦドメインが登録されている。

ロシアにはインターネット上の不法占拠が存在するため、商標又は照合と同じドメインをすべての公開アクセスサイトと権利者が参入しようとしている市場の国の国内ドメイン・ゾーンの両方で登録して

おくことを推奨する。

インターネット・アドレス空間は現時点で法的規制が及んでいない。ロシア連邦の法律も、ロシア連邦の下位法も、ドメインの法的地位、使用方法、保護を規定していない。

ロシアのドメイン・ゾーンの名前には統一ドメイン名紛争処理方針(UDRP)もこれに類似する手続も適用されない。商標等の識別手段の権利者とドメイン名管理者に争いが生じた場合、裁判所は司法の一般原則に基づいて審議する。

ドメイン名が他人の商標に抵触する場合、紛争は裁判所で解決される。その場合、先行権の一般原則が適用される。すなわち、先行の対象物ほど紛争に勝つチャンスが多くなる。後発の対象物が商標である場合、ドメイン名所有者は、特許庁による当該の商標の取消しを求め、及び特許庁が商標の取消しを行わない場合、裁判所に上訴することができる。

被告によるドメイン名の使用が識別手段に対する原告の排他的権利を侵害していると認定された場合、当該ドメイン名は登録簿から除外される(取消し)。勝訴側(原告)は、.RU、.SU、.PФの各ドメイン名登録規則に従って当該ドメイン名を登録する優先権が与えられる。この権利を行使するには勝訴者は判決が発効してから30日以内に、自己が選択した管理者とドメイン名登録のサービス契約を締結し、ドメイン名管理権への同意を得る。

実務上、ドメイン関連の紛争は下記の条件を満たしていなければならない。

- 原告が識別手段に対して排他的権利を有していること。
- 被告がドメイン名管理者であること。
- 当該ドメイン名が識別手段と混同するほど類似していること。
- 識別手段に対する排他的権利を、当該ドメイン名登録の前から有していたこと。
- 当該ドメイン名は商標が登録されている商品／役務の促進のために使用され、又は当該法人の事業分野に関連していること。

裁判所は申立ての根拠となった状況が存在するか決定する。裁判所は、手続法に従い、文書及び資料による証拠、訴訟当事者の説明、証人の証言その他の証拠を受理する。

しかしながら、裁判所は被告がインターネットに掲示した情報のみで構成されるウェブ・ページの単なる印刷コピーは証拠として受理しない。そのため、侵害者の違法活動の確認として、侵害者のウェブサイトは公証人あるいは裁判所による証明を得る必要がある。

(3) 半導体配置設計権

集積回路の回路配置(配置設計)は、集積回路を構成するすべての素子、及び有形的媒体上に固定された素子間の配線の三次元配置を意味する(ロシア連邦民法第1448条)。創造的活動の過程で創作された配置設計の法的保護は、創作性があり、創作日において配置設計業界の作成者及び／又は専門家に知られていなかったことを条件として付与される。配置設計の創作性は反証を許す推定である。配置設計に含まれるアイデア、方法、システム、技術、コード化情報は法的保護の対象にならない。

配置設計の創作者に最初の排他的権利が与えられる。排他的権利の発生後は、譲渡、使用許諾により移転することができ、又は職務による配置設計の場合は、法律の運用により雇用者に移転する場合もある。

配置設計は、最初に使用されてから2年以内であれば Rospatent に登録することができる。配置設計に対する権利は最初に使用されたとき、又は登録されたときのいずれか早い方から10年間である。配置設計が登録されている場合、譲渡、使用許諾、担保権設定契約及び契約によらない配置設計の譲渡(組織再編など)も Rospatent に登録しなければならず、登録しなければこれらは無効となる。

法律の任意規定により、職務中又は雇用者が指定する特定の任務遂行中に従業者が創作した配置設計に対する権利は、雇用者に帰属する。配置設計の作成を具体的に定めた契約に基づき、受託者が作成した場合は、顧客に帰属する。配置設計を具体的に定めない契約により受託者が作成した場合は、受託者に帰属する。当事者間の契約でこれと異なる定めをすることができる。

配置設計に対する権利を雇用者が所有し又は第三者に譲渡された場合、雇用者は対価を受ける権利を有する。そのため契約に事前に対価の金額及び条件を定めておくことを推奨する。

(4) 植物の新品種に対する権利

ロシアの用語では、動植物の品種を総称して「選択成果物」と呼ぶ(第1412条)。特許を付与されるためには、成果は、顕著性、単一性、安定性(DUS 基準)及び新規性の基準を遵守していなければならない(第1413条)。

新規性

成果が新規として認められるためには、特許出願の提出日において、当該成果の種子又は品種が、次に掲げる期間内に、まだ販売されておらず、かつ他の態様で、飼育家、その法定相続人により、又は、彼らの同意を得て、当該成果を用いるために第三者に対し移転されていないことが必要である。

- 1) ロシア連邦領域内一出願日の1年前よりも早く
- 2) 他国の領域内一出願日より4年以上早く、葡萄の品種、装飾樹もしくは果樹栽培又は森林樹の品種に関する場合は、出願日より6年以上早く

識別力

成果は、出願の提出の時点で公然知られたその他すべての品種の成果とは明確に区別されるものでなければならない。

単一性

成果は、繁殖異常と関連して発生しうる個体のばらつきを考慮して、それらの特徴において、十分に均一でなければならない。

安定性

成果の安定性が認められるのは、繁殖を反復した後、又は特殊な繁殖サイクルにおいては各サイクルの終了時に、基本的特性が変化しない場合である。

成果に係る特許は、ロシア連邦農業証により付与され、その存続期間は30年間である。葡萄、装飾樹及び果樹の栽培の品種及び森林樹の品種(それらの台木を含む)の場合、法的保護の存続期間は35年間である(第1424条)。

成果に係る特許を取得する権利は、当初は、成果の育成者に帰属する(民法 1420 条)。ただし、成果に対する特許を取得する権利は他人(法定承継人)に又は契約により譲渡することができる。

権利者は、成果及びその一部に係る排他的権利を有し、それらを使用及び処分する排他的権利を有する(民法第 1421 条)。成果の使用には、次に掲げる行為が含まれる。

- 1) 生産及び繁殖
- 2) さらなる繁殖のための調整
- 3) 販売の申し出
- 4) 販売その他民間の流通に置くこと
- 5) ロシア連邦領域からの輸出
- 6) ロシア連邦への輸入
- 7) 上記 1~6 に記載した目的のための保管

ロシア法は、成果に係る排他的権利の侵害に該当しない行為として次に掲げる行為を規定している。

- 1) 企業活動と関連しない私的な必要又はその他の必要を満たすための行為
- 2) 実験目的で行われる学術的研究
- 3) 成果を他の植物品種又派動物品種の育成のために発生源の物質として使用すること
- 4) 農場で取得した植物材料を当該農場域内で植物品種の増殖のために 2 年以内に使用すること
- 5) 所定の農場における使用のための商品動物の繁殖
- 6) 特許権者により、又は、特許権者の同意を得た他人により民間の流通に置かれた種、植物材料、育種材料、及び商品動物に対して行われるあらゆる行為。

ロシアで成果物に対する特許を取得するには、出願書に所定の書類を添付してロシア農業省に提出する。

出願日から特許証が発行されるまでは、各成果には暫定的な法的保護が与えられる。すなわち、暫定的な法的保護の期間内に成果が無断で使用された場合、権利者は(特許が付与された後に)、出願者の同意なく成果を使用した者に対して金銭補償を求めることができる。かかる補償の額は両当事者又は裁判所が定める。

出願人は、暫定的な法的保護の期間中は、次の三つの状況に該当する場合に限り、種子又は育種材料を販売その他移転することができる。その三つの状況とは、学術的目的による場合、販売その他の譲渡が特許出願の譲渡に関連している場合又は種子バンクを作成する目的での出願人の指示による種子の製造に関連している場合である(民法第 1436 条)。

出願審査の所要期間は成果の種類により異なる。出願を審査した後、農業省は特許権を付与して発明者証を発行するか、特許権付与を拒絶する。

第7節 無方式の権利

(1) 技術ノウハウを含む営業秘密の保護

(a) 序文

本パートでは、営業秘密(技術ノウハウを包含する)に関して定められている法的枠組みの特異性を取り扱う。

(b) 営業秘密に関連する法規

営業秘密に関する主要な法的枠組みには、次のものがある。

- 民法第 75 章。営業秘密(ノウハウ)の定義、それに係る排他的権利の本質、取引の特異性及び保護のための救済措置について定めている。
- 2004 年 7 月 29 日付「商業上の秘密について」連邦法第 98-FZ 号(以下「**商業秘密法**」)。「**商業秘密を保持する仕組み**」について説明するものであり、営業秘密(ノウハウ)が正式に保護の対象となり、知的財産として認識されるための選択肢の一つとなる。
- ロシア民法第 75 章及び商業秘密に関する法律は、相互に関係がある。しかしながら、この二つの法律の間の違いは次の点にある。ロシア民法第 75 章は、排他的権利が認められる知的財産の対象としてノウハウの定義を定めている。また、取引の枠組みを定め、ノウハウの保護の救済手段を示している。一方、商業秘密に関する法律は、「商業秘密保護体制」と称される措置(守秘義務を課すための手続、雇用主に従業員による守秘義務遵守を確保させる規定など)を規定している。この手段を取ることは、ロシア民法第 75 章に基づき財産であるノウハウの保護を許容する選択肢の一つとなっている。
- さらに、商業秘密法は、(同法に定められている措置が講じられることを条件として)ノウハウに限らず、その他の種類の商業上機微な情報(商業秘密を構成する情報)を保護することを定めているので、同法の範囲は、ロシア民法第 75 章の範囲よりも広い。
- したがって、この二つの法律による請求権の競合ということはない。これは、ロシアの法制度においてノウハウの権利を行使する際には、権利者は、ロシア民法第 75 章及び(権利者が守秘義務に係る措置を義務付けるために「商業秘密保護体制」を利用する場合には)商業秘密に関する法律を利用しなければならないからである。(ただし、ノウハウの所有者は、「商業秘密保護体制」のみに制限されずに、他の合理的な守秘義務に係る措置を利用してもよい。)

(c) 営業秘密の定義

民法第 1465 条で、営業秘密(ノウハウ)が定義されている。法的な定義は、次に掲げる要素で構成される。

- 第一に、営業秘密(ノウハウ)は、あらゆる分野(製造、技術的、経済的、組織的及びその他)の情報である。
- 第二に、科学技術分野における知的活動の成果及び職業的活動の方法に関する。
- 第三に、現実の又は潜在的な商業上の価値を有する。
- 第四に、上記の価値は第三者に対する秘密性の結果得られたものである。

- 第五に、第三者がこれらのデータに自由かつ適法にアクセスできるようであってはならずこれらの情報の所有者は、そのために商業秘密を保持する仕組みを導入する必要がある。

商業秘密を保持する仕組みは、商業秘密に関する法第3条(1)において、情報の所有者が、これから収益を得る現在の又は潜在的な状況下において、不合理な支出を避け、市場における財、作業、サービスの地位を維持し、その他の商業的利益を得ることを可能にする情報の機密保持体制であると定義されている。商業秘密を保持する仕組みで保護される情報の一覧は広範に及び、営業秘密(ノウハウ)はその一部でしかない。2014年10月1日より、営業秘密(ノウハウ)の所有者は、商業秘密に関する法で定められた一連の措置による制約を受けることなく、機密を保持するための合理的な措置を自由に選択できる(民法第1465条)。法律により開示義務が定められている情報又は法律によって制限できない情報は営業秘密(ノウハウ)とされ得ない事実には注意が必要である。

(d) 営業秘密の保護の内容とその管理

営業秘密(ノウハウ)の保護の内容は、それぞれの所有者が、製品の製造及び経済的及び経営上の解決法の実施を含む任意の態様で、それを使用する排他的権利を有するというものである(民法第1466条(1))。しかしながら、営業秘密(ノウハウ)は国家登録の対象ではないため、複数の人物が独立して同一の営業秘密を作成することがある。その場合、各所有者に個別の排他的権利が認められる(民法第1466条(2))。法律では、(特許や商標と異なり)営業秘密に対する排他的権利の有効期間を定めていない。ただし、営業秘密の機密性が消滅した場合、排他的権利も消滅する。

1) 機密保持契約

機密保持契約(NDA)は、ロシアの商慣行及び雇用慣行において非常に頻繁に使用されている。

その必要性は、商業秘密法第10条(1)(4)に由来する。同規定には、商業秘密に関する問題を契約によって規制する必要性が措置の一つとして記載されている。

NDA契約に対する個別の法規制は存在しない。したがって、当事者は契約の自由の原則を自由に利用してよい(民法第421条)。そのため、各NDAの内容及びその適用範囲は、事例によって異なることがある。

契約で別の種類の責任が規定されている場合はあるが、ノウハウ保護の文脈において、NDA違反が発生した場合、開示者は損害を賠償しなければならない(法律で定められた刑事責任及び行政的責任は言うまでもない)。

2) 秘密の管理

上述のように、営業秘密(ノウハウ)保護の条件として、商業秘密を保持する仕組みの導入を含む合理的な秘匿措置が必要である。

商業秘密を保持する仕組みを導入するために取らなければならない措置は、商業秘密法第10条(1)に記載されている。具体的には、

- 商業秘密を構成する情報の一覧を定義すること。
- 当該情報の処理及び遵守を監視する方法を定めた規制を導入すること。
- 当該情報にアクセスできる人物一覧が存在すること。
- 雇用契約及び取引先との契約に、商業秘密の問題に関する規定が含まれること。

- 有形のメディア(USB カードやケースファイルなど)又は書類には、「商業秘密」のマークが所有者の契約の詳細とともに記載されていること。

過去の裁判所の判決例には、原告が裁判所にノウハウの取締りを主張しながらも、商業秘密を保持する仕組みの存在を証明できなかったために、ノウハウ侵害訴訟が棄却された例がある。(例：Resolution of the Intellectual Rights Court of 05.05.2014 No. C01-331/2014 on case No. A40-41976/2013)

所有者は、機密性を確保するための追加措置を使用してもよい。

3) 従業者管理

商業秘密法第 11 条は、商業秘密を保持する体制に関する雇用者及び従業者の義務を規定している。具体的に、雇用者は次に掲げる義務を負う(商業秘密法第 11 条(1))

- 商業秘密を構成する情報の一覧を従業者に知らしめる。かかる従業者の習熟は、従業者の署名によって証明する。
- 商業秘密を保持するための措置及びかかる措置を違反した場合の責任を従業者に知らしめる。
- 従業者が商業秘密を保持する体制を遵守するために必要な条件を確保する。

従業者は、次に掲げる義務を負う。(商業秘密法第 11 条(3))

- 商業秘密を保持する体制を遵守する。
- 雇用者及びその取引先の商業秘密を、雇用契約終了後を含む商業秘密を保持する体制の期間内に個人的理由で開示しない。
- 雇用によって知り得た商業秘密の開示で有罪となった従業者は、雇用者に損害を賠償する。
- 雇用終了時に、商業秘密を含む有形メディア(USB カードやファイルなど)を全て雇用者に返却する

自己の職務中又は雇用者が指定する特定の任務遂行中に従業者が創作したノウハウに係る排他的権利は、自動的に雇用者に帰属するものとする。従業者は、排他的権利の効力が終了するまで、当該のノウハウを秘密に保持する義務を負う(民法第 1470 条)。

従業者が商業秘密を保持する体制に違反した場合、雇用が打ち切られることがある(労働法第 81 条(1)(B))。

4) 排他的権利の譲渡及び使用許諾

営業秘密(ノウハウ)の所有者は、排他的権利を処分することができる。営業秘密を伴う一般的な取引には、次に掲げるものがある。

- 営業秘密の移転(譲渡)。知的財産の譲渡に関する一般的な規定の対象であり(民法第 1233～1234 条)、営業秘密が譲渡される場合、自己の権利を処分した者は、営業秘密に係る排他的権利の存続期間が終了するまで営業秘密を秘密に保持する義務を負う(民法第 1468 条(2))。
- 営業秘密の使用許諾。知的財産の使用許諾に関する一般的な規定の対象である(民法第 1235～1238 条)。しかしながら、民法第 1469 条は、営業秘密の使用許諾の特異性を次のように規定している。

- 各契約に契約義務の存続期間を記載しなくてよい。しかしながら、期間が明示されない場合、一方の当事者が他方の当事者に6か月以上先立って通知を行うことで、いつでも契約を終了させることができる。
- 許諾権者は契約の存続期間中、営業秘密の機密性を保全する義務を負う。
- 被許諾者は、営業秘密の排他的権利の存続期間中、かかる営業秘密の機密性を保全する義務を負う。

(e) 紛争解決

ノウハウは知的財産であるため、侵害発生時には権利所有者は保護の対象となる(民法第1229条及び1252条)。以下に示す様々な種類の救済措置がある。

1) 民事上の救済措置

2012年から2014年の期間中、商事裁判所は47件のノウハウ侵害訴訟を民事手続で審理した。

そのうち30件は、2014年に審理が行われた。これは、ノウハウ保護への理解及びノウハウ侵害に対する裁判所の保護を利用したいと企業の要求が高まっているためと解釈できる。

ノウハウ侵害に対する民事上の救済措置は、民法第1252条及び1472条に列挙されている。

具体的には、

- 恒久的差止命令
- 損害賠償
- 模倣品の押収及び破棄
- 司法判断の公表

近年にロシアの裁判所で判決が下されたノウハウ取り締まり裁判の一つに、LLC Doktor Chai vs. LLC Fitomir and LLC Sovet-Evroproductがある(Resolution of the IPR Court of 04.03.2015 No. C01-1401/2014 on case No. A40-151594/2013)。この裁判の原告は、生物学的食品添加物(植物茶)に関する技術情報を被告から譲渡された。関連する譲渡契約には、全ての技術書類及び国による販売承認書類が網羅されていた(ロシアでは生物学的食品添加物は国への登録の対象である)。譲渡完了後、原告は入手した生物学的食品添加物の技術に関する営業秘密を保持する体制を導入した。

原告は後に、被告が同一の商品に新たな販売承認を獲得し、被告に技術が譲渡されていた植物茶の商品化を継続していることを発見した。被告は以前の権利者及びその代理店を訴えた。

これに対し、被告は以前の譲渡契約の有効性に異議を唱えようとしたが、失敗に終わった。訴訟を審理した裁判所は、裁判の対象物はノウハウ保護であるとする原告に同意した。原告は合法的に技術情報を入手し、唯一の所有者としての立場を有していたため、裁判所は被告の商品を永久差し止めとし、その商品に関する全ての書類を原告に手渡すよう被告に義務付けた。

ノウハウ侵害裁判のもう一つの重要なカテゴリーに当たるのが、営業秘密を開示したとして元従業員を相手に雇用者が起こす裁判である。

そのような裁判は、一般的管轄権を有する裁判所によって審理される。その際雇用者にとって何よりも重要になるのが、全ての機密保持措置が実施されていたこと、及び従業員がその確立された措置に違反したことの証明である。

例えば、CJSC Buro-Trading vs. S. (the Appellate Ruling of the Moscow City Court of 18.09.2013 on case No. 11-28840)の裁判では、顧客及びビジネス手法に関する情報を開示していたとされる元従業員

者が商業秘密情報の一覧を正式に通知されていたことを雇用者が立証できなかったため、訴訟は棄却された。

2) 行政上の救済措置

行政違反法は、2種類の行政責任を規定している。アクセス制限のある情報の開示責任と不正競争責任である。

行政違反法第 13.14 条は、アクセス制限のある情報の開示に関する行政責任を過料の形で定めている。

- 個人に対しては 500~1,000 ルーブル
- 公務員に対しては 4,000~5,000 ルーブル

これまでに、ノウハウ侵害に対して同条を執行した例はない。

行政違反法第 14.33 条は、不正競争に関する行政責任を、商業秘密の不正入手、使用開示の形で定めている。過料は以下の通り。

- 公務員に対しては 1 万 2000~2 万ルーブル
- 法人に対しては 10 万~50 万ルーブル

とりわけ企業からの競合に対する告発を基に不正競争裁判における行政調査を開始することは、連邦反独占局(FAS)の管轄である。

例えば、LLC Torgovy dom Oleks vs. Nizhny Novgorod Antimonopoly Service Division (Resolution of the Federal Commercial Court of Volgo-Vyatksy Region of 30.01.2012 on case No. A43-29652/2010)では、競合者の従業者に接触することで得た商業秘密を使用したとして、裁判所が企業に過料を科した。

3) 刑事上の救済措置

ノウハウ侵害に関する刑事責任を定めた刑法第 183 条は、犯罪となる行為を列挙している。

- 書類の盗難、賄賂や脅迫などあらゆる不法な方法によって商業秘密に関する情報を収集すること
- 業務委託又は雇用契約のもとで知り得た商業秘密を構成するデータを、所有者の同意なく違法に開示又は使用すること。罰則：100 万ルーブル以下の過料及び他の措置
- 巨額の損害をもたらす同一の行為に対する罰則：150 万ルーブルの過料又は禁固 7 年

(f) 治験データの保護

臨床及び前臨床データ保護(データ排他性としても知られる)は、知的財産権保護の範囲外である。かかるデータの保護は、特別法によって確保されている。具体的には、2010 年 4 月 12 日付「医薬品の運用に関する」連邦法第 61-FZ 号(以下、「医薬品法」)の改正法で、2016 年 1 月から発効する。

同法第 18 条は、「商品の国家登録に関連して申請者が提出した医薬品の前臨床研究に関する情報を、国家登録の日から 6 年の間に、当該の申請者による許可なく商業上の目的で使用することは禁じられる」と定めている。さらに、同条第 20 項及び 21 項は、後発医薬品(ジェネリック)の登録申請は、先発医薬品の登録 4 年後から提出できると定めている。バイオシミラーの申請は、先行バイオ医薬品の登録 3 年後から提出できる。

2014 年末、データ排他性保護法令のもとで初の訴訟が行われた。その裁判の詳細を以下に示す(case No. A40-188378/2014 of the Moscow Commercial Court)。

原告である世界でも有名なスイスの大手製薬会社は、2010 年に Gilenya®(INN フィンゴリモド)の販売承認を取得した。その後、2012 年 4 月に、ロシアのジェネリック医薬品会社「Issledovatel'sky Institut Khmicheskogo Raznoobrazia」(以下、「IIKhR」と呼ぶ)が、Neskler(INN フィンゴリモド)の販売承認を申請した。

ロシアの WTO 加盟後の 2012 年 8 月 12 日、医薬品法第 18 条(6)が発効した(2010 年 10 月 10 日付連邦法(以下、「改正法」)第 271-FZ 号第 2 条に従って)。

さらに 2013 年 3 月 2 日、ロシア企業「Biointegrator」(以下、「Biointegrator」)が Neskler(INN フィンゴリモド)を申請し、2014 年 11 月 20 日に販売承認を取得した。

2014 年 11 月スイス企業が、次に掲げる者を相手に訴訟を提起した。

- 保健省(MOH)。同省は以下を禁じられるべきであると主張。
 - 2016 年 8 月 17 日までの間、医薬品 Gilenya®の前臨床及び臨床試験結果に関するデータを、ジェネリック医薬品 Neskler(INN フィンゴリモド)の国家登録の目的で使用すること
 - 2016 年 8 月 17 日までの間、Gilenya®のバイオ同等品及び／又は治療的同等品の実験結果をもとに医薬品 Neskler(INN フィンゴリモド)をジェネリック医薬品として登録すること(原告はさらに、Neskler の販売承認の取消を裁判所に求めた)
- Biointegrator。同社は 2016 年 8 月 17 日まで、医薬品 Gilenya®の前臨床及び臨床試験結果に関する情報を、ジェネリック医薬品 Neskler(INN フィンゴリモド)の国家登録の目的で使用することを禁じられるべきであると主張(原告はさらに、2016 年 8 月 17 日まで Biointegrator が Neskler(INN フィンゴリモド)を販売することを禁じるよう裁判所に求めた)
- IIKhR。同社は 2016 年 8 月 17 日まで、医薬品 Gilenya®の前臨床及び臨床試験結果に関する情報を、ジェネリック医薬品 Neskler(INN フィンゴリモド)の国家登録の目的で使用することを禁じられるべきであると主張(原告はさらに、2016 年 8 月 17 日まで IIKhR が Neskler(INN フィンゴリモド)を販売することを禁じるよう裁判所に求めた)

2015 年、第一審は下記の理由で訴えを棄却した。

- Neskler の初回登録申請は 2012 年 8 月 22 日、すなわちロシアの WTO 加盟より前に提出されている。
- 販売承認申請が 2013 年 3 月 2 日に Biointegrator によって再提出されている事実は無関係である。なぜなら、医薬品登録の対象は医薬品 Neskler であり(それを提出した人物ではない)、提起された訴訟には当該の医薬品の初回申請が 2012 年 8 月 22 日より前に提出されたとする書類が含まれていた。
- 2012 年 8 月 22 日より前は、医薬品法第 18 条(6)が有効でなかったため、当該の規定による制限は適用されない。
- 原告は、Gilenya®の登録のために原告が提出したデータを被告が使用、普及又は適用した証拠となる書類を提出しなかった。
- MOH は、原告が Gilenya®の登録のために提出したデータを使用できなかった。
- 原告は、Neskler の販売承認の無効性に関する根拠を示さなかった。

- Neskler は、医薬品法に従って正式に登録されたことが、事実によって立証された。これには、登録関係書類に 2013 年 9 月 19 日付の臨床試験結果が記載されている事実を含む。

原告は第 9 商事控訴裁判所に控訴した。裁判所は資料を審理し、第一審はジェネリック医薬品の申請がロシアの WTO 加盟後に提出されている事実を無視しているとし、第一審の判決を覆して原告に有利な判決を下した。ジェネリック医薬品は原告のデータを使用して登録されたことが立証されたため、原告の主張が認められるべきである。

(2) 不正競争防止法

ロシアはパリ条約加盟国である。同条約第 10 条の 2 は、不正競争の保護に関する主な根拠となっている。

ロシアの法体系には、不正競争の防止を目的とした国内法制がある。具体的には、2006 年 7 月 26 日付の「競争の保護に関する」連邦法第 135-FZ 号である(以下、「競争法」)。

競争法第 4 条(9)は、ロシアの法体系における不正競争を定義している。定義の要素は下記である。

- 商業活動において有利になることを目的としている。
- 法律、商慣行、合理性及び公正性の要件に反している。
- 他の商業事業者に損害を与えたか、与えるおそれがあるか、又はその営業上の信用を損なうおそれがある。

競争の保護に関する法は大幅な改正により第 2.1 章が追加されており、2016 年 1 月に発効する。同章は、旧競争法の第 14 条を置き換えるものである。

具体的には、第 14 条の一つの条文内で言及されていた不正競争となる各行為に、一つの条文が割り当てられた。

- 第 14.1 条 – 経済主体に損失を与えるか、その営業上の信用を損なう可能性のある虚偽、不正確、又はゆがめられた情報の拡散
- 第 14.2 条 – 商品の品質、製造の場所、製造者などに関する消費者を誤認させる表示
- 第 14.3 条 – 不適切な比較
- 第 14.4 条 – 識別手段に対する排他的権利の取得及び使用。本条は、連邦反独占局(FAS)が不正な商標登録を拒否するために使用される。
- 第 14.5 条 – 他の権利者の知的財産が違法に使われている場合、その商品の販売、交換又は他の方法での市場への導入
- 第 14.6 条 – 競争者の活動又は競争者が民間の流通に置いている商品／サービスを混乱させる形態での不正競争
- 第 14.7 条 – 商業秘密又は保護される他の秘密を構成する情報の違法な受領、使用及び開示。

不正競争防止関連の事件についての判断は連邦反独占局(FAS)の管轄であり、行政違反法第 14.33 条に基づく制裁措置が取られることがある。その結果に不服がある場合は裁判所に不服申し立てをすることもできる。

第8節 技術移転

(1) 政府方針

従来ロシアは技術に関しては極めて発展した国であり、今後もそうあり続ける。知的財産全般、及び特に技術移転の分野での政府方針は、大きく変化しつつある。

何よりもまず、知的財産はロシア全体の技術発展を形作る要素の一つと考えられており、特に税、信用、賃貸借など、このプロセスの他の要素と絡み合っている。

最近制定された法に基づき、公的な科学研究教育機関などの技術革新プロジェクトの推進主体に、創造した製品を商品化するための経済事業体を設立する権利が認められた。

技術革新プロジェクトへの非公的投資に関するもう一つの提案は、その発明の国内及び外国における特許取得のための支出に関する課税を含め、先端技術企業の税負担を軽減するというものである。

革新的な経済モデルの実験的な調整を目的としたスコルコヴォ(Skolkovo)技術センター創設プロジェクトは、ロシアの技術革新力の好例となっている。

(2) 技術移転規制に関する法律

技術移転及び知的財産権資産の移転は、その大部分が民法で規制されている。

治安及びその他それに類する問題に関わる取引については、個別の規制が設けられている。

(3) ロシアへの、又はロシアからの技術移転に関する留意点

現在では、技術移転というものは、技術的物品の移転だけではなく、排他的権利の使用許諾契約又は譲渡契約の枠組み内でこうした物品の使用権を認めることもこれに該当する。技術には、発明、実用新案、意匠、コンピュータ・プログラム、データベース、集積回路の回路配置、植物品種・動物品種とノウハウ(製造上の秘密・営業秘密)が含まれる。

営利団体間での使用料免除契約は認められていない。このような契約に適用される報酬には様々な種類のものが考えられる(使用料、一回限りの支払い、その他これに相当するもの)。報酬額、支払方法、及び支払期日は、契約当事者間で決定される。

発明者が権利者でない場合、契約を締結する際には、発明者への適用されるべき報酬の要件に相応の注意を払うべきである。報酬額は雇用者と発明者／著作者の間の契約で設定される。合意に達しない場合は、報酬額の紛争は司法で解決されることになる。2014年6月4日付の政令で、サービスの発明、実用新案、意匠の発明者への支払いが規定されている。雇用者と被雇用者の間に署名された契約書がない場合には、この政令を適用しなければならない。

技術情報輸出に関するロシアの一般規制内において、知的財産の取得に関する特定の規制がある。

知的財産権移転の報酬額、又は海外への当該資金の送金については、特別な制限はない。しかし同時に、慣行上、税務当局は明らかに過剰な支払いには対応する場合のあることが示されている。

第一に、上記は当事者の相互依存関係が証明できる取引に関するものであり、ロシア法は、相互依存関係にある団体とは「相互関係がその活動の条件又は経済的業績に影響し得る」団体と解釈している(税法第20条)。相互依存関係にある団体の取引は、当事者の適用する価格が市場価格に準じたものかどうかの検査を受けることがある。それらの価格が市場価格より20%以上乖離していた場合、税務当局は追徴課税及び罰金を科して解決することができる。

ロシアには定評ある公開された使用許諾契約条項データベースがないために、非市場価格であることの実証は非常に難しいと思われる。しかし、税務当局は、ロシアの課税評価慣行で通常用いられる「標準的」産業使用料率を適用してきた。

使用料の最高額について、企業には次のような一般的アドバイスができるであろう。すなわち、報酬レベルは世界的に受け入れられている範囲に収めるべきであり、また被許諾者が得た実際の経済効果に応じたものにするべきである。知的財産の実施に対する支払いが被許諾者の費用においてあまりに過大な割合を占め、その利益の大部分を飲み込んでしまうような状況は、避けるべきである。

使用料は付加価値税及び所得税の対象となる場合がある。2008年1月1日から、発明の権利、実用新案、意匠、コンピュータ・プログラム、集積回路の回路配置、ノウハウの移転を伴う取引は、付加価値税を免除されている。著作権及び商標権に関わる取引は、18%の付加価値税を課される。付加価値税の国庫収入上の代理人は取引のロシア側当事者であり、税金と使用料を同時に納付しなければならない。

所得税額は、ソヴィエト社会主義連邦共和国(権利継承者はロシア)政府と日本政府の間で結ばれた、現在有効な1986年1月18日付け「所得税の二重課税防止」条約(the Convention between the Government of the USSR (Russia as successor in title) and the Government of Japan for the Avoidance of Double Taxation with Respect to Taxes on Income)が適用される。同条約により、文学、美術、科学作品の著作権移転による収入は、その使用料による利益を受ける者が日本国在住者である場合、ロシア国内での税金を免除されなければならない。商標、発明、実用新案、ノウハウの権利の移転による収入は、その収入の10%を超える課税をされてはならない。

同条約(第9条)は、許諾権者と被許諾者の間に「特別な関係(a special relationship)」が存在し、かつ、その関係によって、移転される権利による収入額が、支払人と、そのような関係がない場合に利益を受ける者の間で合意された額を超える場合について定めている。この場合、支払いの過剰額はロシアと日本の法律に従って課税対象としなければならない(ロシアでは収入の20%)。

さらに、同条約に従って、許諾権者である日本企業がロシアで支払った税金は、当該企業に課される日本の税から免除されるものとする。

第9節 ライセンス

(1) はじめに

知的財産の権利者は、自らの発明、実用新案、意匠、ノウハウ、商標その他の知的財産の対象に係る排他的権利を、使用許諾契約で定める限度と範囲内で他人が当該知的財産の対象を使用する権利を付与することなど、あらゆる方法で処分することができる。具体的には、使用許諾契約の下で、その契約の定める条件に従い、一方の当事者、すなわち権利者(許諾権者)は、他方の当事者(被許諾者)に対し、知的財産の対象を利用する権利を付与するか、又は付与する義務がある。知的財産の使用許諾契約の範囲は、通常、その取引の事実状況や商業的機会、契約当事者らのニーズなどによって決まる。

(2) 使用許諾契約の締結と登録

(a) 契約に関する法規

知的財産の使用許諾契約は、次に掲げる法律と規制の適用を受ける。

- 民法第IV部(専ら知的財産の規制を扱う)
- 民法第I部第1節第4項(専ら取引の全般的問題を扱う)
- 民法第I部第3節第1項及び第3節第2項(専ら義務と契約に関する全般的問題を扱う)

他にも、知的財産の使用許諾登録の問題に適用される行政上の規制がいくつかある(ただし、アサインバックやライセンスバックに関する規制を規定したものはないとされる)。また、税法、関税同盟関税基本法、広告宣伝法(the Law on Advertising)、消費者権利保護法(the Law on Protection of Consumer Rights)などの他の法律も、知的財産使用許諾契約の当事者関係に影響する可能性がある。

(b) 契約の作成

知的財産使用許諾契約書は書面で作成し、使用許諾権者と被許諾者が署名しなければならない。知的財産使用許諾契約の作成には、公証と公認は求められない。使用許諾は特許庁に登録しない限り無効である。

1) 言語

知的財産使用許諾契約は、どの言語で締結してもよい。ただし、登録可能な知的財産(すなわち、発明、実用新案、意匠、商標など)についてなされた使用許諾契約は、その契約で許可された使用許諾がRospatentに登録されることになるため、ロシア語に翻訳しなければならない。

2) 契約作成上の規則

知的財産使用許諾契約書を作成する際には、法の求める、又はこの種の契約に慣行的に盛り込まれる、不可欠な要素と必須の条件を定める必要がある。

一般に、知的財産権対象事項は全体でも一部でも、また営業権をつけてもつけなくても(商標の場合)、司法上の制限をつけても(任意の領域はロシア連邦全土)使用許諾することができる。また、知的財産の使用許諾は、期間を定めなければならない(期間に触れられていない場合、使用許諾の期間は5年間とされる)。知的財産の使用許諾は、一手、排他的、非排他的のベースで許可することができる。その他の制限と規定は、使用許諾契約の中で定めることができる。

知的財産使用許諾契約に盛り込まなければならない不可欠の要素と主要条件は、次の通りである。

- 契約当事者の詳細
(すなわち、許諾権者と被許諾者の商号と住所、並びに、それぞれの権限ある役員)
- 使用許諾の対象(すなわち、当てはまる場合には、知的財産登録番号と知的財産権の説明)
- 商標登録を受ける使用許諾商品又は役務の詳細(商標使用許諾の場合にのみ当てはまる)
- 使用許諾の種類(すなわち、排他的使用許諾か、非排他的使用許諾か)
- 補償条項、使用許諾地域(任意の適用領域はロシア連邦全土)
- 使用許諾期間(任意の期間は5年間)

再使用許諾、都合による契約終了など、その他の要素と条件は、使用許諾契約書に随意的に記載してよい。

契約書で特段の定めがない限り、被許諾者は、許諾権者に対し、使用許諾された知的財産の対象を使用する過程において報告をしなければならない。使用許諾契約がこの報告の条件と手続を定めていない場合、被許諾者は、許諾権者の求めに応じ、報告を行う義務があるものとする。

使用許諾契約期間中、許諾権者は、被許諾者が使用を許諾された知的財産対象事項を利用する権利を妨げる可能性のある、いかなる行動も差し控える義務がある。

使用を許諾された知的財産の対象の使用は、使用許諾契約で定められていない方法による使用、契約期間終了後の使用、又は契約で被許諾者に許可された権利の範囲を超えるその他いかなる方法による使用も、知的財産権の侵害とみなされ、契約で定められた責任を含む、対応する責任を課されるものとする。

(c) 契約の登録

1) 登録の有効性

許諾権者は、被許諾者となる可能性のある者に対して、契約前にいかなる開示手続も行うべきではない。民法で有効な「善意」の概念に基づき、法の対象となるものの公正かつ合理的な取引が推定される。同時に、法は、使用許諾が国内か国際的なものを問わず、また使用許諾契約への適用が国内法か外国法かを問わず、登録可能な知的財産(すなわち、発明、実用新案、意匠、商標など)の使用許諾に関わる当該取引に必須の登録の法的要件を保護する。従って、知的財産使用許諾契約の対象が商標、特許、又は、その他登録された知的財産の対象であれば、その使用許諾は登録を受けることになる。使用許諾の登録(登録された知的財産の対象に関して)は、第三者に対する取引の完全性及び有効性の条件となる。これに対し、登録された知的財産の対象に関する無登録の使用許諾の取引は不完全となる。ただし、契約が完全となるために、使用許諾契約を登録する義務的期限はない。

2) 登録のプロセス

契約に基づいて許可される知的財産の使用許諾は、次に掲げる文書で登録することができる。

- 使用許諾契約書原本
- 公証を受けた使用許諾契約書抜粋
- 使用許諾の陳述

上記の文書は、先に述べた不可欠の要素と必須の条件を記載していなければならない。登録の目的のため、補償条項は関係しない。

使用許諾の陳述の場合には、補償条項及びその他の契約上機密の規定の開示は省略してよい。使用許諾の陳述は書面で作成し、当事者が署名しなければならない。使用許諾の陳述の公証と公認は求められない。

登録の申請は、次に掲げるものを添えて、Rospatent に提出しなければならない。

- 上記の文書の一つ
- その文書のロシア語翻訳文
- 委任状、公証・公認は求められない
- 公式手数料(official fee)の納付を証明する文書

登録に要する期間は約 2 か月間である。早期登録手続は、法律の下では利用することができない。

(d) 技術保証、特許保証

使用許諾契約は通常、被許諾者が使用を許諾された特許技術により、期待される結果に達することができるという条項を含む(以下「技術保証」)。例外的なケースでは、使用許諾契約が許諾権者に対し、使用を許諾された特許権が無効だった結果、被許諾者に生じた損失又は損害を払い戻すことを求める場合がある。このような規定は法の規制がなく、当事者間で「契約の自由」に基づいて交渉することができる。

(e) 改良技術の帰属

「改良」という用語は、法における特定の理論的解釈がない。このため、特許技術の使用許諾においては、「改良」の様態は通常、その特許技術取引の性格により、契約当事者間においてケース・バイ・ケースで解釈されるが、「改良」の最も包括的な条項の例を下記に挙げる。

ロシアの特定条項：改良
1. 本契約の条件の範囲内で、当事者らは、特許の対象となる発明及び使用許諾された製品に関するすべての改良について、互いに適宜かつ直ちに通知し合わなければならない。
2. 当事者らは何よりもまず、改良を互いに提供し合わなければならない。改良の移転及び使用許諾の条件は、当事者らが追加的に交渉し、合意しなければならない。
3. 改良の使用について、いずれかの当事者が拒否した場合、又は一方の当事者によるその使用についての提案から起算して 15 営業日以内にもう一方の当事者が回答しなかった場合、提案した当事者はその改良の使用権(適用される場合)をいかなる第三者にでも提供及び使用許諾を付与する権利を有するものとする。

(f) 使用料の支払い

1) 使用料支払いに関する法制度

ロシアには特定の知的財産権の使用許諾に賦課される税はない。許諾権者は、知的財産対象事項の使

用許諾について、法人所得税及び付加価値税(商標と著作権の手段としてのみ。特許、ソフトウェア、データベース、ノウハウの付加価値税はない)を納付しなければならない。さらに、許諾権者は、有効かつ地元税務当局が適用することのできる地元移転価格ルールを遵守しなければならない。

2) 使用料の支払いに関連する税制及び税務当局(移転価格税を含む)

法人所得税／源泉課税

ロシアの許諾権者は、ロシアの被許諾者から受け取る使用料について、20%の法人所得税を納付しなければならない。ロシアの被許諾者が外国の許諾権者に支払う使用料は、20%の源泉課税を受ける。ロシアの被許諾者は、外国の許諾権者の税務代理人として行動しなければならない。許諾権者の代理として、国庫に源泉課税額を納付しなければならない。外国の許諾権者が、ロシアと特別な租税条約を結んでいる国で設立され、その国の法律の下で営業している場合は、0%又は割引された税率が適用される。このような免税措置を受けるためには、外国の許諾権者はロシアの被許諾者に、当該外国の税務上の居所を証明する有効な文書を提供しなければならない。これは適格な行政当局によって証明されていなければならない。

付加価値税／源泉課税

ロシアの許諾権者は、ロシアの被許諾者の支払う使用料に18%の付加価値税を課し、国庫にこの租税を納付しなければならない。

外国の許諾権者は、ロシアの被許諾者の支払う使用料に18%の付加価値税を課さなければならない。外国の許諾権者がロシアに恒久的設立組織又は代表事務所を持っていない場合は、ロシアの被許諾者がその外国の許諾権者の税務代理人として行動しなければならない。ロシアの被許諾者は使用料から付加価値税相当額を源泉し、それを国庫に納付しなければならない。使用許諾契約には通常「内税」規定があり、この規定では外国の許諾権者に支払われる使用料額に18%が加算される。

特許、ノウハウ、ソフトウェア、データベースの使用許諾は、付加価値税を免除される。

移転価格

現地の移転価格ルールに従い、契約で定める関連当事者間の製品及びサービスの価格は、その製品及びサービスの市場価格に準じたものでなければならない。したがって、許諾権者と被許諾者が関連当事者であり、かつ基本となる使用許諾契約書に示された契約価格が市場価格に合わないものである場合には、追徴課税と罰金加算がなされることがある。移転価格ルールは、下記のいずれかが当てはまる場合、非関連当事者間で結ばれた使用許諾契約にも適用されることがある。

- 使用許諾契約がいわゆる「仲介者(非関連当事者)」の参加によってなされ、かつ、その製品又はサービスの再販を目的としている時に、その仲介者が下記のような場合。
 - その他の役割を何ら果たさず、
 - 何のリスクも負わず、かつ
 - その製品又はサービスの再販のために何の資産も使わない場合。

(3) その他の事項

(a) 権利の移転

知的財産の対象に係る排他的権利の移転(譲渡)は、全体でも一部でも、また営業権をつけてもつけない

くても(商標の場合)、司法上の制限をつけても(国際的商標登録と著作権の場合)行うことができる。

知的財産の譲渡は全体の移転又は排他的権利の売却とみなされる。したがって、一般に、知的財産譲渡契約は、契約の対象の譲渡に何の制限又は限界も設けない。

将来の権利の譲渡は認められない。ただし、その譲渡契約が下記を明確に定める予備的契約である場合を除く。

- 主たる譲渡契約の対象と条件
- 当事者間で主たる譲渡契約を締結するまでの期間

次の場合には譲渡はできない。

- 譲渡人が他に混同を生じさせるほど類似する商標登録、意匠、及び／又は商号を保持することを希望する場合
- 譲渡人が、譲渡されるものと類似の製品又はサービスの商標登録を部分的に維持することを希望する場合
- その他、不当表示又は混同を生じさせるおそれがある根拠がある場合

登録可能な知的財産の対象(すなわち、発明、実用新案、意匠、商標など)について、排他的権利の移転の時点は、譲渡の登録日によって決定されるものとする。

(b) 公募

1) 移転の公募

単独発明者である出願人は、発明の特許付与を求める出願の提出時、特許が付与される場合は当該特許に係る譲渡契約を締結する義務を負う旨を約する宣言を出願資料に添付することができ、当該譲渡契約は、一般的な慣行に合致した条件により、最初に締結の意思表示を行い、かつ特許権者及び Rospatent に当該意思を通知したロシア連邦市民又はロシア法人を相手方とする。当該宣言が提出された場合、発明の特許付与を求める出願又はかかる出願に基づいた特許付与に関する本法所定の特許手数料は、出願人には請求されないものとする。特許付与に関する通知の公表日から 2 年以内に、特許譲渡契約を締結する意思に関するいかなる書面通知も受理しなかった場合、特許権者は、減免された手数料の全部を納付することを条件として、自己の宣言を取り下げることができる(民法第 1366 条)。

2) 使用許諾の公募

特許権者は、陳述に記載された条件で、非排他的な使用許諾を何人に対しても付与する(オープンライセンス)趣旨の陳述を Rospatent に提出することができる。この場合、発明に係る特許維持手数料の金額は、50%減額され、当該減額は、Rospatent がこのような陳述を公表した年の翌年から適用される(民法第 1368 条)。

特許権者がオープンライセンス情報公開の日から 2 年以内に、その陳述に記された条件での使用許諾契約締結の提案を受け取らなかった場合は、その特許権者は免除されていた手数料を支払った上で、2 年満了時に自己の宣言を取り消すことができる。この場合、将来の特許維持手数料は全額支払われる。

第2章 知的財産権の行使

第1節 知的財産権侵害の概要

(1) 模倣品被害及び著作権侵害の現況

著作権侵害と模倣品被害にテーマを絞った出版物やレポートは様々なものがある。それらの文書は官公庁及び民間団体(業界団体など)のいずれからも発表され、一例に下記がある。

- 税関当局のレポート
(http://customs.ru/index.php?option=com_content&view=article&id=20320:2014-12-24-11-22-28&catid=40:2011-01-24-15-02-45);
- ソフトウェアサプライヤー非営利パートナーシップのレポート (<http://app.ru/pr/figures.php>).

他にも例は存在するが、ロシアにおける模倣品被害及び著作権侵害の状況についてあらゆる問題をカバーする統一的なレポートはない。しかし、既存の例や日常の経験からも、過去10年で多数の著作権侵害対策を政府が取ってきたと結論づけていいだろう。たとえば、最新のインターネット著作権侵害対策法などの新法の導入や、知的財産裁判所の設立などである。

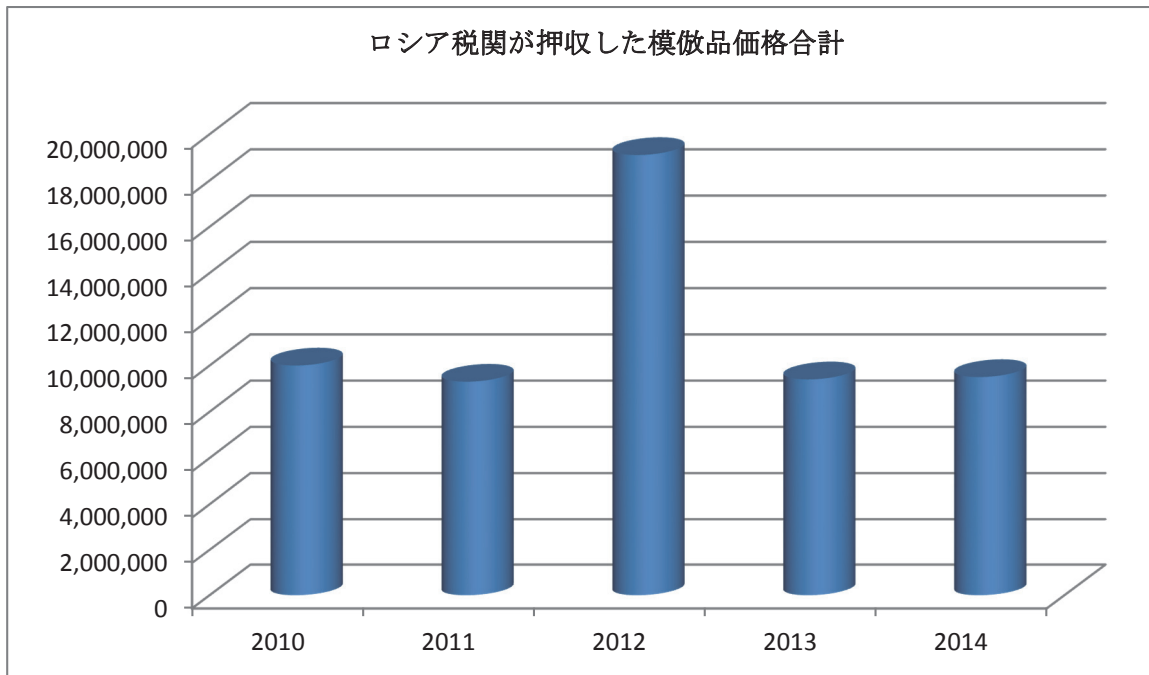
税関の最近の統計によれば、最も模倣品被害の影響を受けている業界は、アパレル、靴、アルコール、飲料(ミネラルウォーターとジュース)、自動車用アクセサリなどだが、偽造品やコピー製品の例はあらゆる業界で見られると言ってよい。

一般的に言って、偽造品は小型マーケットや青空市場で販売されている。インターネット小売業者やオンライン・ショップも広く存在する。

偽造品の製造は一般にロシア国境外で行われるが、警察が国内の隠れた模倣品製造施設を突き止めることもある。

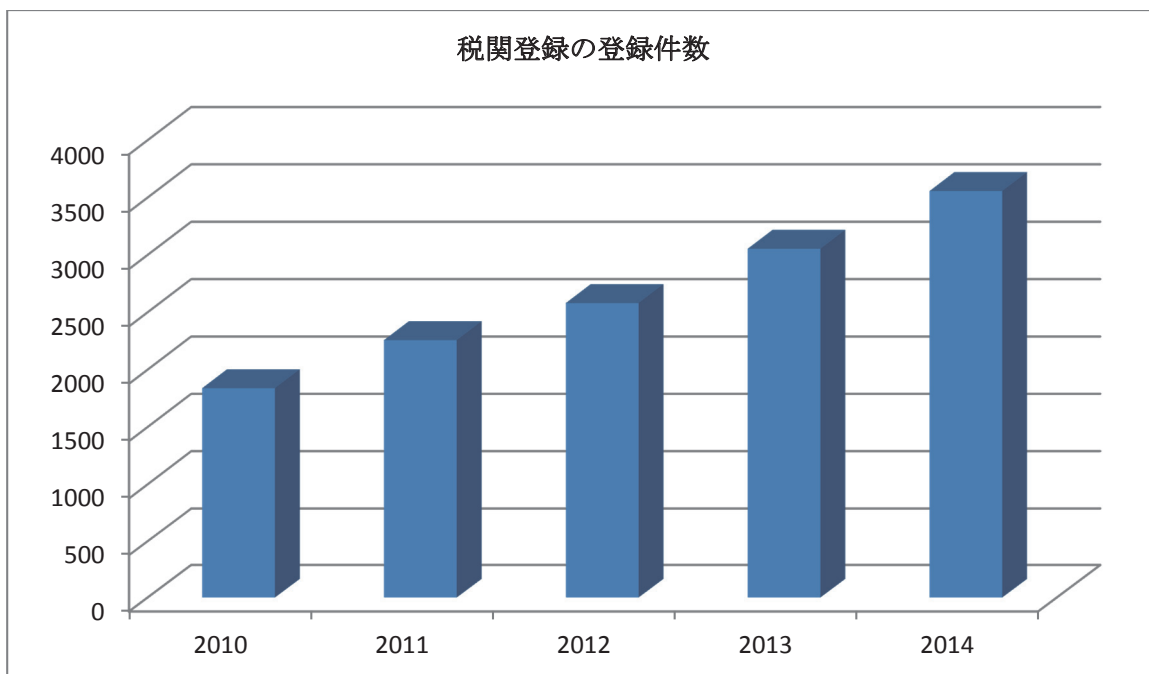
ほとんどの場合、偽造品は東南アジアからもたらされるが、東ヨーロッパ(ポーランドなど)やトルコ、その他の国から流入するコピー商品の例もある。

ロシアは商業が盛んであり世界最大の消費者市場の1つでもあるが、当地における模倣品対策の重要な役割は、連邦税関庁が担っている。下記は、ロシア税関が模倣品の輸入を阻止した事例を示す統計表である。



特に、2014年には、ロシア税関が阻止した権利保有者の損害は24億ルーブルを上回った。

税関での取締りの有効性は、知的財産税関登録(Customs Register of Intellectual Property Assets)への知的財産(商標及び著作権対象事項)の登録件数によっても裏付けられ、下記のようにになっている。



近年はオンラインによる著作権侵害と戦うため、著作権法が改正され、権利を侵害しているウェブサイトブロックする上で、情報仲介者(ホスト・プロバイダー、トレント・トラッカー、SNS)の法的責任の導入や予備的差し止め、連邦通信・情報技術・マスコミ監督局(Roskomnadzor)の関与等が規定された。特に、新法は、権利侵害を繰り返した場合、権利侵害したウェブサイト全体を永久的に削除す

ることを定めている。当初、新海賊行為防止法の保護範囲は映画とテレビ・シリーズだったが、現在ではあらゆる著作権対象資産に拡大された(写真を例外とする)。最近の統計では、新海賊行為防止法の申立ての90%以上が、著作権者に有利となっている。

2012年のロシアのWTO加盟で、知的財産関連法制にいくつか好ましい変化があった。現在ロシア法の一部となったTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)もその一つである。

同時に、模倣品に対する裁判の効率が、権利者の協力にかかっていることも留意すべきである。権利者が積極的な役割を果たさなければ、法執行機関は、国内での模倣品の広がりを効率よく防ぐ手立てを打つことができない。権利者は通常、模倣品の額が少なかったり、模倣品製造者の行為が権利者にそれほどダメージを与えていなかったりする場合、自らの権利を保護することを選ばないのである。

(2) 日本企業が直面する知的財産権侵害問題

多くの分野(自動車製造、電子機器など)で世界を牽引する日本企業は、知的財産権の侵害に直面している。ロシアで行われている知的財産権侵害の類型について統計はないが、通常は商標法と著作権法の分野である。

模倣品の他、日本企業は並行輸入の問題にも直面している。「並行」輸入という用語は法律上はないが、司法慣行では権利者に絶対的に有利である。

(3) 知的財産権行使制度の概要

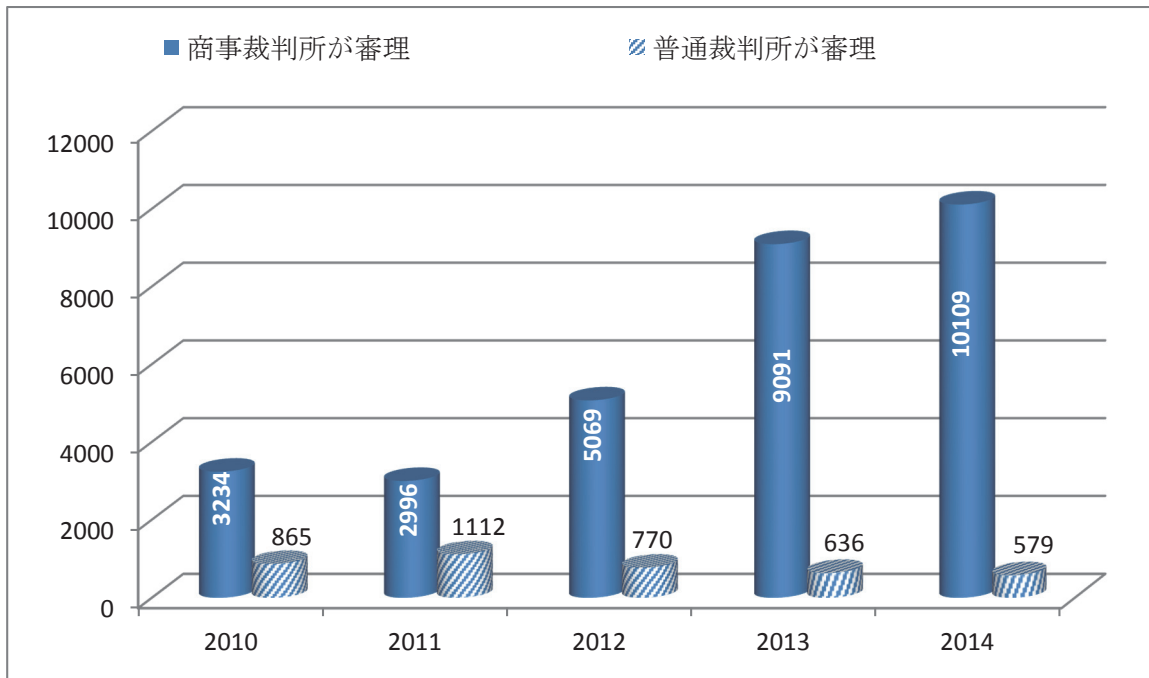
裁判所は商事裁判所と普通裁判所で構成される。知的財産裁判所は、商事裁判所制度の一部である。それぞれの裁判所が不服審査機関と棄却審査機関となる。両裁判所からは最高裁判所に上訴されるため、最高裁判所は両裁判所を監督する機関である。警察、税関、連邦反独占局(FAS)も法執行機関の一部である。警察と税関は権利侵害を発見し、裁判所で審査する事件の準備をする。連邦反独占局(FAS)は事件を独自に審査する。その決定は裁判所に不服申立てすることができる。

商事裁判所と普通裁判所の公式統計は、以下で確認できる。

<http://www.cdep.ru/index.php?id=79>

http://www.arbitr.ru/press-centr/news/totals/index_ar.htm

下記はロシア商事裁判所及び普通裁判所が審理した知的財産権紛争についての民事裁判の統計である。



裁判所公式サイトより。

<http://www.cdep.ru/index.php?id=79> 、 http://www.arbitr.ru/press-centr/news/totals/index_ar.htm

商事裁判所が検討した知的財産権裁判の統計

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
特許	87	81	81	100	115	145	110
商標	321	344	449	772	1,406	2,234	2,072
商号	80	126	131	160	257	272	257
著作権	1,836	2,261	1,896	1,455	2,192	4,593	5,191

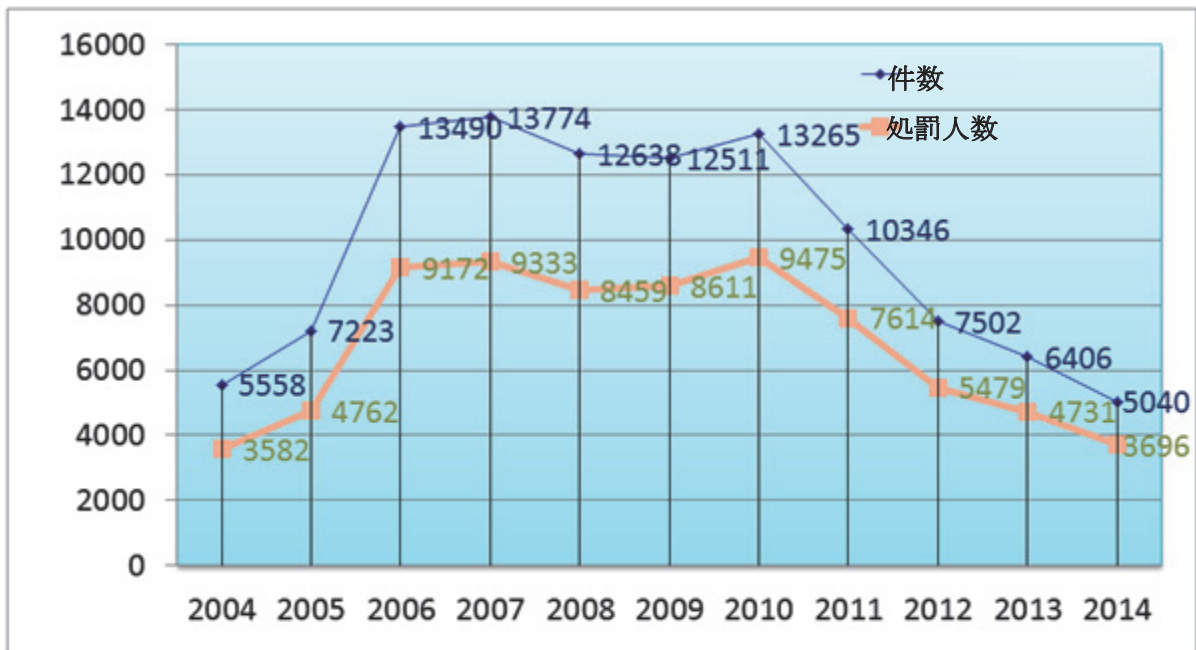
裁判所公式サイトより。

<http://www.cdep.ru/index.php?id=79> 、 http://www.arbitr.ru/press-centr/news/totals/index_ar.htm

法執行機関(税関や警察など)は行政訴訟で決定を下す権限がなく、捜査を行って証拠を収集するのみである。例外は連邦反独占局(FAS)で、ある行為を不当競争と見なす権限があり、行政処分を科すことができる(これは商事裁判所に不服申立てができる)。

捜査が終了次第、事件は裁判所に提訴される。

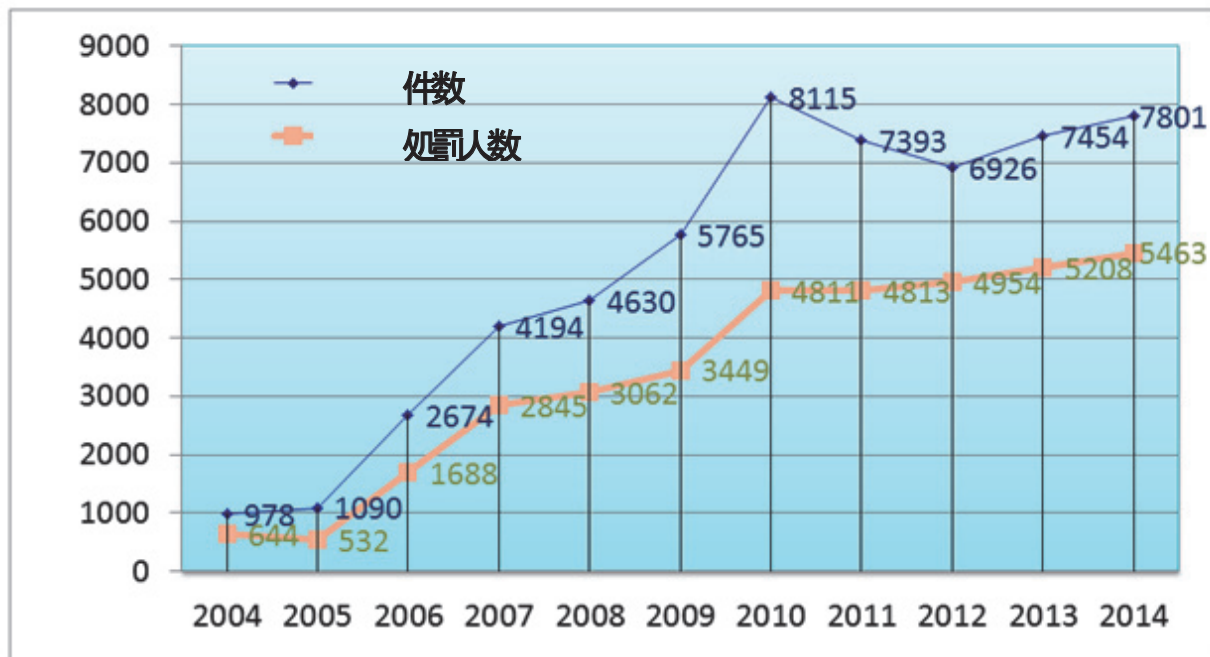
行政起訴・著作権侵害



裁判所公式サイトより。

<http://www.cdep.ru/index.php?id=79> 、 http://www.arbitr.ru/press-centr/news/totals/index_ar.htm

行政起訴・商標の不正使用

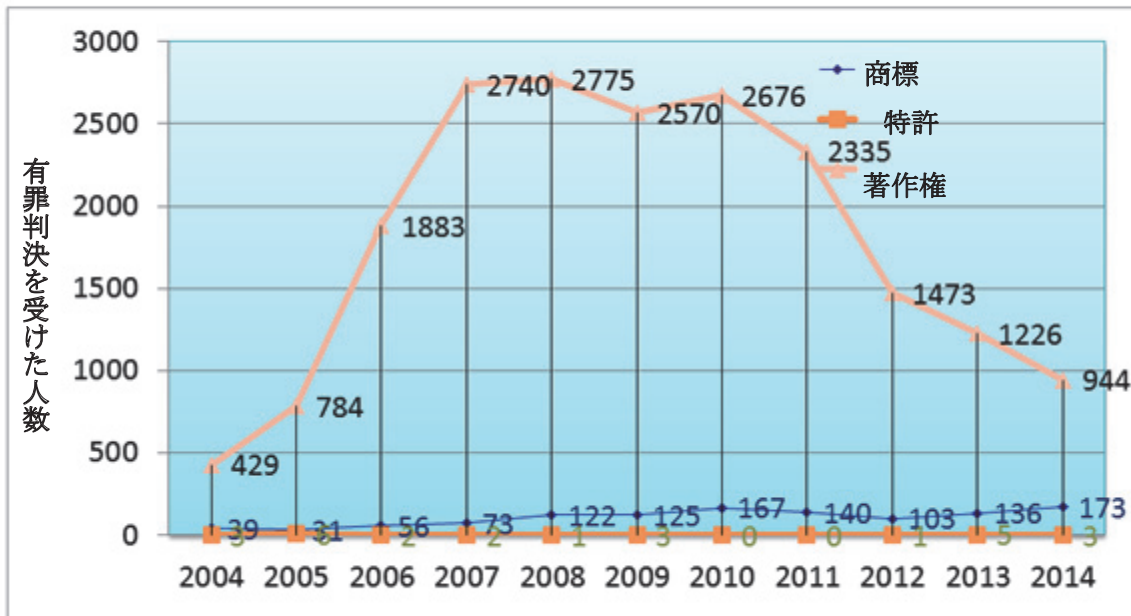


裁判所公式サイトより。

<http://www.cdep.ru/index.php?id=79> 、 http://www.arbitr.ru/press-centr/news/totals/index_ar.htm

刑事裁判は警察と検察が取り扱い、普通裁判所が審理する。ロシアでは個人(法人)しか刑事責任を問われないためである。

刑事訴追・知的財産権侵害犯罪



裁判所公式サイトより。

<http://www.cdep.ru/index.php?id=79> 、 http://www.arbitr.ru/press-centr/news/totals/index_ar.htm

(a) ロシア政府の知的財産権保護政策

全般に、法律では、知的財産権は民事、行政、又は刑事裁判で保護することができる定められている。裁判の目的によって、権利者はどの訴訟手続を取りたいか決めることができる。

知的財産権の民事的保護は、権利侵害事件で最も一般的で、通常、使用の差し止めや損害賠償、金銭的補償を求めるために利用される。

国境又は地方市場での知的財産権の侵害に関わる多くの場合、権利者は民事訴訟よりも行政訴訟を起こすことを希望する。その大きな理由は費用である。行政訴訟は通常、知的財産権の侵害に気づいた権利者の告訴で始まる。告訴に基づき、法執行機関は必要な行動を取り(販売地点や店舗の搜索、押収など)、権利侵害の証拠を収集するために捜査を行う。証拠収集及びそれ以降の裁判の取扱いに関わる民事訴訟費用の大部分は、権利者が負担する。これに対し、行政訴訟では、法執行機関(税関、警察)が自ら証拠を収集し、裁判所に事件を送付して、原告として訴訟に関与する。

知的財産権行使に関わる公共機関の連絡先詳細は次ページの通りである。

名称	連絡先
ロシア連邦最高裁判所	121260, Moscow, Povarskaya street, building 15, 電話番号 + 7 (495) 690-5463 http://vsrf.ru/
知的財産裁判所	127254, Moscow, Ogorodny proezd,. 5, site 2 + 7 (495) 982-09-30 http://ipc.arbitr.ru/
ロシア連邦税関庁	121087, Moscow, Novozavodskaya street, building 11/5, 電話番号+7 (499) 449 7675 http://www.customs.ru/
連邦反独占局(FAS)	125993, Moscow, Sadovo-Kudrinskaya street, 11, D-242, GSP-3 +7 (499) 755-2323 http://www.fas.gov.ru/ ; http://en.fas.gov.ru/
ロシア連邦内務省	119049, Moscow, Zhitnaya Street, 16 + 7 (495) 667-0299 https://mvd.ru/
ロシア連邦捜査委員会	Moscow, Stroiteley Street, building 8, site 2 + 7 (495) 986-77-10 http://sledcom.ru/
ロシア連邦検察庁	125993, GSP-3, Moscow, Bolshaya Dmitrovka Streest, building 15 a +7 (495) 987-56-56 http://www.genproc.gov.ru/

(b) 法律事務所及び調査会社

知的財産権を専門とする弁護士の一元化された登録はない。Legal 500 や Chambers などのよく知られた法律関係者名簿が利用できる。

特許／商標を扱う弁護士(Rospatent に対して外国企業・個人の代理人となることを認められた弁護士)は Rospatent に登録されており、その連絡先詳細は次の公開データベースで探すことができる。
http://www.fips.ru/sitedocs/patpov_ru.htm.

ロシアでは、裁判で証拠を収集するために、民間の探偵事務所が頻繁に利用される。民間探偵としての活動は、ロシア内務省の免許が必要である。免許保有者のリストは、次のデータベースからダウンロードできる。<https://mvd.ru/opendata/od11>. 一部の有名なロシアの探偵・調査事務所は、WAD(世界探偵協会)や ASIS インターナショナルなどのメンバーにもなっている。

(4) 非政府反模倣組織

ロシアには非政府反模倣組織が多数存在する。これらの組織に権能を与える特定の法律はないため、

基本的にこれらの組織は、目的以外に他の非政府組織と異なるところはない。

慣行上、これらの組織は、ある特定の市場で模倣品と戦うために団結した独立の権利者たちの組織か、又は権利者を支援する民間組織かのいずれかである。

これらの組織の例として、具体的には以下のものがあげられる。

- Information & Computer Technologies Industry Association

メンバーとして、Samsung, Siemens, Panasonic, Russian office of Microsoft など。

この組織には模倣品対策活動を目的に含む、知的財産問題を扱う部門が設けられている。

(<http://www.apkit.ru/about/info/english.php>).

- Nonprofit Partnership of Software Suppliers (NP SS)

メンバーには Microsoft Rus がなっている。 (<http://www.appp.ru/>);

- National Federation of the Music Industry

メンバーには Sony, Warner, Universal その他のロシア事務所がなっている。

(<http://www.nfmi.ru/about-us/>).

第2節 権利侵害者の探索

権利侵害者の探索は、通常、市場調査で模倣製品の存在が実証された次のステップとなる。ロシアでは権利侵害者の捜査は危険ではない(とは言え、ある種の権利侵害者が国内外の犯罪組織とつながりを持っているという事実を除外するものではないし、そういった者と戦うには警察の介入が推奨される)。

模倣品・コピー製品の製造者が包装に表示されている場合は、企業登録簿や個人事業主登録簿でその権利侵害者の法的性質をチェックする必要がある。これらの登録簿は次のサイトで閲覧できる。
<https://egrul.nalog.ru/>.

さらに、ロシア消費者法によれば、小売業者は消費者に、製品の製造者情報を知らせ、その情報を確認する書類を保持する義務がある。この点で、模倣品とされる製品のサンプルを購入して、その情報(適合宣言書など、確認書類のコピー)を得ようとしてみる価値はある。

これに関し、私立探偵を雇って製品サンプルの購入を手配することや、権利侵害製品の販売者から実際の製造者・サプライヤーの情報を得ることは試す価値がある。ここで、私立探偵の報告書は、裁判で証拠として採用される可能性があることに注意すべきである。

民間の捜査員は一般に軍や法執行機関の退職者で、捜査活動経験があり、捜査や情報探索の特定のテクニックを有している。彼ら捜査員の活動は1992年3月11日付の「ロシア連邦内での私立探偵と治安活動についての(On Private Detective and Security Activity in the Russian Federation)」法律第2487-1号で規制されている。私立探偵活動はロシア内務省の免許を受けることになっている。

知的財産が税関登録簿に記録されていれば、有益な情報が得られるかもしれない。なぜなら、税関は定期的に権利者に押収した輸入品を通知し、権利者に模倣品を輸入使用したのが誰か、実際の権利侵害状況を伝えているからである。

オンライン・ショップで販売される偽造品の場合、最初のステップは、ドメインをWHOISシステムでチェックして、ウェブサイトの所有者の情報を得ることである。所有者情報が「民間個人」になったら、刑事弁護士がドメイン名登録者に要請することで、ドメイン名登録者はそのような民間個人の情報を開示して、そのフルネームと住所を教えてくれる。

権利侵害者を特定する情報が得られないが、模倣品がある特定の団体によって保管されている(そしてその保管場所が分かっている)と信じるに足る確固たる根拠がある場合、警察に訴状を提出することが推奨される。警察はその家宅に立ち入り、尋問を行い、書類提出を求める権限を有する。後に、行政訴訟で認定された事実が、裁判で証拠として採用されることがある。

第3節 権利侵害者への警告状

法律で定められた知的財産とは関係のない限られた例外的状況を除いて、警告状には法的拘束力はなく、名宛人に何らかの権利や義務を課すことはない。他の多くの国と同様、ロシアでも、警告状は、当事者にその行為が知的財産権を侵害していることを伝え、自主的にその侵害行為をやめるよう提案するために用いられる。この提案に従うか否かは権利侵害者次第である。通常、権利侵害が意図的なものではない場合(すなわち、権利侵害者が、先に登録されている知的財産の対象があることを知らない場合)、又は権利侵害者が考えられる法律上の結果を恐れる場合や、単純に民事・行政・司法訴訟を避けたい場合には、権利侵害行為を停止する。

そのため、警告状は、民事・行政・刑事訴訟と比較して、小規模な権利侵害者に対応するには、速くて安価で効果的な方法なのである。さらに、警告状は、法廷で知的財産権を主張する正式な根拠や可能性がない場合には、権利侵害をやめさせる最後のチャンスとなる場合がある。

さらに、警告状が送達されたことが確認されたのに、なお返答がない場合には、権利侵害が意図的であって偶発的ではない証拠と見なすことができる。

警告状の送付は法的に定められた手続きではないため、形式の要件はない。しかし慣行上、この書状は企業のレターヘッドに平易な書式で、権限者の署名をしなければならない(弁護士である必要はない)。社印、公証又は公認は求められない。

警告状は権利侵害者に様々な手段で送付することができる。電子メール、郵便、ファックスなどである。この場合の唯一の基準は、その書状が実際に配達され、権利侵害者が読まなければならないということである。この書状の送付に際しては通常、個別の企業/法人の登録されている住所に送るが、当該企業の実際の住所を宛先として使うこともある。なお内容については以下に示したが、書状には侵害を今後しない旨の(念書提出の)要求も含めている。

書状の主な目的は、権利侵害者に基本的に二つの選択肢があると示すことである。権利侵害行為をやめるか、法的処罰を甘受するかである。したがって、書状には以下の点を含める必要がある。

1. 権利者とその知的財産権対象事項の特定。すなわち、

「弊社は、ロシア連邦における gravipin ユニットに対する特許番号 123456789 の独占的権利保有者です(添付の登録証明書をご覧ください)」など。

2. 権利侵害の主張。知的財産権対象事項が実際にどの程度侵害されているかを具体的に書く。

「2010年貴社製造の gravicars、具体的にはモデル KU-2 及び KU-3 において、特許番号 123456789 の対象である gravipin が使われていることが、弊社の知るところとなりました。しかしながら、弊社は貴社に gravipin ユニットのいかなる方法でも使用する許可を与えておりませんので、貴社の gravicars に gravipin を使用することで、貴社は特許番号第 123456789 号の対象となった発明に係る弊社の排他的権利を侵害しています」。

3. 自主的な権利侵害行為中止を提案し、回答期限日を定める。

「ここに、特許番号第 123456789 号の対象である gravipin の使用を、貴社が自主的に 2012年2月31日までに中止し、以後の使用を差し控えて下さるようお願いいたします。この場合、貴社に対し、何の提訴も行いません(この約束は義務ではなく、善意によるもの)」。

回答期限を計算する際には、郵便の送達所要日数を考慮する必要がある。

4. 場合によっては、権利侵害者を裁判で訴える用意があることを表明してもよい。

「そうでない場合は、弊社は裁判で弊社の権利を行使しなければなりません。この場合、貴社は事業を閉鎖し、罰金又は拘留・禁固を受けることになるかもしれません」。

警告状が法的に定められた手続きではないとはいえ、不正確な情報や誤った情報を掲載するべきではない。さもないと、権利者にとって不利な形で利用されてしまいかねない。

そしてもちろん、警告状のあらゆる表明は、該当する法律条文による裏付けがなければならない。

警告状を提訴前の手段として義務化すべきという議論があることも、注目に値する。

第4節 知的財産権侵害行為への民事上の救済措置

(1) ロシアの民事裁判制度とその特徴

ロシアにおける訴訟を通じた知的財産権の行使は、裁判所へ訴訟(請求の原因)を提起することで開始する。ロシアの民事裁判制度には普通裁判所と商事裁判所の二種類がある。両裁判所は知的財産分野を含む多様な紛争を管轄するが、提訴する適切な法廷を選択する際の主な基準は当事者の性質である。紛争の当事者のうち少なくとも一方が自然人である場合、訴訟は普通裁判所で行う。しかしながら、紛争の両当事者が経済的活動の主体(法人、民間事業者)である場合は、その事件は商事裁判所が扱う。したがって、例えば当事者のうち一方が自然人である場合の特許の出願権を争う場合は普通裁判所が管轄することになる。

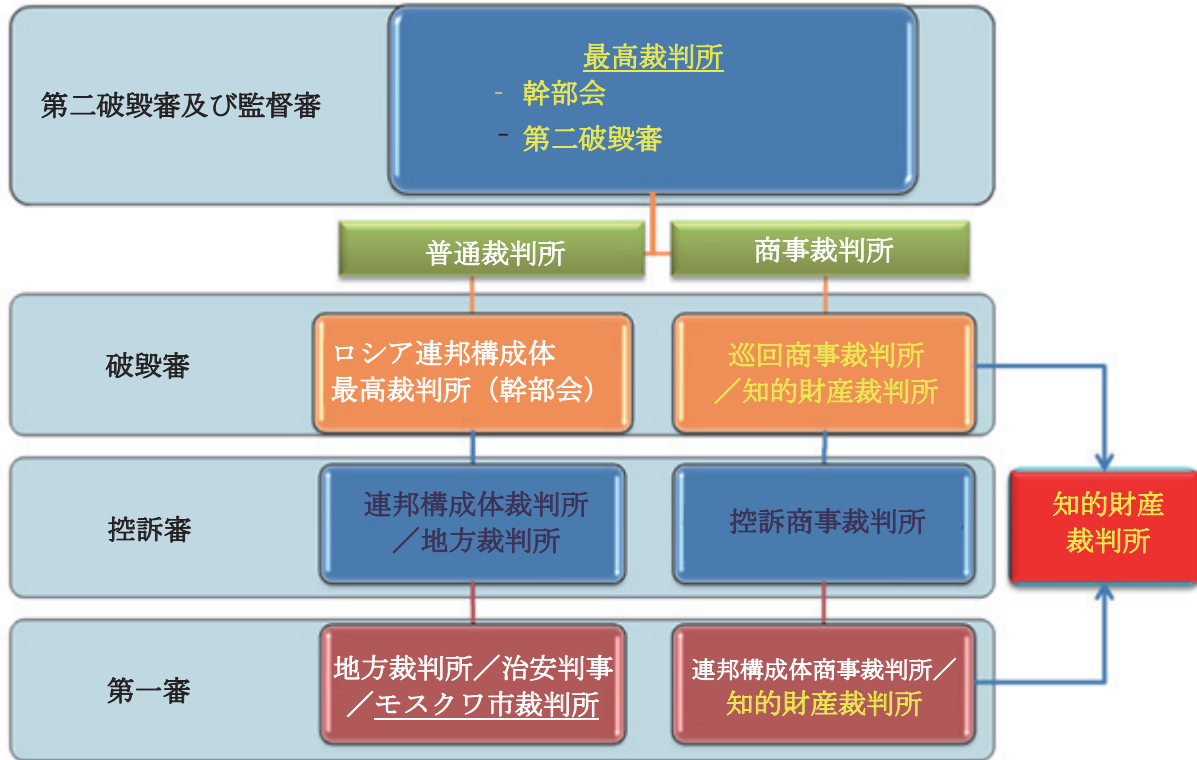
商事裁判所制度は、ロシア連邦構成体商事裁判所(第一審)、控訴商事裁判所(第二審)、巡回商事裁判所(破毀審)の三要素で構成されている。知的財産分野の事件はその大半が商事裁判所で扱われるため、2013年に創設された知的財産裁判所は商事裁判所制度に統合され、数多くの紛争の第一審裁判所、又すべての知的財産事件の破毀審を務めている。

2014年8月6日以前には、両裁判所では最高裁判所及び最高商事裁判所が最高審であった。しかしながら同日、最高商事裁判所が最高裁判所と統合され、民事、刑事、行政、経済紛争を管轄することとなった。知的財産紛争を含む経済紛争はすべて、最高裁判所の経済紛争司法委員会で扱われる。

最高裁判所の構成には、最高裁判所内での二種類の審級、すなわち第二破毀審及び監督審が含まれる。

第二破毀審は2014年8月6日に導入されたもので、実際には破毀審(巡回商事裁判所、知的財産裁判所)及び最高裁判所幹部会の中間審として創設された。最高裁判所が破棄を求める控訴を受理するのは、最高裁判所裁判官が一方の申立てのみに基づいて、許容されると決定を下した後のみである。本案に関する破棄を求める控訴審理のための法的根拠を裁判官が認めた場合、裁判官三名からなる合議体がこれを審査し、両当事者は審理に出席して自らの法的主張を申し立てることを求められる。第二破毀審の審理後に判決が下され、又監督審である最高裁判所幹部会に同判決について上訴することができる。

裁判制度の一覧を以下に示す。



※連邦構成体とは、ロシア連邦を構成する州・地方・共和国・自治管区・自治州。

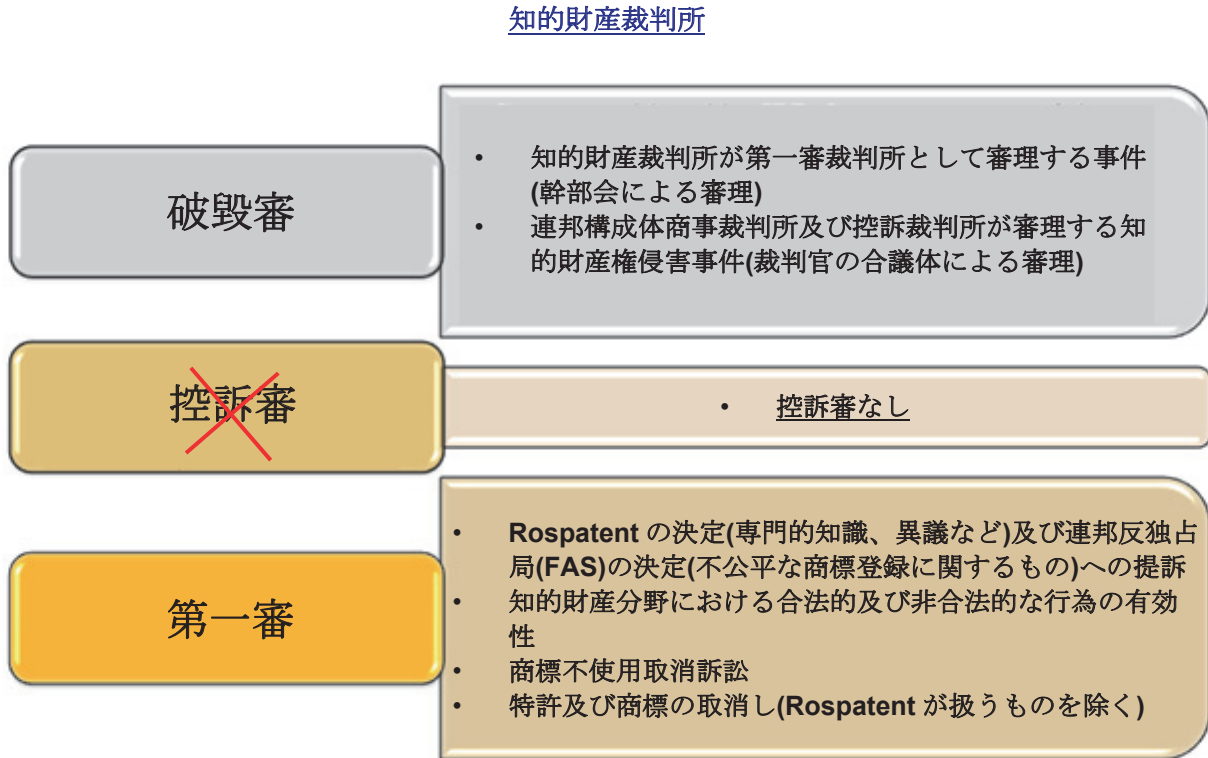
過去には、同一の法的問題が連邦最高裁判所及び連邦最高商事裁判所で別々に解決されるということが起こり得た。両最高審裁判所の合併は法制度の改善及び裁判手続の統一が主な目的であった。現在は法律の統一的適用を保証するため、連邦最高裁判所が下級裁判所の活動を監督し、裁判手続の問題に関する明確化を行っている。

例えば、ドメイン名紛争の際には連邦最高商事裁判所が指針を示したが、この指針によれば、ドメイン名の所有者が個人である場合には当該事件は経済分野に関連するものとして商事裁判所が扱うべきものであった(例：ドメイン名 ‘mumm.ru’、訴訟第 A40-47499/2010 号、2011 年 5 月 18 日付の最高商事裁判所判決第 BAC-18012/10 号、及びその他のドメイン名)。

この方法はロシア商事裁判所が適用したものであったが、連邦最高裁判所及び連邦最高商事裁判所の合併後にはこの方法は変更されている。2014 年 12 月 24 日付の連邦最高裁判所幹部会で承認された報告書第 1 号(2014 年)において、専ら個人がクレーム提出日に個人事業主の地位にある事件の場合、当該個人は商事裁判所手続に当事者として参加できると連邦最高裁判所は述べている。そうでなければ、当事者の性格をその根拠としている普通裁判所及び商事裁判所間での管轄権分割の規則に反することになる。

(2) 知的財産裁判所

(a) 土地管轄



知的財産裁判所は、知的財産に関連した事件の審理をそれに特化した一つの裁判所に集中させる目的で創設された。知的財産裁判所の管轄権はロシア連邦全土に及ぶ。上掲の表は訴訟審理のフローチャートである。

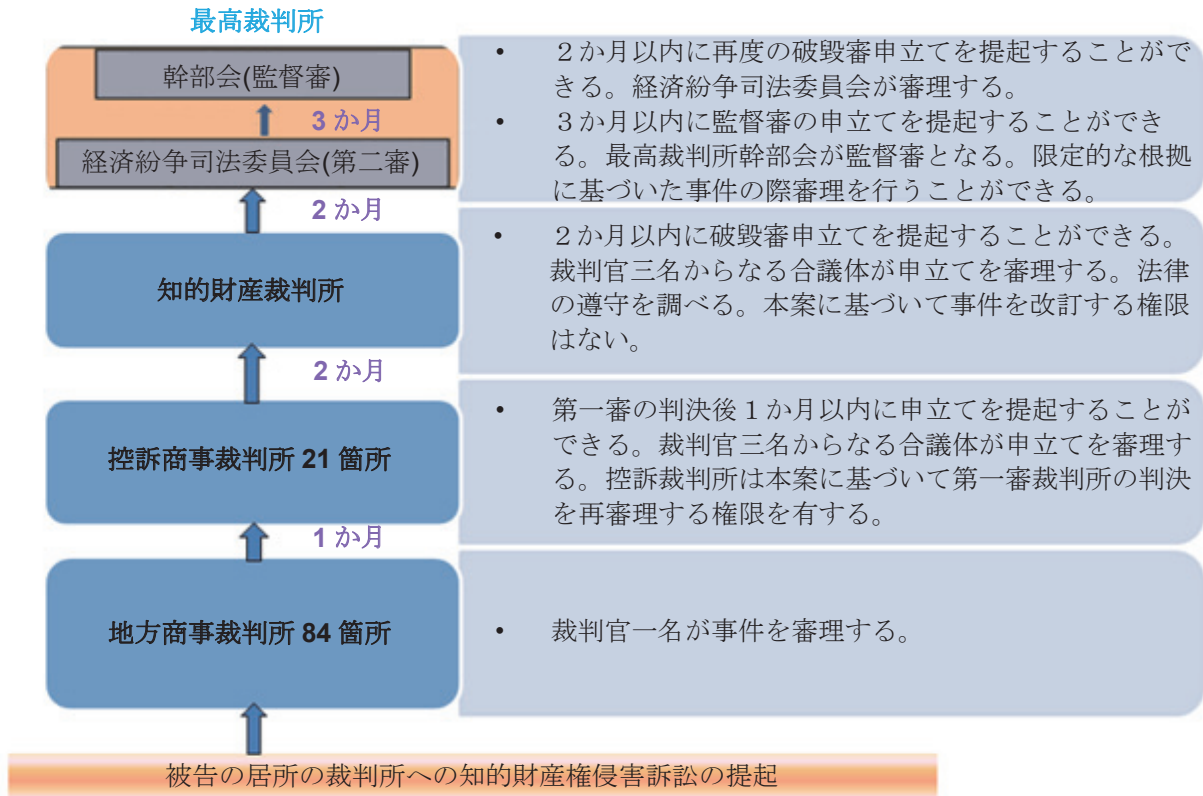
(b) 専属管轄

知的財産裁判所は二種類の事件を審理する。第一の区分には、第一審裁判所としての資格で知的財産裁判所が審査する事件が含まれる。審判請求、異議申立てなどのような **Rospatent** の審決への不服の申立て、**Rospatent** の法的及びその他の行為の有効性、商標不使用取消訴訟、特許所有権若しくは所有権に関する紛争のような、**Rospatent** が審理するもの以外の根拠に基づく特許及び商標の無効化がこれにあたる。さらには不正競争行為や識別手段(商標など)の使用に関する連邦反独占局(FAS)の決定に対する訴えについても審理する。裁判所の判決は同一の知的財産裁判所の破毀審(知的財産裁判所幹部会)に控訴することができる。同裁判所には、上掲の表にあるとおり控訴審がないことに留意しなければならない。

もう一方の区分の事件は、直接知的財産裁判所に提訴され、そこで破毀審裁判所として審理されるものである。これらは知的財産権の侵害に関するもので、地方商事裁判所から回される。侵害事件はまず地方商事裁判所で審理されてから控訴商事裁判所に控訴され、その後知的財産裁判所の破毀審に上訴することができる。模倣品や不正競争行為の行政違反法事件も破棄審の段階で審理を行う。

知的財産裁判所の破毀審の後は、次に掲げる表の通り、どの区分の事件でも最高裁判所経済紛争司法委員会に上訴することができる。

知的財産権侵害事件



破毀審裁判所としての知的財産裁判所は商事裁判所の管轄下にある侵害事件のみを扱う。一方で、刑事事件を含め普通裁判所で扱われる種類の事件も存在する。これは、刑事事件が常に自然人に対して提起されるものであるのに対し、商事裁判所(知的財産裁判所は商事裁判所組織の一部分である)は当事者が企業又は事業家の個人である経済紛争を審査するという事実によって説明される。

(c) 審級管轄、第一審、第二審及び／又は破毀審

知的財産裁判所は第一審裁判所として以下の事件を審理する。

- 1) 知的活動の成果及び識別手段保護の分野のみならず、特許権並びに選択交配の成果、集積回路の回路配置、製造秘密(ノウハウ)、法人、商品、著作物、サービス及び事業の識別手段、単一の技術の範囲内において知的活動の成果を使用する権利の分野における、出願人の権利及び法的利益を損なう連邦行政機関(主に Rospatent)の規制行為に対する異議申立てに関する事件。
- 2) 知的財産の対象(著作権及び著作隣接権の対象となる事項並びに集積回路の回路配置を除く)への法的保護の付与又は停止に関する紛争に係る次に掲げる事件
 - Rospatent、選択交配の成果については連邦行政機関(農業省)及びそれらの職員、それとともに、ロシア政府により秘密発明の特許出願を審査することを認められた機関の非規制行為、決定及び作為(不作為)に対する不服申立て事件
 - 特許権者の確認に関する事件
 - 連邦法が他の無効手続を定めている場合を除き、発明、実用新案又は意匠の特許、商標への法的

保護の付与の無効化に関する事件

- 商標の不使用による取消しに関する事件
- 不公平な商標規制に関する連邦反独占局(FAS)の審決への不服申立てに関する事件

知的財産裁判所は、参加者が法人であるか、自営業者であるか、その他の主体であるか又は私人であるかにかかわらず、上に列挙した事件を審理する。

知的財産裁判所は、破毀審として、第一審で審理した事件に併せて、連邦構成体商事裁判所及び控訴商事裁判所が第一審として審理した侵害事件も扱う。

(d) 裁判官の構成

知的財産裁判所が審査する事件は三名の裁判官によって審理される。これは商事訴訟法第 17 条(6)に直接定められている。知的財産裁判所の破毀審も三名の裁判官から構成される。

知的財産裁判所幹部会が審査する事件は、裁判長が主導する裁判官の合議体によって審理される。

(3) 知的財産権侵害者を訴えるための要件

知的財産権の有効な実施のための選択肢は法律で定められている。その内の一つは民事裁判所への提訴である。侵害を明らかにする場合、権利者は訴訟を提起し、以下の内容を確認できる関連する証拠を提出する権利を有する。

- 知的財産権の権利証(特許証、商標登録証等)
- 侵害行為
- 侵害行為と侵害者との関連性

権利者は侵害の事実を知った日から 3 年以内に知的財産権侵害事件に関する訴訟を提起することができる(出訴期限)。訴訟は原則として被告の居所で提起する(商事訴訟法第 35 条)。

しかしながら、商事訴訟法第 36 条によれば、事件によっては原告の裁量で管轄を選択することができる。なお、管轄裁判所の変更に関する当事者の合意があれば、知的財産権の侵害のあった地を管轄する裁判所に原告が訴えを提起することもできる。

加えて、次に掲げるような事件においては、事業者及びその他の経済活動に従事する外国企業、国際機関、外国人又は無国籍者の参加する経済活動に関する経済紛争及びその他の事件は、商事裁判所の管轄と手続法に定められている。

- 被告がロシア連邦領内に存在若しくは居住しているか、又は被告の財産がロシア連邦領内に ある
- 外国人の経営体、駐在員事務所又は支局がロシア連邦領内にある
- その他、係争中の法律関係及びロシア連邦領土の間に密接な関連が存在する場合

これについて、商事訴訟法第 248 条は外国人の関与があり商事裁判所の専属管轄に委ねられる事件の一覧を規定している。この中には特許の登録又は特許証の発行、商標、工業意匠及び実用新案の登録及び証明書発行、あるいは知的活動の成果に対するその他の権利の登録で特許又は証明書の登録又は発行

を要するものに関する事件が含まれる。

(4) 裁判所の事実審理手続

裁判所の事実審理は訴訟の提起から開始される。訴訟の受理後すぐに、方式要件を満たすか否か裁判官が調査する。商事訴訟法第125条によれば、訴状は適切に署名し書面で提出しなければならない。訴状は、請求の原因の陳述が提出される商事裁判所名、当事者の氏名と住所、請求の根拠となる事情及びその事情を立証する証拠などを含むものでなければならない。

原告は、請求の原因の陳述の写し一部を、これに添付される文書の写しを添えて、送付確認のできる書留郵便で被告および他の当事者へ送付しなければならない。

訴訟が上記の方式要件を満たしていることを確認すると、裁判官は訴訟の受理の決定を下し、予備審理の日程を設定する。原告は保全措置のための申立て又はその他の申立て(例：被告又は第三者からの証拠提出の要求)を提出する権利を有し、こうした申立ては一方向的に審理される。

保全措置

商事訴訟法は予備及び暫定の二種類の保全措置を規定している。予備的差止命令の申立ては訴訟提起の前に提出することができる。この場合裁判官は申立てを審理し、保全措置を認める場合には訴訟提起のため15日を越えない期間を原告に与えなければならない。暫定的差止命令の申立ては訴訟とともに、又は判決が下される前の裁判所手続のいかなる段階でも提出することができる。

保全措置には、次に掲げるものを含む。

- 1) 被告が所有し、被告又はその他の当事者が保持する貨幣資産(将来的に銀行口座に預けられる貨幣資産を含む)又はその他資産の差押え
- 2) 紛争の対象に関し被告又はその他の当事者が一定の行動をとることを禁じる差止命令
- 3) 疑わしい財産の損傷又は劣化を防止する目的で一定の行動をとることの被告への義務付け
- 4) 保管のための疑わしい財産の原告又はその他の当事者への引き渡し
- 5) 行政又はその他の文書(例えば、税の支払命令)の下で、原告が争っている回復(例えば、税の徴収)の差止。この文書のもとでは、回復が不可争的な(承諾を問わない)手続でもたらされている。
- 6) 差押えられた財産の譲渡を求める請求が提出された場合の財産の販売の差止め

商事裁判所はその他の措置を講じることもあれば、同時に複数の措置を講じることもある。裁判所は、次に掲げる状況が認められた場合に保全措置を講じる。

- これらの手段を取れないことで司法行為の執行が妨げられる又は不可能になる場合、及びこれに加えて司法行為の執行がロシア連邦外で行われると考えられる場合(商事訴訟法第90条(2))
- 申立人に対する甚大な損害を防止する目的で保全措置が要請される場合(商事訴訟法第90条(2))

審理

通常、予備審理は訴訟受理日の一か月後に設定される。予備審理は審理の時間及び場所に関係する当事者及びその他の者に通知して単独の裁判官が審理する。適切に通知を受けた原告及び(又は)被告、さ

らにその他の関係者が出廷できない場合、予備法廷は欠席のまま開かれる。予備審理は争点等の絞込み、本案審理の準備及び円滑な運用のために行われる。

予備法廷審理では商事裁判所は次に掲げる事項を行う。

- 1) 当事者の申立てを審理する
- 2) 提出された証拠の十分性を決定し、当事者に事件における証拠について通知する
- 3) 司法手続のために事件の準備をする過程で解決された問題を審理し、法に規定されるその他の手続手段を実行する

予備法廷審理において当事者は証拠を提出し、申立てを提起し、開廷中に発生した問題すべてに関する自らの意見を述べる。予備審理において裁判所は事件を実体審査にかけるか否かを決定する。

反訴

被告は、本案の審理が終結する前に、基本請求との共同審理のため原告に対する反訴を提出することができる(商事訴訟法第132条)。商事裁判所は次に掲げる場合に反訴を受理する。

- 反訴が元の請求を相殺することを目的としたものである場合
- 反訴と最初の請求が関連したものであり、共同審理を行うことで事件をより速やかかつ正確に審理することにつながる場合

裁判所の実務では反訴としての先使用権請求の提出を認めている。例として、知的財産裁判所が審理した第A08-2171/2012号事件では、発明特許2件の所有者が、侵害行為の中止を求め、民事訴訟を提起した。係争された機器の製造に関する技術文書が発明の優先日より前に作成されたものだったため、被告は自らの先使用権認定を求める反訴を提出した。

専門家の意見

事件の審理過程で発生し、特別な知識を要するような問題を明確化するため、事件に関与する者の申立てを受けて、又は事件に関与する者の同意を得て、裁判所が専門家による審査を命ずることがある。この命令が法で規定されたもの若しくは同意を得て認容されたものである場合、提出された証拠の虚偽の立証に関する申立てを確認するために必要である場合又は追加若しくは再度の専門家による審査を行うために必要である場合に、裁判所は自らの責任において専門家による審査を命ずることができる(商事訴訟法第82条)。

特許権侵害事件では専門家が裁判所に関与することがきわめて多いのに対し、その他の種類の知的財産紛争においては裁判所が専門家の意見なしで事件を審理することがあるということを述べておかなければならない。例えば、2007年12月12日付第122号情報書簡において、最高商事裁判所は、商標紛争における商標と他の名称の間の類似性の問題は一般的な顧客の立場から判断されるべきものであるため、特別な知識は不要であり、専門家の意見なしで解決することができると述べている。

実体審査

事件に関与する者への審理の日程及び場所の通知が必須となっている審理において事件の実体審査が行われる。裁判官は次に掲げる内容を行う。

- 1) 法廷審理を開始し、審理の対象となっている特定の事件を発表する
- 2) 事件に関与する者、その代理人及びその他の関係者の審理への出廷を確認し、身元を確認してその権限を立証する。法廷審理に出廷していない者が適切に通知を受けていたか否かを確認する
- 3) 商事裁判所の和解について告知し、事件に関与する者の権利について通知し説明する
- 4) 原告が請求をサポートしているか、被告が請求を認めているか、両当事者が和解契約の締結又は調停手続のいずれによる紛争の解決を望むのかを確認し、最後の点について法廷審理議事録において該当事項が記載される
- 5) 審理を実施し、事件の証拠及び事実を確実に包括的かつ十分に審査し、事件に関与する者の申請及び申立ての審理を提供する

裁判所の受理件数及び両当事者の都合により、状況に応じて審理は後日に延期されることがある。

判決の言渡し

判決は事件を慎重に審査した後に言い渡される。裁判官は会議室に引き上げ、そこで決定を下し、法廷に戻り判決を言い渡す。判決の言渡しの際、商事裁判所は両当事者が請求及び不服申立ての立証のために提出した証拠及び意見を評価し、事件に対して重要な意味を持つ事情で認められたもの及び認められなかったもの、当該事件に適用すべき法律及びその他の規範を判断し、事件に関与する者の権利及び義務を決定し、請求が満たされているか否かを決定する。書面による判決が後日両当事者に送付される。第一審裁判所の判決は、控訴が提起されない場合、1か月後に発効する。

控訴

第一審裁判所の判決には、判決が完全に発行されてから1か月以内に控訴することができる(判決文の全文が当該裁判所より発行された日から起算する。通常、言い渡しから5日以内に全文が発行される)。実際には通常、判決が両当事者に言い渡された審理から5営業日以内に行われる。控訴裁判所の判決は完全に発行された直後に発効し、この判決については破毀審裁判所(知的財産裁判所)に控訴することができる。控訴裁判所は事件を本案に基づいて再審理する権限を有する第二審である。

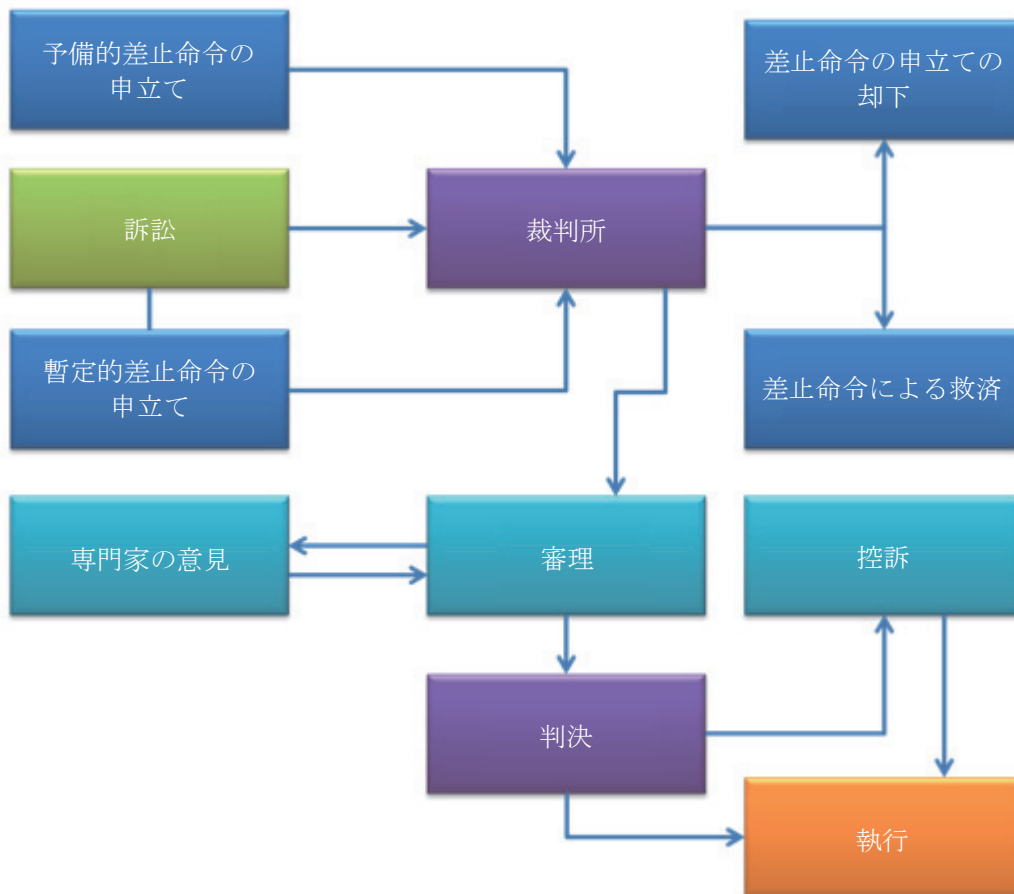
破毀審裁判所(知的財産裁判所)は下級裁判所での重要な法律及び手続法の規則適用の正確性を確認する第三審である。

破毀審裁判所(知的財産裁判所)の司法行為は最高裁判所の第二破毀審に、さらに監督審としての最高裁判所幹部会に上訴することができる。

執行

商事裁判所の司法行為は公的機関、地方自治体、その他の組織、機関、国家公務員及び個人に対して強制力を有するものである(商事訴訟法第16条(1))。

判決が敗訴当事者によって履行されない場合、執行官による執行を受けることになる。執行官による司法行為の執行は裁判所の発行する強制執行令状に基づいて行われる。裁判手続のフローチャートを以下に示す。



(5) 正式事実審における証拠及び財産保全手続

裁判所は両当事者が提出した意見及び証拠に基づいて事件を審理する。両当事者が国内の者であるか又は外国の者であるかは裁判所にとって問題にはならない。

一般規則に従い、事件に関与する者はそれぞれ、自らの請求又は不服申立ての根拠として使用している事情を立証する義務を負う(商事訴訟法第65条)。

したがって、ロシア法に証拠開示手続がないため、侵害の証拠を収集し確保することに多大な注意を払う必要がある。

時として、特に証拠を被告又は第三者が所有している事件の場合には、原告は証拠の収集が困難になることがある。そのような場合には原告は当該証拠の提出の命令を求める申立てを提出することができる。当該証拠は、事件にとって重要でありこの証拠によって立証される状況、加えてこの証拠の入手が妨げられている理由、及び証拠の所在を添えて、申立てに明記しなければならない。申立てが要件を満たしていれば、裁判所は適切な証拠を所有している者にこれを提出するよう命令する。裁判所の証拠提出命令に対する不服従・妨害は、刑法315条で刑事罰(最高20万ルーブル若しくは被告人の賃金の最高18ヶ月分、もしくは最高5年間の特定の職務等に従事する権利の剥奪、または最高480時間の強制労働など)が科されるとされる。

書面による証拠及び証拠物件、事件に関与する者の説明、専門家の意見、専門家との協議、目撃者証言、音声録音及びビデオテープ、その他の文書及び資料が証拠として認められる。

証拠物件は裁判所に提出することが不可能である場合は所在地において審査することができる。また、このような証拠は裁判所の構内に保管されることがある。証拠に変更が加えられないようにしかるべき手段が取られる。

(6) 特許権侵害訴訟

民法第 1229 条及び第 1358 条は、何人も特許権者の許可なく発明、実用新案又は工業意匠を使用することは許されないと規定している。

以下のような行為は、発明、実用新案又は工業意匠の使用とみなされる。

- 1) 発明又は実用新案が使用されている製品若しくは工業意匠が使用されている物品のロシア連邦領内への輸入、製造、利用、販売の申出、販売、その他市場への流通又はこれらの目的での保管
- 2) 特許を付与された方法により直接得られた製品に関する上記の行動の実行。特許を付与された方法により得られた製品が新規なものである場合は、それが得られないことが証明されていない限りにおいて、特許を付与された方法により同一の製品が得られるものとみなす。
- 3) 機能(使用)させる際に特許を付与された方法が自動的に実施される装置に関して本項第 1 号で定める行為の実行
- 4) 発明が明確な目的のための製品の使用という形で保護されている時、請求に引用されている目的に従った使用を意図されている製品に関して本項第 1 号で定める行為の実行

(a) 特許権侵害の判断基準

1) 文言侵害

特許に記載されている発明の独立クレームに明記された発明の各特徴、又は、当該特徴と均等である特徴を、ある製品が含んでいるか、ある方法に伴う場合であって、当該特徴又は均等である特徴が、発明の優先日前に所定の技術分野においてそれ自体が知られるようになった場合、当該発明は当該製品又は方法により使用されたとされる(民法第 1358 条(3))。

実用新案特許の独立クレームに明記された実用新案の各特徴をある製品が含んでいる場合、当該実用新案は当該製品により使用されたとされる。

発明又は実用新案に係る知的財産権の保護は特許に基づいて付与されるものとし、その保護の範囲は、特許にそれぞれ記載されたクレームにより決定されるものとする(民法第 1354 条(2))。明細書及び図面はクレームの解釈にのみ使用される。

物品が同様の目的を持つものとして、意匠の本質的特徴すべて又は知識のある消費者に特許を付与された意匠と同一の全般的印象を与える特徴の全体を含む場合、当該意匠は当該物品により使用されたとされる。

よって、特許権侵害事件に関する決定を行うため、裁判所は被告による各知的財産の対象の使用の事実を立証しなければならない。

通常、明細書及び図面は、請求の中に十分に明確でない特徴がある場合、又は、発明若しくは実用新案の保護の範囲を確定するのが困難である場合に使用される。そのような場合には事件を審理している

裁判官又は裁判所命令に基づいて意見を用意している専門家が明細書又は図面を使用しそれらを参照することがある。

2)均等論に基づく侵害行為

均等論については民法第 1358 条(3)に述べられているが、これによると独立クレームに明記されている発明の各特徴、又はこれと均等な特徴を製品が含んでおり、かつ方法が使用している場合であって、当該発明の優先日以前に当業者間においてそれ自体知られていた場合、当該発明は当該製品又は方法において使用されたとされるものとする。均等論は発明にのみ適用することができる。

法律は「均等な特徴」の概念を明確にしていらないが、慣例によりこの概念へのアプローチは確立されている。均等な特徴とは、実行される機能及び得られる成果に合致する特徴である。特徴の均等性を判断するにあたり、その置換可能性が検討される。すなわち、同一の機能を果たす特徴は、様々な態様(意匠、技術又は材料)が考えられる。特徴の均等性は、特許対象物に類似する物の特徴の使用が、類似物を大きく上回る利点を特許対象物にもたらさないという事実によっても認定される。クレームされた特徴を他の技術的解決手段(構成要件)に置換することは、次に掲げる条件が満たされた場合に均等であるとみなされる。

- 特徴と均等物を置換しても発明の実体が変わらない
- 進歩的な特徴を他の構成要件(均等物)に置換しても同一の結果を得ることができる

よって、特徴の均等性の分析はまず、(製品に使用されている)特許発明を特徴づけるために使用されている特徴の機能を判断する必要がある。こうした特徴の実施の相違、及びその結果としての一部特性の相違は、特徴の均等性を認めない理由になりうる。

例えば、事件第 A43-18360/2013 号、単一企業体”Minskintercaps”対連邦反独占局(FAS)では、Minskintercaps 社が製造する医薬組成物”AnGricaps Maxima”の販売が不正競争行為に認定された。同事件ではユーラシア特許第 8765 号「抗インフルエンザ剤」に従い “AnviLab”、LLC の発明が特許権者の同意なく使用された。

同事件は裁判所で審理され、独立した専門家が裁判所の命令により、ユーラシア特許第 8765 号「抗インフルエンザ剤」の独立クレームに従った発明の各特徴、又は何らかの均等な特徴が単一企業体”Minskintercaps”(ベラルーシ)により製造された医薬組成物”AnGricaps Maxima”に使用されているか否かの質問に答えた。

専門家の報告書によれば、当該特許のその他の特徴は使用されているものの、「グルコン酸カルシウム」という物質は「炭酸カルシウム」と均等ではないため、当該製剤には当該特許発明は使用されていないとされた。特許権者は専門家が均等論を誤って適用したと主張し、両物質の均等性を立証する別の専門家報告を命じることを要求した。このため連邦反独占局(FAS)の決定が裁判所によって支持された。

(b) 抗弁

抗弁の戦略は様々であり、通常被告は特許を侵害していないということを立証しようとする。例えば、被告は特許発明又は実用新案の各特徴を含まない別の技術又は製品を使用していることを立証する証拠を提出することがある。

被告は自らの行為が法の下で許されているものにあたるということを立証しようとする。特許権の侵害を構成しない行為がいくつか存在する(民法第 1359 条)。このような行為として、次に掲げるものが

考えられる。

- 発明又は実用新案を組み込む製品、又は、意匠を組み込んだ装置を、外国の輸送手段等において使用すること。ただし、当該輸送手段が、一時的にロシア連邦領域内に入った場合に限る
- 発明若しくは実用新案を組み込む製品若しくは方法の科学的研究、又は、意匠を組み込む装置の科学的研究
- 事業活動に関連しない私的必要のための発明、実用新案又は意匠の使用
- 発明を用いた薬剤に係る医師の処方箋に基づいた、薬局における一時的調合
- 特許を付与された製品に係る権利の消尽

被告が特許無効手続を Rospatent(当該発明、実用新案又は意匠が特許要件を満たしていないという主張)又は知的財産裁判所(例：発明者又は特許権者の誤った表示に基づく)に対して開始しようとすることもある。Rospatent に対して特許無効の申立てを提出しても侵害事件の審理が延期されることにはならないという点には留意する必要がある。このような状況では両方の事件(特許無効及び侵害)が並行して進行する。侵害事件の決定が言い渡される前に特許が無効とされた場合、裁判所は侵害事件を却下する。しかしながら、決定が交付された後に特許が無効とされた場合は、当該決定に対し(決定が発効していなければ)上訴を提出するか、又は事件の再審理の申立てを提出することが可能である。

個別の事件の状況に応じて、被告は他の選択肢を利用することもできる。なお、訴訟では請求の範囲内で侵害論、損害論について審理が行われるが、侵害論のみを行い、後訴で損害賠償請求をすることも可能とされる。

(c) 差止命令

恒久的な差止命令は、本案の審理の後に、訴訟で述べられた原告の主張の範囲内でのみ認められる。裁判所は権利の侵害行為又は権利侵害のおそれを生ぜしめる行為の防止に関する申立てを認めることがある(民法第 1252 条(1))。

(d) 損害賠償

権利者は損害の賠償又は法定の補償金を請求する権利を有する(第 1252 条(1)(3))。損害とみなされるのは、権利を侵害された当事者が、侵害された権利を回復するために支払った又は今後支払わなければならない費用、当該当事者の財産の欠損又はこれに加えられた損害(補償的損害賠償)、及び通常業務条件の下で当該当事者が得られるはずだった利益で受け取っていないもの(逸失利益)である。

損害賠償額は請求人が立証し関連証拠によって裏付けなければならない。損害を立証するのが困難である場合には、請求人は損害賠償に代えて補償金を請求することができる。補償金額は 1 万ルーブルから 500 万ルーブル、又は対象の発明、実用新案若しくは意匠を、侵害者が使用したような用法で類似の状況下で適法に使用した場合に通常徴収される対価に基づいて決定されたライセンス契約額の倍額になる。しかしながら、裁判所が事件の状況を考慮して補償金額を加減することがある。

(e) その他の救済

(正当な権利者名を記載した)判決を公表することができる(民法第 1252 条(1))。

(f) 近年の実際の事件の概説

事例1

事件第 2-2529/2013～M-6914/2012 号(控訴裁判所判決日：2014年2月4日)

Shumilin 氏はサムソン電子株式会社に対し彼の実用新案特許第 27767 号の特許権侵害について訴訟を起こし、およそ 1100 万ドルを請求した。特許権者が添付した鑑定書によれば、当該実用新案はサムソンが生産するデュアル SIM 携帯電話に使用されていた。サムソンの弁護士は鑑定書を吟味してこれに根拠がないことを発見し、このことは独立した鑑定人によっても立証された。裁判所は法廷鑑定を命じ、非常に名声の高い経験豊富な鑑定人にこれを委託した。この鑑定人はサムソン側の弁護士の主張を完全に立証し、結果として裁判所は当該事件を棄却することとなった。控訴裁判所は第一審裁判所の判決を支持した。

事例2

事件第 A40-89653/2014 号(判決日：2015年6月25日)

イタリアの有名な美容健康機器及び装置の製造・販売業者に対し、相手方が皮膚縫合の外科繊維組立手法を権利化して訴えようとした。特許権者は当該製品の輸入禁止、補償金及び道徳的損害を請求した。

被告(製造業者)の代理人は、原告が提出した証拠は当該イタリア人製造業者が当該特許発明を使用したことを確認していないと立証することに成功した。この目的のため、代理人は次に掲げる行為を行った。

- 当該発明の保護の範囲と当該製造業者の製品との間の相違を説明した不服申立てを作成
- 証拠の収集方法に異議を唱え、相手方による手続規則違反を主張
- 相手方の特許を新規性の欠如により無効とするため、Rospatent に無効を申立て

裁判所は事件を棄却し、特許権者の請求を認めなかった。

(7) 意匠権侵害訴訟

(a) 意匠権侵害の判断基準

意匠の保護の範囲は本質的特徴の組み合わせによって決定されるが、この本質的特徴は当該意匠の表現に示されるものである。上記の他の章でも述べられているように、「本質的特徴」とは、物品の外観の審美的特性を決定する特徴(形態、構造、装飾及び材料の色彩、線、輪郭、織地及び製作法の組み合わせを含む)のことである。

ある物品が特許を付与された意匠の本質的特徴すべて、又は、特許を付与された意匠と同じ全体的な印象を情報に通じた消費者にもたらす特徴の均等な組み合わせを有する場合、意匠及び物品が類似する機能を持つことを条件として、当該意匠は当該物品に使用されたものとされる(民法第 1358 条)。

意匠権侵害事件があった場合、裁判所は特許を付与された意匠及び侵被疑侵害意匠が同一であるか、又は類似であるかを判断する。このような吟味を行う際、裁判所は侵害している意匠が情報に通じた消費者に特許意匠と同一の全体的印象を与えるはずであるという前提に基づいてこれを行う。侵害があるか否かを判断する際、裁判所は両意匠の画像の別個の要素及びそれらの全体的組み合わせを評価し、両

意匠が情報に通じた消費者の目から見て類似であるか又は同一であるかの結論を引き出す。

(b) 抗弁

意匠権侵害訴訟で抗弁を行う際には、次に掲げる内容を請求することが可能である。

- 非侵害性(例：被疑侵害製品が原告の特許を付与された意匠の本質的特徴すべてを含んでいないこと)
- 私的な非商業目的の利用(民法第 1359 条(4))
- 実験目的の利用(民法第 1359 条(2))
- 権利の消尽(民法第 1359 条(6))
- 先使用权(民法第 1361 条)
- 請求が出訴期限に基づき期限徒過となっていること。この期限とは、被害者が自らの権利の侵害の事実を知った又は知り得たはずの瞬間から 3 年間である。

(c) 差止命令

意匠特許訴訟の間、手続のいかなる段階においても、特許権者は裁判所の判決が下るまで、被告による被疑侵害製品／方法の使用を特に禁じる暫定的差止命令の申立てを提出することができる。しかしながら、この申立てにおいて特許権者は、当該申立てが認められない場合は裁判所の判決は有効でないこと、及び暫定的差止命令が執行されなければ特許権者に対し重大な損害が発生することを論証しなければならない。

差止命令は、申立人の所有する意匠特許の本質的特徴のすべてが被告の製品に含まれる場合に発せられる。判例によれば、大半の事件において特許権者は差止命令のみを請求している。意匠権侵害物品の製造に供された装置(例えば金型)の破棄命令を裁判所が出したという事実は聞いたことがないが、商標権侵害、特許権、実用新案権侵害の物品の製造に供した装置の破棄命令は出されたことがある。

(d) 損害賠償

勝訴した原告に与えられる救済は、上記第(6)項(d)(p.110)で述べたものと同一である。

(e) その他の救済

(正当な権利者名を記載した)判決を公表することができる(民法第 1252 条(1))。

(f) 実際の事件

事例 1



Pubert Henri SAS 対“VILAND”, LLC 事件(事件第 A03-3151/2014 号に関する 2015 年 5 月 7 日の第七控訴商事裁判所判決)においては、(意匠明細書にある本質的特徴によると)フランスの農業機械製造業者である原告が意匠特許第 82378 号「モーター耕運機」を所有している。被告は申立人の特許の本質的特徴の範囲内に含まれるとされる中国製モーター耕運機 KANSAS を輸入及び販売した。

原告はサンプルを購入し、暫定的及び恒久的差止命令、当該模倣耕運機の押収及び廃棄、さらに公報

「意匠」への判決の掲載を請求する訴訟を提起した。原告は、被告の製品が問題の特許の本質的特徴をすべて含んでいると述べた特許代理人の鑑定書を訴訟とともに裁判所に提出した。

第一審の間、審理は三度行われた。第一回の審理は原告の申立てに基づいて、ノヴォシビルスク商工会議所の鑑定人によって行われた。調査結果によると、モーター耕運機 KANSAS は Pubert Henri SAS が所有する意匠の本質的特徴をすべて含んでいた。

第二回審理は被告の提出した申立てに基づいて行われたもので、その結果、反対に問題の意匠特許は被告が輸入及び販売したモーター耕運機 KANSAS には使用されていないということが立証された。

Pubert Henri SAS は、第二回の審理において鑑定人が調査したのは被告が提供した耕運機であり、これは以前被告が販売した KANSAS 耕運機と同一のものであるという証拠はないと主張して、第二回審理の結果に異議を申し立てた。

裁判所は原告の求めに応じ第三回審理を設定することを決定し、第三回審理により結果的に特許権者の主張を支持することになった。

結果として裁判所は Pubert Henri SAS の請求に応じ、控訴裁判所も同判決を支持した。

事例 2

LLC “PF Alta-Profil”対 LLC “TZK Techosnastka”事件(知的財産裁判所判決 2015 年 9 月 24 日、第 A40-181388/13 号)では、請求人は以下の対象の権利を所有していた。

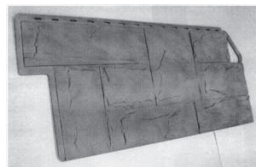
- 工業意匠特許第 82786 号「角要素」



- 工業意匠特許第 76157 号「角要素」



- 工業意匠特許第 87711 号「外装パネル」
- 実用新案特許第 89566 号「外面角」



特許権者は LLC “TZK Techosnastka”による侵害事実の認定、差止命令、被告が販売した模倣品の押収、破棄及び Rospatent 公報への判決の掲載を請求して、モスクワ商事裁判所に訴訟を提起した。原告は、当該工業意匠及び実用新案に対する原告の権利を侵害しているとされるプラスチック製品を LLC “TZK Techosnastka”が製造及び販売していることができる被告のウェブサイトをプリントアウトしたコピー(公証人による認証済)を訴状とともに裁判所に提出した。

事件の審理の間、両当事者は裁判所に相反する専門家の意見を各々提出した。

両当事者が提出した申立に基づき、裁判所は審理を行った。この法廷審理の結果、原告の以下の意匠特許が被告の製品に使用されていたことが立証された。すなわち、工業意匠特許第 76157 号、工業意匠特許第 87711 号、及び実用新案特許第 89566 号である。

結果として、第一審裁判所は特許権者の請求に部分的に応じたことになる。

さらに、被告が先使用权を請求して判決に対し控訴した。最終的に、上記控訴は証拠不十分のため第九控訴商事裁判所により棄却された。知的財産裁判所は破毀審を務め、下級裁判所の決定を支持した。

(8) 商標権侵害訴訟

(a) 商標権侵害の判断基準

最高商事裁判所の 2007 年 12 月 13 日付第 122 号判決によれば、2 件の標章の類似性に関する問題は、鑑定人による調査を採用しなくとも裁判所が審理することができる。上記判決によれば、(鑑定人による調査等の)特別な調査は特別な背景知識が求められる事項の審理にのみ採用するものとされている。原告及び被告の商品に使用されている 2 件の文字標章の類似性の問題は、一般消費者の観点から裁判所が解決することができるもので、特別な知識は求められない。

裁判所は Rospatent が発行した「商標登録のための標章の出願及び審査に関する規則」を適用するのが通例である。同規則には類似性の基準が定められている。類似性の基準は称呼、外観、観念である(第 1 章第 3 項(6)を参照(p.57))。

周知商標の場合、法的保護の範囲は当該周知商標登録が適用される商品に類似しない商品にも及ぶ。これは他人による当該商標の使用から消費者が商標権者を連想し、当該商標権者の正当な利益を侵害する可能性がある場合に該当する。

(b) 抗弁

商標訴訟において抗弁する際は、次に掲げる内容を請求することが可能である。

- 非侵害性(例：被告が使用している標章が原告の登録商標に混同を生じさせるほどに類似していないこと、又は模倣品とされる商品が、原告の商標につき保護される商品と類似でないこと)
- 権利の消尽(民法第 1487 条)
- 別の登録商標、以前の社名又は商品名の使用
- 当該商品又はサービスの使用目的(特に付属品又はスペア部品として、若しくは整備又は修理サービスの場合)を表すために使用が必要である。裁判実務では、例えば会社名の登録商標(XXX)が Used for XXX と目だって表示されていても商標の表示が商品の意図を示す目的のためであって、当該商品の識別のためでない限り、商標権侵害とは判断されない。
- 所有者側での権利の濫用(例：権利者による商標の実際の利用がない状態で第三者の使用を妨げる目的での当該商標の登録や、金銭的補償を含めて、権利者により長期間使用されていない商標の法的保護を得ようとすることは権利の濫用と認められる。)
- 請求が出訴期限に基づき期限徒過となっていること。この期限とは、被害者が自らの権利の侵害の事実を知った日又は知り得たはずの日から 3 年間である。

商標の無効は Rospatent が扱う別個の行政手続であるため、商標の無効の抗弁は商標権侵害訴訟の間は行うことができないという点に留意しておかなければならない。

(c) 差止命令

ロシアの法律の下では、暫定的差止命令の却下により原告に重大な危害が及ぶか、又は以後の判決の執行を困難若しくは不可能にする可能性があることを原告が立証した場合にのみ、裁判所は暫定的差止命令を認める。

商標権侵害紛争における暫定的差止命令は通常、模倣品の押収又は被告若しくは第三者による紛争対象の処分(例：ドメイン名の移転、特定の商品の処分等)を一時的に防ぐ目的で認められる。一般原則として、暫定的差止命令の申立ては、当該処置の関連する紛争を審理するのと同じ裁判所に提出しなければならない。

申立ては手続きのいかなる段階でも、又は手続きが実際に開始する前であっても提出してよいが、主となる訴訟は暫定的措置の申立ての提出とともに、又はその提出後速やかに提起しなければならない。裁判所は1営業日以内に暫定的差止命令の申立てを審理する義務を負う。

意匠権侵害の項で既に記したように、商標権侵害訴訟において原告は商標の表示を作成するための版下など、侵害行為に供した装置の破棄命令を裁判所に請求することができる。この場合には、装置の押収といった仮の差止めも請求できる。

(d) 損害賠償

商標権侵害訴訟の枠組内で、権利者は、次に掲げる内容を請求することができる。

権利者は損害の賠償又は法定の補償金を請求する権利を有する(第 1252 条(1)(3))。損害とみなされるのは、権利を侵害された当事者が、侵害された権利を回復するために支払った又は今後支払わなければならない費用、当該当事者の財産の損失又はこれに加えられた損害(補償的損害賠償)、及び通常業務条件の下で当該当事者が得られるはずだった利益で受け取っていないもの(逸失利益)である。

損害賠償額は原告が立証し関連証拠によって裏付けなければならない。損害を立証するのが困難である場合には、原告は損害賠償の代わりに補償金を請求することができる。補償金額は1万ルーブルから500万ルーブル、又は対象の商標又は特許の侵害者が使用した用法で類似の状況下で適法に使用した場合に通常得られる対価に基づいて決定されたライセンス契約額の倍額になる。しかしながら、裁判所が事件の状況を考慮して補償金額を加減することがある。

損害賠償賠償及び無条件の補償金支払請求は二者択一的な請求であり、商標所有者はこれらの請求のうち、どちらか一方しか請求することはできない。損害が文書で証明できず、かつ詳細な計算根拠を提出することも困難である場合には、補償金の請求が望ましいという点は注意しなければならない。

(e) その他の救済

(正当な権利者名を記載した)判決を公表することができる。

(f) 近年の実際の事件の概説

事例1

有名な漫画“Smeshariki”のキャラクターのロゴ及び名称を構成する多様な商標の所有者である Smeshariki GmbH 社は、商標権侵害を申し立て、カルガ地方商事裁判所に個人事業者 *Moiseev S.A.* を提訴した。この訴訟において、当該商標権者は総額10万ルーブルの金銭的補償を請求した。

当該商標権者は以下の証拠を裁判所に提出した。被告が漫画“Smeshariki”の不正 DVD ディスクを販売したことを裏付けるビデオで、同 DVD ディスクのカバーに原告の商標と混同を生じさせる程度に類似した表示が掲載されているもの、及び対応するインボイスである。

裁判所は、当該 DVD ディスクのカバーにある文字及び図形の表示と原告が権利を有する商標とを比較し、侵害の事実が立証されていること、及び侵害者からの 10 万ルーブルの補償金の回復を求めるための法的根拠がすべてであることを認めた。商標権者の請求は認められ、判決は控訴裁判所及び破毀審にも支持された(知的財産裁判所判決 2015 年 10 月 2 日第 A23-4214/2014 号)。

事例 2

第 A40-45599/14 号事件では、CJSC “Conde Nast”が、複数の商標“VOGUE”(第 250203 号等)の違法な使用の停止、“VOGUE”の標章のある不正な紙製スケジュール帳の押収及び廃棄、並びに、総額 300 万ルーブルの金銭的補償の支払いを請求する訴訟を“ALT” LLC 及び個人事業者 Zinoviev A.A.に対して提起した。

原告である CJSC “Conde Nast”は、上記商標の排他的権利を有する権利者から独占的な使用許諾を受けた者である。原告代理人がウェブサイト <http://alt-shop.biz/>を通じて“VOGUE”の標章が付された当該紙製スケジュール帳を購入した。訴訟を提起する前、CJSC “Conde Nast”は侵害者に警告状を送付したが、侵害者は自主的に侵害を停止することを拒否し、問題の製品を自らのウェブサイトで販売し続けた。

第一審裁判所は侵害を認めたが、模倣品の押収及び廃棄に関しては、商品及びその所在が原告によって特定されていないため CSJC “Conde Nast”の請求に応じることを拒絶した。また裁判所は補償金を 31 万ルーブルに減額した。

判決は控訴裁判所及び破毀審にも支持された(知的財産裁判所判決 2015 年 5 月 20 日第 A40-45599/14 号)。

(9) 並行輸入についての民事訴訟

現在、民事訴訟が並行輸入の事件に適用できる唯一の救済である。2008 年に最高商事裁判所がすべての商事裁判所に拘束力のある関連声明を出したことで司法慣行が修正された。それ以来多くの民事訴訟が提起され、判決は(いくつかの例外があるとはいえ)決まって日本企業及び他国の企業に有利なものになった。一例として BMW 事件を挙げることができよう。この事件は 2010 年に開始され 2014 年に並行輸入を明確に禁止して終結した。これがおそらく並行輸入に関する最長の事件である。驚くべきことに、同事件は「(判決の基礎となるような)新たな事情」が発生した場合に再審理を認めている商事訴訟法に基づいて、並行輸入者により再審の訴えが提起された。並行輸入者の意見では、「新たな事情」とはキルギスのユーラシア経済連合への加盟である。裁判所はこの「新たな事情」に基づく再審請求を棄却した(2015 年 9 月)。別の並行輸入の事件にはメルセデスが開始したものがある。この事件は原告の訴えが不適であったため棄却された。並行輸入者が長期にわたって当該商品を販売していたにも拘わらず、原告は並行輸入商品を廃棄するよう裁判所に求めるような場合は、当該請求は認められない。

トヨタが関わる興味深い判例がある(2015 年 6 月)。この裁判では、輸入者がトヨタの商標は支配的な地位を占めてはおらず、したがってロシア市場へ当該物品を持ち込むことが許可されるだろうと考え、トヨタの商標を独自の商標“EMEX”の後ろに隠そうと試みた(裁判実務に従えば、商品を販売せず、商標を使用することで自分が当該商標の下にある商品に関連したサービスを提供していることを示す者が表示した商標は、消費者にとってどれほど明らかであったとしても商標権の侵害とはみなされない)。この試みは失敗に終わった。輸入者は下級裁判所の判決すべてに対して控訴したにもかかわらず敗訴し

た。知的財産裁判所が破棄院としての権限においてこの事件における並行輸入を禁止した。

同様の判例は、これを扱う弁護士に高い力量を要求しているということを留意しておかなければならない。商標権者が敗訴した事件の大半において、請求内容が的確に記載されておらず、そのため請求が拒絶されることになった。請求が拒絶される理由でもっとも多いものは、輸入者が販売する物品を裁判所の審理の時までに廃棄してしまうというものである。こうした請求は多くの場合裁判所に拒絶される。

並行輸入に関する重要な発展はユーラシア経済連合(EAEU)の形成である。同連合では権利の地域消尽が採用されている。現在 EAEU にはロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア及びキルギスが加盟している。アルメニア及びキルギスは 2015 年の新加盟国であり、今後 2 年間で権利の地域消尽を導入するよう国内法を適応させるだろう。

一方で、ロシアにおける並行輸入の自由化を目的とした議論もある。まず自動車のスペア部品、医薬製品及び医療機器の輸入を合法化することが提案されている。これらの処置は 2020 年までの実現を目標としている。同時に、ロシアでの製造が合法化されている製品について、権利の消尽に関する国家的(地域的)制度の存続も提案されている。

EAEU 内にはユーラシア経済委員会(EAEC)が発足した。同委員会は EAEU 内の並行輸入に関する議論を行う。2015 年半ばまでに EAEC は数回会合を開催したが、明確な決定は下されていない。権利の消尽の制度変更は EAEU 加盟国の同意に基づいてしか行われぬ。このため、現状は商標権者に有利なままである。

(10) 著作権侵害訴訟

(a) 著作権侵害の判断基準

著作権侵害事件の審理の過程で、民事法廷は、次に掲げる事実を立証する。

1) 原告が真の著作権者又はの独占的な被許諾者であり、そのため原告は請求の陳述を提出する法的権利を有することを、提出された証拠が示すものであるか否か

著作権者又はその独占的な被許諾者のみが権利行使のための訴訟を提起することができる。

著作権者によって訴訟が提起された場合、当該権利者は係争作品に係る自らの著作権を立証する証拠を提出しなければならない。この証拠となり得るのは、著作権者の氏名が記載された著作物の原物又は複製、著作物の作者との譲渡条項を含む委託又は雇用契約書、著作物の初版の日付を証明する文書、外国管轄権の著作権局への当該著作物の登録を裏付ける証明書である。

2) 被告が犯した侵害行為

原告は被告が犯した侵害行為を書面により証明しなければならない。

例えば、被告が著作物のコピー品を販売していた場合、原告は被告から購入したコピー品を、受領証及び貨物運送状とともに提出しなければならない。当該受領証及び貨物運送状は購入したコピー品についての詳細な情報、すなわち著作物の名称及びその価格を含むものでなければならない。

被告が当該著作物の複製について、自らのウェブサイト上で販売している場合は、ウェブサイトの関連コンテンツについて(公証人等から)認証を得ることで上記の証拠を確保することも可能である。

3) 原告の著作物が被告によって使用されているか否か

裁判所は原告の著作物を被告によって使用された著作物と比較しなければならない。

両著作物が同一でない場合、裁判所は原告の著作物が被告の著作物において使用されているか否か、すなわち、被告の著作物が原告の元の著作物に基づいて創作されたものであるか否かの問題を審理する。著作物の性質及びその再加工品の程度によって裁判所が法廷専門家の意見を求めることがある。

4) 侵害が立証された場合、原告に対しどの程度の補償金又は損害賠償を与えるべきか

間接的な損害を含め損害賠償は、関連する証拠があれば全額請求することができる。損害賠償に代えて補償金を請求することができ、その金額は1万ルーブルから500万ルーブル、又は著作権で保護されたライセンス契約額の倍額になる。

5) 勝訴した当事者に対し弁済すべき訴訟費用の額

法律では、裁判所が有利な判決を下した側の当事者の権利を、弁護士による法律業務の費用を含めた訴訟費用を弁済するよう規定している。裁判所は請求額を加減することができる。

訴訟費用は裁判所による事件の審理段階、又は最終判決の交付後のいずれでも請求することができる。

訴訟費用の請求額及びその支払いの事実は、法定代理人又はその法律事務所と締結した契約書、インボイス、支払いを証明する銀行書類などの書面により証明しなければならない。

(b) 抗弁

被告は次に掲げる意見を提出することができる。

- 当該著作物が私的目的に使用されたこと(私的利用) - 民法第1273条。
- 法律は、何人にも、対価を支払うことなく、公表されている著作物を私的利用のために複製する権利を認めている。しかし、法律には一般原則からの例外がいくつか含まれている。特に、建造物及び類似の構造の形式の建築の著作物、データベース又はその重要な部分、コンピュータプログラム及びその他一部の著作物を複製することは認められていない。
- 当該著作物が情報提供、学術、教育、又は文化的な目的で使用されたものであること - 民法第1274条。

特に、被告は科学、議論／批評、又は情報の目的でなされた当該著作物の引用が、引用の目的によって正当化されるだけの分量で適法に公表されたと主張することができる。

- 事件が写真の著作物、建築の著作物又は造形美術の著作物の使用に関するものである場合、被告は、民法第1276条で認められている公衆に開放されている場所に恒常的に設置された著作物を使用したと申し立てることができる。
- 公式な儀式若しくは宗教的儀式、又は葬儀において、当該儀式の性質上正当な範囲内における音楽の著作物に係る公の実演であること - 民法第1277条。
- 抗弁の主張として、被告は当該著作物が独自のものではなく、従って著作権保護の対象外であると申し立てることで著作物の正当性を争うことができる。
- 被告は、原告の著作権を証明する証拠の正当性を争い、原告は真正の著作権者又は現在の独占的な被許諾者ではない(例：使用許諾契約の期間が満了している、又は使用許諾契約が当該著作物を含んでいない)と主張することができる
- 被告は原告が訴訟を開始することで被告に損害を与えることだけを目的に悪意をもって行動し

たと申し立てることができる。被告が自らの主張を立証する場合、裁判所は原告の行為を権利の濫用と認め、訴訟を棄却することができる。

(c) 差止命令

著作権者は差止命令を請求することができる(民法第1252条)。結果として裁判所は侵害者の著作物の使用を禁じることができる。

予備的及び暫定的差止命令を利用することもできる。

特に、裁判所は、被告に対して、当該著作物の複製を流通に置くことを目的とする特定の行為(創作、複製、販売、貸与、輸入、又は法律に定める他の利用、及び、輸送、保管又は所有)を禁止することができる。

さらに裁判所は、当該著作物の情報及び遠距離通信ネットワークでの非合法な使用を禁止するため、とりわけ非合法に使用された当該著作物を含む素材へのインターネット上でのアクセスを制限するため、侵害の範囲及び性質に対応する差止命令を出すことがある。

裁判所は、模倣品の疑いがあるすべての著作物の複製、並びに、その作成又は複製に使用されたすべての材料及び装置の差押えを命ずることができる。

(d) 損害賠償

権利者は、損害の賠償又は法定の補償金を請求する権利を有する(第1252条(1)(3))。損害とみなされるのは、権利を侵害された当事者が、侵害された権利を回復するために支払った又は今後支払わなければならない費用、当該当事者の財産の欠損またはこれに加えられた損害(補償的損害賠償)、及び通常の業務条件の下で当該当事者が得られるはずだった利益で受け取っていないもの(逸失利益)である。

損害賠償額は、原告が立証し関連証拠によって裏付けなければならない。損害を立証するのが困難である場合には、原告は損害賠償に代えて補償金を請求することができる。補償金額は1万ルーブルから500万ルーブル、又は対象の著作権で保護された著作物を類似の状況下で適法に使用した場合に通常徴収される対価に基づいて決定された当該著作物のライセンス契約額の倍額になる。しかしながら、裁判所は、事件の状況を考慮して補償金額を加減することがある。

損害の賠償及び無条件の補償金の支払いは二者択一的請求である。損害が書面により証明できず、かつ詳細な計算根拠を提出することも困難である場合には補償金の請求が望ましいという点は注意しなければならない。

(e) その他の救済

民法第1252条は、著作権者が次に掲げる請求を提出することを認めている。

- 著作物の原作者であること又は著作権の認定
- 当該著作物の不正な複製の押収
- 侵害者が費用を負担しての、侵害のために使用された装置及び材料の押収及び廃棄
- 関与した侵害に係る司法判断を実際の権利者を明記して公表すること

(f) 実際の事件

事例1

出版社“TERRA LLC”対出版社“Astrel LLC”(裁判事例第 A40-99593/09 号)。

この事件ではロシアの大手出版社 2 社が、ロシアの著名な科学フィクション執筆者の一人である Alexander R. Belyaev の著した書籍の著作権侵害とされる行為をめぐって争った。Alexander R. Belyaev は地元の新聞社でジャーナリストとして働いていた 1942 年、レニングラード（現サンクトペテルブルク）近郊のプーシキン市のナチによる占領の間に餓死している。

原告は Alexander R. Belyaev による 6 冊の著作における自らの排他的著作権を(著者の相続人との契約に従って)行使し、被告による著作権侵害(当該著作の無断出版)があったとして訴訟を提起し、差止命令、当該出版物の押収及び廃棄、司法判断の公表、及び 75 億 6702 万 5400 ルーブルもの莫大な額の補償金を請求した。この事件はモスクワ商事裁判所に提訴された。

被告は著作権保護期間が 50 年であり、Belyaev 氏の著作の著作権が(Belyaev 氏が 1942 年に死亡しているため)1993 年に失効していることを主張して応答した。

裁判所は当該著作物が「公有(パブリックドメイン)である」という抗弁を認めず、ソヴィエト連邦崩壊後のロシア法の移行規定及び現行民法第 1281 条を引用した。これによれば著作権は著者の死後 70 年後に失効する(著者の死亡の翌年に期間が開始する)。

裁判所はさらに同規則の例外をも引用した。当該著作者が大祖国戦争(1941 年-1945 年)の間に働いていたため、著作権が 4 年延長された(戦時加算)。

結果として、裁判所は著作権失効に関する被告の申立てを棄却し、差止命令、押収及び廃棄の請求を認め、また裁判所記録の公表を命じた。

補償金額を検討するに際して、裁判所は原告が当該著作物の価格の倍を請求していることを明らかにした。補償金額の計算の基礎として原告は Belyaev が著した書物を自らが出版した際の価格を使用していた。

裁判所はこの計算を認め、75 億 6702 万 5400 ルーブルを認定した(モスクワ商事裁判所判決 2010 年 7 月 27 日、事件第 A40-99593/09 号)。

判決は両当事者により複数回控訴された。最終的に、両当事者は事件について和解し、被告が原告の排他的権利を認めて補償金に加え原告が支払った州税の 50%を支払うことを誓約する契約を結んだ(モスクワ商事裁判所判決 2012 年 6 月 13 日)。

事例2

Gestmusic Endemol S.A.及び WaiT Media CJSC 対 Pervy Kanal CJSC(事件第 A40-84902/2014)

この事件はテレビ番組(テレビ番組の構成)に対する著作権保護を求める請求に焦点を当てたものである。

原告はスペイン企業で、原告のフランチャイズ加盟社又は地元のライセンシーによって「あなたの顔は聞き覚えがある“Your face sounds familiar”」の題名で多くの国で商品化されている有名なテレビ番組“Te cara me suena”の開発者として知られていた。

フランチャイズ加盟社の中にロシア企業 Wait Media CJSC があり、同社は同テレビ番組のロシア版を制作し、ロシア最大のテレビチャンネルである 1st Channel CJSC に同番組を放映する権利を与えていた。

しかしながら、財政上の理由により、当該フランチャイズ加盟社が被告との関係を終了し、放映権をロシアの別の大手のチャンネルに与えた。代わりに、被告は新テレビ番組“*Toch v toch*”(英語：“*Exactly to a T*”「ぴったり正確に」)を開始した。

原告は新番組“*Exactly to a T*”は原告の番組“*Your face sounds familiar*”の模倣であるとみなし、モスクワ商事裁判所に著作権侵害事件として提出したが、同裁判所は当該テレビ番組の構想が著作権によって保護されていないことを挙げて事件を棄却した(モスクワ商事裁判所判決 2014 年 10 月 14 日)。同判決は 2015 年 1 月 19 日の第九商事裁判所判決においても支持された。事件は知的財産裁判所に控訴されたが、同裁判所は極めて詳細な棄却理由を提供した(知的財産裁判所判決 2015 年 5 月 8 日)。

とりわけ、この事件において裁判所は原告が自らのテレビ番組の「制作バイブル」が被告のテレビ番組制作の際に使用されたと訴えた点を指摘した。

しかしながら、裁判所は原告のテレビ番組の「制作バイブル」は元となる既存のスペインのテレビ番組の単純な描写、その制作の指針及び方法を提供する著作物であると結論付けた。このため、裁判所は、当該テレビ番組の各シリーズがそれぞれ個別の台本にしたがって撮影されているため、この種の文書はテレビ番組の台本にはあたらないと認めた。

さらに、裁判所が指摘したように、当該事件では被告が原告の当該テレビ番組の権利を保護された要素(音声又は視覚要素)若しくは著作物としての「制作バイブル」の部分を使用したという証拠を提出していなかった。

被告が使用した要素は制作技術の要素であり、したがって著作権の適用除外(方法、指針、概念等は著作権によって保護されない)に基づくと、被告は原告の著作権を何ら侵害していないことになる。

知的財産裁判所は、下級裁判所に同意して、以下の引用をした。

民法第 1259 条(5)、著作権は、思想、概念、原則、方法、手順、システム、手段、技術的・組織的若しくはその他の課題の解決法、発見、事実、又はソフトウェアのプログラム言語には及ばない。

民法第 1270 条(2)、技術的、経済的、組織的又はその他の解決法として提供されたものを含む著作物の実用的な使用は、著作物の利用ではない。

しかしながら、知的財産裁判所は、各場合に依じて技術的又は組織的な解決法として特許又はノウハウ保護を使用することを法律は禁止していないことを指摘した。

さらに、知的財産裁判所が結論付けたように、それ自体が記述である表現(表現形式)は著作権によって保護されているが、一方で記述された概念、解決法等は著作権によって保護されていない。

この点に関して、知的財産裁判所は、被告が著作物としての「制作バイブル」を使用しておらず、加えて同バイブルの著作権で保護されたいかなる要素(写真、ロゴ、企画等)も使用していないという点で下級裁判所に同意した。

これにより、知的財産裁判所は、被告の悪意についての主張を棄却し、加えて工業所有権の保護に関するパリ条約第 10 条の 2 の援用も、当該条項の効力は著作権関連には及ばないと指摘して棄却した(知

的財産裁判所判決 2015 年 5 月 8 日)。

原告 Gestmusic Endemol S.A.は、最高裁判所経済紛争司法委員会に事件を上訴した。2015 年 10 月現在で当該上訴の審理は係争中である。

(11) 営業秘密の不正取得及び開示に係る訴訟

上記の第 1 章第 7 節(1)を参照(p.73)。

(12) (パリ条約第 10 条の 2 に明記されている)不正競争行為に係る訴訟

上記の第 1 章第 7 節(2)を参照(p.79)。

第5節 知的財産権侵害行為に対する行政措置の適用

(1) 行政措置の法的根拠

行政手段による知的財産権の行使を検討するときは、知的財産権の権利者は、次に掲げる法律に依拠すべきである。

- 民法
- 行政違反法
- 2011年2月7日付の「警察に関する」連邦法第3-FZ号

行政違反法には、さまざまな法的根拠に基づき、特に知的財産事件に適用される次の条項が含まれる。

- 第7.12条「著作権及び著作隣接権、発明者の権利及び特許権の侵害行為」
- 第14.10条「商標の不正使用」

第7.12条第1項は、利得目的で模倣された作品若しくはレコードの輸入、販売、貸与若しくはその他の不正な使用、又は、それらの作品への製造者若しくは製造地に関する、又は、著作権の所有者に関する虚偽の情報の表示を禁止している。この違反に対しては、過料が科される。

- 私人 – 1,500～2,000ルーブルの過料
- 公務員 – 1万～2万ルーブルの過料
- 法人 – 3万～4万ルーブルの過料

いずれの場合にも、同法は、偽造された作品又はレコード、並びに、それらの製造に使用された材料及び装置又はその行政違反行為を行うために使用されたその他の道具の没収を規定している。

第7.12条第2項は、発明、実用新案又は意匠の不正使用を禁じ、次のような過料を科している。

- 私人 – 1,500～2,000ルーブルの過料
- 会社役員 – 1万～2万ルーブルの過料
- 法人 – 3万～4万ルーブルの過料

第14.10条第1項は、類似商品に関して、商標、サービスマーク、原産地名称又は混同を生じさせるほど類似する表示の不正使用は、次のように罰せられると定めている。

- 私人 – 5,000～1万ルーブルの過料；
- 会社役員 – 1万～5万ルーブルの過料
- 法人 – 5万～20万ルーブルの過料

いずれの場合にも、同法は、模倣品の没収、並びにそれらの製造に使用された材料及び装置又はその行政違反行為を行うために使用されたその他の道具の没収を規定している。これらの措置は、侵害を受けた者から特に申立てる必要はなく、自動的に行われる。14.10条の違反行為も同様である。

第14.10条第2部は、類似商品に関して、商標、サービスマーク、原産地名称又は混同を生じさせるほど類似する表示を付した商品の販売目的での製造又は販売は、次のように罰せられると定めている。

- 私人 – 模倣品の倍額の過料。ただし、1万ルーブル以上とする。

- 会社役員 — 模倣品の3倍の金額の過料。ただし、5万ルーブル以上とする。
- 法人 — 模倣品の5倍の金額の過料。ただし、10万ルーブル以上とする。

いずれの場合にも、同法は、模倣品の没収、並びにそれらの製造に使用された材料及び装置又はその行政違反行為を行うために使用されたその他の道具の没収を規定している。

模倣行為との闘いには、行政違反法に加え、競争保護に関する連邦法を利用することができる。言い換えれば、競争保護に関する連邦法は、競争者による模倣品の違法販売、交易及びその他の市場取引に対する行政措置を定めている。行政違反法第14.33条は、そのような違反行為に対しては、違反者の模倣品の販売による利得の0.01~0.15%、ただし10万ルーブルを超える金額の過料を規定する。それと同時に、権利者は警察又は税関を通じた行動を望むので、模倣行為の事案を連邦反独占局(FAS)が扱うことはめったにない。

(2) 行政救済の保護対象

著作権及び関連する権利の対象物、商標、原産地表示、発明、実用新案、工業意匠並びに不公正な競争に対する保護の権利及び著作者/発明者の個人の権利は行政措置による保護の対象である。

(3) 行政措置の要件

行政措置の要件は上記にて詳細に述べている。要するに、市場取引を目的とした模倣品の販売及び製造が行政措置の一般的要件である。関係する法律(関係者)の対象及び商品に用いられた知的財産権(すなわち商標、著作権、特許)によって、異なる制裁が適用されることがある。

(4) 担当機関

税関及び警察は行政違反を担当する主な法執行機関である。それらは行政処分を扱い、違反者に知的財産権侵害に対する法的責任を問う。その種の訴訟手続きにおいて権利者は第三者(被害者)の役目を果たす。

税関の主な目的は、侵害疑義品を没収し、権利者が商品の侵害性を確かめることを可能とし、肯定された場合には申告者(輸入者)に対して訴訟を起こすことである。侵害疑義品が模倣品である場合、権利者は法に基づいて可能な行政措置を通じて自身の権利を行使できる。

侵害の場合、権利者は税関に行政訴訟の提起を求め、税関が行政手続きを開始した後、違反者を告訴できるようにする権利を有する。行政処分の結果として、没収(模倣品の職権による破壊とともに)及び過料(ロシアの予算の利益となるように)を科すことができる。

10 営業日以内に訴訟を起こさない場合(延長のない場合)は、結果として模倣品が市場に放出されることになる。

侵害商品の輸入者に行政訴訟を起こし、その結果としてそれらを廃棄するために、税関は知的財産権者から模倣品の特徴を入手し、当該模倣品が知的財産権を侵害することを立証する必要がある。行政訴訟開始後に税関は判決まで職権により行動することが、一定の状況、例えば、損害額を計算するために知的財産権者の助力を要することがある。侵害製品の押収及び廃棄の請求に必要な書類は、商標/著作権が税関知的財産登録簿に登録されているか否かによって異なる。基本的に、没収及び廃棄を請求するためには、税関に次の書類を提出する必要がある：

- 知的財産権者又はその代理人(署名による)からの申立書-行政訴訟の開始及びその後の模倣品

廃棄の根拠として必要；

- 知的財産権者からの委任状(公証及びアポストイーユによる認証)-申立書が代理人によって提出される場合、代理人は商標/著作権者の代理人を務める権限を確認しなければならない；
- ロシア商標登録簿/国際商標登録簿の抄本(又はその公証抄本) – 商標が税関知的財産登録簿に登録されていない場合、商標が有効かつ法的強制力を有するという公的確認としてこの書類が必要となる。

すべての書類は原本又は公証抄本でなければならない。書類がロシア語以外の言語で書かれている場合は、ロシア語への公証済みの翻訳を添付しなければならない。

市場で販売されている侵害製品を見つけ次第、サンプル購入を行ってそのような製品を市場で販売している証拠を握り、その過程で領収書及び請求書を入手することが望ましい。

権利者がとるべき二つ目の手段は、どの権利が侵害されているかを説明する警察宛の申立書を作成することである。実施/利用/使用許諾を受けた者(ライセンシー)はそれが独占排他的なものであって登録されている場合には、ライセンシーも警察宛に申立をすることができる。したがって、非独占的なライセンスの場合は、ライセンシーは申立ができないことになる。そして、ライセンシーが申立をする場合には、自己の特定のライセンスに係る権利の侵害についての不服の申立をすることになる。侵害の性質を詳述し、所定の知的財産対象を証明する書類(特許許可証の写し、商標証明書、著作権登録/寄託の証明書など)、並びに侵害を確認するすべての集められた証拠の写しを添付する必要がある。内容が一見して明確でない、複雑な侵害の場合は(商標に紛らわしい類似標章を用いる場合、特許侵害の場合など)、専門家の意見も申立書に添付する必要があるだろう。著作権、商標及び特許権の侵害に関する申立書の書式サンプルは下記第(5)項にある。

申立書は侵害行為が起こった場所の警察本部又は当該警察署に送付又は持参する。申立書の提出及び警察による審査に対して国の手数料は定められていない。知的財産権の侵害の捜査には特別な知見を要するため、内務省に経済違反部 (Department of Economic Offences)を設置し、経済分野におけるあらゆる違反行為を取り扱っている。個別の警察署には特別なユニットは設けられていない。偽造品の取引や健康に害のある製品を扱う警察のユニットあるいはハイテク分野の犯罪を扱うユニットが通常、知的財産権の侵害事件を扱う。知的財産権者が市場で侵害品を見つけた場合は、取締りの申立ては地方の警察署にすることになる。警察は、レイドを行い行政措置あるいは刑事手続をとることとなる。警察には知的財産に関する深い知識はないため、警察が関与するすべての段階で資格のある知的財産の実務家の助力が必要とされる。

申立書が提出されると、警察の捜査が始まる。捜査中、警察は侵害者とされる者の敷地(事務所、倉庫、店舗など)を調べ、侵害製品とされる物及び関連書類を押収し、侵害の状況を明らかにし、証拠固めを行う。その後、警察は押収品のサンプルを対応する科学技術分野の専門家(特に、特許侵害の場合)及び/又は知的財産権の専門家(弁理士、商標弁理士)に渡し、専門家が商品の侵害的特徴を確認するようにする。侵害のすべての証拠を手に入れ次第、警察は行政違反報告書を作成し、事件のすべての資料を裁判所に送る。行政違反法の訴訟の場合は、原告が警察で、被告が違反者である。そして、行政訴訟手続には、警察の捜査に基づく請求を支持するため、審理に通常、権利者が関与することが求められる。行政訴訟における裁判所の判決は警察から訴えの提起がされてから 15 日から 20 日に出される。

(5) 行政措置手続き及びフローチャート

管轄当局への申立ての書式の英語訳

行政手続きのフローチャート

行政手続きのフローチャート(警察)は第7節の p.152 を参照。

書式

著作権侵害に関する警察への申立て

<p>日付： _____ 参照番号： _____</p> <p>件名： _____ [著作権者の氏名]が所有する著作物 _____ [著作物の名称] に対する著作権侵害</p> <p style="text-align: center;">申立書</p> <p>_____ [著作権者の法人組織の国名]の法律に基づいて設立された会社 _____ [著作権者の名称](以下「権利者」とする)は著作物 _____ [著作物の名称及び種類]に対する排他的権利の所有者であり、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約及びロシア連邦民法に基づきロシア連邦領域内においてそれに対する法的保護が付与されている(以下「著作物」とする)。権利の証拠となる書類の抄本及び著作物原本を証拠物件 1 として同封する。</p> <p>会社 _____ [侵害者の名称及び住所]が著作物の複製を輸入又は出版、売り出し、販売、又はこれらの目的で保管又は輸送し、特に、著作物の複製が _____ [侵害者の出版社、倉庫、店舗の既知の住所]にて売り出されている又は販売されたことが権利者の知るところとなった。権利者が _____ [侵害者の名称]より購入した著作物 1 部を証拠物件 2 として同封する。</p> <p>著作物原本と購入された複製との比較分析により両著作物は同一であると確認された。ロシア連邦民法(これより「CC RF」とする)第 1256 条第 1 項によれば：</p> <p>「1. 学術、言語及び美術の著作物に係る排他的権利は次の各号に掲げるものに及ぶものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">- ロシア連邦領域内において公表されたか、又は、公表されていないがロシア連邦の領域内に一定の有形的形式で存在するとともに、著作者(又はその法定相続人)の市民権にかかわらず著作者(又は著作者の法定相続人)の著作物と認められるものに対して- ロシア連邦の領域外において公表されたか、又は、公表されていないがロシア連邦の領域外に一定の有形的形式で存在するとともに、ロシア連邦の自然人である著作者(又はその法定相続人)の著作物と認められるものに対して- ロシア連邦の領域外において公表されたか、又は、公表されていないがロシア連邦の領域外に一定の有形的形式で存在するとともに、かつ、ロシア連邦が締結した国際条約に基づき、他国の市民、及び、市民権を有しない者である著作者(又はその法定相続人)の著作物と認められるものに対して」 <p>CC RF 第 1229 条第 1 項によれば：</p> <p>「知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を有する市民又は法人(権利者)は、あらゆる合法的方法で自己の裁量で、当該成果又は当該手段を使用する権利を有するものとする。権利者は、本法に別段の定めがない限り、知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を処分することができる(第</p>
--

1233条)。

権利者は、他人が知的活動の成果又は識別手段を使用することを自己の裁量で許諾し又は禁止することができる。禁止しないことをもって、同意(許諾)とされることはない。

他人は、本法に定める場合を除き、権利者の同意なく、各知的活動の成果又は識別手段を使用しないものとする。権利者の同意を得ずに行われる知的活動の成果又は識別手段の使用(本法に定める方法による使用を含む)は、権利者の同意を得ることなく権利者以外の者が当該成果又は手段を使用することが本法上認められている場合を除き違法であるものとし、本法及び他の法令に定める責任を負うものとする。

CC RF 第 1270 条第 1 項によれば：

「1.法令に反しないあらゆる形式及びあらゆる態様(本条第 2 項に示す方法を含む)により、本法第 1229 条に基づき著作物を利用する排他的権利(「著作物に係る排他的権利」)は、著作物の著作者に帰属するものとする。権利者は当該著作物に係る排他的権利を処分することができる。

2. 著作物の利用には、利用行為が営利目的によると否とを問わず、具体的には次の各号に掲げる行為が含まれるものとする。

1) 著作物の複製 あらゆる有形的形式(音声録音又はビデオ録画を含む)による、著作物又は著作物の部分に係る一部以上の複製、二次元の著作物に係る一部以上の三次元による複製、三次元の著作物に係る一部以上の複製をいう。この場合、電子媒体への著作物の固定(コンピュータ・メモリへの固定を含む)もまた複製とされるが、当該固定が一時的であり、かつ、専ら固定化における適法な利用又は著作物に係る適法な公衆への伝達を目的とする技術的過程の不可分かつ本質的な部分を構成する場合はこの限りではない。

2) 著作物の原作品又は複製の販売等の譲渡による著作物の頒布

3) 著作物の公の展示 自由参加のために開放されている場所、又は、通常の家族の範囲に属しない多数の者が現存する場所における、直接的、又は、映画、スライド、テレビ画像若しくはその他の技術的手段を用いたスクリーン上での著作物の原作品又は著作物の複製のあらゆる上映、並びに、視聴覚著作物の個別の影像の順序を遵守しない直接的若しくは技術的手段を用いた展示をいい、著作物が提示された場所で知覚されると、提示と同時に別の場所で知覚されるとを問わない。

4) 頒布を目的とした著作物の原作品又は複製の輸入

5) 著作物の原作品又は複製の貸与

6) 著作物の公の実演 自由参加のために開放されている場所、又は、通常の家族の範囲に属しない多数の者が現存する場所における、生の実演又は技術的手段(ラジオ、テレビ等の技術的手段)を用いた著作物の提示、及び、視聴覚著作物の上映(音を伴うと否とを問わない)をいい、著作物が実演された場所で知覚されると、実演と同時に別の場所で知覚されるとを問わない。

7) 無線による伝達 有線による伝達を除く、ラジオ又はテレビ(再伝送を含む)による著作物の公衆への伝達(上映又は実演を含む)をいう。この場合、伝達とは、実際の知覚にかかわらず、聴覚的及び／又は視覚的に著作物を公衆により利用可能とする行為を意味する。衛星を介した無線手段による著作物の伝達の場合には、無線による伝達とは、公衆が著作物を実際に受信すると否とを問わず、衛星が地上局から信号を受信し、衛星が信号を送信することにより、公衆に対し著作物を伝達可能とすることをいう。コード化された信号の伝達は、放送事業者により又はその同意を得てコード解読手段が不特定の者に付与される場合には、無線による伝達である。

8) 有線による伝達 有線、電信、光ファイバー、又は類似する方法(ラジオ又はテレビによる再伝送を含む)を用いた著作物の公衆に対する伝達をいう。コード化された信号の伝達は、有線放送事業者に

より又はその同意を得てコード解読の手段が不特定の者に付与される場合は、有線による伝達となる。

9) 著作物の翻訳又はその他翻案 この場合、著作物の翻案とは、二次的著作物(改作、動画版、編曲、舞台版等)の創作をいう。コンピュータプログラム又はデータベースの翻案(又は改変)は、その一切の改変(当該コンピュータプログラム又はデータベースの一言語から他言語への翻訳を含む)をいう。但し、専らユーザ向けの特定の技術手段にコンピュータプログラム又はデータベースを応用する目的による翻案(改変)、又はユーザの管理下で特定のプログラムについて行われる翻案(改変)は除かれる。

10) 建築、デザイン、都市計画、又は、公園若しくは庭園の設計の施工 11) 何人に対しても場所を問わず各人の選択する時に著作物を利用可能とする態様で、著作物を公衆に対して伝達すること(公衆への伝達)

CC RF 第 1252 条第 4 項によれば：

「知的活動の成果又は識別の手段を組み込んだ伝達媒体の生産、頒布、又はその他の利用、並びに輸入、輸送、又は保管が当該成果又は手段に係る排他的権利の侵害に至る場合、当該伝達媒体は模倣品とみなされるものとし、かつ、本法にその効果に係る別段の定めがある場合を除き、裁判所の判断により、直ちに流通過程から排除され、いかなる補償もなく破棄されるものとする。」

CC RF 第 1252 条第 5 項の規定では：

「知的活動の成果及び識別手段に係る排他的権利の侵害の用に主として供されたか又は供することを意図した機器、その他の設備及び材料は、制定法上ロシア連邦の収益とする旨の定めがない限り、裁判所の判断により、流通過程から排除され、かつ、侵害者の費用負担で破棄されるものとする。」

権利者は_____【侵害者の名称】に著作物の複製を出版、輸入、売り出し、販売、輸送又は保管する権利を譲渡していないので、_____【侵害者の名称】の行為は著作権によって保護される著作物に対する会社_____【商標権者の名称】の排他的権利の侵害となる。

ロシア連邦の現行法に準拠して、当該商標の不適法な使用は、行政違反に関するロシア連邦民法第 7.12 条第 1 項によって規定される行政責任及びロシア連邦刑法第 146 条によって規定される刑事責任を伴う。

上記に基づき、及び関連法の上記規定により、_____【侵害者の名称】によって犯された侵害をやめさせ、ロシア連邦領域内の市場への著作物模倣品のさらなる持ち込みを排除し、ロシア連邦の現行法に準拠して有罪人を裁くために、あらゆる措置を講ずることを求める。

同封物：

- 1) 著作権の証拠となる書類及び著作物の原本
- 2) 著作物の侵害する複製及び領収書の写し.
- 3) 委任状抄本[代理人によって署名及び申立書を提出する場合]

敬具

II. 特許侵害に関する警察への申立て

日付： _____ 参照番号： _____

件名： _____ [特許権者の名称]が所有する発明[実用新案又は意匠]
「 _____ 」 [発明、実用新案又は意匠の名称]に対するロシア連邦特許 No. _____
_____ 侵害

申立書

_____ [特許所有者の法人組織の国名]の法律に基づいて設立された会社 _____ [特許所有者の名称](以下「権利者」とする)は、 _____ を有効期限とするロシア連邦特許 No. _____ に基づく発明(実用新案又は意匠)「 _____ 」に対する排他的権利の所有者である。特許状の抄本を証拠物件 1 として同封する。

会社 _____ [侵害者の名称及び住所]が製品 _____ [侵害製品の名称]を輸入又は製造、売り出し、販売、又はこれらの目的で保管又は輸送し、特に、製品が _____ [侵害者の工場、倉庫、店舗の既知の住所]で製造又は売り出されている又は販売されたことが権利者の知るところとなった。

製品 _____ のサンプル(領収書の写しを証拠物件 2 として同封)を購入し、権利者は製品及び同封された書類に含まれる情報の分析を行って特許 No. _____ に基づく発明(実用新案又は意匠)の独立した主張のそれぞれの特徴が製品に用いられているとの結論に達した(この事実を確認する専門家の報告書を証拠物件 3 として同封)。

ロシア連邦民法(これより「CC RF」)第 1354 条第 1 項によれば：

「発明、実用新案又は意匠の特許は、発明、実用新案又は意匠の優先権、創作者権、及び、発明、実用新案又は意匠に係る排他的権利を証するものとする。」

CC RF 第 1354 条第 2 項の規定では：

「発明又は実用新案に係る知的財産権の保護は特許に基づいて付与されるものとし、その保護の範囲は、発明又は実用新案に係る特許にそれぞれ記載された特許請求の範囲により決定されるものとする。」

CC RF 第 1354 条第 3 項の示すところでは：

「意匠に係る知的財産権の保護は特許に基づいて付与されるものとし、その保護の範囲は、物品の表現上に示され、かつ工業意匠特許に含まれる、当該意匠の本質的特徴の総計により決定されるものとする。」

CC RF 第 1229 条第 1 項によれば：

「知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を有する市民又は法人(権利者)は、あらゆる合法的方法で自己の裁量で、当該成果又は当該手段を使用する権利を有するものとする。権利者は、本法に別段の定めがない限り、知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を処分することができる(第 1233 条)。

権利者は、他人が知的活動の成果又は識別手段を使用することを自己の裁量で許諾し又は禁止することができる。禁止しないことをもって、同意(許諾)とされることはない。他人は、本法に定める場合を除き、権利者の同意なく、各知的活動の成果又は識別手段を使用しないものとする。権利者の同意を得ずに行われる知的活動の成果又は識別手段の使用(本法に定める方法による使用を含む)は、権利者の同意を得ることなく権利者以外の者が当該成果又は手段を使用することが本法上認められている場合を除き違法であるものとし、本法及び他の法令に定める責任を負うものとする。」

CC RF 第 1358 条によれば：

「1. 特許権者は、本条第 2 項に定める方法によるなど、法律に反しない方法により、本法第 1229 条

に基づく発明、実用新案又は意匠の使用に係る排他的権利（発明、実用新案又は意匠に係る排他的権利）を有する。特許権者は、発明、実用新案又は意匠に係る排他的権利を処分することができる。

2. 次に掲げる行為は、発明、実用新案又は意匠の使用とされる。

1) 発明若しくは実用新案が用いられている製品又は意匠を使用している製品のロシア連邦領域内への輸入、製造、使用、販売の申出、販売、その他民事上の取引に置くこと又は当該目的による保管

2) 特許を付与された方法により直接製造された製品に関して、前号に定められた行為をなすこと。特許を付与された方法により製造された製品が新規である場合、反証がない限りは、同一の製品は当該特許を付与された方法により製造されたものとされるものとする。

3) 装置であって、当該装置を機能（動作）させるために、自動的に特許を付与された方法を含むものに関して、本項第1号に定める行為をなすこと。

4) 明確な目的での製品の使用について発明が保護される場合に、クレームに明記された目的に従って適用される製品に関して、本項第1号に定められた行為をなすこと。

5) 発明が使用される方法を、当該方法を適用することによるなど、実施すること。

3. 特許の独立クレームに明記された発明の各特徴、又は、当該特徴と均等である特徴を、ある製品が含んでいるか、又は、ある方法が使用している場合であって、発明の優先日前に、所定の技術分野において、当該特徴又は均等である特徴それ自体が知られていた場合、当該発明は当該製品又は方法に使用されたとされる。

ある製品が、特許に含まれる実用新案の独立クレームに明記された当該実用新案の各特徴を含む場合、当該実用新案は、当該製品に使用されたとされる。

発明又は実用新案が使用されているかの判断においては、当該発明又は実用新案のクレームは、本法第1354条(2)に基づき解釈される。

ある製品が、意匠のすべての本質的特徴、又は、情報に通じた消費者に特許を付与された意匠と同一の全般的印象を与える特徴の総計を含む場合は、当該製品が類似の用途を有するものであるときは、当該意匠は当該製品に使用されたとされる。」。

CC RF 第1252条第4項によれば：

「知的活動の成果又は識別の手段を組み込んだ伝達媒体の生産、頒布、又はその他の利用、並びに輸入、輸送、又は保管が当該成果又は手段に係る排他的権利の侵害に至る場合、当該伝達媒体は模倣品とみなされるものとし、かつ、本法にその効果に係る別段の定めがある場合を除き、裁判所の判断により、直ちに流通過程から排除され、いかなる補償もなく破棄されるものとする。」

権利者は他者に特許 No. ____ の用いられている製品を使用、輸入、製造、売り出し、販売、保管する権利を譲渡していないので、それらを目的とする製品____の製造、輸入、売り出し、販売又は保管に関する____ [侵害者の名称]の行為はロシア連邦特許 No. ____ に基づく発明に対する会社 [特許所有者の名称]の排他的権利の侵害となる。

ロシア連邦の現行法に準拠して、当該特許発明の不適法な使用は、行政違反に関するロシア連邦民法第7.12条第2項によって規定される行政責任及びロシア連邦刑法第147条によって規定される刑事責任を伴う。

上記に基づき、及び関連法の上記規定により、____ [侵害者の名称]によって犯された侵害をやめさせ、ロシア連邦領域内の市場への侵害商品のさらなる持ち込みを排除し、ロシア連邦の現行法に準拠して有罪人を裁くために、あらゆる措置を講ずることを求める。

同封物：

- 1) 特許状 No. ____ の抄本
- 2) 領収書の写し
- 3) 特許 No. ____ に基づく特許発明の使用に関する専門家の意見
- 4) 委任状抄本 [代理人によって署名及び申立書を提出する場合]

敬具

III. 商標侵害に関する警察への申立て

日付： _____ 参照番号： _____

件名： _____ が所有する[商標権者の名称]商標、登録 No. _____ に対する権利の侵害

申立書

_____ [商標権者の法人組織の国名]の法律に基づいて設立された会社 _____ [商標権者の名称(これより「権利者」とする)]は、 _____ [登録日]に証明書 No. _____ [登録番号]としてロシアで登録され、区分 _____ の商品「 _____ 」 [当該商品を示す]を含めた区分 _____ [区分のリスト]の商品及びサービスに及ぶ商標 _____ [商標の複製](これより「商標」とする)に対する排他的権利の所有者である。商標証明書抄本を証拠物件 1 として同封する。

会社 _____ [侵害者の名称及び住所]が製品 _____ [侵害製品の名称]を輸入又は製造、売り出し、販売、又はこれらの目的で保管又は輸送し、特に、製品が _____ [侵害者の工場、倉庫、店舗の基地の住所]で製造又は売り出し又は販売されていることが権利者の知るところとなった。権利者が購入した製品 _____ の写真並びに入手した領収書を証拠物件 2 として同封する。

同封した写真からわかるように、 _____ [侵害者の名称]の製品及び/又はそれらのラベル又はパッケージには紛らわしいまでに商標に類似する商標又は標章が付けられている。 _____ [侵害者の名称]の製品は、商標が登録されている製品(又は同質の製品)である。

[商標の類似性及び製品の同質性の場合、商標の類似性及び製品の同質性について合理的根拠を提示することが望ましい]

ロシア連邦民法(これより「CC RF」)第 1477 条第 1 項によれば：

「1. 商標証明書に証される排他的権利(第 1481 条)は、商標について、すなわち、法人又は個人事業主の商品を識別することが可能な標章について認められるものとする。」

CC RF 第 1229 条第 1 項によれば：

「知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を有する市民又は法人(権利者)は、あらゆる合法的方法で自己の裁量で、当該成果又は当該手段を使用する権利を有するものとする。権利者は、本法に別段の定めがない限り、知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を処分することができる(第 1233 条)。

権利者は、他人が知的活動の成果又は識別手段を使用することを自己の裁量で許諾し又は禁止することができる。禁止しないことをもって、同意(許諾)とされることはない。

他人は、本法に定める場合を除き、権利者の同意なく、各知的活動の成果又は識別手段を使用しないものとする。権利者の同意を得ずに行われる知的活動の成果又は識別手段の使用(本法に定める方法による使用を含む。)は、権利者の同意を得ることなく権利者以外の者が当該成果又は手段を使用することが本法上認められている場合を除き違法であるものとし、本法及び他の法令に定める責任を負うものとする。」

CC RF 第 1484 条によれば：

「1. 自己の名で商標が登録されている者(「商標権者」)は、法令に反しないあらゆる態様(本条第 2 項に明記する方法を含む。)で本法第 1229 条に従い商標を使用する排他的権利(商標に係る排他的権利)を専有するものとする。商標権者は当該商標に係る排他的権利を処分することができる。」

2. 商標に係る排他的権利は、特に次の各号に掲げる商標の使用により、商標登録がなされている商品、著作物又は役務を識別することを目的として、これを処分することができる。

- 1) ロシア連邦領域内において、生産、販売の申入れ、販売、展示会及び見本市における展示がなされ若しくはその他の態様で民間の流通に置かれ、又は、当該目的における保管、輸送、若しくはロシア連邦領域内への輸入がなされる商品(ラベル及び包装を含む)における使用
- 2) 業務遂行中又は役務提供中の使用;
- 3) 商品を民間の流通に置くための書類における使用;
- 4) 商品の販売申入れ、業務遂行及び役務提供、並びに、通知、看板及び広告における使用
- 5) インターネット上(ドメイン名及び他のアドレス指示手段を含む)の使用

3. 識別のために商標が登録された商品又はその類似商品につき、商標権者の商標に類似した標示の使用による混同のおそれがある場合、何人も、商標権者の許可なく当該類似標示を使用する権利を有しない。」

CC RF 第 1515 条第 1 項によれば：

「1. 商標又は混同を生ずるほど類似した標章が違法に貼付された商品、ラベル及び商品の包装は、模倣品とみなされるものとする。」

CC RF 第 1252 条第 4 項によれば：

「知的活動の成果又は識別の手段を組み込んだ伝達媒体の生産、頒布、又はその他の利用、並びに輸入、輸送、又は保管が当該成果又は手段に係る排他的権利の侵害に至る場合、当該伝達媒体は模倣品とみなされるものとし、かつ、本法にその効果に係る別段の定めがある場合を除き、裁判所の判断により、直ちに流通過程から排除され、いかなる補償もなく破棄されるものとする。」

権利者は_____ [侵害者の名称]に商標の付けられた製品を輸入、製造、流通、売り出し、販売、輸送又は保管する権利を譲渡していないので、_____ [侵害者の名称]の行為は証明書 No. _____に基づく商標に対する会社_____ [商標権者の名称]の排他的権利の侵害となる。

ロシア連邦の現行法に準拠して当該商標の不適法な使用は、行政違反に関するロシア連邦民法第 14.10 条によって規定される行政責任及びロシア連邦刑法第 180 条によって規定される刑事責任を伴う。

上記に基づき、及び関連法の上記規定により、_____ [侵害者の名称]によって犯された侵害をやめさせ、ロシア連邦領域内の市場への模倣品のさらなる持ち込みを排除し、ロシア連邦の現行法に準拠して有罪人を裁くために、あらゆる措置を講ずることを求める。

同封物：

- 1) 商標証明書の抄本
- 2) 違反商品の写真と領収書の写し
- 3) 委任状抄本[代理人によって署名及び申立書を提出する場合]

敬具

権利者の代理人を務める専門家/弁護士の主な職務は、行政手続きを始めるために警察又は税関への申立書の適切な作成及び提出である。行政手続きの過程において、専門家/弁護士の主な職務は警察及び税関の要請/問い合わせに応え期限を調整することとなる。審理において、専門家/弁護士の主な職務は警察及び税関の主張を支持し、行政訴訟の有利な結果を得ることである。

知的財産権で保護される対象(発明、商標、作品)の違法な使用は競争保護法のもとで許容されない不正競争ということにもなりうる。ロシア連邦反独占局(FAS)は、特別な行政手続きによる不正競争行為に関連する事案を審査する権限を付与されている。連邦反独占局(FAS)の手続の概要は以下の通りである(通常、審査に要する期間は、申立からおおよそ6~9ヶ月である)。

- ・(当該不正競争行為に)利害関係のある当事者により申立を行う。
- ・申立ては不正競争行為が行われた地で行う必要がある。侵害地がロシア連邦内の2ヶ所以上である場合は、申立てはモスクワの連邦反独占局(FAS)の中央局の審査ということになる。そうでなければ、地方局(UFAS)で審査がなされる。
- ・申立が形式要件をみたし、申立の日から1ヶ月以内にFASが予備的に競争保護法上の侵害となると判断したときは、審理の日につき決定を行い必要であれば追加の文書の提出を求める。なお、文書提出の期間は2ヶ月の延長が認められている。
- ・その後、FAS委員会(少なくとも3名の合議体)は1~3ヶ月の範囲内で申立て/事案の実体(請求内容)についての審査を行う。FASおよび地方の事務所は、捜査を行い必要であれば自らのイニシアティブで侵害者から証拠を得ることもできるという独占的な権限を有していることに注意を要する。当事者からの追加的な文書提出を得るために審理を延期することは認められるが、延期は事案につき実体審理をするとの受理(FASの決定)の日から6ヶ月を超えることは許されない。当該事案についてのすべての当事者は、FASが事案の実体につき決定をするまでは、自己の立場/法的主張を支持する口頭あるいは書面での陳述をすることが認められる。この手続規則は、事実にかかる背景の如何を問わずいかなる事案にも適用がある。
- ・侵害を停止するとの決定および指令は当該事案を審査した結果に基づいて委員会により採択される。
- ・FASの長官は委員会の決定に基づき侵害者に過料を科すことについて決定するのみである。

(6) 最終決定機関および救済措置機関

行政訴訟に関する最終判決は裁判所によって下され、対象商品の模倣的性質を認めることによって知的財産権侵害を認める。上訴されなければ、所轄執行機関が判決の執行/実行を担当する。警察及び税関は模倣品を廃棄しない。模倣品の廃棄は連邦資産管理局(Rosimuschestvo)地域課によって行われる。

(7) 裁判管轄

上訴手続きは数回にわたる。侵害企業に係る行政訴訟(行政違反法第14.10条に基づく)、の流れは、商事裁判所の訴訟の流れと同一である。第一審裁判所の対応する判決を受けてから10日以内に控訴することができる。控訴審後、2か月以内に知的財産裁判所に破棄申し立てをすることができる。上訴人はロシア最高裁判所に二度目の破棄審を申し立てることもでき、「二度目の破棄」に関する判決後、上訴人は同じ裁判所に監督審を申し立てることができる。ただし、実際にはそのようなタイプの訴訟がロシア最高裁判所に申し立てられることはまれである。ロシア最高裁判所の幹部会は限られた場合のみに

上訴を受け入れてさらに検討するからである。

(8) 訴訟費用支払

第一審裁判所において、申立人(知的財産権者)は行政訴訟では第三者の役目を果たしている(原告ではない)ので、訴訟費用を支払う必要はない(行政違反法第 14.10 条に基づく)。

(9) 懲罰的判決の違反者への抑止効果

他のあらゆる知的財産権の強制措置と同じく、行政処分の利点の一つは抑止効果の達成である。言い換えれば、いくつかの勝訴判決、救済措置/制裁の実行及び行政違反は、権利者が将来、他者に知的財産権侵害をさせないようにすることができる。よって、この観点からすれば、いかなる強制措置も合理的かつ効率的な戦略であろう。判決が公表されれば、これは追加的抑止力の機能を果たすだろう。

第6節 商標及び著作権侵害行為に関するロシアによる国境措置と税関

(1) ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア及びキルギスのユーラシア経済連合における知的財産権のための国境措置の概要

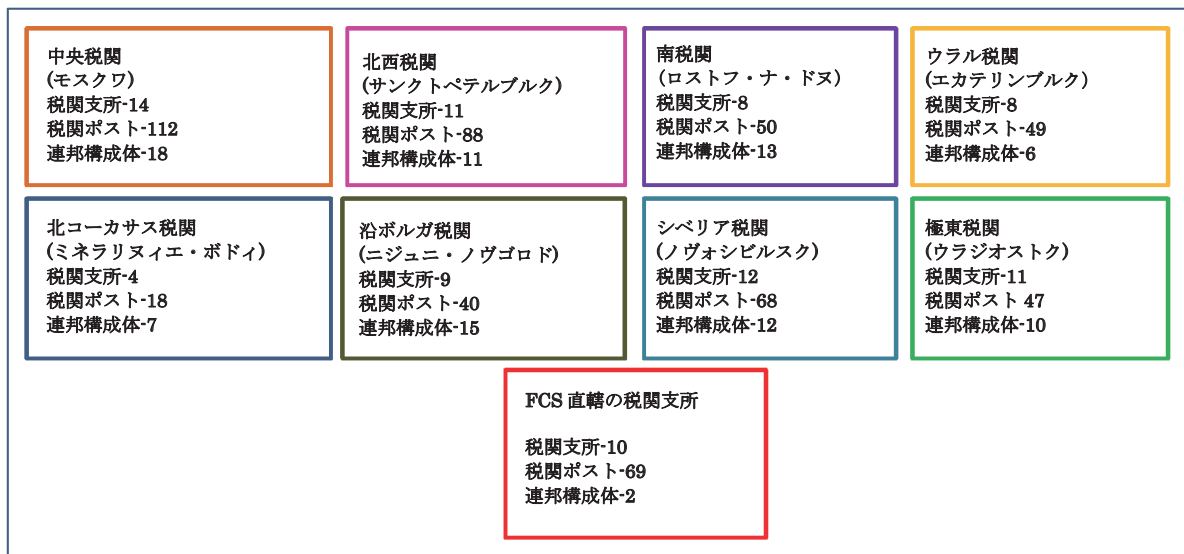
(a) 国境措置の一般的状況

ロシアはユーラシア経済連合(以下「EAEU」)加盟国である。2015年にはロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギスの5カ国が同連合に加盟している。連合内に税関はないので、いずれかの国に入る商品は連合の他の加盟国内を自由に移動できる。ただし、これによって、特定の国の特定の市場で権利侵害と闘うことが妨げられることはない。連合の全加盟国で同じ商標を登録することが推奨される。さもないと関連商標が未登録の国に商品が自由に入り、その後、その商標が登録されている国に移ることが可能となる。一旦国境を越えると(税関による監視なしに)、製品は権利侵害品となり、市場で闘わなければならないが、それは国境で税関によって商品を留置するより難しい。

連合内の税関の業務はユーラシア経済委員会によって調整される。委員会は知的財産保護活動の調整のために2014年11月12日付けで協定案 No. 104 を作成した。協定草案は権利侵害と闘う際の加盟国政府機関間の活動の調整について定めている。EAEU に統一税関登録簿が導入される予定だが、実際の導入時期は未定である。

(b) ロシアにおける国境措置の特徴

ロシア税関は国内でも最も効果的な執行機関の一つである。連邦税関局(FCS)率いる税関には多数の部門及び検問所がある。ほぼすべての地域及び都市に税関ポストがある(下記の図を参照)。



連邦税関局の公式サイトより。

(http://customs.ru/index.php?option=com_centstruct&view=struct&Itemid=1826)

税関は税関連合税関規約(以下「CCCU」)及び2010年11月27日付けの「ロシア連邦税関規則に関する」連邦法 No. 311-FZ(以下「LCR」)に基づいて運営する。CCCUには税関管理に関する総則が含まれる。LCRは税関についての各国ごとの規制及び権限を定める。ロシアには税関登録簿があり、著作物及び商標を記載することが認められている。特許権者が近々に特許取得製品の輸入があることを知らせ

ると、税関はしばしば協力するが、これは義務ではなく善意から行われることである。税関には特許権侵害を国境で監視する義務はないため、善意から行っている。税関がなしうる最善のことは、特許権者が以前(情報提供として)記述していた疑義品が国境を渡ったと特許権者に通知することである。特許権者としては、速やかに裁判所に対して(仮の)差止め措置を求めるとともに、民事訴訟を提起しなければならない。

商標は無料で登録簿に記載できる。登録簿への商標登録期間は最大 2 年間で、無制限に更新できる。提出書類の有効期限によって、税関は 1 年又は 2 年間商標を記録する。

商標が登録簿に記載されると、税関はその標章が記された商品の輸入を監視する。そのような商品が未知の輸入者によって輸入される場合、税関職員は 10 営業日にわたって(さらに 10 日間延長可能)商品の発売を差止め、権利者に状況を知らせて、偽造の疑いのある商品のサンプルを入手し、検証、撮影その他の方法で証拠書類を収集できるようにする。

税関に疑わしい商品を差止める権限を与える主な目的は、商品が自身の権利を侵害するかどうか権利者が確認し、侵害であれば訴訟の提起を可能にすることである。権利者はさまざまな司法救済を申し立てることによって自身の権利を行使できる。

侵害の場合、権利者は税関に対応を求め、税関が行政手続を開始して侵害者を裁判に訴えられるようにすることができる。あるいは、権利者は損害賠償を求める民事訴訟を提起することができる。

20 日以内に訴訟を起こすことができないと、商品はリリースされることになる。差止め通知への対応を怠り続けることは商標を税関登録簿から除外する根拠となりうるが、そのような事例はこれまでのところない。商標が税関登録簿に登録されていない場合でも税関は疑わしい商品を押収する権利(ただし義務ではない)を有するが、期間は 7 日間に限られる。税関はこの処置をまれにしか用いないため、商標の税関登録簿への登録を強く推奨する。

(c) 並行輸入品

並行輸入品は模倣品と同じ扱いを受けるが、知的財産権者は民事訴訟のみを提起できる点が異なる。税関が行政訴訟を提起できない理由は、最高商事裁判所によって判示されたように、並行輸入品は公益には影響せず、知的財産権者の利益のみに影響するためである。実際に、最高商事裁判所は、模倣品には 2 種類——商標が製品に不法に付されたものと、ラベルの付いた製品が商標権者の許可なくロシアに輸入されたもの——あると説明した。当初、司法の判断は一律ではなかったが、多数の判例を経て、裁判所は商標権者を支持する判決を言い渡すことが慣例となった。商標権者に不利となる判例はまれだが、それは主張が妥当でないことが理由だった。

並行輸入の状況は明らかに商標権者に有利であることを踏まえ、並行輸入業者は並行輸入の自由化を求めロビー活動をするようになった。実際に、2020 年までに医療機器、医薬品及び自動車のスペア部品の輸入を自由化する法案も提出されている。この法案では、ロシア国内で生産する製造者に対しては並行輸入禁止が継続される。もっともこれはまだ法案でしかなく法律になっていないことに留意する必要がある。これらの法案のうち、どの程度が実現するかはわからない。ロシアはユーラシア経済連合加盟国なので、この件は国際レベルで判断される。2016 年初頭現在、並行輸入自由化に向けた進展は見られない。その間、EAEU の新加盟国は他の EAEU 加盟国に合わせて 2018 年までに地域的な権利の消尽を導入する義務を負う。

なお、民事訴訟で当該並行輸入が違法とされた場合は、その輸入品の処理が問題となるが、輸入者が税関当局に対してそれを(元の輸出国へ)再輸出することを請求できるとされる。税関規則

286 条による措置である。当該事案が裁判所により、原告による違法に輸入された商品の破棄請求について審理された場合には、その請求について判決を出すことになる。あるいは、当事者間で和解契約をして被告側は選択肢として当該商品を再輸出することができるようになることがある。並行輸入品が商標権者の同意により孤児院に送られたというケースもあった。

(d) 実例

重要判例の一つが、商標権者が並行輸入業者を訴えた BMW の事例である。訴訟は 2010 年に始まり、訴えは第一審裁判所に棄却された。商標権者は上訴し、上訴は受理された。判決を覆そうと、並行輸入業者もあらゆる理由に基づいて上訴をしたが認められなかった。事件は控訴裁判所、破毀審で審議され、第一審裁判所に差し戻された。結局並行輸入は禁止され、2014 年に商標権者は賠償金及び裁判に要した費用を勝ち取った。並行輸入業者はアルメニアがユーラシア経済連合に加盟したことが「新たな事情」に該当することを理由に、2015 年に再審理を求めたが、これも棄却された。

起業家がオリジナル化粧品を輸入販売した事例では、警告された後も並行輸入品を販売し続けたため、結果的に検察が刑事訴追し、国家が勝訴して侵害者は過料を言い渡された。

(2) ロシア税関の組織

連邦税関局(FCS)は国の執行機関であり、ロシア連邦政府の直接の管理下にある。

2015 年の FCS 局長はアンドレイ・ユリエビッチ・ベリヤニノフ (Andrey Yurievitch BELYANINOV)氏である。

FCS の主な職務は以下の通りである：

- 税関検査
- 通関手数料の徴収
- 税関認定通関業者の税関登録簿の管理
- 商品明細及びコード登録簿の管理及びその登録簿に基づく商品の分類
- 税関法及び規制違反の除去
- 国際事業関係者へのコンサルティング(無償)

組織

FCS 本部には職務別に 21 の部局がある：

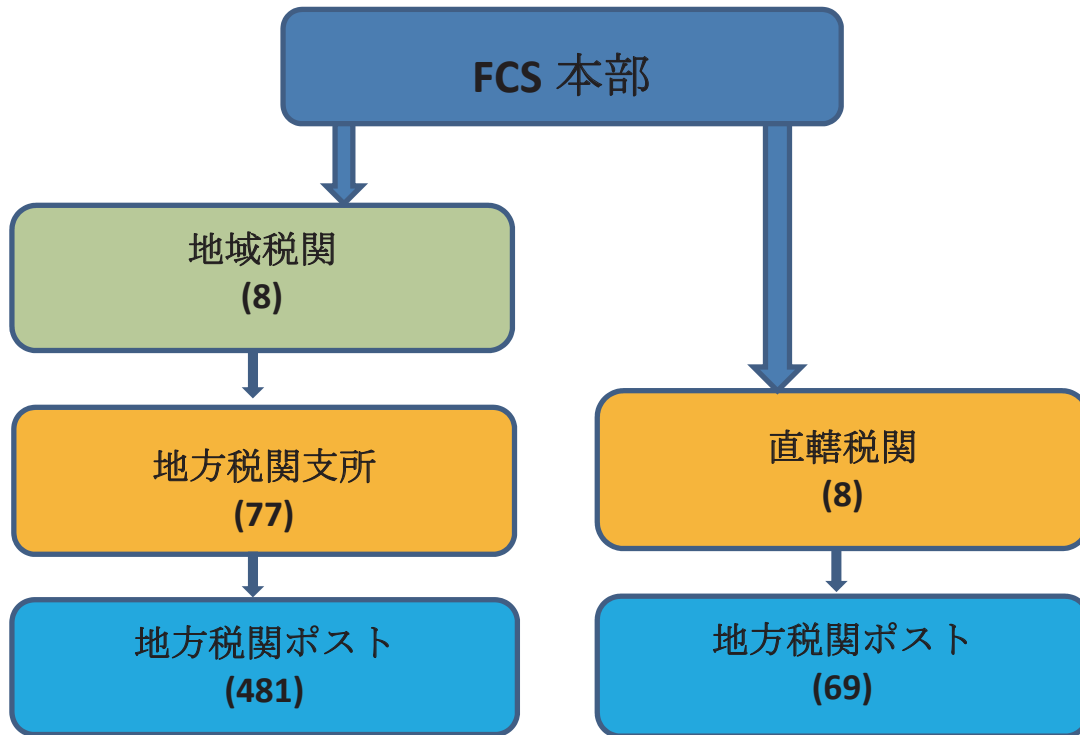
1. 税関手続管理総局
2. 財務会計総局
3. 税関手続規制総局
4. 連邦税関歳入・関税率規制総局
5. 密輸規制総局
6. 調達兵站総局
7. 情報技術総局
8. 関税調査総局
9. 分析局
10. 監査局

- 11. 法務局
- 12. 法整備法律支援局
- 13. 国家雇用人事局
- 14. 国家保安局
- 15. 通関検査局
- 16. 税関協力局
- 17. 税関統計分析局
- 18. 関税品目分類局
- 19. 貿易制限通貨輸出管理局
- 20. 渉外局
- 21. 業務管理局

8カ所の地域税関：

- 1. 中央税関 (CTU)
- 2. シベリア税関 (STU)
- 3. 北西税関 (SZTU)
- 4. 南税関 (JTU)
- 5. 沿ボルガ税関 (PTU)
- 6. ウラル税関 (UTU)
- 7. 極東税関 (DVTU)
- 8. 北コーカサス税関 (SKTU)

FCS の地域構造は以下の通りである：



FCS 本部の住所は 121087, Moscow, Novozavodskaya str., 11/5.

FCS ウェブサイトは <http://www.customs.ru> (<http://eng.customs.ru/> - 英語版).

(3) 税関の知的財産権保護の職務

LCR に基づき、税関は知的財産対象物の侵害に対して職権により行動する権限を与えられている。知的財産権侵害の証拠が明らかとなり、なおかつロシア連邦領内で権利者に関する情報を入手できる場合、税関は知的財産対象物に係る商品を(そのような対象物が税関登録簿に記載されていない場合でも)7 営業日にわたって差止める権限を有する(登録簿に記録されていれば 10 日間)。商品の差止めの場合、税関当局は権利者及び輸入者に遅くとも商品の差止めを行った翌日までに知らせる。加えて、税関当局は権利者に必要な情報を要求する権限を有する。権利者について税関当局が入手できる情報が確認されなかった場合、又は権利者(又は代理人)が税関当局にそのような判断の撤回を求めた場合、商品の差止めの決定は商品の差止め期間終了前に取り消される。

(4) ロシア税関規則の条項

通常ロシア税関は CCCU 及び LCR、並びに行政違反法に基づいて職務を行う。

CCCU には税関管理についての総則が記載され、いくつかの権限を税関に与える。LCR はより詳細な各国ごとの規制と権限を税関に与えており、行政違反法は商標及び著作権侵害事例の具体的救済措置を規定している。

LCR 第 305 条(2)によれば、税関に保護される知的財産権は、税関登録簿に記載された著作権及び著作隣接権、商標、サービスマーク及び地理的表示である。特許は技術的解決策であり、税関職員には判断が困難であることから、保護の対象となっていない。

(5) 行政違反法の条項

上記の第 2 章第 5 節第(1)項を参照(p.123)。

(6) 知的財産権侵害商品の押収に必要な書類

基本的に、商品の押収及び廃棄を要求するには、税関に以下の書類を提出する必要がある。

- 商標権者又はその代理人からの請願書(簡易署名)——行政訴訟の提起及びそれに続く模倣品破棄の根拠として必要とされる
- 商標権者発行の代理人の委任状(公証及びアポストイーユによる認証)——代理人によって請願書が提出される場合は代理人が商標/著作権者に代わり行動する権限を確認しなければならない
- ロシア商標登録簿/国際商標登録簿の抄本(又は公証された写し)——商標が税関登録簿に記載されていない場合には、当該商標が実際に有効かつ行使可能であるとの正式な確認としてこの文書が必要とされる。

すべての書類は原本又は公証された写しでなければならない。書類がロシア語以外の言語で交付されている場合は、公証されたロシア語訳をつけなければならない。

委任状の見本は次の通りである：

委任状

(これより「本人」とする)

住所_____

ここに、下記の者に対し、以下について、その権限を認める。

Ivanov Ivan Ivanovich (パスポート番号 12 34 123456, 発行者 OVD-115 発行年月日 11.11.2011) 及び

Law firm “Daisy” LLC (Russia 123456 Moscow, Red Square, 1, OGRN XXXXXXXXXXXXX)

ロシア連邦裁判所、仲裁裁判所、ロシア連邦内務省機関、ロシア連邦検察局、連邦裁判所執行局、連邦税関局、連邦反独占局(FAS)、Rospatent、その他の政府機関、公共機関、法人、個人及びその他の第三者に対して本人を代表すること。

上記の権限を与えられた者は、あらゆる行政訴訟、仲裁事件、民事又は刑事訴訟において、本人に代わり以下をはじめとする法的手段を履行する権限を付与される。すなわち、訴訟、反訴、請求、上訴、申立及び類似する性質の書類及びそれらへの答弁書類に署名の上これを提出すること、一時的救済の申立書に署名の上これを提出すること、仲裁裁判所へ提訴すること、請求の全部又は一部が無効であると宣言し、又は訴訟内容を認めること、訴訟の根拠又は対象物を変更すること、友好的な合意又は事実に係わる合意に至ること、新事実の発見を理由として訴訟の再審理を求める請願書に署名の上これを提出すること、裁判所の判決、決定、命令、裁決及び措置を受け入れる、又は異議を申し立てること、執行命令を得ること、手数料を支払い、その返金/受領を要求すること、裁判の審理に出廷すること、書類の提出及び受領を行うこと、証拠を探して提出すること、証拠の公証された証明書を手入手すること、証拠調べに参加すること、判事及び手続への他の参加者を変更すること、裁判所の判決、決定その他の裁決の修正を求めること、専門家を指名及び異議を唱えること、被告に異議を唱えること、請求を申立て、受け入れ、拒否すること、書類を閲覧すること、裁判所の判決、決定、命令その他の裁決の強制執行を求めること、執行官の行為及び措置に異議申立てを行うこと、回収の執行命令を提示し、金銭支払い命令又は他の財産を受け取ること、本人の商標及び著作権対象物の知的財産物の税関登録簿への登録及び更新に必要な措置をとること、認定輸入業者リストの変更を含めた、知的財産物の税関登録簿へあらゆる変更を挿入するために必要な措置を講ずること、本人に代わり損害填補保証書に署名すること、認定輸入業者のリストに署名すること、損害賠償保険に基づき署名、執行、提出及び支払いを行うこと、模倣品とされる商品の発売差止めの申立書を提出すること、模倣品とされる商品の押収通知を受け取ること、発売差止めとなった商品の検査結果、見本を手入手し、その分析を行い、その写真を検証し、又はその他の方法で確定させること、専門家の意見を書面で用意すること、情報及び書類を要求すること、模倣品とされる商品の押収期間延長を求めること、本人に代わりその他の法的行為を実施すること、並びに本委任状に基づき権限を第三者に委譲すること。

本委任状は5年間有効とする。

(署名者の役職) (署名) (署名者の氏名)

日付: _____ 署名地: _____ 会社印:

公証及び認証を要する

この委任状は見本である。商標権者が特定の委任状発行を希望する場合は、以下の文言を含める必要がある:

「...上記の権限を与えられた者は、**輸入者(TIN) 231200604729)**による商標“XXXXXXXX”を付した商品の輸入に関連するあらゆる行政訴訟、民事又は刑事訴訟において本人に代わり、以下を含む法的行為を行う権限を付与される...」

(商標侵害に対する)税関への申立ての見本は以下の通りである:

特定税関 宛

住所: Certain city, 123456, Some str., 1.

行政違反法第 14.10 条に基づく行政責任に係る申立て

OWNER の住所に所在する「OWNER」社は、特に区分 XX の商品を対象とする商標“XXXXXXXX”(登録番号 XXXXXX)の権利者である。当該商標に関する商標登録簿の抄本を証拠書類 1 として同封する。

(弊社は、証拠書類 2 として同封の委任状に基づく「OWNER」社の代理人である。)

(商標“XXXXXXXX”は、連邦税関局の 2014 年 1 月 1 日付け決定 No. XXXXXX に従って知的財産物の税関登録簿に登録されている。)

特定税関の書状により、IMPORTER (INN) が総数 XXXX 点の輸入品、すなわち「商品の種類」のロシアへの輸入申告を行ったことを知るに至った。商品の製造者は MANUFACTURER と表示され、荷送人は CONSIGNOR と表示されている。

一方、上記の商品は次の理由により模倣品である:

- 輸入品の標章が登録商標「TRADEMARK」 No. XXXXXXXX と混同を生ずるほどに類似している;
- OWNER は IMORTER にも MANUFACTURER にも商品に自身の商標を使用する権利を与えていない;
- OWNER と MANUFACTURER 又は IMPORTER の間にいかなる契約も存在しない;
- 模倣品のその他の具体的特徴を示す。

民法第 1484 条(3)によれば、識別のために商標が登録された商品又はその類似商品につき、商標権者の商標に類似した標示の使用による混同のおそれがある場合、何人も、商標権者の許可なく当該類似標示を使用する権利を有しない。

民法第 1477 条(1)によれば、商標の排他的権利はロシアで保護されている。

民法第 1229 条(1)によれば、権利者は、他人が知的活動の成果又は識別手段を使用することを自己の裁量で許諾し又は禁止することができる。禁止しないことをもって、同意(許諾)とされることはない。商標権者の同意を得ない商標の使用は違法であり、罰せられる。

民法第 1515 条(1)によれば、商標又は混同を生ずるほど類似した標章が違法に貼付された商品、ラベル及び商品の包装は、模倣品とみなされるものとする。したがって、IMPORTER によって輸入された商標 XXXXX を付した商品は模倣品である。

行政違反法第 14.10 条は、類似商品への登録商標の違法な使用に対する行政責任を規定している。

前述を考慮し、民法第 1559 条、第 1229 条、第 1484 条及び行政違反法第 14.10 条に従って、に行政責任を負わせるために必要なあらゆる措置を講ずるよう要請する。

署名

役職

日付

著作権侵害に関連する申立ては、法律の別の条項に基づくため、少し異なる。

(7) 税関における登録制度

税関の知的財産登録簿に商標/著作権を登録するには、権利者(その代理人)が申請書を提出しなければならない。申請書では一又は複数の知的財産権を指示し、以下の基本情報/証拠書類を添付することができる：

- 委任状(公証及びアポストイーユによる認証)
- 国家商事登録簿からの商標権者の事業者証の抄本又は法人設立認可証(公証及びアポストイーユによる認証)
- 損害填補保証書(公証及びアポストイーユによる認証)
- 商標登録証(国内標章)/登録証(国際標章)のそれぞれの簡易(スキャンした)写し
- 国際商標登録簿からの国際標章の原本(WIPO 発行)
- 著作権を確認する文書(登録証、寄託証)
- 税関登録を求める、商標/著作権を有する商品の正確なリスト
- (Rospatent に)登録された許諾契約の簡易(スキャンした)写し(ある場合)
- (Rospatent に)登録された譲渡証の簡易(スキャンした)写し(ある場合)
- 販売店契約書の簡易(スキャンした)写し(ある場合)

- (職務著作物の場合)雇用契約書の簡易(スキャンした)写し
- 著作権譲渡を確認する契約書の簡易(スキャンした)写し
- すべての認定(及び既知の未認定)輸入業者/申告者及びそれぞれの納税者番号(ロシアでは「INN (Tax Identification Number のロシア語省略形)」)のリスト
- 認定輸入業者/申告者の税関の知的財産登録簿への登録の同意書(公証及びアポストイーユによる認証)
- すべての認定(及び既知の未認定)輸出業者/荷主のリスト
- すべての認定(及び既知の未認定)製造者/生産者のリスト
- 主な税関ポスト及び真正商品(及び判明している場合は模倣品)の通関を行う場所
- 模倣品を識別する主な特徴
- 真正商品を識別する主な特徴
- 真正商品(及び模倣品)の写真、実物及び/又は見本(ある場合)
- 真正商品(及び模倣品)に使用されているラベル、タグ、ステッカー(ある場合)
- ロシア市場における模倣商標商品の存在に係る既知の事実に関する情報(税関通知、停止通告書の写しなど)

商標権者/著作権者は、自己の裁量により、国境管理及び押収のために重要不可欠とみなす対策の申請書にその他の関連情報及び/又は証拠書類を追加し、添付することができる。税関はこれを受理するものとする。

申請書が連邦税関局に提出されると、担当官は同封された証拠書類とともにこれを審査し、30 営業日以内に書面により肯定的な決定(又は拒絶)を申請者(商標権者/著作権者)に通知しなければならない。追加書類又は情報が必要な場合、2 か月まで期間を延長できる。連邦税関局の決定が肯定的である場合は商標権者/著作権者にその旨を通知し、(1 か月以内に)物的損害補償(契約書)(損害填補保証書)の提出を求める。そのような保険契約が適用される損害賠償は、それぞれの知的財産対象物につき少なくとも年間 30 万ルーブルとする。よって、申請日から連邦税関局の最終決定まで、税関登録手続きが完了するまでには通常およそ 2、3 か月かかる。対象の商標/著作権が税関の登録簿に記載されると、そのような登録はロシア領内のすべての税関当局に義務づけられる。

EAEU 加盟国署名の条約は、知的財産保護の強化及び加盟国領内での地域的な商標権の消尽を宣言している。よって、税関及び国境警備により、模倣品並びに並行輸入品/輸出品の EAEU 加盟国への出入りを止めるには、すべての EAEU 加盟国の税関で商標権を適切に保護することが妥当である。これらの地方税関登録の前提条件は、各国の特許庁を通じた確実な商標保護だろう。

全加盟国を対象とする EAEU の統一税関登録簿は現時点では導入されていない。ただし、一旦運用可能となれば、税関による商標保護を最大限広範囲に適用するために、商標を当該統一登録簿に登録することが望ましい。

商標/著作権を税関登録簿に登録すると、権利者は連邦税関局に要請書を提出してそのような登録簿に記載された情報を修正することができる。特に、認定輸入業者のリスト(ホワイトリスト)又は既知の未認定輸入業者のリスト(ブラックリスト)について、そのような企業の正式名、住所及び VAT 番号を示す書面による要請書を提出して、リストを変更することができる。

(8) 税関における保証書及び/又は担保証書

法律は、商標又は著作権の税関登録簿への登録について公的手数料を定めていない。商標/著作権の当該登録簿への登録手続に従って権利者が支払う手数料は、税関局に提出する損害賠償保険に基づく保険

料のみである。

保険契約は権利者の不法行為により輸入業者が被った物的損害補償義務に適用される(損害填補保証書)。そのような保険契約が適用される損害賠償は、それぞれの知的財産対象物につき少なくとも年間30万ルーブルとする。

当該保険料の金額は保険会社が計算し、通常は保険を付ける金額、登録対象となる商標/著作権の件数及び対象の商標/著作権が保護される商品/著作物によって決まる。

(9) 権利者への情報開示

権利者は税関当局から発売差止めの決定が出された商品に関する情報を入手し、商品の見本及び実物を得ることができる(LCR 第 308 条(3))。通常、商品の差止め通知には以下の情報が記載されている：

- 輸入者に対して
 - 税関申告書番号
 - 決定が出された商品の説明(商標に関する情報を含む)
 - 商品の模倣とされる特徴
 - 停止期間
 - 権利者(その代理人)の氏名及び住所
- 権利者(その代理人)に対して
 - 商品の差止め決定を出した税関の部署に関する、住所、電話及びファクス番号、電子メールなどの情報
 - 申告者(輸入業者)の氏名及び住所
 - 差止められた商品のある場所
 - 決定が出された商品の説明(商標に関する情報を含む)
 - 商品の模倣とされる特徴
 - 決定の出された日
 - 停止期間

差止められた商品の写真を通知に添付することができる。

(10) 倉庫保管費用などの負担

通常、差止められた模倣品とされる商品は税関の一時保管倉庫に置かれる。

税関はそのような商品の保管に対して保管料の支払義務を課す(LCR 第 128 条(1)の第 3 号)。当該支払いは輸入者が行うものとする(LCR 第 114 条(6))。

ただし、CCCU 第 331 条(5)は、自身の権利侵害が証明されない場合、知的財産権者が輸入者に損害賠償する義務を定めている(支払われた保管料を含む)。

裁判所は、知的財産権を侵害している、すなわち模倣品であると判断した商品について、いかなる補償もなく、流通過程から排除し、廃棄することを命じる権限を有する(民法第 1252 条(4))。廃棄の費用は国家が負担するものとする。

(11) 税関との連絡及び情報提供

税関との連携の重要性及び税関への適切な情報提供の必要性については、強調しておく必要がある。

知的財産権を税関登録簿に登録することで、より多くの情報が税関に提供され(すなわち、認定及び既知の未認定輸入業者/製造者、既知の模倣品輸入ルートなど)、模倣品を発見し差し止める可能性が高まる。知的財産権者は知的財産権を税関登録簿に登録して提供した情報の変更又は更新を税関に知らせる義務を負う(住所変更など)。

また、知的財産権者の申立に基づき輸入業者に対して行政訴訟が起こされた場合、税関は知的財産権者から追加的情報による支援を必要とする。そのような支援がなければ、税関は侵害の事実を証明できず、訴訟は取り下げられ、模倣品は輸入業者に返却されて、国内市場に流通することになる。

加えて、例えば、知的財産権者が自身の権利を侵害する可能性のある商品が近々配送されることに気づいた場合に、税関に直接申し立てることが可能である。この場合は税関に請願書を提出することができ、税関はそれを検討することが義務づけられる。

(12) 税関の押収の関連機関及び専門機関

税関地域支部の連絡先電子メール

1. 中央税関：ctu-info@ctu.customs.ru
2. シベリア税関：STU_ODO@STU.customs.ru
3. 北西税関：sztu-mail@sztu.customs.ru
4. 南税関：jtu_odo@jtu.customs.ru
5. 沿ボルガ税関：ptu-customs@ptu.customs.ru
6. ウラル税関：utu-odo@utu.customs.ru
7. 極東税関：dvtu_odo@ca.customs.ru
8. 北コーカサス税関：odo@sktu.customs.ru

残念ながら、税関は商品製造に関する捜査は行わない。ただし、警察(内務省)など、そのような捜査の権限を有する国家機関がある。警察に知的財産権侵害を訴える請願書を提出することができ、警察は請願書の情報を確認する。

警察の連絡先：

警察のウェブサイト <http://mvd.ru/> (<http://en.mvd.ru/> -英語版)

電話：(495) 667-72-64

住所：Russia, Moscow, Sadovo-Sukharevskaya str., 11

加えて、特許代理人及び商標弁理士と協力して必要な情報の収集が可能な、調査会社及び民間調査員が多数存在する。

(13) 近隣諸国からの模倣品阻止方法

近隣諸国からロシアへの模倣品侵入防止に効果的と言えるのは次の方法(措置)である：

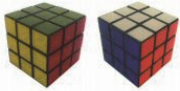
- 1) EAEU 全加盟国の特許庁への商標登録

- 2) EAEU 全加盟国の税関の知的財産登録簿への商標登録
- 3) 統一税関知的財産登録簿への商標登録(運用開始時)
- 4) 関連管区で侵害があった場合に商標権を施行
- 5) 裁判所の判決に関する報告書の公表
- 6) EAEU 加盟国の市場の監視

(14) 税関における模倣品押収通告の実例

ケース 1

2015年10月にウラジオストク税関により行政違反法第14.10条第1部に基づく行政訴訟が起こされた事例(商標の不正使用)。



税関当局は立ち入り検査中に中国から輸入された立体玩具を発見した。当該玩具は、Seven Towns Limited 社が保有する立体商標「ルービックキューブ」に混同を生ずるほど類似していた。ウラジオストク税関は商標権者の代理人に必要な通知を送付した。代理人からの回答によれば、輸入された玩具は Seven Towns Limited が保有する立体商標に混同を生ずるほど類似している。商標権者は当該商品の生産及びロシアへの輸入を認めていなかったため、当該輸入品は確かに模倣品である。したがって、商標権者の代理人は輸入業者に行政責任を負わせるように求めた。

ケース 2

カーニングラード税関の職員が玩具の模倣品のロシア連邦への輸入を防いだ事例。

2社が中国からの3回の積み荷を受け取るためにバルチースク税関ポスト(カーニングラード州)に税関申告書を提出した。通関中に職員は、輸入された2400個のパズル«Planes」、480台の玩具の車«iPhone»及び360個のガラガラ«Happy baby»の包装に保護された商標が付されていることに気づいたが、輸入業者は職員にそのような商標の使用許可証を提示することができなかった。したがって、商品は差し止められた。

税関からの要請に応じて、商標権者の代理人はそのような商品の製造及び輸入は許可されていなかったことを確認した。その回答に基づき、税関職員は行政違反法第14.10条第1項に従って3件の行政訴訟を起こした。

カーニングラード州商事裁判所は3,240個の玩具を模倣品と認め、それらの廃棄を命じたとともに、輸入業者に過料を科した。

ケース 3

クラスノヤルスク税関によって模倣品が発見された事例。

クラスノヤルスク税関によって模倣品(100点以上の衣服)が発見された。

ロシア企業によって輸入された衣服には登録商標「SOCHI 2014」に混同を生ずるほど類似する文字商標「SOCHI 14」が付いていた。ところが、当該商標の使用権を確認する書類が輸入業者から提出されなかった。権利者の代理人も荷主及び荷受人に当該商標の使用許可を与えていないことを確認した。

クラスノヤルスク地方商事裁判所は輸入業者に過料を科し、模倣品を押収・廃棄した。

(15) 税関押収の抑止効果

国境での監視や、模倣品の押収及び廃棄、税関登録簿に基づく取締りは、模倣品対策としては効率的かつ実践的な制度であるとみなされている。国境での監視や押収は、侵害に対する適切な法的救済を利用する機会を権利者に提供することになるため、きわめて信頼できることが証明されてきた。それらの対策が実際に抑止効果を持ってきたことは、自身の輸入業務が合法かどうかという輸入業者からの照会が多数寄せられていることから明らかである。裁判所に過料を科された後、同じ輸入業者が同じ商標を付した商品を輸入しようとする事例はない。

第7節 知的財産権侵害行為に対する刑事訴訟

(1) 知的財産権侵害行為に関する刑事訴訟を担当する官庁

- 内務省
- 捜査委員会（一定の犯罪を捜査する権限を与えられた独立委員会で、その長は大統領により任命され、捜査結果は大統領に報告される。）
- 検察庁

(2) 知的財産権侵害関連犯罪に関するロシア刑法規定

刑事制裁

1. 発明及び特許権侵害の刑事責任

発明、実用新案又は意匠の違法に使用した者は、その侵害による損害が「重大」である場合には、刑法第147条が規定する刑事責任を負う。裁判所は個々の事件において損害が「重大」か否かを判断する。それぞれの行為は以下により処罰される：

- 最大20万ルーブル又は有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の最大18か月分の金額の過料、又は
- 最大480時間の義務的社会奉仕、又は
- 最大2年の強制的労働、又は
- 最大2年の懲役(刑法54条1項の定義)
- 集団又は組織が同じ行為を犯した場合、過料の金額は10万ルーブルから30万ルーブル又は有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の1~2年分となるのに対して、そのような犯罪の刑期は最大5年となる。

2. 著作権及び著作隣接権侵害行為の刑事責任

著作権及び著作隣接権を侵害した者は、その侵害による損害が「重大」である場合には(すなわち10万ルーブル以上)、刑法第146条が規定する刑事責任を負う。それぞれの行為は以下により処罰される。

- 著作権者たる地位の盗用(剽窃)の場合(刑法第146条(1))
 - 最大20万ルーブル又は有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の最大18か月分の金額の過料、又は
 - 最大480時間の義務的社会奉仕、又は
 - 最大1年の強制的労働、又は
 - 最大6か月の拘禁
- 著作権又は著作隣接権対象物の違法な使用並びに著作物の模倣品の取得、保管、輸送及び流通目的での録音の損害が重大である場合(刑法第146条(2))：
 - 最大20万ルーブル又は有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の最大18か月分の金額の過料、又は
 - 最大480時間の義務的社会奉仕、又は
 - 最大2年の強制的労働、又は
 - 最大2年の懲役
- a)集団又は組織によって、b)特に大きな金額で(すなわち100万ルーブル以上)、又はc)自身の公的な立場を利用した者によって、同じ行為が犯された場合(刑法第146条(3))：

- 最大5年の強制的労働、又は
- 最大50万ルーブル又は有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の最大3年分の金額の過料、最大6年の懲役(又はその両方)が課せられる。

3. 商標の不正な使用の刑事責任

商標又は原産地表示の不正な使用は、次のいずれかの刑に処される。

- 10万ルーブル～30万ルーブルの過料、又は侵害者の給与又はその他の所得の最大2年分の金額の過料
- 最大480時間の義務的社会奉仕
- 最大2年の矯正労働
- 最大2年の強制的労働
- 最大8万ルーブル又は侵害者の給与又はその他の所得の最大6か月分の金額の過料とともに、最大2年の懲役

ロシア連邦で未登録の商標又は原産地表示に関する警告表示の違法に使用した者は、その侵害による損害が「重大」である場合、又は侵害行為が繰り返し行われた場合には、刑法第180条(2)が規定する刑事責任を負う。それぞれの行為は以下により処罰される：

- 最大120,000ルーブル又は有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の最大1年分の金額の過料、又は
- 最大1年の矯正労働

刑法第180条(1-2)に明記され、集団又は組織によって犯された行為は、以下のいずれかにより処罰される。

- 50万ルーブルから100万ルーブルの過料、又は有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の3～5年分の金額の過料
- 最大5年の強制的労働
- 最大50万ルーブル又は有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の最大3年分の金額の過料、最大6年の懲役(又はその両方)が課せられる。

(3) 警察への申立て

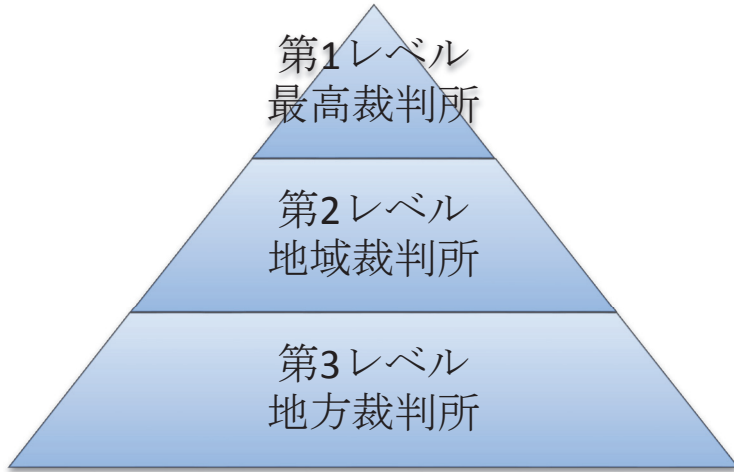
警察への申立てを進めるには、侵害を確認する証拠又は侵害が起こった／起こる場所(店舗など)及び侵害者の名称を含めた、信頼できる情報を得る必要がある。その上で、以下の書類及び資料を申立書とともに提出しなければならない。

- 知的財産権対象物を確認する書類(特許証又は商標登録証など)の写し
- 侵害の証拠
- 委任状(代理人が提出する場合)

申立書には権利者又はその代理人が署名できる。通常、そのような申立書には権利者が発行した委任状によって権限を与えられた地元の代理人が署名して提出する。

申請書提出を受けて、それぞれの当局がそこに述べられた事実を確認し、強制捜査、捜査、取り調べなどの必要な訴訟手続を行う。収集した書類及び情報に基づき、警察(又は検察官)は侵害者とされる者に対する刑事訴訟を起こす根拠があるかどうか判断する。

(4) ロシア刑事裁判制度及びその特徴



第3レベルの裁判所は刑事事件の大部分を審理する。事件は 1)判事 3名、2)陪審、又は 3)判事のみから構成される裁判所で審理される。被告が重罪(謀殺、反逆罪、テロ行為、又は正義に反する罪)で告発されている場合、被告の要請を受けて陪審が審理に加わることができる。ほとんどの場合、知的財産刑事事件は1名の判事によって審理されることは注目に値する。

事件の本案を審理後に、判事は法廷を出て会議室で判決について一人で検討する。判決が決まると判事は法廷に戻って言い渡す。

基本的に、刑事訴訟手続きは以下の段階から成る：

- 1) 刑事訴訟の開始
- 2) 予備調査
- 3) 検察官の承認を要する(捜査官による)起訴状の発行
- 4) 裁判所への提訴
- 5) 審理日程の決定
- 6) 審問
- 7) 判決の言い渡し
- 8) 上訴(ある場合)
- 9) 判決の執行
- 10) 上級審による審理(上訴の場合)
- 11) 「新たな事情」が発生した場合の再審理(ある場合)

ロシア憲法第 49 条は無罪の推定を定め、それに従って罪を犯したとして告発された者は連邦法が定

めた規則に従って有罪が証明され、判決によって確定するまでは無罪とみなされることに注意しなければならない。その上、被告人は自身の無罪を証明する義務を負うことはない。その有罪についての疑わしさが被告人の有利に解釈される刑事訴訟法第14条にも同様の規則が定められている。

判決後10日以内に第二審に上訴することができる。被告人は判決文を受け取った日から10日の間に上訴することができる。

影響を受けた当事者として訴訟に加わった権利者は、第一審裁判所での手続中に申し立てた場合であれば、民事訴訟に関連する部分の判決に対して上訴する権利を有する。

判決に対する上訴について定めた期間を正当な理由で逸した場合、上訴の資格を有する者は判決を言い渡した、又は上訴の対象となる他の判断を下した裁判所に対し、逸した期間の回復を申し立てる権利を有する。期間回復の申立ては、対応する刑事訴訟手続の裁判長によって検討される。逸した期限の回復申立てに対する拒絶に不服がある場合、上級審に申し立てることができる(刑事訴訟法第389.5条)。

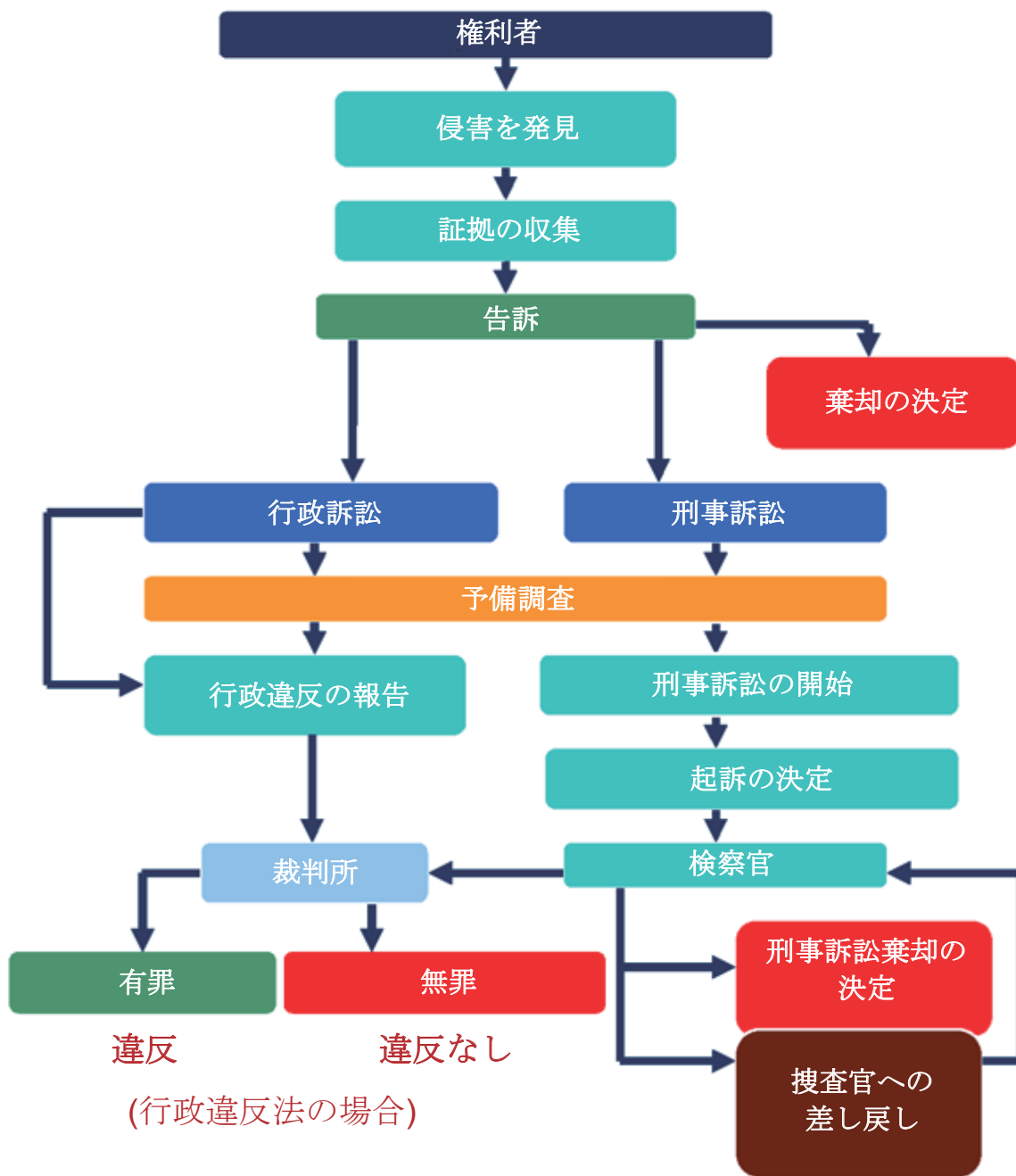
判決が上訴された場合、裁判所は判決の適法性、有効性及び公平性を審理する。裁判所は上訴において提示された主張に縛られず、以下の権限を与えられている：

1. 上訴によって判決に異議を申し立てられた内容に限らず、事件全体を審理すること
2. 有罪判決を受けた者1名又は数名に関する部分の判決が上訴された場合でも、有罪判決を受けた者全員に関して事件を審理すること
3. 刑罰を軽く、又は重くすること（被告人が上訴した場合は、不利益変更禁止の原則が適用される。刑事訴訟法389.24条の反対解釈）
4. より重い罪についての刑法規定を適用すること

確定判決に対しては破毀審に申し立てることができる。法律は破毀申立ての期限を定めていないことは注目に値する。つまり破毀審に申し立てる権利は期限によって制限されることはなく、判決確定後いつでも行使することができる。

知的財産刑事事件の場合、模倣品は判決に基づいて没収/廃棄するものとする。装置(例えばコピーを作るためのサーバー/コンピューター)、機械類又は材料(例えば、空のCD)を含めた模倣品作りに用いられた手段、並びに犯罪行為を理由に獲得した資金、代価その他の財産は没収される(刑法第104.1条)。

下記は知的財産事件の刑事訴訟手続及び行政訴訟手続のフローチャートである：



第8節 インターネット上でのコンテンツの違法なアップロード等対策

(1) 違法アップロード等の規制

2015年5月に、著作権保護を進め、オンラインでの海賊行為に対する執行を強化した「新海賊行為防止法」が施行された。同法は元々は2013年に制定され、専ら映像コンテンツ(映画など)を対象としたものだった。現在、新海賊行為防止法は音楽、文学、ゲーム、データベース及びソフトウェアを含め、写真を除く、すべての著作物及び著作権対象物に適用される。加えて、民法(第IV部)を適用して著作権侵害及び海賊行為を防止することができる(「情報仲介業者」——インターネットサービスプロバイダー——に関する規則など)。下記の第3項で免責について詳述する。

(2) 担当官庁

以下の法執行機関が新海賊行為防止法の適用に携わる。

- モスクワ市裁判所(MCC)予備的差止めがなされている
ケースではMCCが第一審としてインターネットにおける著作権侵害の事案を審理する。そうでない場合は、通常の管轄の原則により、商事裁判所又は普通裁判所が管轄する(民事訴訟法26条3項)。
- 連邦通信・情報技術・マスコミ監督局(Roskomnadzor)

(3) サービスプロバイダーの責任範囲

インターネットサービスプロバイダー(ISP)(「情報仲介業者」とも言う)の責任は民法第1253.1条に規定されている。同条によれば、侵害に関して有罪が証明されれば、ISPに責任を問うことができる。同時に、ISPは有罪でなくとも完全に責任から解放されることはない——権利者のクレームに基づき、侵害コンテンツを排除、又は侵害コンテンツへのアクセスを制限しなければならない。

法律の規定によれば、ISPには三つのカテゴリーがある。

- (a) インターネットを含めた通信ネットワークでコンテンツを転送する者
- (b) 通信ネットワークを通じてコンテンツ配置及びその受信に必要な情報を使用可能にする者
- (c) 通信ネットワーク上でコンテンツへのアクセスを提供する者(ウェブサイトのオーナーなど)

ISPのうち、上記(a)に該当するものは、以下の条件下では免責される：

- コンテンツ転送の送信元ではなく、コンテンツの受け手を決めていない。
- 通信サービス提供中に、コンテンツ転送の技術的プロセスを使用可能にするために必要な変更以外に、コンテンツに変更を加えていない。
- コンテンツ転送の送信元による知的財産対象物の使用(関連知的財産対象物の添付)が不法であったことを知らず、又は知り得ない。

ISPのうち、上記(b)に該当するものは、以下の条件下では免責される：

- コンテンツに添付された知的財産対象物の使用が不法であったことを知らず、又は知り得ない。
- そのようなコンテンツが配置された場所を特定する関連ウェブサイトのページ及び/又はIPアドレスの指示とともに、そのような知的財産権侵害を主張する権利者のクレームを受けた場合

に、知的財産権侵害を止めるために必要かつ十分な措置を速やかに講じた。

上述の条件は ISP のうち、上記(c)に該当するものに対する免責にも適用される。

(4) 侵害者及び/又はサービスプロバイダー責任追及

モスクワ市裁判所並びに連邦通信・情報技術・マスコミ監督局（Roskomnadzor）が扱う海賊行為事件は数百に上る。ウェブコンテンツの封鎖命令は次のように説明できる：

- 著作権及び/又は著作隣接権の権利者、又は専用実施権の被許諾者はそれぞれのウェブサイトのオーナーに対してモスクワ市裁判所(MCC)に仮差止め命令を求める申立を行う。権利者は(i)著作権者の資格の証拠書類、(ii) 加害ウェブサイトにおける著作権侵害の証拠書類を示さなければならない。
- MCC から差止め命令が出されると(通常 1~2 日後)、裁判所の本案判決まで侵害ウェブサイトに対する一時的なウェブ封鎖が行われる。
- それから権利者はこの 15 日間を使って MCC に侵害者に対する損害の賠償を申し立てる。15 日の間に損害賠償請求を行わなかった場合には、ウェブサイトの封鎖は自動的に解除される。
- 仮差止め命令を受けた後、権利者は連邦通信・情報技術・マスコミ監督局（Roskomnadzor）に違法コンテンツの制限を求める特別申立てを行う。
- そのような申立ての受理から 3 営業日以内に、連邦通信・情報技術・マスコミ監督局（Roskomnadzor）はウェブホスティングプロバイダーを割り出し、特定されたウェブホスティングプロバイダー宛てにロシア語と英語で侵害の通知を送付する。
- 1 営業日以内に、ホスティングプロバイダーはウェブサイトのオーナーに侵害コンテンツの削除又は侵害コンテンツへのアクセス制限を行う義務について通知しなければならない。
- そのような通知を受けてから 1 営業日以内に、ウェブサイトのオーナーは侵害コンテンツを削除又はアクセスの制限を行わなければならない。
- ウェブサイトのオーナーが通知された内容に従わない場合、ホスティングプロバイダーは 3 営業日以内に違法コンテンツへのアクセス制限を行わなければならない。
- ウェブサイトのオーナー並びにホスティングプロバイダーがアクセス制限等を実行しなかった場合、連邦通信・情報技術・マスコミ監督局（Roskomnadzor）の要請から 24 時間以内に当該ウェブサイトは通信事業者によって封鎖される。通常は、ウェブサイトのオーナーまたはホスティングプロバイダーがアクセス制限を実行している。

新海賊行為防止法に基づくコンテンツ封鎖を詳述するフローチャートが第1章セクション5(1)に掲載されている(p.63)。そのような事例は民事事件として、連邦通信・情報技術・マスコミ監督局（Roskomnadzor）の管理による行政処分を伴う。これらの事例はロシア刑法の管轄外である。

(5) 削除要請とそのフローチャート

著作権侵害対策法に基づくコンテンツ封鎖手続を説明するフローチャート：第1章第5節第(1)項を参照(p.64)。

(6) 行政、民事又は刑事処分事例

事例

A Serial LLC 対 Privactually LLC, Yes Networks Unlimited Ltd., Sia Vps Hosting, Iliad (モスクワ市裁判所、事件番号 3-0330/2015).

本件は、インターネット上の大規模な著作権侵害事件である。本件は、ロシア裁判所が、著作権者/専用実施権の被許諾者のために速やかな執行を行うことを意図した新海賊行為防止法の適用を示す好例である。

本件における原告は、さまざまなテレビシリーズの専用実施権を有するロシア企業である。

原告は、*.org .net .tv .me* のドメイン名ゾーンで登録されたさまざまなウェブサイトにおける当該テレビシリーズのインターネット上での拡散について、ウェブサイトのホスティングプロバイダー(すべて外国企業)に対する仮差止めを求める申立を行った。

その結果、モスクワ市裁判所(インターネット海賊行為防止法執行の管轄権を有する普通裁判所)から仮差し止め命令が与えられた。

連邦通信・情報技術・マスコミ監督局 (Roskomnadzor) が本件における仮差し止め執行の管轄権を有する第三者として参加した。

その後、原告はホスティングプロバイダーに対して本案訴訟を提起した。

裁判所は本案訴訟における差止め命令を出して、ホスティングプロバイダーが原告のテレビシリーズの模倣品をウェブサイトで使用する技術的条件を整えることを止め、被告に原告が負担した国税の支払いを命じた(モスクワ市裁判所判決 2015 年 6 月 18 日、事件番号 3-0330/2015)。

第9節 ADR(裁判外紛争解決手続)

(1) ADR 制度利用の一般状況

知的財産権紛争の見通しに、さまざまな形で利用できる裁判外紛争解決手続(ADR)がある。

特に、商事訴訟法第133条は和解(調停)を審理に備える間の優先事項として挙げている。その上、商事訴訟法第135条第1節第2項に基づき、裁判所は審理に備える間に：

- 当事者に仲裁による解決又は調停者を含めた仲介者への連絡が望ましいことを示唆し、そのような選択肢の結果を説明する。
- 当事者が平和的和解合意に至ることを可能にする措置を講ずる。
- 紛争の平和的解決を促す。

商業訴訟法における上記の規定は、正義の実現のため、まずは当事者間で紛争を解決する手段を模索すべきだということを示している。商業訴訟法は「平和的和解合意」の概念及びその施行に関連する手続を定めているが、ロシアには2010年7月27日「仲介(調停)手続による裁判外紛争解決手段に関する」特別連邦法第193-FZ号という法律も存在する。

法律名が示すとおり、同法では「調停」を手続の一種として定めている。調停は、紛争において両当事者にとって適した和解策を提示するために、独立した調停者を介入させることで紛争を解決させる手続である。しかし、実際には、調停はあまり利用されていない。

伝統的なADRの種類——商事仲裁——もロシアの法制度において下記のように定められている。

ロシアには知的財産紛争におけるADRの利用に関する統計はない。一方、実際には、知的財産侵害事件又は商標の不使用による取消事件において当事者が平和的和解合意を用いる例がある。

仲裁機関(国家機関ではない)を通じた知的財産紛争の裁定は比較的まれである。その背景にある問題は、仲裁機関の裁定に従ったとしても、権利を登録するためには、別途裁判所に申し立てを行わなければならないことだった。この問題は主として不動産紛争で注目されるが、登録商標の譲渡への異議申立て及び国家登録簿の関連譲渡記録を無効とする必要性に係る事例などの知的財産案件にも同じ問題が当てはまる。仲裁機関の裁定に基づく不動産の国家登録問題は、2011年5月26日ロシア連邦憲法裁判所決定第10-II号に明記されており、権利の国家登録に係る紛争は仲裁機関に申し立てることができ、仲裁機関の裁定に基づいて不動産権の登録を行うことができると述べられていた。4年以上が経過したが、仲裁機関の裁定に基づく知的財産権の国家登録の例は知られていない。

(2) ADR の法的根拠

侵害又は争われた権利の保護は普通裁判所、商事裁判所又は仲裁機関の手続規則によって確立された権能に従って行うことができる(民法第11条(1))。ロシアにおける仲裁は、ロシアの法人間の紛争を解決する国内仲裁機関、又は常設又は特定目的のために作られた、国際商事仲裁機関の形で存在する。

仲裁手続の具体的問題は1993年7月7日付の「国際商事仲裁に関する」法律第5338-1号で規制される。同法が1985年国際商事仲裁に関するUNCITRAL模範法に基づき、条文のほとんどをそのまま採用しているのに対して、商事訴訟法及び民事訴訟法は、国内の裁判所(商事裁判所及び普通裁判所)のために存在する手続を規定しているが、その中には仲裁機関の裁定の承認及び執行の規定も含まれる。

(3) ニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認及び執行に関する国連条約)への加盟

ロシアは、1958年の「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」の加盟国である(1958年12月29日にソ連が署名。1960年8月24日に批准し、1960年11月22日に発効した)。周知のように、同条約は外国仲裁判断の承認及び執行について規定している。

外国仲裁判断の承認及び執行には商事訴訟法第31章及び上述の「国際商事仲裁に関する」法律も適用される(同法は専らロシアにおける国際仲裁に適用されるため、外国の判断にも一部適用される)。

外国仲裁判断の承認申請は被告の所在地の商事裁判所に申し立てるものとする。

外国仲裁判断が出されてから3年が経過すると、執行を求めることは認められない(ただし正当な理由があれば期間を延長できる)。

商事裁判所は以下の場合には外国仲裁判断の承認を(全部又は一部)拒否することができる(商事訴訟法第244条及び国際仲裁に関する法律第36条(同条は判断が出された国とは無関係に適用される))。

- 外国仲裁判断が、下された国の法律の規定により発効していない場合
- 外国の事例の当事者が手続を十分に知らされず、そのため又は他の理由で外国の裁判所で弁明できなかった場合
- ロシア国内の裁判所によってロシアの法律で裁定を下すべきであった場合
- 外国の判断と同じ事件に関して、ロシアの裁判所の有効な判断が存在する場合
- ロシアの裁判所が外国の裁判所での紛争と同じ紛争に対して先に手続を始めた場合
- 期間(上述のように3年)が終了し、延長されなかった場合
- 外国の判断の執行が公共の秩序に反する場合
- 当事者適格がなかった場合
- 仲裁の合意が無効である場合
- 裁判所の和解又は手続が仲裁の合意に反していた場合
- 判断が仲裁の合意の範囲から外れている場合(仲裁の合意の範囲から外れる問題を仲裁の合意が適用される問題から切り離すことができない場合)
- 判断が、それを下した国、又はその判断が準拠した法律を有する国の裁判所によって取り消された場合
- 判断が、それを下した国、又はその判断が準拠した法律を有する国の裁判所によって保留された場合

(4) 知的財産権契約に関する国際紛争のためのロシア仲裁組織

名称：ロシア連邦商工会議所国際商事仲裁裁判所

申立を持参する住所：5/2, Iliyinka, Moscow, Russia

郵便物の宛先：109012, Moscow, Iliyinka 6

電話：+7(495) 620-00-07

ファクス：+7(495) 620-01-53

電子メール：mkas_arbitration@tpprf.ru

ウェブサイト(英語)：<http://www.tpprf-mkac.ru/en>

国際商事仲裁に関する法律第1条(2)に基づき、当事者は別個の仲裁合意の執行、又は仲裁条項を他の合意へ含めることによって、紛争を国際商事仲裁機関に移す権利を有する。その紛争とは：

- (i) 少なくとも一方の当事者の法人が海外にある場合、国際貿易又はその他の種類の国際取引関係の過程で生じる契約上の又は他の民法上の関係に関する紛争、並びに
- (ii) ロシア連邦領内で法人格を有する、外資系企業及び国際協会又は組織、その関係者の間の紛争、又はロシア連邦の法律に基づく他の法主体との紛争

国際商事仲裁に関する法律には、ロシア連邦商工会議所にて組織された、ロシアにおける2つの常設仲裁機関、すなわち(i)国際商事仲裁裁判所(ICAC)及び(ii)海事仲裁委員会(MAC)の設立に関する規制も含まれている。

2005年10月18日付のICAC規則第2条の第1号によれば、ICACに仲裁を求める可能性のある紛争には、科学技術に関する紛争、他の知的財産に関する紛争、産業その他のプロジェクトの建設、ライセンス事業に関する紛争が含まれる。したがって、ICACは法律の他の要件を満たす場合は知的財産問題に関連する紛争について権限を有する。

しかし、実際には、知的財産問題に関連する紛争のうち、私法紛争のみが仲裁機関での解決を求めることができると言われている。Rospatentの特許付与又は商標登録の拒絶に関する上訴、Rospatentの判断に関する申立て、その他の類似する事例などのRospatentとの公法紛争を仲裁裁判所で解決することはできない。これは、Rospatentが紛争に関わる場合、又は知的財産対象物、譲渡及び国家登録を要する許諾に関連する紛争にも当てはまる可能性がある。

(5) 実例

知的財産問題関連の紛争の解決に関して、ロシアの国際商事仲裁機関にはほとんど実績がない。既存の例は、ロシア企業がカザフスタン企業に対して起こした訴訟の債権回収など、国家登録を要しない知的財産の許諾契約に基づく、債権回収の契約上の紛争を対象としている。なお、本件においては、テレビ放送許諾契約に基づく支払い不履行の結果、債権は回収された(ロシア商工会議所下のICACの解決、2014年5月23日付け事件番号201/2013)。

参考資料

1. ロシア民法第IV部 主要な改正点	160
2. 関税同盟関税基本法 (Customs Code of the Customs Union)	170
3. 税関規則 (On Customs Regulation)	175
4. 行政違反法 (Code of Administrative Offences)	183
5. 競争保護法 (On Protection of Competition)	187
6. 刑法 (Criminal Code)	191

(2～6 は、以下の法令のうち関連規定を抜粋したロシア語および英語仮訳である。)

なお、2014年改正後の民法IV部及び知的財産権に関連する他の民法規定を含む) については以下の URL を参照のこと。

- ロシア語 (民法全文)
<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/ru/ru/ru132ru.pdf>
- 英語仮訳 (民法IV部及び知的財産権に関連する他の民法規定)
<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=14951>

ロシア民法第IV部 主要な改正点

序文

2013年から2014年にかけてロシアは知的財産権に関する法制度の改正を行い、かなりの変更が加えられた。民法第IV部の全328条のうち半分以上が改正され、新しく7条が加えられた。これらのほとんどが2014年10月1日に発効し、一部は2015年1月1日に発効した。2014年3月12日連邦法No.35-FZの英訳はWIPO Lex データベースで入手可能である。本概要は、ロシアでの知的財産権の取得及び保護のために、権利者がとる出願手続及び権利行使の戦略に直接かつ直ちに影響を与える主な改正点を示すものである。

総 則

知的財産権の使用

民法第1234条および第1235条で、費用や対価を支払わずに事業者間で独占的な知的財産権を譲渡することが禁じられた。

第1229条は、共同所有の場合の知的財産権の行使全般について定めている。共同所有者は、共同所有にかかる独占権の処分(譲渡、ライセンス供与等)について交渉することができるようになった。改正前は、共同所有者は共同所有する独占権を連帯して処分しなくてはならなかったが、改正によって、共同所有する知的財産権の行使のために個々に行動することができるようになった。

独占的なライセンスの使用許諾者は、ライセンス契約で別段の定めがない限り、専用使用権者に許諾した範囲の中でライセンス対象物を使用することは出来ない。

第1232条、第1369条、第1490条は、譲渡の場合、登録された対象物(発明、実用新案、工業意匠、商標など)についてのライセンス(フランチャイズ)契約あるいは担保契約の契約書の写しではなく、取引事実の詳細を特許庁に登録するよう定めている。また、これらの条項は、特許庁に知らせるべき取引についての情報も特定している(契約の金銭上の条件を開示する必要はなく、契約書の提出は任意であることに留意されたい)。

知的財産権侵害の法的責任と立証基準

第1250条および第1252条は、過失が無いことの立証責任は侵害者が負うこと、そして過失の有無に関わらず、模倣品はすべて押収・廃棄できることを定めている。有罪となった侵害者は侵害行為を止めなくてはならず、裁判所から侵害を起こす可能性のあるすべての活動を止めるよう命じられる場合もある。侵害者は(法人、自然人、企業家を問わず)、侵害が不可抗力によるものであったことを証明しない限り、損害賠償あるいは法定補償金の支払いを命じられることもある。共同侵害者は、連帯責任を負う。

第1252条(3)は、複数の知的財産権対象物が侵害された場合は、法定補償金(1万ルーブルから50万ルーブルの範囲)の額は、個々の対象物について裁判所が定めると規定する。侵害された知的財産権対象物が同一の権利所有者に属する場合は、裁判所が補償金の額を引き下げることがあるが、個々の侵害に対する最低保障金額の合計の50%を下回らないものとする。

著作権および隣接権(第70章および第71章 – 第1255条から第1344条)

新しい知的財産権および対象物

改正後の第1260条では、インターネットのサイトも、選集、百科事典、データベース、その他の同様の作品と同じく、データの編集物として取り扱われるようになった。

改正後の第1270条では、再放送に係わる知的財産権は最初の放送を行う権利とは別個のものともみならずとされた。

改正後の第1330条は、放送機関に、自らのラジオ・テレビ放送を記録したものを貸し出す権利を認めている。

改正後の第1262条は、映画製作者に、作成者間契約(監督、脚本家、作曲家など)に別段の定めがない限り、映画全体について独占的な権利を認めている。

改正後の第1324条は、レコード製作者に、レコードの符号化信号の独占的な送信権を認めている。

被雇用者が生み出した知的財産権

改正後の第1295条は、職務による作品について、被雇用者が独占的権利を有するとしても、雇用主に手数料と引き換えに被許諾者としての非独占的使用権を認めると定める。

[注：職務による作品に対して報酬を求める権利は譲渡できない。被雇用者が同意した報酬で、当該者の死によって支払われていないものは、相続人が相続する権利を有する。]

著作者および実演家の知的財産権

改正後の第1266条で、著作者は、歪曲したり完全性を損なったりしない限り、自らの創作物に、将来、改変を加えることをあらかじめ承諾することができることとされている。

改正後の第1284条および第1319条は、著作物や演技についての著作者あるいは実演家の独占的権利は、担保契約の対象物とされた場合は、差押えの対象となると定める。

改正後の第1283条は、複数の著作者の不可分の知的財産権は、共著者が死亡し、相続人がいない場合は、他の共著者のものとなるとする。

無償の使用許諾(2015年1月1日発効)

改正後の第1233条では、権利所有者は、ロシア政府が特別に指定する当局のウェブサイトにも自らの意志を公表し、かつ、いまだ効力のある独占的ライセンスが過去に許諾されていない場合に限り、自らの創作物について無償使用を許諾することができるとする。いちど無償の使用許諾を宣言すると、撤回したり期間を短縮したりすることはできない。別段の定めがない限り、無償の使用許諾の期間は全ロシア領土で5年とする。

オープンライセンス

重要な新しい法律用語(第1286条、第1286条の1、第1308条参照)に「オープンライセンス」がある。これは、附合契約であり、インターネットに関連して、例えばキーボードやマウスボタンのクリックで成立する。英語では、「シュリンクラップ(あるいは単にラップ)」ライセンス契約とも呼ばれる。第4部に付加された民法の第7編で、「オープンライセンス」は、ロシア領土内において無料で作品(ソフトウェアである場合が多い)を利用する権利を付与する。これには、プログラムの利用を監視し、

プログラムの作成者・使用許諾者に報告する「クッキー(cookies)」の設定などの条件を受け入れることが義務付けられる。対象物がソフトウェアやデータベースの場合、その有効期間は無期限であり、対象物がそれ以外の場合は通常 5 年間有効となる。使用許諾者は、特にサブライセンスが設定された場合は、「オープンライセンス」を終了する権限を広く有する。「オープンライセンス」では、別段の定めがない限り、全世界を対象とすることもできる。

著作権の制限と例外

著作権で保護された作品も、医療機関、社会施設、学校、刑務所等の施設で、職員、受刑者、住民、学生が、非営利目的で、無料で利用することは、改正後の第 1274 条で認められている。同様に、学術論文を著作者が抜粋したものをデジタル化して無料で複製したり、一般に配布したりすることも認められている。改正後の 1299 条は、権限のある利用者は、権利所有者に、こうした作品へのアクセスを制限する技術的なメカニズムの排除を求めることができるとする。

著作権および隣接権の侵害の責任

改正後の第 1243 条は、独占的権利の侵害や、著作権管理団体が個々の知的財産権利所有者に使用料を分配する責任を果たさなかった場合には法的責任が生じるとする。特に、著作権管理団体は、独占的権利の侵害について、第 1301 条および第 1311 条に定める補償金を知的財産権所有者に支払う義務をも負う。補償金の額は、侵害に応じて 1 万ルーブルから 500 万ルーブル(150 米ドルから 7 万 5 千米ドル)までで、海賊版の価格の 2 倍の金額、あるいは同様の態様や範囲で使用した場合と比較したライセンス許諾料の 2 倍の金額となる。

暫定措置による著作権の行使

改正後の第 1252 条および第 1312 条で、ロシアの裁判所は、侵害品とされる物や材料の押収や、インターネット上での侵害(海賊行為など)などの状況において差し止めによる救済を行うなど、暫定措置をとる権限を与えられた。

特許権(ロシア民法第 72 章 - 第 1345 条から第 1407 条)

発明、実用新案

特許出願の補正の制限

20 年以上にわたり、ロシアの特許法は、出願人が特許出願の係属中にいつでも特許請求項に変更を加えることを認めてきた。

第 1378 条の改正により、出願人が特許出願を補正できる可能性が大幅に制限された。出願人は、拒絶理由通知に示された特許審査官の要求に応える場合のみ、請求項を含む出願の内容を補正することができるという原則が導入された。こうして、出願人が自発的に補正を加えることができるのは、特許審査官が作成した調査報告書を受理した後の一回のみに制限された。ロシアの国内手続きに入る PCT に基づく特許出願人は、PCT 規則 78.1 により、PCT 第 39 条(1)(a)の要件を満たせば、一ヶ月以内に、ロシアの特許庁に対して、請求項、当初の明細書、図面を補正する機会がもう一度与えられる。

実用新案出願の補正は、実用新案の審査手続中に調査報告書が作成されないため、さらに制限されている。補正の機会は、審査での応答の場合と、PCT ルートでロシアの国内手続きに入る際に、上記の PCT の条項に従う場合だけに減らされた。

ロシア特許庁のプラクティスの変更は、審査官の業務を、請求範囲を継続的に減縮することで手続を進めるといふ、容易で予見可能な状態におくことを意図している。しかし、請求範囲の補正を自由に行うことに慣れてきた出願人たちにとっては、この制限的な変更で、出願手続きを始める段階から、これまでの戦略を見直す必要が生じた。

分割出願については変更がなく、今まで通り、特許出願の係属中にいつでも、親出願でサポートされる請求項により分割出願することができる。

開示要件の充足と、認められない補正

先進国の特許庁のプラクティスに従い、特許出願に対し、新しい独立した特許要件が導入された(第1375条)。発明および実用新案の出願には、開示要件を満たしていることを示すことが求められるようになった。改正前は、開示要件を満たしているか否かは、審査官が、発明の産業上の利用可能性について判断を下す際に検討する事項の一つだった。新しい法律では、開示要件は産業上の利用可能性の要件から独立した別個の要件となった。

新しい特許法では、発明あるいは実用新案の明細書に、当該発明あるいは実用新案を当業者が実施できるだけの十分な内容を、発明・実用新案の要点を明示した請求項と共に開示することを求めるよう拡充された。出願の際にこの開示要件を満たすことができないと、それだけで出願拒絶の理由や特許無効の理由となりうる。

開示要件の充足という、この新しい特許要件は、他の先進国の特許庁が求めるものと異ならない。したがって、こうした国の特許庁の要件に合わせて作成された出願書類はロシア特許庁の開示要件の審査をパスできるだろう。

また、発明あるいは実用新案の出願の補正が、発明の要旨を変更するものであって、最初に開示したものから大きく外れるために認められないと判断される場合についても、新しく考慮されている。これは、最初に開示された技術的結果に関連しない新しい技術的結果を示す資料を出すことを禁じるためのものである。技術的結果は、発明のレベルを評価する審査の過程で精査され、また、特徴の組み合わせでその新規性が審査される実用新案については、そうした特徴を個々に分解するために用いられる。技術的結果の詳述を慎重に行わないと、発明あるいは実用新案の審査に不利に働く可能性がある。幸い、これまでの特許法も新しい特許法も、明細書に記載できる技術的結果の数を制限していない。技術的結果は、発明あるいは実用新案の実施・利用の際に客観的に実証されてさえいれば制限なく記載できる。世界の主要な特許庁に提出するために作成された出願書類や、得られた重要な結果をすべて示した詳細な開示資料のほとんどが、やはり、ロシア特許庁の審査においても、同様の技術的結果を提示するための十分な基礎となる。

発明特許出願の公開、調査報告書、第三者による監視の可能性

以前と同様、第1386条により、ロシア特許庁は、出願日から18ヶ月経過すると、発明特許出願についての情報を公開する。しかし、新しい法律により、ロシア特許庁はまた、情報調査の報告書を作成し、送付すると共に、これを出願書類と共に公開することになった。

出願書類とその請求項についての調査報告書が公開されると、誰でも、当該発明の特許要件についての見解を特許庁に提出することができる。これらの見解は審査の過程で考慮されるが、新しい法律は、見解を提出した者に審査手続きにおける特別の権利(例えば参加権)を付与していない。さらに、提出された見解は一切公開されず、見解についての考慮の結果も伝えられない。

特許期間の延長(PTE)

2015年1月1日までは、医薬品および農薬の特許期間を延長するには、当初付与された特許の国家発明登録簿(State Register of Inventions)に、新しい特許期間と延長される請求項を加えていた。2015年1月1日以降、改正された第1363条により、PTEは補足特許の形で認められるようになった。補足特許は、販売承認を受けた製品を特徴づける発明の特性の組合せを含む請求項について与えられる。

実用新案特許出願の審査

2014年10月1日以前に提出された実用新案出願は実体審査の対象とはならず、出願書類が方式の要件を満たしていれば権利が付与された。改正された第1390条により、実用新案出願の実体審査が必須となった。現在は、方式審査に合格し、特別な申し立てがなければ、実体審査が行われ、当該実用新案の開示要件の充足、新規性、産業上の利用可能性が審査される。

先行技術と実用新案特許について定める第1354条は、新規性の評価において、世界中のあらゆる場所で、製品が使用され、販売されたことにより知られるようになった公に入手可能な情報のすべてを考慮しなくてはならないと明示する。以前は、実用新案の先行技術について、ロシア国外で使用され販売されているものに開示されているものを検索することは含まれていなかった。したがって、ロシアで取得した特許を持たずにロシア市場に参入しようとする外国企業は、ロシア国外で既に多くの外国企業が製造しているものについてロシアの実用新案権を取得したロシア人に訴訟を提起されることがあった。先行技術が世界中での使用を含むと定義した文言が追加されたことで、この問題は是正された。

実用新案の単一性

第1376条は、**実用新案の請求項は単一の実用新案に関わるものであることを求めている**。つまり、複数の実用新案をまとめて一つの出願を行うことはできなくなった。したがって、単一の実用新案をサポートする一つの独立請求項のみが許され、また単一の実用新案に関わるものである場合に限り、その独立請求項に代替的な特徴を記載する請求項が認められる。

発明特許から実用新案特許への変更

2014年10月1日以降、発明特許付与に対する無効審判請求の審理中に、特許所有者は第1398条(3)により、実用新案の有効期間が過ぎていなければ、**発明特許を実用新案特許に変更することを申請**できるようになった。対象物が実用新案の特許要件を満たせば変更が認められる。変更後の実用新案については、その優先日や出願日は、無効となった発明特許の優先日や出願日と同一である。

実用新案特許の有効期間

実用新案特許の有効期間は、出願日から10年である。以前は、10年に加えて3年間の延長が可能とされていた。しかし、改正された第1363条は、過去に認められた実用新案について、特許期間の延長は認めないとする。この変更は2015年1月1日に発効する。これより以前に認められた実用新案特許の期間延長を最後に、同日以降の延長は認められなくなる。

特許発明および実用新案の保護範囲

改正された第 1358 条では、「均等論」によって発明特許の実施の事実を認定する際、特徴の均等性は、侵害したとする日ではなく、特許出願の出願日(優先日)において公知のものでなくてはならないと定められている。

この改正の理由は明確ではないが、これによって第三者に有利な形で利害のバランスが変わった。したがって、出願後に(すなわち優先日以後に)、均等の特徴を有する発明、実用新案、工業意匠を、新しく代替的に具体化したものを公表することは控えるべきだろう。これを公表することで特許の価値を減じる可能性があるからである。

これらの改正で、独立した請求項に示された実用新案のすべての特徴が製品の中に含まれていれば、当該実用新案はその製品の中で実施されているとみなされることになった。そのような状況下では、均等論はもはや適用されない。

均等論は実用新案については適用されなくなっているため、出願者は請求項を作成する際に、実用新案の広範な特徴を取り上げ、それにしたがって出来る限り数多くの例を挙げ、開示要件を出来る限り満たすよう、最大限包括的に実施可能な形で記載することが推奨される。

意匠

本質的特徴リストの廃止

最も重要な改正は、意匠の本質的特徴リストの廃止である。本質的特徴リストは意匠権の保護範囲を明らかにするものだった。廃止によって、現在は、保護範囲を定めるために利用できるのは、意匠の表現(図面、写真)のみである。

本質的特徴リストは、意匠特許の保護範囲を定める上で重要な役目を果たしていたものである。かつての第 1358 条(すなわち、2014 年 10 月 1 日以前)では、製品が、意匠の表現と本質的特徴リストに記載された本質的特徴のすべてによって特徴づけられている場合、意匠は当該製品の中で実施されているものとされた。

本質的特徴リストが無くなり、意匠権侵害の事実は、改正後の第 1358 条に従って、「情報に通じた使用者」の概念に基づいて評価されることになった。そうすると、情報に通じた使用者に同一の印象を与える意匠のすべての本質的特徴あるいは本質的特徴の組合せが製品に含まれる場合に、当該製品の中で意匠が実施されているとみなされる。2014 年 10 月 1 日以前は、意匠の出願書作成の段階で将来の保護範囲に影響を与える方法は以下の通り 2 つあった。1)本質的特徴リストからいくつかの特徴を除外する；2)意匠の説明で点線を使用する。現在は、将来の保護範囲を広げるために意匠の出願書類を作成する段階で使える手段は点線を使用することだけである。したがって、意匠の表現において出来る限り実線の使用を減らすことで保護範囲を広げることができる。

出願日の取得のための最小必要要件

出願日を設定するために必要な書類は少なくなった。改正後の第 1377 条は、意匠の出願日を、意匠特許の願書、および製品の外観の美的詳細を明らかにする意匠の本質的特徴を余すところなく描写する製品の図面一式が提出された日とする。意匠の説明書は、意匠出願後に提出することができ、これによって意匠出願日に変更が生じることはない。2014 年 10 月 1 日以前は、意匠出願日を確立するには意匠の説明書と本質的特徴リストの提出が不可欠であった。

出願書類の補正

2014年10月1日以降の意匠出願については、出願書類の補正は審査官の要求がある場合に限られる。最初に提出された画像の本質的特徴が取り除かれた新しい画像を提出することは、意匠の変更として認められない。

猶予期間

改正された第1352条により、新規性猶予期間は2倍の長さとなり、EU(欧州連合)と同じく12ヶ月となった。

特許性のある意匠

第1352条(5)が定める特許性の無い意匠のリストは変更され、建築物などの定常構造物や、液体、気体等の物質でできた形の定まらない物は、特許性の無い意匠のリストから外された。したがって、今では、たとえば高層ビルの外観や歯磨き粉の外観なども意匠の保護対象となりうる。

しかし、権利が既に他者に属する(たとえば、三次元の商標)などの理由で消費者に誤解を与えかねない意匠は保護されない。

意匠出願を拒絶する新しい理由が第1231条の1に加わった。商標の場合と同じく、公の記号、名称、その他特徴的な印章などを再生したり模倣したりした意匠は保護の対象にならない。商標との類似性に基づき、意匠にも「保護の対象とならない要素」の概念が導入された。これらは、関連する管轄機関や政府機関の同意を得た場合にのみ意匠に含めることができる公の記号、名称、その他特徴的な印章である。

また、商標の場合と同じく、以下と同一の意匠、あるいは以下と全般的な印象を同じくする意匠の登録は認められない。

- ・ コレクションとして財団により保管されている文化的価値を有する画像
 - ・ 文学、芸術、あるいは科学作品の名称、そのキャラクターあるいは引用、芸術作品あるいはその一部
 - ・ ロシアで有名な人物の名前、ペンネーム、派生した称号、肖像、あるいは模写
 - ・ 所有者、所有者から権限を与えられた者、有名人あるいはその相続人の同意を受けていないもの
- これらは、ロシアの商標法のプラクティスで用いられてきたものと同様に同意書が有効とみなされる。

先行意匠

第1352条では、新規性と独創性が、意匠の特許性を確立するための要件として残されている。しかし、先行意匠を検索する範囲は大幅に広がった。意匠の新規性と独創性の評価において、一般に入手可能な情報の他に、当該意匠出願日(優先日)以前にロシアで出願された発明、実用新案、意匠及び商標を検索することが含まれるようになった。2014年10月1日以前は、そのような発明、実用新案、意匠及び商標の検索は行われなかった。

意匠特許の有効期間

意匠特許の独占的権利の有効期間は変更され、第1363条により、意匠特許の有効期間は5年間とされ、その後、5年間ずつ4回続けて延長できると規定されている。したがって、意匠権は最長25年間

有効となる。これは、EU の意匠権の有効期間の考え方と同じである。意匠の国際登録に関するハーグ協定への加入を促進するロシアの姿勢からも、この変更の理由が明らかに見て取れる。

意匠特許権の譲渡

新しい法律の下では、意匠特許権の譲渡は、譲渡により製品あるいはその製造者について消費者に誤解を与える結果になる場合は禁止されている。

発明特許権、実用新案特許権、意匠特許権

権利侵害の責任

第 1406 条の 1 に、特許権侵害に対する追加的な制裁措置が定められた。

発明、実用新案又は意匠に係わる独占的権利が侵害された場合、権利の所有者あるいはその譲受人は、既に利用できる法的救済に加えて、侵害者によって引き起こされた損害の有無や程度を証明することなく、以下の裁判所の裁定を求める権利を有する。

- ・ 侵害の要因を考慮し、裁判所の裁量で 1 万ルーブルから 500 万ルーブルまでの補償金
- ・ 侵害者が実施した態様で特許対象物を合法的に実施した場合に請求できるライセンス許諾料の 2 倍の補償金

識別の手段に対する権利(第 76 章 – 第 1473 条から第 1541 条)

商 標

商標登録の拒絶理由

(ロシアの商標法およびプラクティスに組み込まれている)工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 3 に規定する公の記号および印章の使用制限とは別に、新しい第 1231 条の 1 は、公の記号、名称、印章、あるいはそれと認識できるこれらの部分を含む、複製した、あるいは模倣した記号表示の使用を制限する。管轄当局の同意は、記号、印章、名称、あるいはそれと認識できるこれらの部分を、保護の対象とならない部分として商標に含む場合だけでなく、それと認識できるこれらの部分あるいは模倣を含むとみなされる場合も必要となる。

同意書

第 1483 条は、著名商標あるいは団体商標の所有者からの同意書は受理しないとする。また、先願権者からの許可があっても、審査官が消費者に誤解を与える可能性があると考えられる場合は、類似商標の登録は保証されない。

一度与えた同意の撤回は許可されない。

商標出願書類の利用可能性

第 1493 条は以下の通り定める。

- ・ 特許庁は受理した商標出願についての情報を公開する。
- ・ 第三者は、最初に提出された商標出願書類に限らず、受理された商標出願書類のすべてを閲覧する権利を有する。

- ・ 第三者は、特許庁の局通知が出される前に、当該商標の有効性に関する情報及び見解を特許庁に提出する権利を有する。

提供された情報の審査

改正された第 1499 条は、審査官は、第三者から受理した有効性についての情報や見解を検討しなくてはならないとする。

これにより商標登録後の訴えの件数が減少することになるであろう。特許庁はまた、出願を拒絶しようとする時は必ず審査の結果を通知する。こうすることで、出願人はその反論を提出しやすくなる。

期限を途過した場合の回復

改正後の第 1501 条によって、出願人は**期限を途過した理由の証明**をする必要がなくなった。改正後は、途過した理由を列挙するだけで十分となり、回復の決定が下される場合に、不公平な判断がなされる可能性が減った。

分割出願

改正後の第 1502 条により、出願人は審査段階だけでなく、拒絶通知に対する**不服申し立ての審理中**にも出願を分割することができるようになった。しかし、この改正は、第 1483 条(2)、すなわち相対的拒絶理由に基づいて出された拒絶通知に対する不服申し立ての手続き中に行われる分割の場合だけを対象とする。

拒絶通知に対する不服申し立て

改正後の第 1503 条により、商品リストの一部についての登録出願が拒絶されたことに対して不服申し立てがなされている場合には、登録料の未払いは商標出願の取り下げとみなす理由ではなくなった。

商標登録への異議申し立て

改正後の第 1512 条は、商標登録に異議を申し立てる理由として、以下を追加した。

- ・ 商標所有者が、当該商標と混乱を引き起こすほど類似の別商標の登録に関して起こした訴訟が、権利の濫用または不当競争と認められる場合
- ・ 一致する商品リストについて、**同じ優先権を持って、異なる名義で出願された同一の商標が、出願取り下げとみなされるか、あるいは他の法律に定めるとおりに処理されることなく、不正に登録された場合**

原産地名称

複数出願者

複数人による出願の場合は、第 1518 条から第 1522 条までの改正で、個々人が、製造される製品が特質を有していることを確証しなくてはならないとされた。このような証明書を提出した場合のみ、原産地名称の使用権証明書の発行が個々人に対して行われる。

出願書類の第三者の利用可能性

原産地名称の出願書類は、当該製品の特質を明らかにすることなく公開される。第三者は、特許庁に対し、最終的な局通知が出される前に、当該請求の有効性について見解を提出することができる。こうした見解は、出願審査の過程で検討される。

製品の特質の管理

管轄の政府機関は、原産地名称を登録する製品の特質を管理する責任を負う。

手続期限

期限の計算には大きな変更が加えられた。以前は、出願人が出願手続に関して行動を起こすことのできる期間は、情報や書類を特許庁から受理した日から起算されたが、これが大きく変わった。すべての期限の起算日は情報や書類が特許庁から発送された日となった。これは、期限の理解や履行をより明確で確かなものにするを意図したものであり、また、そうなることが期待される。この改正により、ほとんどの期限が1ヶ月先延ばし(拡大)されている。

出願の審査官による(実体)審査の間に出される特許庁の要求や、発明が単一性要件を満たさないとの通知に対する応答期限は、(2ヶ月ではなく)3ヶ月になった(第1384条、第1386条、第1497条、第1500条)。

商標出願に関して、公式の照会あるいは局通知で出願に対して引用された資料を特許庁に要求する期限は、(1ヶ月ではなく)2ヶ月に、特許出願に関して、局通知で引用された資料を特許庁に要求する期限は、(2ヶ月ではなく)3ヶ月になった(第1386条、第1387条、第1497条)。

特許出願に関して、拒絶通知に対する不服申し立ての期限は(6ヶ月ではなく)7ヶ月になった(第1387条)。商標出願に関して、特許庁の拒絶通知に対する不服申し立ての期限は(3ヶ月ではなく)4ヶ月になった(第1500条)。

経過規定

2014年10月1日以前に提出され、同日に係属中の発明、実用新案、意匠、商標、原産地名称の出願あるいは不服申立審判や無効審判は、旧法に従って、また、それらの提出日に効力のあった特許要件・登録要件の基準を適用して審査される。

関税同盟関税基本法

Таможенный кодекс таможенного союза	Customs Code of the Customs Union
(Приложение к Договору о Таможенном кодексе таможенного союза от 27 ноября 2009 года)	(Annex to the Treaty on the Customs Code of the Customs Union of November 27, 2009)
<i>(извлечения)</i>	<i>(excerpt)</i>
Глава 46. Особенности совершения таможенных операций в отношении товаров, содержащих объекты интеллектуальной собственности	Chapter 46 Features of Customs Operations in Respect of Goods Containing Intellectual Property Subject- Matters
Статья 328. Меры по защите прав на объекты интеллектуальной собственности, принимаемые таможенными органами	Article 328. Measures to Protect Rights of Intellectual Property Subject-Matters Taken by Customs Authorities
1. Таможенные органы в пределах своей компетенции принимают меры по защите прав правообладателей на объекты интеллектуальной собственности в порядке, установленном настоящей главой.	1. Customs authorities, within their competence, shall take measures to protect the owners' rights to the intellectual property subject-matter in the manner prescribed by this Chapter.
2. Меры по защите прав на объекты интеллектуальной собственности не применяются таможенными органами в отношении товаров, перемещаемых через таможенную границу:	2. Measures to protect the rights of intellectual property subject-matters shall not be applied by the customs authorities in respect of goods transported across the customs border:
1) физическими лицами для личного пользования, в том числе пересылаемых в их адрес в международных почтовых отправлениях;	1) by individuals for personal use, including those sent to them by international mail;
2) в соответствии с таможенной процедурой таможенного транзита;	2) in accordance with the customs procedure of customs transit.
3) дипломатическими представительствами, консульскими учреждениями, иными официальными представительствами иностранных государств, международными организациями, персоналом этих представительств, учреждений и организаций, для официального и личного пользования.	3) by diplomatic missions, consular offices, other official representative offices of foreign states, international organizations, staff of these offices, agencies and organizations for official and personal use.
3. Меры по защите прав на объекты интеллектуальной собственности, принимаемые таможенными органами, не препятствуют правообладателю прибегать к любым средствам защиты своих прав в соответствии с законодательством государств - членов таможенного союза.	3. Measures to protect the rights to the intellectual property subject-matters, taken by the customs authorities do not prevent the holder to resort to any means to protect their rights in accordance with the laws of the Member States of the Customs Union.

<p>4. Таможенные органы принимают меры по защите прав на объекты интеллектуальной собственности, таможенный реестр которых ведется данными таможенными органами в государстве - члене таможенного союза, и объекты интеллектуальной собственности, включенные в единый таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности государств - членов таможенного союза, а в соответствии с законодательством государств - членов таможенного союза также в отношении объектов интеллектуальной собственности, не включенных в такие таможенные реестры.</p>	<p>4. The customs authorities shall take measures to protect the rights to the intellectual property subject-matters, customs register of which is kept by the respective customs authorities in the Member State of the Customs Union, as well as the right to the intellectual property subject-matters included in the Common Customs Register of Intellectual Property Subject-Matters of the Member States of the Customs Union, and, in accordance with the law of the Member States of the customs union, also in respect of intellectual property subject-matters not included in such customs registers.</p>
<p>Статья 329. Срок защиты прав на объекты интеллектуальной собственности таможенными органами</p>	<p>Article 329. Term of Protection of Rights to Intellectual Property Subject-Matters by Customs Authorities</p>
<p>Срок защиты прав правообладателя на объекты интеллектуальной собственности устанавливается при включении объектов интеллектуальной собственности в таможенные реестры, которые ведутся таможенными органами в государствах - членах таможенного союза, и единый таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности государств - членов таможенного союза с учетом срока, указанного правообладателем в заявлении, но не более 2 (двух) лет со дня включения в такие реестры.</p>	<p>Term of protection of the owner's rights to intellectual property subject-matters is established upon the inclusion of the intellectual property subject-matter in the customs registers kept by the customs authorities in the Member States of the Customs Union, and in the Common Customs Registry of Intellectual Property Subject-Matters of the Member States of the Customs Union, subject to the term specified by the owner in the application but not more than two (2) years from the date of inclusion in the registers.</p>
<p>Указанный срок может быть продлен на основании заявления правообладателя неограниченное количество раз, но каждый раз не более чем на 2 (два) года, при условии соблюдения требований, предусмотренных настоящей главой.</p>	<p>This term may be indefinitely extended upon the owner's request but each time for no more than 2 (two) years, subject to the requirements of this chapter.</p>
<p>Срок защиты прав правообладателя на объекты интеллектуальной собственности не может превышать срока действия прав правообладателя на соответствующий объект интеллектуальной собственности.</p>	<p>Term of protection of the owner's rights to the intellectual property subject-matter may not exceed the term of the owner's rights to the appropriate intellectual property subject-matter.</p>
<p>Статья 330. Таможенные реестры объектов интеллектуальной собственности</p>	<p>Article 330. Customs Registers of Intellectual Property Subject-Matters</p>
<p>1. На основании заявлений правообладателей объекты интеллектуальной собственности включаются таможенными органами в таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности, который ведется в таможенном органе государства - члена таможенного союза в порядке и на условиях, установленных законодательством государств - членов таможенного союза.</p>	<p>1. Based on the owners' applications, the intellectual property subject-matters shall be included by the customs authorities at the customs register of the intellectual property subject-matters which is maintained by the customs authorities of the Member State of the Customs Union, on the terms and conditions established by the laws of the Member States of the Customs Union.</p>

<p>2. Таможенный орган включает в таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности, который ведется в таможенном органе государства - члена таможенного союза, объекты интеллектуальной собственности, которые подлежат защите на территории государства - члена таможенного союза, в соответствии с законодательством этого государства.</p>	<p>2. Customs authority includes in the customs register of intellectual property subject-matters which is maintained by the Customs authorities of Member States of the Customs Union, the intellectual property subject-matters which are to be protected in the territory of a Member State of the Customs Union, in accordance with the laws of this State.</p>
<p>3. Условия включения объектов интеллектуальной собственности в единый таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности государств - членов таможенного союза и порядок его ведения определяются международным договором государств - членов таможенного союза.</p>	<p>3. Conditions for inclusion of the intellectual property subject-matters in the Common Customs Registry of Intellectual Property Subject-Matters of the Member States of the Customs Union and the order of keeping the Registry are determined by an international agreement of the Member States of the Customs Union.</p>
<p>Статья 331. Приостановление выпуска товаров, содержащих объекты интеллектуальной собственности</p>	<p>Article 331. Suspension of Release of Goods Containing Intellectual Property Subject-Matters</p>
<p>1. Если при совершении таможенных операций, связанных с помещением под таможенные процедуры товаров, содержащих объекты интеллектуальной собственности, включенных в таможенный реестр, который ведется таможенным органом государства - члена таможенного союза, или в единый таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности государств - членов таможенного союза, таможенным органом обнаружены признаки нарушения прав интеллектуальной собственности, выпуск таких товаров приостанавливается сроком на 10 (десять) рабочих дней.</p>	<p>1. If in the course of the customs operations involving placement under the customs procedure of goods containing the intellectual property subject-matters included in the customs register kept by the customs authorities of Member States of the Customs Union, or in the Common Customs Registry of Intellectual Property Subject-Matters of the Member States of the Customs Union, a customs authority has discovered traces of infringement of intellectual property rights, release of such goods shall be suspended for a period of 10 (ten) working days.</p>
<p>По запросу правообладателя или лица, представляющего его интересы, этот срок может быть продлен таможенным органом, но не более чем на 10 (десять) рабочих дней, если указанные лица обратились в уполномоченные органы за защитой прав правообладателя в соответствии с законодательством государств - членов таможенного союза.</p>	<p>Upon request, the right holder or person representing his interests, this period may be extended by customs authorities, but no more than for 10 (ten) working days, if those persons have referred to the competent authorities for the protection of right of the rights holder in accordance with the laws of the Member States of the Customs Union.</p>
<p>Решения о приостановлении выпуска товаров и о продлении срока приостановления выпуска товаров принимаются в письменной форме руководителем таможенного органа или уполномоченным им лицом.</p>	<p>The decision to suspend release of goods and to extend the suspension of the release of goods made in writing by the head of the customs authority or his representative.</p>
<p>2. Таможенный орган не позднее 1 (одного) рабочего дня, следующего за днем принятия решения о приостановлении выпуска товаров, содержащих объекты интеллектуальной собственности, уведомляет декларанта и правообладателя или лиц, представляющих их интересы, о таком приостановлении, причинах и сроках приостановления, а также сообщает декларанту наименование (фамилию, имя, отчество) и место нахождения (адрес) правообладателя и (или) лица, представляющего его</p>	<p>2. The customs authority not later than 1 (one) business day following the day the decision to suspend release of goods containing intellectual property subject-matters shall notify the declarant and the right holder or persons representing their interests, of such suspension, the causes and period of the suspension, as well as reports to the declarant name (last name, first name, middle name) and location (address) of the right holder and (or) the person representing his interests, and to the right</p>

интересы, а правообладателю или лицу, представляющему его интересы, - наименование (фамилию, имя, отчество) и место нахождения (адрес) декларанта.	holder or the person representing his interests, - name (last name, first name, middle name) and location (address) of the declarant.
3. По истечении срока приостановления выпуска товаров, содержащих объекты интеллектуальной собственности, выпуск таких товаров возобновляется и производится в порядке, установленном настоящим Кодексом, за исключением случаев, когда таможенному органу представлены документы, подтверждающие изъятие товаров, наложение на них ареста либо их конфискацию, либо иные документы в соответствии с законодательством государств - членов таможенного союза.	3. Upon expiration of the suspension of the release of goods containing intellectual property subject-matters, the release of such goods shall be resumed and carried out in the manner prescribed by this Code, except the documents have been submitted to the the customs authorities confirming the removal of goods, seizure or forfeiture, or other documents in accordance with the laws of the Member States of the Customs Union.
4. Таможенные органы вправе приостановить выпуск товаров, содержащих объекты интеллектуальной собственности, не включенные в таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности, который ведется таможенным органом государства - члена таможенного союза, и единый таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности государств - членов таможенного союза, без заявления правообладателя в порядке, определенном законодательством государств - членов таможенного союза.	4. Customs authorities, in the order established by the legislation of the Member-States of the Customs Union, may suspend the release of goods containing intellectual property subject-matters which are not included in the customs register of intellectual property subject-matters kept by the customs authority of a Member-State of the Customs Union and the Common Customs Registry of Intellectual Property Subject-Matters of the Member States of the Customs Union, without the right holder's application.
5. Правообладатель в соответствии с гражданским законодательством государств - членов таможенного союза несет ответственность за имущественный вред (ущерб), причиненный декларанту, собственнику, получателю товаров, содержащих объекты интеллектуальной собственности, в результате приостановления выпуска товаров в соответствии с настоящей главой, если не будет установлено нарушение прав правообладателя.	5. The right holder, in accordance with civil legislation of the Member-States of the Customs Union, shall be liable for the property damage (losses) caused to the declarant, owner, recipient of the goods containing intellectual property subject-matters as a result of the suspension of the release of goods in accordance with this Chapter, unless infringement of right holder's rights is determined.
<p>Статья 332. Отмена решения о приостановлении выпуска товаров, содержащих объекты интеллектуальной собственности</p>	<p>Article 332. Cancellation of Suspension of Release of Goods Containing Intellectual Property Subject-Matters</p>
1. Решение о приостановлении выпуска товаров подлежит отмене до истечения срока приостановления выпуска товаров, если:	1. The decision on the suspension of the release of the goods shall be canceled before the expiration of period of the suspension of the release of goods, if:
1) в таможенный орган поступило заявление правообладателя или лица, представляющего его интересы, об отмене такого решения;	1) the customs office received a request of the right holder or person representing his interests for cancellation of the decision;

<p>2) объект интеллектуальной собственности исключен из таможенного реестра объектов интеллектуальной собственности, который ведется таможенным органом государства - члена таможенного союза и единого таможенного реестра объектов интеллектуальной собственности государств - членов таможенного союза;</p>	<p>2) the intellectual property subject-matter is excluded from the customs register of intellectual property subject-matters kept by the customs authority of a Member-State of the Customs Union, and from the Common Customs Registry of Intellectual Property Subject-Matters of the Member States of the Customs Union;</p>
<p>3) иные случаи определены законодательством государств - членов таможенного союза.</p>	<p>3) other cases determined by the legislation of the Member-States of the Customs Union.</p>
<p>2. Отмена решения о приостановлении выпуска товаров оформляется в письменной форме руководителем таможенного органа или уполномоченным им лицом.</p>	<p>2. Cancellation of suspension of release of goods shall be made in writing to the head of the customs authority or his representative.</p>
<p>3. После отмены решения о приостановлении выпуска товаров выпуск таких товаров возобновляется и производится в соответствии с настоящим Кодексом, если иное не предусмотрено законодательством государств - членов таможенного союза.</p>	<p>3. After cancellation of the suspension of the release of the goods, the release of such goods is resumed and carried out in accordance with this Code, unless otherwise stipulated by the legislation of the Member States of the Customs Union.</p>
<p>Статья 333. Предоставление информации, взятие проб и образцов товаров</p>	<p>Article 333. Providing Information, Taking Samples and Specimens of Goods</p>
<p>1. Таможенный орган представляет декларанту, правообладателю или лицу, представляющему его интересы, информацию о товарах, в отношении которых принято решение о приостановлении выпуска.</p>	<p>1. The customs authority shall provide the declarant, right holder or a person representing his interests, with the information of the goods in respect of which the decision on the suspension of the release was made.</p>
<p>2. Информация, полученная декларантом, правообладателем или лицом, представляющим его интересы, в соответствии с настоящей статьей, является конфиденциальной и не должна ими разглашаться, передаваться третьим лицам, а также государственным органам, за исключением случаев, предусмотренных законодательством государств - членов таможенного союза.</p>	<p>2. Information received, in accordance with this Article, by the declarant, right holder or person representing his interests shall be confidential and should not be divulged by them, disclosed to third persons, as well as to governmental authorities, except of the cases determined by the legislation of the Member States of the Customs Union.</p>
<p>3. С письменного разрешения таможенного органа правообладатель, декларант или их представители имеют право под таможенным контролем отбирать пробы и образцы товаров, в отношении которых принято решение о приостановлении их выпуска, проводить их исследование, а также осматривать, фотографировать или иным образом фиксировать такие товары.</p>	<p>3. With the written permission of the customs authority the right holder, declarant, or their representatives shall have the right, under the customs control, to take samples and specimens of the goods in respect of which the decision on the suspension of their release was made, to conduct their analysis, and to examine, photograph or otherwise record such goods.</p>

税関規則

<p align="center">О таможенном регулировании в Российской Федерации</p>	<p align="center">On Customs Regulation in the Russian Federation</p>
<p align="center">Федеральный закон от 27 ноября 2010 г. (с изменениями по состоянию на 13 июля 2015 г.)</p>	<p align="center">Federal Law No. 311-FZ of November 27, 2010 (as last amended on July 13, 2015)</p>
<p align="center"><i>(извлечения)</i></p>	<p align="center"><i>(excerpt)</i></p>
<p align="center">Глава 42. МЕРЫ ПО ЗАЩИТЕ ПРАВ НА ОБЪЕКТЫ ИНТЕЛЛЕКТУАЛЬНОЙ СОБСТВЕННОСТИ</p>	<p align="center">Chapter 42. Measures for Protecting Rights to Intellectual Property Subject-Matters</p>
<p>Статья 305. Основания принятия мер по защите прав на объекты интеллектуальной собственности таможенными органами</p>	<p>Article 305. Grounds for Customs Bodies to Take Measures for Protecting Rights to Intellectual Property Subject- Matters</p>
<p>1. Таможенные органы принимают меры по защите прав на объекты интеллектуальной собственности, связанные с приостановлением выпуска товаров, в соответствии с главой 46 Таможенного кодекса Таможенного союза и настоящей главой.</p>	<p>1. Customs bodies shall take measures for protecting rights to intellectual property subject-matters relating to the suspension of clearance of goods, in accordance with Chapter 46 of the Customs Code of the Customs Union and the present chapter.</p>
<p>2. Меры по защите прав на объекты интеллектуальной собственности принимаются в отношении товаров, содержащих объекты авторского права и смежных прав, товарные знаки, знаки обслуживания и наименования мест происхождения товара (далее - объект интеллектуальной собственности), включенные по заявлению правообладателя в таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности. Таможенные органы вправе принимать меры по защите прав на объекты интеллектуальной собственности без заявления правообладателя в соответствии с настоящей главой.</p>	<p>2. Measures for protecting rights to intellectual property subject-matters shall be taken in respect of the goods containing subject-matters of copyright law and related rights, trademarks, service marks and appellation of origin of products (hereinafter referred to as "subject-matter of intellectual property") included on an application of the rightholder in the customs register of intellectual property subject-matters. Customs bodies are entitled to take measures for protecting rights to intellectual property subject-matters without an application of the rightholder in accordance with this Chapter.</p>

<p>Статья 306. Подача заявления правообладателем и порядок его рассмотрения</p>	<p>Article 306. The Filing of an Application by a Rightholder and the Procedure for Consideration Thereof</p>
<p>1. Правообладатель, имеющий достаточные основания полагать, что может иметь место нарушение его прав в соответствии с законодательством Российской Федерации в связи с ввозом товаров в Российскую Федерацию или их вывозом из Российской Федерации либо при совершении иных действий с товарами, находящимися под таможенным контролем, вправе подать в федеральный орган исполнительной власти, уполномоченный в области таможенного дела, заявление о включении соответствующего объекта интеллектуальной собственности в таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности. Действия, предусмотренные таможенным законодательством Таможенного союза и настоящим Федеральным законом, от имени правообладателя может осуществлять его представитель.</p>	<p>1. A rightholder having sufficient ground to believe that his right may be infringed in accordance with the legislation of the Russian Federation in connection with the import of goods into the Russian Federation or the export thereof out of the Russian Federation or when other actions take place involving goods being under customs control is entitled to file an application with the federal customs authority asking for inclusion of the relevant intellectual property subject-matter in the customs register of intellectual property subject-matters. On behalf of the rightholder the actions envisaged by the customs legislation of the Customs Union and this Federal Law may be committed by his representative.</p>
<p>2. Заявление о включении объекта интеллектуальной собственности в таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности должно содержать сведения:</p>	<p>2. The application for inclusion of the intellectual property subject-matter in the customs register of intellectual property subject-matters shall contain information on:</p>
<p>1) о правообладателе, а в случае, если заявление подается его представителем, также о представителе;</p>	<p>1) the rightholder and if the application is filed by his representative also on the representative;</p>
<p>2) об объекте интеллектуальной собственности;</p>	<p>2) the intellectual property subject-matter;</p>
<p>3) о товарах, ввоз которых в Российскую Федерацию или их вывоз из Российской Федерации или совершение с которыми иных действий во время их нахождения под таможенным контролем, по мнению правообладателя, влечет нарушение его прав, достаточно подробные для того, чтобы таможенные органы могли выявить такие товары;</p>	<p>3) the goods the import of which into the Russian Federation or export out of the Russian Federation or the involvement of which in other actions while they are under customs control in the rightholder's opinion cause an infringement of his rights -- sufficiently detailed for the customs bodies to identify such goods;</p>
<p>4) о сроке, в течение которого таможенные органы будут принимать меры, связанные с приостановлением выпуска товаров.</p>	<p>4) the term during which customs bodies are going to take measures relating to the suspension of the clearance of the goods.</p>
<p>3. К заявлению прилагаются документы, подтверждающие наличие права на объект интеллектуальной собственности (свидетельство, договор об отчуждении исключительного права, договор о предоставлении исключительной лицензии, другие документы, которые правообладатель может представить в подтверждение своих прав на объекты интеллектуальной собственности), а если заявление подается представителем, к указанному заявлению прилагается также доверенность, выданная правообладателем такому лицу. Правообладатель может приложить к заявлению образцы товаров, которые могут служить подтверждением имеющегося, по его мнению, факта нарушения прав правообладателя на объекты</p>	<p>3. The application shall be filed together with documents confirming the existence of a right to the intellectual property subject-matter (a certificate, a contract of alienation of the exclusive right, a contract on the granting of an exclusive licence or other documents the rightholder can submit to confirm his rights to the intellectual property subject-matters) and if the application is filed by a representative said application shall also be filed together with a power of attorney issued by the rightholder to such person. The rightholder may attach to the application specimens of the goods which can serve as a confirmation of the allegedly existing fact that rightsowner's rights to the</p>

интеллектуальной собственности.	intellectual property subject-matters have been infringed upon.
4. Порядок подачи заявления, требования к заявляемым сведениям и представляемым документам в зависимости от вида объекта интеллектуальной собственности определяются федеральным органом исполнительной власти, уполномоченным в области таможенного дела.	4. Depending on the type of intellectual property the procedure for filing an application, the requirements applicable to declared information and submitted documents shall be defined by the federal customs authority.
5. К заявлению прилагается обязательство правообладателя в письменной форме о возмещении имущественного вреда, который может быть причинен декларанту, собственнику, получателю товаров или иным лицам в связи с приостановлением выпуска товаров.	5. The application shall be filed together with the rightholder's written undertaking to provide compensation for property damage that may be caused to the declarant, owner, consignee of the goods or other persons in connection with the suspension of the clearance of the goods.
6. Федеральный орган исполнительной власти, уполномоченный в области таможенного дела, рассматривает заявление в срок, не превышающий одного месяца со дня поступления заявления, и принимает решение о принятии мер, связанных с приостановлением выпуска товаров, или об отказе в принятии таких мер и во включении объекта интеллектуальной собственности в таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности.	6. The application shall be considered by the federal customs authority within one month after the date on which it is received which shall take a decision on taking measures relating to the suspension of the clearance of the goods or on refusal to take such measures and to include the intellectual property subject-matter in the customs register of intellectual property subject-matters.
7. В целях проверки достоверности представленных правообладателем сведений федеральный орган исполнительной власти, уполномоченный в области таможенного дела, вправе запрашивать у правообладателя (его представителя), третьих лиц, а также у государственных органов документы, подтверждающие заявленные сведения. Запрашиваемые документы должны быть представлены в течение 10 дней со дня получения запроса. При этом федеральный орган исполнительной власти, уполномоченный в области таможенного дела, вправе продлить срок рассмотрения заявления, но не более чем на один месяц.	7. For the purpose of verifying the reliability of the information provided by the rightholder the federal customs authority is entitled to request documents from the rightholder (his representative), third persons and also from state bodies confirming the declared information. The documents requested shall be provided within ten days after the request is received. In this case, the federal customs authority is entitled to extend the term for considering the application by up to one month.
8. Рассмотрение заявления может быть приостановлено при непредставлении правообладателем (его представителем) запрошенных документов, имеющих существенное значение для принятия решения. При этом общий срок рассмотрения заявления не может быть более трех месяцев. При непоступлении от правообладателя (его представителя) запрошенных документов заявление считается отозванным и дальнейшему рассмотрению не подлежит, о чем правообладатель (его представитель) уведомляется в письменной или электронной форме.	8. The consideration of the application may be suspended if the rightholder (his representative) fails to submit requested documents which have a substantial significance for taking a decision. In this case, the entire term for consideration of the application shall not exceed three months. If the documents requested have not been received from the rightholder (his representative) the application shall be deemed withdrawn and not subject to further consideration, with the rightholder (his representative) being notified accordingly in writing or in electronic form.

<p>9. Решение об отказе в принятии мер, связанных с приостановлением выпуска товаров, и во включении объекта интеллектуальной собственности в таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности принимается в случае, если представленные документы не подтверждают принадлежность заявителю прав на объект интеллектуальной собственности или в случае представления заявителем недостоверных сведений. Решение об отказе во включении объекта интеллектуальной собственности в таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности принимается также в случае несоблюдения правообладателем требования, установленного частью 2 статьи 307 настоящего Федерального закона.</p>	<p>9. A decision on refusal to take measures relating to the suspension of the clearance of the goods and to include the intellectual property subject-matter in the customs register of intellectual property subject-matters shall be taken if the documents filed do not confirm that the applicant has the rights to the intellectual property subject-matter or if the applicant has provided untrue information. A decision on refusal to include the intellectual property subject-matter in the customs register of intellectual property subject-matters shall also be taken if the rightholder does not observe the requirement established by Part 2 of Article 307(2) of the this Federal Law.</p>
<p>10. О принятом решении правообладатель уведомляется в письменной или электронной форме в течение трех дней со дня принятия такого решения.</p>	<p>10. The rightholder shall be notified in writing or electronic form of the decision taken within three days after the date of the decision.</p>
<p>11. В случае изменения сведений, указанных в заявлении либо в прилагаемых к нему документах, правообладатель обязан незамедлительно сообщить об этом в федеральный орган исполнительной власти, уполномоченный в области таможенного дела.</p>	<p>11. If a change has occurred in the details provided in the application or in the documents attached thereto the rightholder shall immediately inform the federal customs authority accordingly.</p>
<p>Статья 307. Таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности</p>	<p>Article 307. The Customs Register of Intellectual Property Subject-Matters</p>
<p>1. В таможенный реестр объектов интеллектуальной собственности (далее - реестр) включаются объекты авторского права, объекты смежных прав, товарные знаки, знаки обслуживания и наименования мест происхождения товара, в отношении которых федеральным органом исполнительной власти, уполномоченным в области таможенного дела, принято решение о принятии мер, связанных с приостановлением выпуска товаров. За включение в реестр плата не взимается. Реестр ведет федеральный орган исполнительной власти, уполномоченный в области таможенного дела, в порядке, установленном этим органом.</p>	<p>1. The following shall be included in the customs register of intellectual property subject-matters (hereinafter referred to as "the register"): the copyright law subject-matters, subject-matters of related rights, trademarks, service marks and appellations of origin in respect of which the federal customs authority has taken a decision on taking measures relating to the suspension of clearance of goods. Inclusion in the register is free of charge. The register shall be kept by the federal customs authority in the procedure established by that authority.</p>
<p>2. Объекты интеллектуальной собственности, в отношении которых федеральным органом исполнительной власти, уполномоченным в области таможенного дела, принято решение о принятии мер, связанных с приостановлением выпуска товаров, включаются в реестр при условии, что правообладателем застрахован риск ответственности за причинение вреда в пользу лиц, указанных в части 5 статьи 306 настоящего Федерального закона. При этом страховая сумма должна быть не менее 300 000 рублей.</p>	<p>2. The intellectual property subject-matters in respect of which the federal customs authority has taken a decision on taking measures relating to the suspension of clearance of goods shall be included in the register on the condition that the rightholder insures the risk of liability for infliction of harm for the benefit of the persons specified in Article 306(5) of this Federal Law. In this case, the sum of security for the undertaking or the insured amount shall be at least 300,000 roubles.</p>

<p>3. При непредставлении правообладателем в федеральный орган исполнительной власти, уполномоченный в области таможенного дела, договора страхования (страхового полиса) риска ответственности за причинение вреда в пользу лиц, указанных в части 5 статьи 306 настоящего Федерального закона, в течение одного месяца со дня направления уведомления о принятом решении о принятии мер, связанных с приостановлением выпуска товаров, указанный федеральный орган принимает решение об отказе во включении объекта интеллектуальной собственности в реестр.</p>	<p>3. If within one month after the date of dispatch of a notice of the taken decision on taking measures relating to the suspension of clearance of the goods the rightholder fails to file a contract of insurance (certificate of insurance) of the risk of liability for infliction of harm for the benefit of the persons specified in Part 5 of Article 306 of the present Federal Law the federal customs authority shall take a decision on refusal to include the intellectual property subject-matter in the register.</p>
<p>4. Объект интеллектуальной собственности исключается из реестра при наличии хотя бы одного из следующих оснований:</p>	<p>4. An intellectual property subject-matter shall be strike off the register, if at least one of the following conditions exists:</p>
<p>1) подача правообладателем заявления об исключении объекта интеллектуальной собственности из реестра;</p>	<p>1) the rightholder files a request for removal of the intellectual property subject-matter from the register;</p>
<p>2) невыполнение правообладателем условия, предусмотренного частью 2 настоящей статьи;</p>	<p>2) the rightholder failures to observe the conditions envisaged by Part 2 of this Article;</p>
<p>3) прекращение правовой охраны объекта интеллектуальной собственности в установленном порядке;</p>	<p>3) legal protection of the intellectual property subject-matter has been terminated in the established procedure;</p>
<p>4) выявление недостоверных сведений, представленных при подаче заявления о включении объекта интеллектуальной собственности в реестр.</p>	<p>4) untrue data has been revealed in the information provided when the application for inclusion of the intellectual property subject-matter was filed.</p>
<p>4.1. Федеральный орган исполнительной власти, уполномоченный в области таможенного дела, вправе запрашивать у правообладателя (его представителя), третьих лиц, а также у государственных органов документы, подтверждающие основания, указанные в пунктах 2 - 4 части 4 настоящей статьи.</p>	<p>4.1. The federal customs authority shall have the right to request from the rightholder (his representative), third parties, as well as from the public authorities documents proving grounds specified in Paragraphs 2-4 of Part 4 of this Article.</p>
<p>5. В реестр могут быть внесены изменения на основании информации, поступившей:</p>	<p>5. Amendments may be made to the register on the basis of information received:</p>
<p>1) от правообладателя об изменении сведений, указанных в заявлении о включении объекта интеллектуальной собственности в реестр либо в прилагаемых к нему документах;</p>	<p>1) from a rightholder (his representative) about a change in the information provided in the application for inclusion of an intellectual property subject-matter in the register or in the documents attached thereto;</p>
<p>2) от правоохранительных или иных государственных органов, а также от физических или юридических лиц о том, что лица, указанные в реестре в качестве правообладателя, лишены прав или ограничены в правах на объект интеллектуальной собственности.</p>	<p>2) from law-enforcement or other state bodies and also from natural persons or legal entities according to which the persons mentioned in the register as rightholders have been stripped of rights or their rights to an intellectual property subject-matter have been limited.</p>
<p>6. Внесение изменений в реестр осуществляется на основании решения федерального органа исполнительной власти, уполномоченного в области таможенного дела.</p>	<p>6. The register shall be amended on the basis of a decision of the federal customs authority.</p>

<p>7. Внесению изменений в реестр может предшествовать проверка поступившей информации на основании решения федерального органа исполнительной власти, уполномоченного в области таможенного дела, о чем правообладатель и таможенные органы уведомляются не позднее одного рабочего дня после принятия соответствующего решения. В период проведения проверки принятие мер, связанных с приостановлением выпуска товаров, содержащих такой объект интеллектуальной собственности, таможенными органами не осуществляется.</p>	<p>7. The amendment of the register may be preceded by verification of received information according to a decision of the federal customs authority, with the rightholder and customs bodies being notified accordingly not later than on the working day following the date of the relevant decision. During the period of verification measures relating to the suspension of clearance of the goods containing such intellectual property subject-matters shall not be taken by customs bodies.</p>
<p>8. Течение срока, на который объект интеллектуальной собственности внесен в реестр, может быть приостановлено на время, необходимое для проверки, но не более чем на два месяца.</p>	<p>8. The lapsing of the term for which an intellectual property subject-matter has been entered in the register may be suspended for the period required for verification by up to two months.</p>
<p>9. Федеральный орган исполнительной власти, уполномоченный в области таможенного дела, обеспечивает опубликование данных реестра в своих официальных изданиях и их размещение на своем официальном сайте в информационно-телекоммуникационной сети "Интернет" в установленном им порядке.</p>	<p>9. The federal customs authority shall make sure the data of the register are published in its official publications and placed on its official internet website in the procedure established by it.</p>
<p>Статья 308. Приостановление выпуска товаров, содержащих объекты интеллектуальной собственности, не внесенные в реестр</p>	<p>Article 308. Suspending the Clearance of the Goods Containing Intellectual Property Subject-Matters Which Have Not Been Entered in the Register</p>
<p>1. Таможенные органы вправе приостанавливать выпуск товаров, содержащих объекты интеллектуальной собственности, не внесенные в реестр, при обнаружении признаков нарушения прав интеллектуальной собственности и при наличии информации о правообладателе (его представителе) на территории Российской Федерации. Таможенные органы вправе запрашивать у правообладателя информацию, необходимую для осуществления полномочий, предусмотренных настоящей статьей. При приостановлении выпуска товаров в соответствии с настоящей статьей таможенные органы не позднее следующего дня после дня приостановления выпуска товаров информируют об этом правообладателя и декларанта.</p>	<p>1. Customs bodies are entitled to suspend the clearance of goods containing intellectual property subject-matters which have not been entered in the register if signs of a breach of intellectual property rights are discovered and if information is available about the rightholder (his representative) on the territory of the Russian Federation. Customs bodies are entitled to request that the rightholder provide the information required to execute the powers envisaged by this Article. If the clearance of goods is suspended in accordance with the present article customs bodies shall inform the rightholder and the declarant accordingly not later than on the day following the date of suspension of clearance of the goods.</p>
<p>2. Выпуск товаров приостанавливается на семь рабочих дней. Таможенный орган вправе продлить указанный срок, но не более чем на 10 рабочих дней, если правообладатель направил в таможенный орган обращение в письменной форме о таком продлении и подал в федеральный орган исполнительной власти, уполномоченный в области таможенного дела, заявление о включении соответствующего объекта интеллектуальной собственности в реестр в соответствии со статьей 306 настоящего Федерального</p>	<p>2. The clearance of goods shall be suspended for seven working days. The customs body is entitled to extend said term by up to ten working days if the rightholder has sent a term-extension application in writing to the customs body and filed an application with the federal customs authority for inclusion of the relevant intellectual property subject-matter in the register in accordance with Article 306 of this Federal Law.</p>

закона.	
3. Правообладатель вправе получать от таможенного органа информацию о товарах, в отношении которых было принято решение о приостановлении выпуска в соответствии с настоящей статьей, а также брать пробы и образцы таких товаров.	3. The rightholder is entitled to receive information from the customs body about the goods in respect of which a clearance suspension decision is taken in accordance with the present article and also to take samples and specimens of such goods.
4. Решение о приостановлении выпуска товаров подлежит отмене до истечения срока приостановления выпуска товаров, если имеющаяся у таможенного органа информация о правообладателе не подтвердилась или правообладатель обратился в таможенный орган с просьбой об отмене такого решения, а также в случае, предусмотренном статьей 310 настоящего Федерального закона. Если до момента истечения срока приостановления выпуска товаров правообладателем не выполнены условия, предусмотренные частью 2 настоящей статьи, либо уполномоченным органом не принято решение об изъятии товаров, о наложении ареста или об их конфискации, выпуск товаров осуществляется в порядке, установленном таможенным законодательством Таможенного союза и настоящим Федеральным законом.	4. A decision on suspension of the clearance of goods shall be revoked before the expiry of the term of suspension of clearance of the goods if the information held by the customs body concerning the rightholder has not been confirmed or the rightholder (his representative) has asked the customs body to revoke such decision and also in the case envisaged by Article 310 of this Federal Law. Unless before the expiry of the period of suspension of clearance of the goods the rightholder fulfilled the conditions set out in Part 2 of this Article or the empowered body took a decision on seizure of the goods, arrest or confiscation thereof, the goods shall be cleared in the procedure established by the customs legislation of the Customs Union and this Federal Law.
5. Меры, предусмотренные настоящей статьей, не применяются в отношении товаров, содержащих объекты интеллектуальной собственности, по которым ранее принимались меры в соответствии с настоящей статьей.	5. The measures envisaged by the present article are not applicable to the goods containing intellectual property subject-matters on which measures have been earlier taken in accordance with this Article.
Статья 309. Сроки принятия решений таможенными органами при принятии мер, связанных с приостановлением выпуска товаров	Article 309. Term for Customs Bodies to Take Decisions While Taking Measures Relating to the Suspension of Clearance of Goods
Решения таможенных органов о приостановлении выпуска товаров, о продлении срока приостановления выпуска товаров, об отмене решения о приостановлении выпуска товаров, а также о предоставлении права на информацию и взятие проб и образцов принимаются таможенным органом не позднее следующего рабочего дня со дня обнаружения признаков нарушения прав интеллектуальной собственности, поступления соответствующего письменного обращения либо совершения иного действия, являющегося основанием для принятия соответствующего решения.	Customs bodies' decisions on suspension of the clearance of goods, extension of the term of suspension of clearance of goods, revocation of a decision on suspension of the clearance of goods and also on the grant of the right to information and to the taking of samples and specimens shall be taken by a customs body not later than the next working day after the date of discovery of signs of a breach of intellectual property rights, of receipt of a relevant written application or of the commission of another action deemed ground for the taking of the relevant decision.

<p>Статья 310. Помещение товаров, выпуск которых приостановлен, под таможенную процедуру уничтожения</p>	<p>Article 310. Placing the Goods Whose Clearance Has Been Suspended under the Customs Procedure of Destruction</p>
<p>В течение срока приостановления выпуска товаров в соответствии со статьей 331 Таможенного кодекса Таможенного союза или статьей 308 настоящего Федерального закона декларант при наличии письменного согласия правообладателя на уничтожение товаров может заявить таможенную процедуру уничтожения товаров, выпуск которых приостановлен. В этом случае решение таможенного органа о приостановлении выпуска товаров подлежит отмене.</p>	<p>Within the period of suspension of the clearance of goods in accordance with Article 331 of the Customs Code of the Customs Union or Article 308 of this Federal Law the declarant may declare -- if there is written consent of the rightholder to the destruction of the goods -- the customs procedure of destruction of the goods whose clearance has been suspended. If this case the customs body's decision on suspension of the clearance of the goods shall be revoked.</p>

行政違反法

<p style="text-align: center;">Кодекс Российской Федерации об административных правонарушениях</p>	<p style="text-align: center;">Code of Administrative Offences of the Russian Federation</p>
<p>Федеральный закон от 30 декабря 2001 года №195-ФЗ (с изменениями по состоянию на 3 ноября 2015 г.)</p>	<p>Federal Law No. 195-FZ of December 30, 2001(as last amended on November 3, 2015)</p>
<p><i>(извлечения)</i></p>	<p><i>(excerpt)</i></p>
<p>Статья 7.12. Нарушение авторских и смежных прав, изобретательских и патентных прав</p>	<p>Article 7.12. Violation of Copyright and Related Rights, of Invention's and Patent Rights</p>
<p>1. Ввоз, продажа, сдача в прокат или иное незаконное использование экземпляров произведений или фонограмм в целях извлечения дохода в случаях, если экземпляры произведений или фонограмм являются контрафактными в соответствии с законодательством Российской Федерации об авторском праве и смежных правах либо на экземплярах произведений или фонограмм указана ложная информация об их изготовителях, о местах их производства, а также об обладателях авторских и смежных прав, а равно иное нарушение авторских и смежных прав в целях извлечения дохода, за исключением случаев, предусмотренных частью 2 статьи 14.33 настоящего Кодекса, -</p>	<p>1. Import, sale, hiring out or any other illegal use of copies of works or phonograms for the purpose of deriving income, where the copies of works or phonograms are counterfeited under the laws of the Russian Federation on copyright and related rights, or where the information about the manufacturers of the copies of works or phonograms, or about the places of their production, as well as about the owners of the copyright and related rights, indicated on these copies, is false, as well as any other violation of copyright and related rights for the purpose of deriving income, except of the cases stipulated by Part 2 of Article 14.33 of this Code -</p>
<p>влечет наложение административного штрафа на граждан в размере от одной тысячи пятисот до двух тысяч рублей с конфискацией контрафактных экземпляров произведений и фонограмм, а также материалов и оборудования, используемых для их воспроизведения, и иных орудий совершения административного правонарушения; на должностных лиц - от десяти тысяч до двадцати тысяч рублей с конфискацией контрафактных экземпляров произведений и фонограмм, а также материалов и оборудования, используемых для их воспроизведения, и иных орудий совершения административного правонарушения; на юридических лиц - от тридцати тысяч до сорока тысяч рублей с конфискацией контрафактных экземпляров произведений и фонограмм, а также материалов и оборудования, используемых для их воспроизведения, и иных орудий совершения административного правонарушения.</p>	<p>shall entail the imposition of an administrative fine on citizens in the amount of 1,500 to 2,000 rubles accompanied by confiscation of counterfeited copies of works and phonograms, as well as of the materials and equipment, used for reproduction thereof, and of other instruments of committing the administrative offence; on officials in the amount of 10,000 to 20,000 rubles accompanied by confiscation of counterfeited copies of works and phonograms, as well as of the materials and equipment used for reproduction thereof and of other instruments of committing the administrative offence, and on legal entities in the amount of 30,000 to 40,000 rubles accompanied by confiscation of counterfeited copies of works and phonograms, as well as of the materials and equipment used for reproduction thereof and of other instruments of committing the administrative offence.</p>
<p>2. Незаконное использование изобретения, полезной модели либо промышленного образца, за исключением случаев, предусмотренных частью 2 статьи 14.33</p>	<p>2. Unlawful use of an invention, a utility model or an industrial design, except of the cases stipulated by Part 2 of Article 14.33 of this Code, or disclosure</p>

<p>настоящего Кодекса, разглашение без согласия автора или заявителя сущности изобретения, полезной модели либо промышленного образца до официального опубликования сведений о них, присвоение авторства или принуждение к соавторству -</p>	<p>of the essence of an invention, of a utility model or of an industrial design without the author's or applicant's consent prior to the official publication of information about them, or appropriation of inventorship and coercion to co-inventorship -</p>
<p>влечет наложение административного штрафа на граждан в размере от одной тысячи пятисот до двух тысяч рублей; на должностных лиц - от десяти тысяч до двадцати тысяч рублей; на юридических лиц - от тридцати тысяч до сорока тысяч рублей.</p>	<p>shall entail the imposition of an administrative fine in the amount of 1,500 to 2,000 rubles, on officials in the amount of 10,000 to 20,000 rubles, and on legal entities in the amount of from 30,000 to 40,000 rubles.</p>
<p>(...)</p>	<p>(...)</p>
<p>Статья 7.28. Нарушение установленного порядка объектов промышленной собственности в иностранных государствах</p>	<p>Article 7.28. Violating the Established Procedure for Patenting Objects of Industrial Property in Foreign States</p>
<p>Нарушение установленного порядка патентования объектов промышленной собственности в иностранных государствах -</p>	<p>Violating the established procedure for patenting objects of industrial property in foreign countries -</p>
<p>влечет наложение административного штрафа на граждан в размере от одной тысячи до двух тысяч рублей; на юридических лиц - от пятидесяти тысяч до восьмидесяти тысяч рублей.</p>	<p>shall entail the imposition of an administrative fine on citizens in the amount of 1,500 to 2,000 rubles, and on legal entities in the amount of from 50,000 to 80,000 rubles.</p>
<p>(...)</p>	<p>(...)</p>
<p>Статья 14.10. Незаконное использование средств индивидуализации товаров (работ, услуг)</p>	<p>Article 14.10. Illegal Use of a Means of Individualisation of Goods (Works, Services)</p>
<p>1. Незаконное использование чужого товарного знака, знака обслуживания, наименования места происхождения товара или сходных с ними обозначений для однородных товаров, за исключением случаев, предусмотренных частью 2 настоящей статьи, -</p>	<p>1. Unlawful use of another's trade mark, service mark, appellation of origin of goods or similar designations for the similar goods, excluding the cases envisaged by Part 2 of this Article -</p>
<p>влечет наложение административного штрафа на граждан в размере от пяти тысяч до десяти тысяч рублей с конфискацией предметов, содержащих незаконное воспроизведение товарного знака, знака обслуживания, наименования места происхождения товара, а также материалов и оборудования, используемых для их производства, и иных орудий совершения административного правонарушения; на должностных лиц - от десяти тысяч до пятидесяти тысяч рублей с конфискацией предметов, содержащих незаконное воспроизведение товарного знака, знака обслуживания, наименования места происхождения товара, а также материалов и оборудования, используемых для их производства, и иных орудий совершения административного правонарушения; на юридических лиц - от пятидесяти тысяч до двухсот тысяч рублей с конфискацией предметов, содержащих</p>	<p>shall entail the imposition of an administrative fine on citizens in the amount of 5,000 to 10,000 rubles accompanied by confiscation of the articles bearing an unlawful reproduction of a trade mark, service mark or the appellation of origin of goods, as well as of the materials and equipment used for production thereof and of other instruments of committing the administrative offence; on officials in the amount of 10,000 to 50,000 rubles accompanied by confiscation of the articles bearing an unlawful reproduction of a trade mark, service mark or the appellation of origin of goods, as well as of the materials and equipment used for production thereof and of other instruments of committing the administrative offence; and on legal entities in the amount of 50,000 to 200,000 rubles accompanied by confiscation of the articles bearing</p>

<p>незаконное воспроизведение товарного знака, знака обслуживания, наименования места происхождения товара, а также материалов и оборудования, используемых для их производства, и иных орудий совершения административного правонарушения.</p>	<p>an unlawful reproduction of a trade mark, service mark or an appellation of origin of goods, as well as of the materials and equipment used for production thereof and of other instruments of committing the administrative offence.</p>
<p>2. Производство в целях сбыта либо реализация товара, содержащего незаконное воспроизведение чужого товарного знака, знака обслуживания, наименования места происхождения товара или сходных с ними обозначений для однородных товаров, за исключением случаев, предусмотренных частью 2 статьи 14.33 настоящего Кодекса, если указанные действия не содержат уголовно наказуемого деяния, -</p>	<p>2. Production, for sale, or realization of goods containing the illegal reproduction of another's trademark, service mark, appellation of origin or similar signs for goods of the same type, except as provided by Part 2 of Article 14.33 of this Code, if these steps do not contain criminal activities, -</p>
<p>влечет наложение административного штрафа на граждан в размере двукратного размера стоимости товара, явившегося предметом административного правонарушения, но не менее десяти тысяч рублей с конфискацией предметов, содержащих незаконное воспроизведение товарного знака, знака обслуживания, наименования места происхождения товара, а также материалов и оборудования, используемых для их производства, и иных орудий совершения административного правонарушения; на должностных лиц - в размере трехкратного размера стоимости товара, явившегося предметом административного правонарушения, но не менее пятидесяти тысяч рублей с конфискацией предметов, содержащих незаконное воспроизведение товарного знака, знака обслуживания, наименования места происхождения товара, а также материалов и оборудования, используемых для их производства, и иных орудий совершения административного правонарушения; на юридических лиц - в размере пятикратного размера стоимости товара, явившегося предметом административного правонарушения, но не менее ста тысяч рублей с конфискацией предметов, содержащих незаконное воспроизведение товарного знака, знака обслуживания, наименования места происхождения товара, а также материалов и оборудования, используемых для их производства, и иных орудий совершения административного правонарушения.</p>	<p>shall entail the imposition of an administrative fine on citizens in the amount of double the cost of the goods, which was the subject of an administrative offence, but not less than 10,000 rubles accompanied by confiscation of the articles bearing an unlawful reproduction of a trade mark, service mark or the appellation of origin of goods, as well as of the materials and equipment used for production thereof and of other instruments of committing the administrative offence; on officials in the amount of tripple the cost of the goods, which was the subject of an administrative offence, but not less than 50,000 rubles accompanied by confiscation of the articles bearing an unlawful reproduction of a trade mark, service mark or the appellation of origin of goods, as well as of the materials and equipment used for production thereof and of other instruments of committing the administrative offence; and on legal entities in the amount of five times the cost the goods, which was the subject of an administrative offence, but not less than 100,000 roubles accompanied by confiscation of the articles bearing an unlawful reproduction of a trade mark, service mark or the appellation of origin of goods, as well as of the materials and equipment used for production thereof and of other instruments of committing the administrative offence.</p>
<p>(...)</p>	<p>(...)</p>
<p>Статья 14.33. Недобросовестная конкуренция</p>	<p>Article 14.33. Unfair competition</p>
<p>1. Недобросовестная конкуренция, если эти действия не содержат уголовно наказуемого деяния, за исключением случаев, предусмотренных статьей 14.3 настоящего Кодекса и частью 2 настоящей статьи, -</p>	<p>1. Unfair competition, if the actions don't have criminal character, excluding the actions envisaged by Article 14.3 of this Code and Part 2 of this Article,-</p>
<p>влечет наложение административного штрафа на должностных лиц в размере от двенадцати тысяч до двадцати тысяч рублей; на юридических лиц - от ста тысяч до пятисот тысяч рублей.</p>	<p>shall entail the imposing of an administrative fine upon officials amounted to 12,000-20,000 rubles; and upon legal entities - amounted to 100,000-500,000 rubles.</p>

<p>2. Недобросовестная конкуренция, выразившаяся во введении в оборот товара с незаконным использованием результатов интеллектуальной деятельности и приравненных к ним средств индивидуализации юридического лица, средств индивидуализации продукции, работ, услуг, -</p>	<p>2. The unfair competition which has expressed in introduction into turnover of a good with illegal use of results of intellectual activity and means of individualisation of a legal entity, means of the individualisation of production, works, services, -</p>
<p>влечет наложение административного штрафа на должностных лиц в размере двадцати тысяч рублей либо дисквалификацию на срок до трех лет; на юридических лиц - от одной сотой до пятнадцати сотых размера суммы выручки правонарушителя от реализации товара (работы, услуги), на рынке которого совершено правонарушение, но не менее ста тысяч рублей.</p>	<p>shall entail the imposing of an administrative fine upon officials that amounts to 20,000 rubles or disqualification for a period of up to 3 years; and upon legal entities - amounts to 0.01 - 0.15 of violator' proceeds of the sales of goods (works or services) in the market where the violation occurred, but not less than 100,000 rubles.</p>
<p>(...)</p>	<p>(...)</p>

競争保護法

О защите конкуренции	On Protection of Competition
Федеральный закон от 26 июля 2006 года №135-ФЗ (с изменениями, внесенными на 5 октября 2015 г.)	Federal Law No. 135-FZ of July 26, 2006 (as last amended on October 5, 2015)
<i>(извлечения)</i>	<i>(excerpt)</i>
Глава 2.1. Недобросовестная конкуренция	Chapter 2.1. Unfair Competition
Статья 14.1. Запрет на недобросовестную конкуренцию путем дискредитации	Article 14(1). The prohibition of unfair competition through discreditation
Не допускается недобросовестная конкуренция путем дискредитации, то есть распространения ложных, неточных или искаженных сведений, которые могут причинить убытки хозяйствующему субъекту и (или) нанести ущерб его деловой репутации, в том числе в отношении:	Unfair competition through discreditation is prohibited namely, the spreading of false, inaccurate, or distorted information, that may cause losses to a business enterprise and (or) damage its goodwill, including in relation to:
1) качества и потребительских свойств товара, предлагаемого к продаже другим хозяйствующим субъектом-конкурентом, назначения такого товара, способов и условий его изготовления или применения, результатов, ожидаемых от использования такого товара, его пригодности для определенных целей;	1) the quality and other consumer properties of goods that are offered for sale by a business competitor, the uses of such goods, methods and conditions of manufacture or application, the results expected from the use of such products, their fitness for such particular purposes;
2) количества товара, предлагаемого к продаже другим хозяйствующим субъектом-конкурентом, наличия такого товара на рынке, возможности его приобретения на определенных условиях, фактического размера спроса на такой товар;	2) the quantity of goods offered for sale by a business competitor, the presence of such product on the market, the possibility of its acquiring on certain conditions, the actual scale of the demand for such a product;
3) условий, на которых предлагается к продаже товар другим хозяйствующим субъектом-конкурентом, в частности цены товара.	3) the conditions upon which goods are offered for sale by a business competitor, in particular the price of those goods.
Статья 14.2. Запрет на недобросовестную конкуренцию путем введения в заблуждение	Article 14 (2). The prohibition of unfair competition through deception
Не допускается недобросовестная конкуренция путем введения в заблуждение, в том числе в отношении:	Unfair competition through deception is prohibited, in relation to:
1) качества и потребительских свойств товара, предлагаемого к продаже, назначения такого товара, способов и условий его изготовления или применения, результатов, ожидаемых от использования такого товара, его пригодности для определенных целей;	1) the quality and consumer properties of the goods offered for sale, the useful purpose of such goods, the methods and conditions of their manufacture or application, the results expected from the use of such goods, their fitness for particular purposes;
2) количества товара, предлагаемого к продаже,	2) the quantity of goods offered for sale, the presence

наличия такого товара на рынке, возможности его приобретения на определенных условиях, фактического размера спроса на такой товар;	of such product on the market, the possibility of its acquiring on certain conditions, the size of the demand for such a product;
3) места производства товара, предлагаемого к продаже, изготовителя такого товара, гарантийных обязательств продавца или изготовителя;	3) the place of production of goods offered for sale, the manufacturer of such products, the warranty made by the seller or the manufacturer;
4) условий, на которых товар предлагается к продаже, в частности цены такого товара.	4) the conditions under which goods are offered for sale, in particular the price of such goods.
Статья 14.3. Запрет на недобросовестную конкуренцию путем некорректного сравнения	Article 14 (3). The prohibition of unfair competition by the making of an incorrect comparison
Не допускается недобросовестная конкуренция путем некорректного сравнения хозяйствующего субъекта и (или) его товара с другим хозяйствующим субъектом-конкурентом и (или) его товаром, в том числе:	It is a prohibited act of unfair competition to make an incorrect comparison of a business enterprise and (or) its goods to another business competing enterprise, and (or) its products, including through:
1) сравнение с другим хозяйствующим субъектом-конкурентом и (или) его товаром путем использования слов "лучший", "первый", "номер один", "самый", "только", "единственный", иных слов или обозначений, создающих впечатление о превосходстве товара и (или) хозяйствующего субъекта, без указания конкретных характеристик или параметров сравнения, имеющих объективное подтверждение, либо в случае, если утверждения, содержащие указанные слова, являются ложными, неточными или искаженными;	1) the comparison with other business enterprise competitors and (or) their products through the use of the words "best," "first," "number one," "most," "only," "unique," and other words or designations that create an impression of superiority of such goods and (or) the business enterprise, without giving the characteristics or parameters of comparison based on objective evidence, or if the statements containing these words are false, inaccurate, or misleading;
2) сравнение с другим хозяйствующим субъектом-конкурентом и (или) его товаром, в котором отсутствует указание конкретных сравниваемых характеристик или параметров либо результаты сравнения не могут быть объективно проверены;	2) the comparison with other business enterprise competitors and (or) their products where there is no indication of specific characteristics or parameters being compared or the results of the comparison cannot be objectively verified;
3) сравнение с другим хозяйствующим субъектом-конкурентом и (или) его товаром, основанное исключительно на незначительных или несопоставимых фактах и содержащее негативную оценку деятельности хозяйствующего субъекта-конкурента и (или) его товара.	3) Comparisons made with other business enterprise competitors and (or) their products based solely upon minor or disparate facts and containing a negative assessment of the business enterprise competitors and (or) their products.
Статья 14.4. Запрет на недобросовестную конкуренцию, связанную с приобретением и использованием исключительного права на средства индивидуализации юридического лица, средства индивидуализации товаров, работ или услуг	Article 14 (4). The prohibition of unfair competition related to the acquisition and use of the exclusive rights to the means of individualization of a legal entity, means of individualization of goods, works, or services
1. Не допускается недобросовестная конкуренция, связанная с приобретением и использованием исключительного права на средства индивидуализации юридического лица, средства индивидуализации товаров, работ или услуг (далее - средства индивидуализации).	1. Unfair competition is prohibited with regard to the acquisition and use of the exclusive rights to the means of individualization of a legal entity, the means of individualization of goods, works, or services (hereafter—the means of individualization).

<p>2. Решение антимонопольного органа о нарушении положений части 1 настоящей статьи в отношении приобретения и использования исключительного права на товарный знак направляется заинтересованным лицом в федеральный орган исполнительной власти по интеллектуальной собственности для признания недействительным предоставления правовой охраны товарному знаку.</p>	<p>2. Decisions made by anti-monopoly bodies about violations of the provisions of paragraph 1 of this article regarding the acquisition and use of exclusive rights to a trademark are to be sent by the concerned persons to the federal executive body on intellectual property for the invalidation of its legal protection of the trademark.</p>
<p>Статья 14.5. Запрет на недобросовестную конкуренцию, связанную с использованием результатов интеллектуальной деятельности</p>	<p>Article 14 (5). The prohibition of unfair competition related to the use of intellectual property</p>
<p>Не допускается недобросовестная конкуренция путем совершения хозяйствующим субъектом действий по продаже, обмену или иному введению в оборот товара, если при этом незаконно использовались результаты интеллектуальной деятельности, за исключением средств индивидуализации, принадлежащих хозяйствующему субъекту-конкуренту.</p>	<p>It is prohibited unfair competition to sell, exchange, or otherwise introduce into commerce goods that make illegal use of intellectual property, with the exception of the means of individualization belonging to business enterprise competitors.</p>
<p>Статья 14.6. Запрет на недобросовестную конкуренцию, связанную с созданием смешения</p>	<p>Article 14 (6). The prohibition of unfair competition resulting from the creation of confusion</p>
<p>Не допускается недобросовестная конкуренция путем совершения хозяйствующим субъектом действий (бездействия), способных вызвать смешение с деятельностью хозяйствующего субъекта-конкурента либо с товарами или услугами, вводимыми хозяйствующим субъектом-конкурентом в гражданский оборот на территории Российской Федерации, в том числе:</p>	<p>Unfair competition is prohibited where an legal enterprise takes actions (or fails to act) which may create confusion with the activities of that business enterprise competitor or the goods or services introduced by a business enterprise competitor into commerce in the territory of the Russian Federation, including:</p>
<p>1) незаконное использование обозначения, тождественного товарному знаку, фирменному наименованию, коммерческому обозначению, наименованию места происхождения товара хозяйствующего субъекта-конкурента либо сходного с ними до степени смешения, путем его размещения на товарах, этикетках, упаковках или использования иным образом в отношении товаров, которые продаются либо иным образом вводятся в гражданский оборот на территории Российской Федерации, а также путем его использования в информационно-телекоммуникационной сети "Интернет", включая размещение в доменном имени и при других способах адресации;</p>	<p>1) the illegal use of a designation which is identical to a trademark, trade name, commercial designation, appellation of origin of a business enterprise competitor or being confusingly similar to them, by posting them upon goods, labels, packaging, or some other usage in relation to goods which are sold or otherwise introduced into commerce in the territory of the Russian Federation, as well as by using their designations in the information and telecommunications network "Internet," including their placement in a domain name and as part of some other means of addressing;</p>

<p>2) копирование или имитация внешнего вида товара, вводимого в гражданский оборот хозяйствующим субъектом-конкурентом, упаковки такого товара, его этикетки, наименования, цветовой гаммы, фирменного стиля в целом (в совокупности фирменной одежды, оформления торгового зала, витрины) или иных элементов, индивидуализирующих хозяйствующего субъекта-конкурента и (или) его товар.</p>	<p>2) the copying or imitation of the appearance of the goods, their packaging, their labeling, their names, their colors, their corporate identity as a whole (collectively branded clothing, decoration trading halls, showcases), or other elements, relating to the individualization of business enterprise competitor and (or) his goods, introduced into commerce.</p>
<p>Статья 14.7. Запрет на недобросовестную конкуренцию, связанную с незаконным получением, использованием, разглашением информации, составляющей коммерческую или иную охраняемую законом тайну</p>	<p>Article 14 (7). The prohibition of unfair competition involving the illegal receipt, use, or disclosure of information that is a commercial or some other secret protected by law</p>
<p>Не допускается недобросовестная конкуренция, связанная с незаконным получением, использованием или разглашением информации, составляющей коммерческую или иную охраняемую законом тайну, в том числе:</p>	<p>Unfair competition is prohibited involving the illegal receipt, use, or disclosure of information that is a commercial or some other secret protected by law, including:</p>
<p>1) получение и использование указанной информации, обладателем которой является другой хозяйствующий субъект-конкурент, без согласия лица, имеющего право ею распоряжаться;</p>	<p>1) the receipt and usage of such information, where the owner is some other business enterprise competitor, without having the consent of someone with the right to dispose of it;</p>
<p>2) использование или разглашение указанной информации, обладателем которой является другой хозяйствующий субъект-конкурент, вследствие нарушения условий договора с лицом, имеющим право ею распоряжаться;</p>	<p>2) the use or disclosure of such information, where the owner is some other business enterprise competitor, as a result of a breach of a contract with someone with the right to dispose of it;</p>
<p>3) использование или разглашение указанной информации, обладателем которой является другой хозяйствующий субъект-конкурент и которая получена от лица, имеющего или имевшего доступ к указанной информации вследствие выполнения служебных обязанностей, если не истек установленный законом или договором срок ее неразглашения.</p>	<p>3) the use or disclosure of such information, where the owner is some other business enterprise competitor, and that is obtained from some person who has or had access to such information owing to their performance of official duties, unless the expiration set by law or contract term for its non-disclosure has occurred.</p>
<p>Статья 14.8. Запрет на иные формы недобросовестной конкуренции</p>	<p>Article 14(8). The prohibition of other forms of unfair competition</p>
<p>Не допускаются иные формы недобросовестной конкуренции наряду с предусмотренными статьями 14.1 - 14.7 настоящего Федерального закона.</p>	<p>Also prohibited are other forms of unfair competition in addition to those elaborated by Articles 141–147 of this federal statute.</p>

刑法

Уголовный кодекс Российской Федерации	Criminal Code of the Russian Federation
Федеральный закон от 13 июня 1996 года N 63-ФЗ (с изменениями, внесенными на 13 июля 2015 г.))	Federal Law No. 63-FZ of June 13, 1996 (as last amended on July 13, 2015)
<i>(извлечения)</i>	<i>(excerpt)</i>
Статья 146. Нарушение авторских и смежных прав	Article 146. Violation of Copyright and Related Rights.
1. Присвоение авторства (плагиат), если это деяние причинило крупный ущерб автору или иному правообладателю, -	1. Usurpation of authorship (plagiarism), if this action has caused significant damage to the author or another the right holder, -
наказывается штрафом в размере до двухсот тысяч рублей или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период до восемнадцати месяцев, либо обязательными работами на срок до четырехсот восьмидесяти часов, либо исправительными работами на срок до одного года, либо арестом на срок до шести месяцев.	shall be punishable with a fine in an amount of up to 200,000 rubles or in the amount of the wage or another income of the convicted person for a period of up to 18 months, or with obligatory work for a period of 180 to 240 hours, or with corrective labor for a period of up to one year, or with arrest for a period of up to six months.
2. Незаконное использование объектов авторского права или смежных прав, а равно приобретение, хранение, перевозка контрафактных экземпляров произведений или фонограмм в целях сбыта, совершенные в крупном размере, -	2. Illegal use of objects of copyright or related rights, as well as the acquisition, storage or carriage of counterfeited copies of works or phonograms for the purpose of sale carried out on a large scale -
наказываются штрафом в размере до двухсот тысяч рублей или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период до восемнадцати месяцев, либо обязательными работами на срок до четырехсот восьмидесяти часов, либо исправительными работами на срок до двух лет, либо принудительными работами на срок до двух лет, либо лишением свободы на тот же срок.	shall be punishable with a fine in an amount of up to 200,000 rubles or in the amount of the wage or other income of the convicted person for a period of up to 18 months, or with obligatory work for a period of up to 480 hours, or with corrective labor for a period of up to two years, or with compulsory work for a period of up to two years, or with imprisonment for a period of up to two years.
3. Деяния, предусмотренные частью второй настоящей статьи, если они совершены:	3. Actions stipulated by Item two of this Article, if they have been committed:
а) утратил силу.	a) <i>abolished.</i>
б) группой лиц по предварительному сговору или организованной группой;	b) by a group of persons by previous concert or by an organized group;
в) в особо крупном размере;	c) on an especially large scale;
г) лицом с использованием своего служебного положения, -	d) by a person with the use of his official position, -
наказываются принудительными работами на срок до пяти лет либо лишением свободы на срок до шести лет со штрафом в размере до пятисот тысяч рублей	shall be punishable with forced labour for a period of up to 5 years, or with imprisonment for a period of up to 6 years with a fine in an amount of up to 500,000

или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период до трех лет или без такового.	rubles or in an amount of the wages or another income of the convicted person for a period of up to 3 years or without such.
<i>Примечание. Деяния, предусмотренные настоящей статьей, признаются совершенными в крупном размере, если стоимость экземпляров произведений или фонограмм либо стоимость прав на использование объектов авторского права и смежных прав превышают сто тысяч рублей, а в особо крупном размере - один миллион рублей.</i>	<i>Note. Acts stipulated by this Article shall be deemed to have been committed on a large scale if the value of the copies of the works or phonograms or the value of the rights for the use of the objects of copyright or related rights exceed 100,000 rubles, and on an especially large scale – 1,000,000 rubles.</i>
(...)	(...)
Статья 147. Нарушение изобретательских и патентных прав	Article 147. Violation of Inventor's Rights and Patent Rights
1. Незаконное использование изобретения, полезной модели или промышленного образца, разглашение без согласия автора или заявителя сущности изобретения, полезной модели или промышленного образца до официальной публикации сведений о них, присвоение авторства или принуждение к соавторству, если эти деяния причинили крупный ущерб, -	1. Illegal use of an invention, utility model, or industrial design; disclosure of the essence of an invention, utility model, or industrial design, without the consent from its author or applicant, and before the official publication of information about them; usurpation of authorship or compelling of co-authorship, if these actions have caused large damage, -
наказываются штрафом в размере до двухсот тысяч рублей или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период до восемнадцати месяцев, либо обязательными работами на срок до четырехсот восьмидесяти часов, либо принудительными работами на срок до двух лет, либо лишением свободы на тот же срок.	shall be punishable with a fine in an amount of up to 200,000 rubles or in the amount of the wage or another income of the convicted person for a period of up to 18 months, or with compulsory works for a period of up to 480 hours, or with forced labour for a period of up to two years, or with imprisonment for the same period.
2. Те же деяния, совершенные группой лиц по предварительному сговору или организованной группой, -	2. The same actions committed by a group of persons by previous concert or by an organized group, -
наказываются штрафом в размере от ста тысяч до трехсот тысяч рублей или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период от одного года до двух лет, либо принудительными работами на срок до пяти лет, либо арестом на срок до шести месяцев, либо лишением свободы на срок до пяти лет.	shall be punishable with a fine in an amount of 100,000 to 300,000 rubles or in the amount of the wage or another income of the convicted person for a period of one to two years, or with forced labour for a period of up to 5 years, or with arrest for a term of up to six months, or with imprisonment for a period of up to 5 years.
(...)	(...)
Статья 180. Незаконное использование средств индивидуализации товаров (работ, услуг)	Article 180. Illegal Use of Means of Individualisation of Goods (Works, Services)
1. Незаконное использование чужого товарного знака, знака обслуживания, наименования места происхождения товара или сходных с ними обозначений для однородных товаров, если это деяние совершено неоднократно или причинило крупный ущерб, -	1. Illegal use of a trademark or service mark, appellation of origin of goods, or similar designations for similar goods, if this action has been committed repeatedly or has caused large damage, -

наказывается штрафом в размере от ста тысяч до трехсот тысяч рублей или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период до двух лет, либо обязательными работами на срок до четырехсот восьмидесяти часов, либо исправительными работами на срок до двух лет, либо принудительными работами на срок до двух лет, либо лишением свободы на срок до двух лет со штрафом в размере до восьмидесяти тысяч рублей или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период до шести месяцев.	shall be punishable with a fine in an amount of 100,000 to 300,000 rubles or in the amount of the wage or another income of the convicted person for a period of up to two years, or with compulsory works for a period of up to 480 hours, or with corrective labour for a period of up to two years, or with forced labour for a period of up to two years, or with imprisonment for a period of up to two years with a fine in an amount of up to 80,000 rubles or in the amount of wage or another income of the convicted person for a period of up to six months.
2. Незаконное использование предупредительной маркировки в отношении не зарегистрированного в Российской Федерации товарного знака или наименования места происхождения товара, если это деяние совершено неоднократно или причинило крупный ущерб,	2. Illegal use of a warning sign with respect to a trademark or an appellation of origin of goods which are not registered in the Russian Federation, if this action has been committed repeatedly or has caused large damage, -
- наказывается штрафом в размере до ста двадцати тысяч рублей или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период до одного года, либо обязательными работами на срок до трехсот шестидесяти часов, либо исправительными работами на срок до одного года.	shall be punishable with a fine in an amount of up to 120,000 rubles or in the amount of the wage or another income of the convicted person for a period of up to one year, or with compulsory works for a period of up to 360 hours, or with corrective labor for a period of up to one year.
3. Деяния, предусмотренные частями первой или второй настоящей статьи, совершенные группой лиц по предварительному сговору или организованной группой, -	3. The actions specified in Parts 1 or 2 of this Article committed by a group of persons by previous consent or by an organized group, -
наказываются штрафом в размере от пятисот тысяч до одного миллиона рублей или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период от трех до пяти лет, либо принудительными работами на срок до пяти лет, либо лишением свободы на срок до шести лет со штрафом в размере до пятисот тысяч рублей или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период до трех лет или без такового.	shall be punishable with a fine in an amount of 500,000 to 1,500,000 rubles or in the amount of the wage or another income of the convicted person for a period of 3 to 5 years, or with forced labour for a period of up to 5 years, or with imprisonment for a period of up to 6 years with a fine in an amount of up to 500,000 rubles or in an amount of wage or another income of the convicted person for a period of up to 3 years or without such.
<i>Примечание. Крупным ущербом в настоящей статье признается ущерб, сумма которого превышает двести пятьдесят тысяч рублей.</i>	<i>Note: Damage in an amount exceeding 250,000 rubles shall be recognized as a large damage, in this Article.</i>
(...)	(...)
Статья 183. Незаконные получение и разглашение сведений, составляющих коммерческую, налоговую или банковскую тайну	Article 183. The Illegal Receipt and Disclosure of Information Classified as a Commercial, Tax or Banking Secret
1. Собираение сведений, составляющих коммерческую, налоговую или банковскую тайну, путем похищения документов, подкупа или угроз, а равно иным незаконным способом -	1. The gathering of information classified as a commercial, tax or banking secret, by means of stealing documents, bribery and threats as well as in other illegal ways -

<p>наказывается штрафом в размере до пятисот тысяч рублей или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период до одного года, либо исправительными работами на срок до одного года, либо принудительными работами на срок до двух лет, либо лишением свободы на тот же срок.</p>	<p>shall be punishable with a fine in the amount of up to Rb500,000 or in the amount of the convicted person's wage/salary or other income for a period of up to one year, or by corrective labor for a period of up to one year, or by compulsory labor for a period of up to two years, or by imprisonment for the same period.</p>
<p>2. Незаконные разглашение или использование сведений, составляющих коммерческую, налоговую или банковскую тайну, без согласия их владельца лицом, которому она была доверена или стала известна по службе или работе, -</p>	<p>2. The illegal disclosure or use of information classified as a commercial, tax or banking secret, without the consent of the owner thereof by a person to whom it is entrusted or became known in the line of service or work –</p>
<p>наказываются штрафом в размере до одного миллиона рублей или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период до двух лет с лишением права занимать определенные должности или заниматься определенной деятельностью на срок до трех лет, либо исправительными работами на срок до двух лет, либо принудительными работами на срок до трех лет, либо лишением свободы на тот же срок.</p>	<p>shall be punishable with a fine in the amount of up to Rb1,000,000 or in the amount of a wage/salary, or any other income of the convicted person for a period of up to two years with deprivation of the right to occupy specified offices or engage in specified activities for a period of up to three years, or by corrective labor for a period of up to two years, or by compulsory labor for a period of up to three years, or by imprisonment for the same period.</p>
<p>3. Те же деяния, причинившие крупный ущерб или совершенные из корыстной заинтересованности, -</p>	<p>3. The same actions which have inflicted large damage or which have been committed with a mercenary interest –</p>
<p>наказываются штрафом в размере до одного миллиона пятисот тысяч рублей или в размере заработной платы или иного дохода осужденного за период до трех лет с лишением права занимать определенные должности или заниматься определенной деятельностью на срок до трех лет, либо принудительными работами на срок до пяти лет, либо лишением свободы на тот же срок.</p>	<p>shall be punishable with a fine in an amount of up to Rb1,500,000 or in the amount of a wage/salary or any other income of the convicted person for a period of up to three years with deprivation of the right to occupy specified offices or engage in specified activities for a period of up to 3 years, or with compulsory labour for a term of up to five years, or with imprisonment for the same period.</p>
<p>4. Деяния, предусмотренные частями второй или третьей настоящей статьи, повлекшие тяжкие последствия, -</p>	<p>4. The actions specified in Parts 2 or 3 of this Article which have caused grave consequences –</p>
<p>наказываются принудительными работами на срок до пяти лет либо лишением свободы на срок до семи лет.</p>	<p>shall be punishable by compulsory labour for a period of up to 5 years or by imprisonment for a period of up to 7 years.</p>
<p><i>Примечание. В настоящей статье крупным ущербом признается ущерб в сумме, превышающей один миллион пятьсот тысяч рублей.</i></p>	<p><i>Note: For the purposes of this Article, damage in an amount exceeding Rb1,500,000 shall be considered as a large damage.</i></p>

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ロシア編

[著者]

GORODISSKY & PARTNERS 法律事務所

編集長：Vladimir Biriulin

[発行]

日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2016年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2016年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。